

飼養衛生管理等支援システム第4期開発及び
運用・支援保守等業務調達仕様書（案）

令和7年10月

農林水産省消費・安全局

食品安全政策課・畜水産安全管理課・動物衛生課

目次

1	調達案件の概要	3
1.1	調達件名	3
1.2	調達の背景	3
1.3	本業務の概要	6
1.4	目的及び期待する効果	8
1.5	契約期間	8
1.6	作業スケジュール	8
2	関連調達案件	9
3	作業の実施内容に関する事項	10
3.1	本業務における作業の構成	10
3.2	作業実施計画の策定	10
3.3	会議体等	11
3.4	要件確認及び要件定義	12
3.5	設計	13
3.6	開発	14
3.7	基盤構築	15
3.8	テスト	15
3.9	データ移行及びテスト	17
3.10	情報システムの移行	17
3.11	運用保守	18
3.12	共通申請サービスとの連携機能廃止	23
3.13	教育	23
3.14	次期事業者への引継ぎ	23
3.15	情報資産管理標準シートの提出	23
4	機能要件、非機能要件等に関する事項	25
5	成果物、納品方法等に関する事項	25
6	作業の実施体制・方法に関する事項	27
6.1	作業実施体制	27
6.2	作業要員に求める資格等の要件	29
6.3	作業場所	31
6.4	作業の管理	31
6.5	クラウドサービス利用時の情報システムの保護に関する事項	31
7	作業の実施に当たっての遵守事項	31
7.1	機密保持、資料の取扱い	31
7.2	遵守する法令等	34
8	成果物の取扱いに関する事項	35
8.1	知的財産権の帰属	35
8.2	契約不適合責任の条件	36
8.3	検収	37
9	入札参加資格に関する事項	37
9.1	入札参加要件	37
9.2	入札制限	39
10	再請負に関する事項	39
11	その他特記事項	39
11.1	前提条件等	39
11.2	入札公告期間中の資料閲覧等	39
11.3	その他	40

12	付属文書	40
----	------------	----

1 調達案件の概要

1.1 調達件名

飼養衛生管理等支援システム第4期開発及び運用・支援保守等業務

1.2 調達の背景

日本国内の畜産生産現場では、不十分な飼養衛生管理に起因する家畜の越境性疾病、常在病原体による疾病等が、生産性を押下げる主因の一つとなっている。

疾病の発生予防は、感染源対策、感染経路対策及び感受性動物対策が基本であるが、生産現場では、飼養衛生管理の意義や取組内容の普及が必ずしも十分にできておらず、さらには、生産現場には、飼養衛生管理に関連した病性鑑定、生産資材の使用状況、と畜検査結果等の貴重な情報が、十分に連携・分析されないまま眠っている状況である。

一方で、家畜保健衛生所や自治体は、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）に基づく事務等の作業に追われ、本来果たすべき生産者支援の業務に大きな制約が存在している現状にある。

こうした課題の解決に向けて、農林水産省消費・安全局食品安全政策課、畜水産安全管理課及び動物衛生課（以下、「担当者」という。）は、令和3年度に「飼養衛生管理支援システム構築プロジェクトチーム」を立ち上げ、デジタル技術を活用して、家畜保健衛生所等の事務作業を省力化しつつ、疾病予防に向けた情報を迅速かつ効果的に利活用する「飼養衛生管理等支援システム」構築に向けた検討を開始した。

このような中、令和4年6月27日に閣議決定された「デジタル田園都市国家構想基本計画」において、デジタル技術を活用して畜産業の生産基盤強化を図るため、飼養衛生管理等に関する情報をタイムリーに共有・活用するシステムの開発を開始することが位置づけられ、飼養衛生等管理支援システム（以下、「本システム」という。）を、令和5年度より第1期開発を開始、令和6年度から順次運用を開始している。

農林水産省では、「農林水産省デジタル・ガバメント中長期計画」（令和2年3月27日農林水産省決定）に基づき、行政手続等のオンライン化に向けた共通的な申請システムのプラットフォームとして「農林水産省共通申請サービス（eMAFF）」（以下、「共通申請サービス」という。）の運用が開始されている。また、農林水産省では、政府全体の動向や利用者視点に立った、あるべき農林水産行政の姿を踏まえ、令和4年6月7日に閣議決定された「デジタル社会の実現に向けた重点計画」を受けて、「デジタル社会の形成に向けた農林水産省中長期計画」（令和4年10月5日に農林水産省行政情報化推進委員会決定）を策定した。同計画では、品質・低コスト・スピードを兼ね備えた行政サービスに向けて、ガバメントクラウド、ガバメントソリューションサービス（GSS）、ベースレジストリ等の共通機能について、農林水産省の各情報システムの状況を踏まえ、活用できるものについてはその活用を徹底するとしている。その上で、農林水産省では、クラウドの共通基盤を整備し、パブリッククラウドへの移行・運用に必要な最小限の共通機能を提供するとともに、情報システムの状況に応じて適切なクラウドへの移行方式を選択した上で円滑にクラウド移行できるよう支援を行っている。なお、当該共通機能を利用するパブリッククラウドをMAFFクラウドと言い、総合的な支援活動を行う組織をMAFFクラウドCoEと言う。

本システムはMAFFクラウドを利用しており、本調達期間においても引き続きMAFFクラウドを利用することを前提とする。

令和5年度、令和6年度及び令和7年度開発で蓄積されたデータを最大限に活用しつつ、各システムと連携強化及び情報セキュリティ対策の徹底を図り、令和8年度の業務を行うものである。

本業務は、3章3.11に記載の引継ぎを受けた上で第4期開発等業務を行うこと。第4期開発は共通申請サービス改善の機能開発を本システムに実装する必要がある。

また、本制度を的確に運用する観点から、家畜保健衛生所等の事務作業時間を削減し、情報の効率的・即時的な把握・共有が円滑に実施できるよう、令和8年度の本システムの運用支援・保守等の業務を行うこと。

(1) 第1期開発業務の状況

本システムは、タブレットやスマホで利用するWEBアプリケーション及びAI-OCRで構成されており、MAFFクラウド上で以下のとおり運用されている（別紙1 システム稼働環境、クラウドサービス一覧を参照のこと。）。

- ① WEBアプリケーションは主に家畜保健衛生所（全都道府県に241カ所（独立した病性鑑定施設、支所等を含む。）以下同じ。）の職員及び生産者が使用しており、共通申請サービスとAPI連携している。

本WEBアプリケーションは、PWA技術を用いて開発されている。アプリを端末ホーム画面に追加が可能であり、データをローカルストレージに一時データとして保存することでオフライン環境下でも利用することができ、プッシュ通知等にも対応している。

- ② AI-OCRは家畜保健衛生所が主に使用しており、製品はSmartReadを利用している。共通申請サービスとAPI連携している。

（参考）

WEBアプリ 画面数44、内部API数9、バッチ数1、テーブル数8、ファイル数9、207.5Kstep
AI-OCR 帳票数（テンプレート数）44、バッチ数1、ファイル数28、15.8kstep

(2) 第2期開発業務の状況

第1期で開発したシステムを拡張しており、デバイスにPCが追加され、MAFFクラウド上で運用されている。

（主な追加）

- ① WEBアプリケーションは主に都道府県庁、獣医師、販売店、農林水産省がシステム利用者として追加され、一部の動物用医薬品（要指示医薬品として指定されたワクチン、抗菌剤、一部の一般薬が該当）の購入に必要な指示書の発行、関係者が家畜に投薬した場合の関係者の記録、保存、閲覧業務等の開発が行われている。
- ② AI-OCRは、飼養衛生管理基準の自己点検に伴う対応が追加されている。
- ③ PDF帳票生成はCreate!Formを利用している。

（参考）

画面数47、帳票数23、内部API11数、バッチ8数、テーブル数43、ファイル数2、125.6Kstep

(3) 第3期開発業務の状況

第2期で開発したシステムを更に拡張、以下の開発を行い、引き続きMAFFクラウド上で運用している。

（主な追加）

- ① 令和5年度に共通申請サービスのアドオン開発で実装した飼養衛生管理基準を本システムに実装。
- ② 家畜改良センターとの連携。牛個体識別情報のデータ活用。
- ③ AI-OCR非定型対応として紙の指示書読み込み、データ蓄積。非定型のAI-OCRは都道府県庁、家畜保健衛生所が利用しており、製品はスマートOCRを利用している。
- ④ 更改後の家畜疾病サーベイランス報告システムとの連携。

(4) 家畜防疫マップシステム更改の状況

家畜防疫マップシステムは令和6年度に更改を行っており、本システムのサブシステムとして令和7年4月より運用開始している。

更改後の新家畜防疫マップシステムは、PCで利用するWEBアプリケーションで構成されており、MAFFクラウド上で以下のとおり運用される。

GISはNTTインフラネット株式会社GEOSPACE CDS（電子地図・航空写真）、GEOSPACE API（電子

地図・航空写真)を利用している。

- ・WEBアプリケーションは主に都道府県庁、家畜保健衛生所（国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究部門（以下、「農研機構」という。）の職員、農林水産省本省が使用しており、共通申請サービスとAPI連携している。

（参考）

画面数33、帳票数15、内部API数14、バッチ数5、テーブル数33、ファイル数6、77.5Kstep

(5) 家畜疾病サーベイランス報告システム更改の状況

家畜疾病サーベイランス報告システムは令和7年度に更改を行い、本システムのサブシステムとして令和8年4月より運用を開始する予定。

更改後の家畜疾病サーベイランス報告システムは、PCで利用するWEBアプリケーションで構成されており、MAFFクラウド上で運用する。

WEBアプリケーションは主に都道府県庁、家畜保健衛生所、農研機構、農林水産省本省が使用しており、共通申請サービスとAPI連携している。

（補足）

- ・農林水産省本省からは、ガバメントネットワーク経由及びインターネット経由で接続している。
- ・都道府県庁及び家畜保健衛生所は、インターネット経由または総合行政ネットワーク（以下、「LGWAN」という。）経由で接続している。
- ・生産者、獣医師、販売店、農研機構は、インターネット経由で接続している。

第4期開発等業務でも引き続き、上記経由での接続を維持する必要がある。

（留意事項等）

ア 本システムの基本構造は、別紙1「システム稼働環境、クラウドサービス一覧」を参照すること。最新の情報は、第9章9.1入札参加要件(4)に記載の資料閲覧において確認すること。

イ 本システムは、本番環境の他、ステージング環境及び開発環境があるため、本業務は全ての環境を対象として実施すること。

ウ 受注者は、契約期間中の本業務の実施に必要となる作業場所、資材、社内環境及び費用を受注者の負担により用意すること。本章（1）～（3）のライセンス料（サービス利用料）等は、本業務に含めるものとし、受注者が負担すること。なお、本システムではAWS CodeCommitを利用したソース管理を行っており、受注者側で準備する社内環境においても利用できるように準備すること。本件の利用が難しい場合は、担当者に状況を申し出ること。ユーザアカウントの引継ぎについては、営業担当者を紹介するため、確認の上、引継ぎに必要な対応を行うこと。

なお、受注者は仕様書に詳細な記載のない事項であっても、サービスの提供に必要な問合せ等の事項は実施するとともに、その費用を負担すること。臨時的バージョンアップ等も含むものとする。

(6) 共通申請サービスの状況

農林水産省における補助金・交付金等の手続きを電子的に行うシステムとして、令和元年度に共通申請サービスを構築し、令和2年度から試行運用、令和3年度から運用を開始している。本制度では飼養衛生管理基準に係る手続きを、共通申請サービス上で行っている。

令和7年度から次期オンライン申請システム（以下、「eMAFF申請2.0」という。）の開発を行っており、現行の共通申請サービスは、令和8年度中に終了する予定のため、影響を受ける範囲は本システムで対応する必要がある。

(7) MAFF クラウドの状況

平成 30 年 6 月には、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」が決定（最終改定は、令和 4 年 9 月 30 日）された。この中で、「クラウド・バイ・デフォルトの原則」が政府方針として出されている。

これらの状況を踏まえ、本システムはパブリッククラウドを利用する。農林水産省では、政府全体の動向や利用者視点に立った、あるべき農林水産行政の姿を踏まえ、令和 2 年 3 月に「農林水産省デジタル・ガバメント中長期計画」を改定し、情報システムのクラウド化の推進に当たっては、MAFF クラウドを中心としたクラウドへの移行を進めることとしている。

MAFF クラウドでは、クラウド移行・運用に必要な最小限の共通機能を提供するとともに、クラウド移行・運用等の一連の工程における、PMO による担当者への総合的な支援活動を実施する。なお、総合的な技術支援を行う組織を MAFF クラウド CoE という。

これらの状況を踏まえ、第 4 期開発等業務でも MAFF クラウドを利用する。

1.3 本業務の概要

受注者は、本調達仕様書の内容に基づき、消費・安全局食品安全政策課・畜水産安全管理課・動物衛生課の担当者（以下、「担当者」という。）と十分協議の上、以下の対応を行い、第 1 期開業務、第 2 期開発業務、第 3 期開発業務、更改後の新家畜防疫マップシステムの引継ぎを受けた上で、運用・支援及び保守業務、第 4 期開発及び運用等業務を行うこと。

第 4 期開発等業務では、共通申請サービスからデータ移行する必要があるため、共通申請サービスを担当する事業者と協議を行いながら業務を進めること。

平日の日中にシステムを停止すると業務に悪影響を与えるため、計画には十分注意する必要がある。また、繁忙期においては、夜間であっても業務への影響が予測されるため、データ変換・データ移行・切替が必要な場合は、業務への影響が最小限となるよう、実施日時について担当者とよく打ち合わせた上で実施すること。

なお、開発する際には要件確認時に確認ポイントを設け、制度担当者等の意見を十分に反映して開発する計画とすること。なお、要件確認期間は画面イメージの認識合せ等を行う工夫や、早期に着手する計画とすること。

プログラム資源、ドキュメント等の借受けについては、2 章関連調達案件記載の受注事業者と連携の上実施することとし、バージョン不整合等が発生しないよう留意すること。

本業務にパブリッククラウドにおけるクラウドサービスの提供業務も含まれるため、クラウドサービスの提供に係る費用及び利用料は受注者の負担とする。

令和 7 年度時点

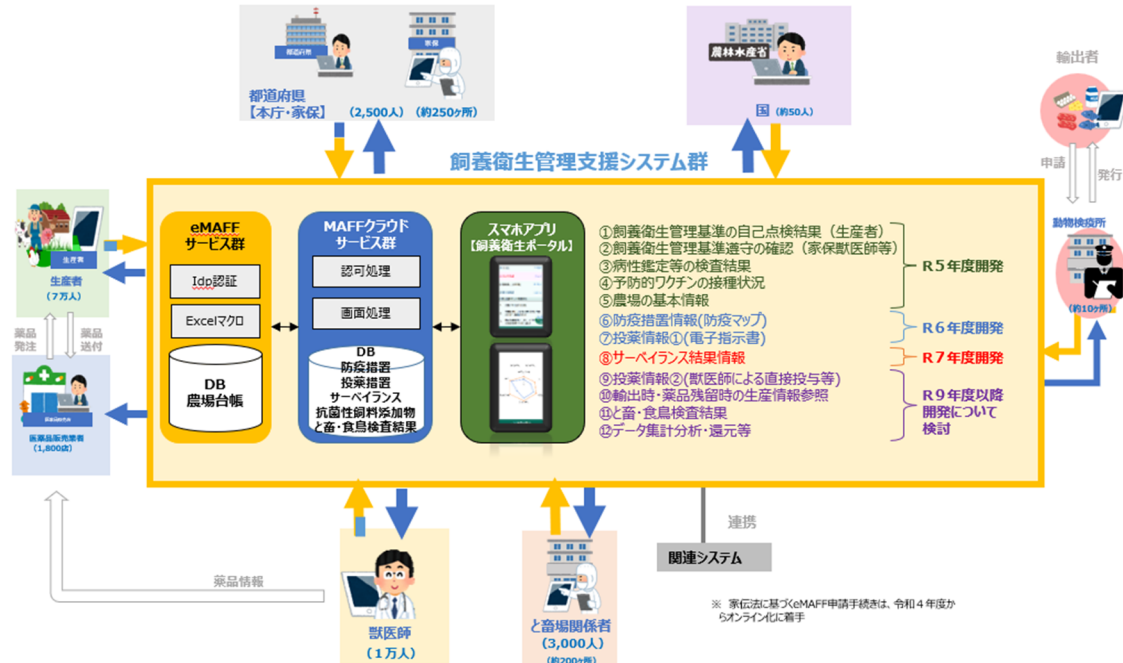
システム群の構成と利用者

R7年現在

○ eMAFFサービス群で開発する機能

○ ID等認証情報の提供・管理機能、申請機能やデータベース機能

○ MAFFクラウドサービス群・スマホアプリで開発する機能：収集した情報を解析し、家畜疾病の発生予防等に繋げるためのツールや利用者デバイスの画面表示機能、オフライン入力機能などを開発（eMAFFで実装できない部分の画面・機能・データベースを補充）

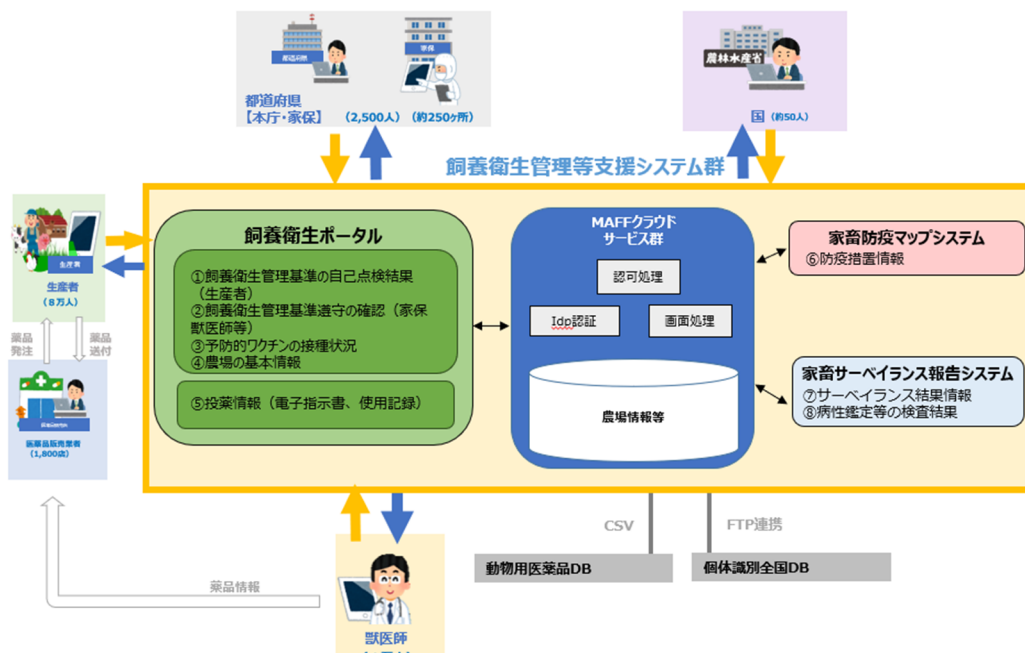


令和 9 年度以降（予定）

システム群の構成と利用者

R9年以降

○ MAFFクラウドサービス群：飼養衛生プラットフォーム



図：本プロジェクトに係る概要

1.4 目的及び期待する効果

慢性疾病の発生をコントロール、急性感染症の増加により、自治体の事務量の負担が大きくなっており、迅速な防疫措置が実施できていない現状がある。

以上のような状況を踏まえ、本業務では、令和5年度から開発、運用している本システムの効率的な運用を行うための機能追加及び事務処理機能の向上を目的とし、関係者間で効率的に活用する情報システムを設計・開発する。

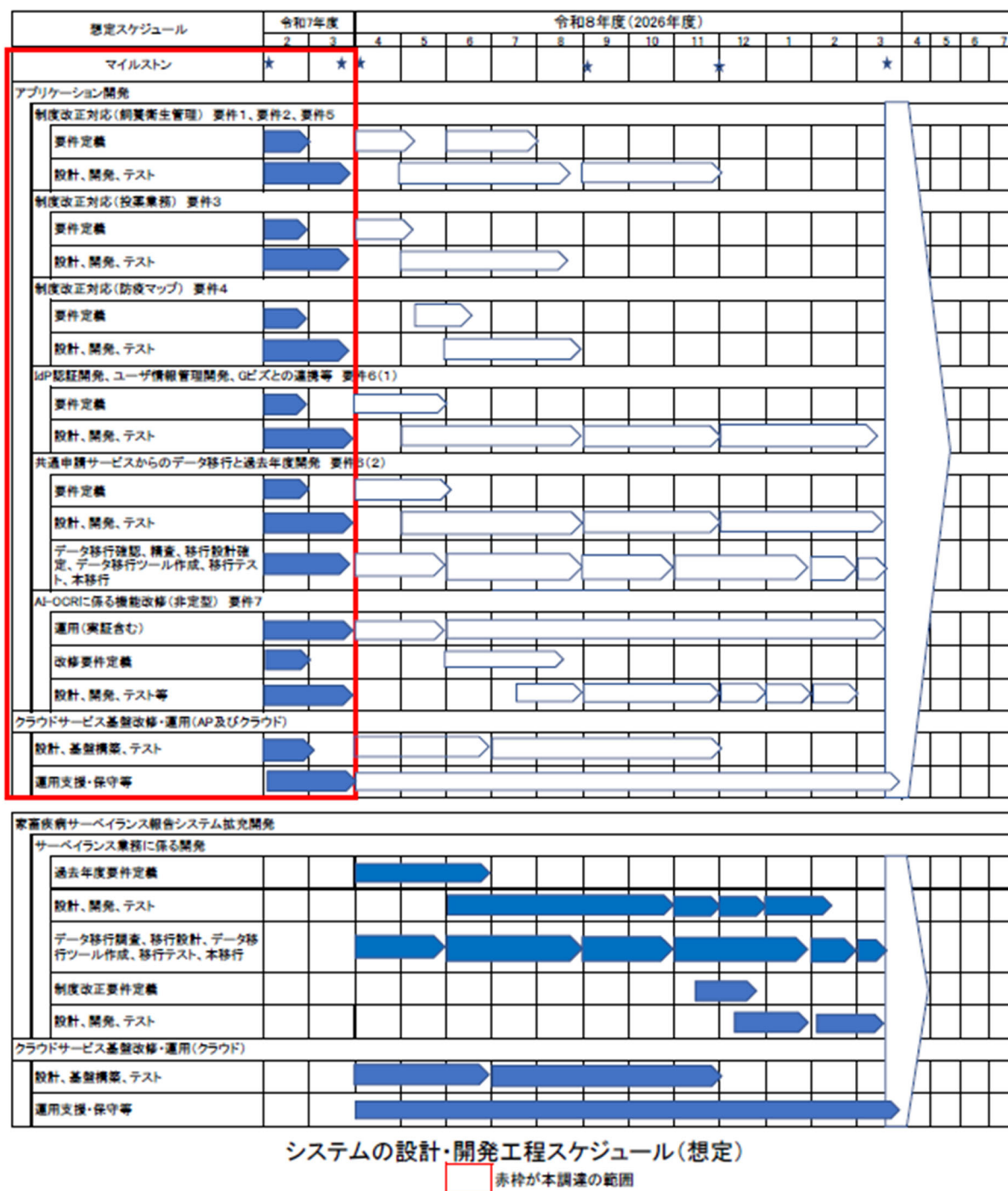
また、本制度を的確に運用する観点から、家畜保健衛生所等の事務作業時間を削減し、情報の効率的・即時的な把握・共有が円滑に実施できるよう、令和8年度の本システムの運用支援・保守等の業務を行うものとする。

1.5 契約期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

1.6 作業スケジュール

作業スケジュールは次のとおり想定している。



2 関連調達案件

関連する調達単位、調達の方式、調達実施時期については、以下を想定している。

調達案件名	調達方式	主な業務内容	契約期間
令和8年度 eMAFF 運用 保守等業務 (仮称)	一般競争 (総合評価落札方式)	基盤運用、システム 保守業務	未定

調達案件名	調達方式	主な業務内容	契約期間
令和8年度 eMAFF 運用支援業務	一般競争 (総合評価落札方式)	コールセンター運用、支援業務	未定
eMAFF 申請 2.0 第2期開発業務（仮称）	一般競争 (総合評価落札方式)	システム改修に係るプログラム設計、修正、テスト、リリース業務	未定
家畜疾病サーベイランス報告システム拡充等業務（飼養衛生管理等支援システム）	一般競争入札 (総合評価落札方式)	システム開発に係るプログラム設計、テスト、リリース等業務	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで（予定）
令和7、8年度飼養衛生管理支援システムコールセンター運営業務	一般競争入札 (最低価格落札方式)	生産者等からの問合せ対応、システム状況確認等業務	令和7年6月3日から令和8年7月31日まで
令和8、9年度飼養衛生管理支援システムコールセンター運営業務	一般競争入札 (最低価格落札方式)	生産者等からの問合せ対応、システム状況確認等業務	令和8年5月頃から令和9年7月31日まで（予定）

3 作業の実施内容に関する事項

3.1 本業務における作業の構成

本業務は、以下の作業により構成する。本業務の遂行に当たっては、「デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン」（2025年（令和7年）5月27日最終改訂（以下、「標準ガイドライン」という。））に基づき、作業を行うこと。具体的な作業内容及び手順等については、「デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン解説書（内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室）」（以下、「解説書」という。）を参考とすること。なお、「標準ガイドライン」及び「解説書」が改定された場合は、最新のものを参照し、その内容に従うこと。

表 本業務における作業の構成

作業	本調達仕様書の項番
作業実施計画の策定	3.2
要件確認及び要件定義	3.4
設計	3.5
開発	3.6
基盤構築	3.7
テスト	3.8
データ移行	3.9
運用保守	3.11
教育	3.12
前期事業者からの引継ぎ及び次期事業者への引継ぎ	3.13
情報資産管理標準シートの提出	3.14

3.2 作業実施計画の策定

受注者は、本制度の内容、本調達仕様書に基づき、契約締結後5日以内に設計・開発実施計画書及び設計・開発実施要領、運用保守実施計画書兼実施要領（以下、「運用保守実施要領」という。）を契約締結後5日以内（行政機関の休日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項各号に掲げる日をいう。以下同じ。）を除く。）に作成の上、電子ファ

イルで担当者にメールで提出し、関係者を集め、作業実施計画書の説明（キックオフ）を行った上で担当者に内容の承認を得ること。

設計・開発実施計画書及び設計・開発実施要領の記載内容は、標準ガイドライン「第7章 設計・開発」で定義されている事項及び以下を踏まえたものとする。運用保守実施要領の記載内容は、標準ガイドライン第3編「第9章 運用及び保守」で定義されている事項を踏まえたものとする。

(1) 各種計画・実施要領等の策定支援

受注者は、以下により、担当者が行う運用作業計画・実施要領等の作成支援を行うこと。

- ・ 担当者が、2章関連調達案件に記載の関連する調達案件を全て含むプロジェクトの運用作業計画及び運用実施要領を作成するに当たり、具体的な作業内容や実施時間、実施サイクル等に関する資料作成等の支援を行うこと。運用作業計画及び運用実施要領の記載内容は、標準ガイドライン第3編「第9章 運用及び保守」で定義されている事項を踏まえたものとする。

(2) 開発管理

受注者は、以下により適切な開発管理を行うこと。

- ・ 上記3.2で担当者が承認した設計・開発実施計画書に従い、記載された成果物を作成すること。その際、設計・開発業務に係るコミュニケーション管理、体制管理、工程管理、品質管理、リスク管理、課題管理、システム構成管理、変更管理、情報セキュリティ対策を行うこと。
- ・ やむを得ず開発スケジュール等を変更する場合は、事前に担当者と協議し、指示に従うこと。
- ・ スケジュール管理は、WBS等により定量的な計測に基づいて、進捗状況を報告すること。
- ・ 省内での作業においては、担当者の指示に従うこと。
- ・ 貸与された物件は、厳重な管理を行い、本業務の完了時に返却すること。データは復元できないよう消去を行い、消去証明書を速やかに提出すること。
- ・ 作業を進める中で発生する問題、課題等が検討事項から漏れないように、原因・解決策等を課題一覧表に整理し、進捗状況と併せて報告すること。
- ・ 本業務遂行に当たっては、農林水産省が定めるプロジェクト計画書との整合を確保して行うこと。
- ・ 本業務の管理に当たっては、農林水産省が定めるプロジェクト管理要領との整合を確保して行うこと。
- ・ システムの設計・開発工程スケジュール（想定）に記載のタスク単位で各工程毎に担当者によるレビューを受けること。レビュー期については、担当者と打合せの上、十分な期間を設けたスケジュールにすること。なお、担当者レビューは次期工程の進捗を妨げるものではない。

3.3 会議体等

(1) キックオフ

受注者は、本業務の本調達仕様書に基づき、作業実施計画書、設計・開発実施計画書及び設計・開発実施要領、運用保守実施要領を作成の上、関係者を集め、作業実施計画書の説明（キックオフ）を行った上で担当者の承認を得ること。キックオフ会議は契約締結後、14日以内に開催する予定である。

(2) 進捗報告

受注者は、本業務の進捗状況（作業内容、作業予及び実績、作業上の課題、課題に対する対応方針、直近の作業内容、リスク・リスクに対する対応方針等）、品質管理情報等について、作業実施計画に基づき、定期的に報告し（原則、月に2回程度）、担当者の承認を得ること。

ただし、進捗状況によっては開催頻度を毎週に変更することを要請することがある。状況により、次の開催を待たず、臨時で会議を開催の上報告し、担当者の承認を得ること。

また、全ての作業終了後に、本業務における作業実績工数を報告すること。

(3) 個別検討会議

受注者は、担当者と対面で移行設計に係る認識合せの打合せを行うこと。上記、(2)と同日開催も可とするが、個別検討会議は対面での実施を原則とし、打合せ場所は農林水産省本省内を原則とするが、会議室の確保が困難な場合等、受注事業者のオフィス会議室等で実施する場合があるため、対応すること。

(4) 月次報告・年次報告

運用保守の月次報告会は月1回、固定した曜日の第2回目での開催を予定している（金曜日開催であれば、第2回目の金曜日）。年次報告会は、令和8年3月の第3週目に予定している。このため、令和8年3月については、月次報告会と年次報告会を同時開催することとし、担当者に報告の上、承認を得ること。

担当者から要請があった場合、又は、受注者が必要と判断した場合、必要資料を作成の上、上記会議体とは別に会議を開催すること。

また、全ての作業終了後に、本業務における作業実績工数を報告すること。作業実績工数は、開発は契約期間中をまとめた工数とし、運用・保守は契約期間中、月単位でまとめた工数とする。

(5) 議事録の作成

受注者は、担当者を含めた会議等を開催した際には、会議終了後、5日以内に議事録を作成し、担当者に提出し承認を得ること。

3.4 要件確認及び要件定義

受注者は、本調達仕様書、共通申請サービス納入成果物、担当者が提示する資料等に基づき、設計に必要な要件の確認を行うこと。要件資料を更に詳細化し、不足、齟齬がないか確認の上、担当者及び各制度の政策担当者と打合せを実施し、要件定義書を作成（資料作成の粒度は、第3期開発業務の成果物と同等を必須とする。）、内容の承認を得ること。データ項目は新規情報システムのデータ構造を明示し、保有・管理するデータの変換、例外データ等の処理方法等も考慮し、記載すること。システム操作性及び機能について疑義が発生した場合は、想定されるシステム利用者にもヒアリング等を実施し、反映させること。ヒアリング等は書面アンケート方式及びWEB会議方式でも可能とする。

なお、本システムに製品等を導入する場合は、LGWAN 経由の接続で利用することが可能な製品とすること。また、今後も本システムを拡張する予定のため、パッケージ導入は不可とする。

- ・ 令和5年、令和6年及び令和7年度調達の納入・成果物、打合せ資料及びドキュメント等
- ・ 共通申請サービスの納入成果物
- ・ 担当者から提供されるドキュメント
- ・ 本制度に係る実施要綱等
- ・ デジタル庁等、関係先から示される資料等

(1) 共通申請サービスの対応

現行の共通申請サービスは、令和8年度中に運用を終了する予定のため、共通申請サービスに登録されているデータを令和7年度中に移行する必要がある。これに対応するため、飼養衛生管理等支援システムに係る不備データ調査及びデータ移行設計業務（以下、「データ移行設計業務」という。）の納入成果物を確認し、それ以降に登録されたデータの追加調査を行うための、必要な要件を定めること。

なお、不備のあるデータや不要なデータがあること及びデータが日々増減を繰り返していることを踏まえ作業負荷を見積もること。

(2) 家畜疾病サーベイランス報告システムの対応

令和8年4月（予定）より更改後の家畜疾病サーベイランス報告システムの運用開始が予定されている。更改後の家畜疾病サーベイランス報告システムも本システムと同じMAFFクラウド上の飼養衛生管理群に実装している。

本業務では、更改後の家畜疾病サーベイランス報告システム拡充等業務でも利用する農場台帳等を管理するファイルサーバを設けているため、家畜疾病サーベイランス報告システム拡充等業務の事業者と通信要件等を十分協議し、定めること。

また、更改後の家畜疾病サーベイランス報告システムも本業務で開発するIdP認証等を利用するため、通信要件等、十分協議し、定めること。

3.5 設計

受注者は、本調達仕様書、上記3.4でまとめた各要件定義書、共通申請サービス納入成果物等を踏まえ、別紙2「飼養衛生管理等支援システム第4期開発及び運用等業務に係る要件資料」の機能要件及び非機能要件を満たすための基本設計、詳細設計及び運用設計を行い、担当者の承認を得ること。

制度改正対応は、項目を増やす必要があるため、担当者及び関係者と合意形成し、基本設計書、詳細設計書、運用設計書に取りまとめ、担当者の承認を得ること。

家畜疾病サーベイランス報告システムは、本システムのサブシステムの位置付けで開発を行っているが、本業務において家畜疾病サーベイランス報告システムでも利用できるよう、家畜疾病サーベイランス報告システム拡充等業務の事業者と通信要件等を合意形成し、設計書、詳細設計書、運用設計書に取りまとめ、担当者の承認を得ること。

なお、設計にあたっては、家畜疾病サーベイランス報告システムで必要な農場台帳等からデータ取得するタイミングやバッチ処理等を検討する必要があるが、他のサブシステムに影響を与えないよう考慮する必要がある。

Gビズとの連携は、担当者、デジタル庁関係者及びデジタル庁の受注事業者と合意形成し、基本設計書、詳細設計書、運用設計書に取りまとめ、担当者の承認を得ること。

第4期開発等業務でも継続してMAFFクラウドを利用するため、事前にMAFFクラウドが提供する共通サービス以外の必要なリソースやインスタンスの種類、クラウドが提供するサービス利用等について担当者、MAFFクラウドCoE及び関係者に報告し、合意形成すること。合意に基づき、基本設計書、詳細設計書、運用設計書に取りまとめ、担当者及びMAFFクラウドCoEの承認を得ること。既存の追加部分については各種設計書を新規で作成せず、第3期開発の納入・成果物を修正、追記等の必要な作業を行うこと。

データ移行設計業務の成果物を確認し、データ移行に係る設計不足があれば移行設計書に追記し、担当者の承認を得ること。

なお、基本設計にはリリース方式設計（IaC、インフラテストの自動化、CI/CDパイプライン化等）を必ず含めること。

設計書の記載内容は、標準ガイドライン第3編第7章を参照の上、資料作成の粒度は、第3期開発業務の成果物と同等を必須とする。

(1) MAFFクラウドの対応

本業務は、第1期業務、第2期開発業務及び第3期開発業務で開発したアプリケーションを利用した開発を行う。また、MAFFクラウドの構成変更等が必要なため、必要な対応を行うこと。

LGWAN 接続は、G-Net 経由を必須とする。

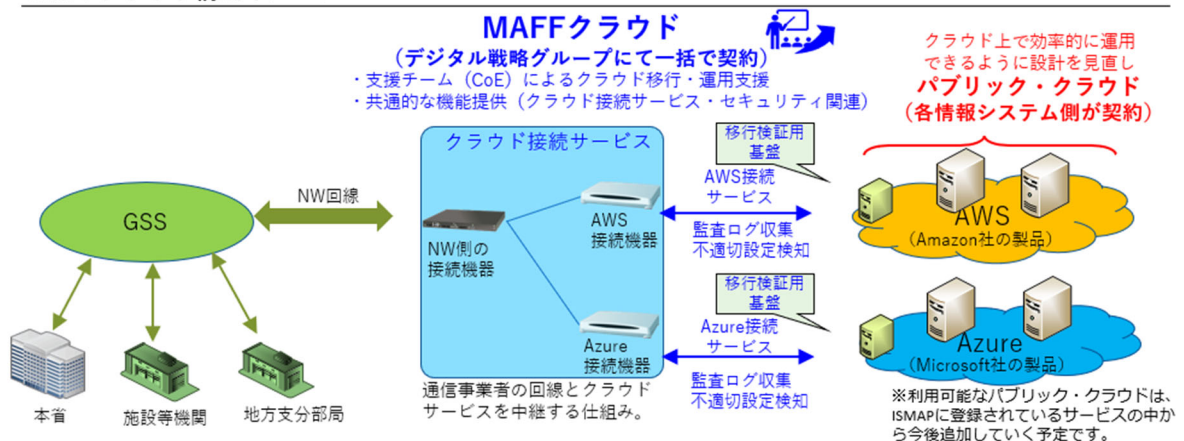
本調達仕様及び要件定義書の要件を満たす必要なリソースやインスタンス種類、クラウドが提供するサービス等を元に、契約期間終了後の次年度以降を含め課題等をまとめたものを担当者に報告し、承認を得ること。

運用設計及び保守設計にあたっては、基盤の運用設計及び保守設計において、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの適切な利用に係る基本方針」の1.6 クラウドサービスのスマートな利用によるメリットの内の（マネージドサービス活用によるコスト削減、IaCによる構築）の2項目に適合することが望ましい。適合が難しい場合は、合理的な理由をMAFFクラウドCoEに説明し、承認を得ること。

定常時における月次の作業内容、その想定スケジュール、障害発生時における作業内容等を取りまとめた「運用・保守実施計画及び運用保守実施要領」を修正提出し、担当者の承認を得ること。なお、受注者は運用設計及び保守設計においてMSP（マネージドサービスプロバイダ）等を活用した設計とすることで運用コストの低減に努めること。

受注者は、運用設計及び保守設計においてクラウドサービスの責任共有モデルを理解し、クラウドサービスプロバイダー、運用保守事業者の責任範囲に重複がないように役割分担を定義すること。

MAFFクラウド構成イメージ



(2) 情報システム運用継続計画書の作成支援

受注者は、運用設計時に情報システム運用継続計画書の更新を行うこと。飼養衛生管理支援等システムの問題発生時に求められる必要最低限の機能、目標復旧時間等に関する内容をまとめ、情報システム運用継続計画書（変更案）を作成、支援を行うこと。また、担当者が情報システム運用継続計画書を更新する際は、更新案の作成、支援を行うこと。

作成及び支援を行う際は、政府機関等における情報システム運用継続計画ガイドライン（内閣官房国家サイバー統括室（NCO）（2025年（令和7年）7月最終更新））を参照とすること。

3.6 開発

上記3.5で作成した設計書を踏まえ、以下により、機能開発を行うこと。機能開発に必要な環境は、受注者の負担で準備すること。

- ・アプリケーションプログラムの開発又は保守を効率的に実施するため、プログラミ

ング等のルールを定めた開発標準（標準コーディング規約、セキュアコーディング規約、データやデータ項目の命名規約等）を定め、担当者の確認を受けること。

- ・ 情報セキュリティ確保のためのルール遵守や成果物の確認方法（例えば、標準コーディング規約遵守の確認、ソースコードの検査、現場での抜き打ち調査等についての実施主体、手順、方法等）を定め、担当者の確認を受けること。
- ・ 受注者は、本調達にて開発したプログラム一式を成果物として提出すること。
- ・ 脆弱性検査については、「デジタル庁 政府情報システムにおける脆弱性診断ガイドライン」の実施基準を満たすように脆弱性診断実施事業者の選定、脆弱性診断の実施、検出された脆弱性への対応を行うこと。

3.7 基盤構築

上記 3.5 で作成した設計書を踏まえ、機能が正常に動作するための必要な基盤構築を行うこと。環境は別紙 2「飼養衛生管理等支援システム第 4 期開発等業務に係る要件資料」のシステム稼働環境に関する事項を参照すること。クラウドは MAFF クラウドが提供する共通サービス以外に係る費用について受注者の責任の範囲で調達し、負担すること。

なお、本システムはインターネット経由、ガバメントネットワーク及び LGWAN 経由での利用が必須となるため、接続に係る必要な対応を行うこと。また、ガバメントネットワーク等の作業による影響が判明した場合は、それぞれ必要な対応を行うこと。

また、上記 3.6 で開発した機能を MAFF クラウド基盤上に実装し、正常に動作するようにすること。クラウドサービスの運用は、オンプレミスのように人を張り付けるのではなく、シェアード型の運用サービスを使うこと。

（留意事項）

- ・ 受注者は、インフラの設定変更があった場合は設計書等の更新版（パラメータシート含む）を、担当者に提出すること。
- ・ 受注者は、農林水産省クラウド利用ガイドライン別紙 1_共通機能_利用申請書の内容（システム構成を含む）に変更がある場合、資料を更新し、担当者と MAFF クラウド CoE の確認を受けること。
- ・ G-Net 経由での LGWAN 接続が必須要件となる。

3.8 テスト

上記 3.6 で開発した機能の動作、一連の機能としての動作に係るテストを実施すること。テストにあたっては、事前に以下の内容を含めたテスト実施計画書を作成し、担当者の承認を得た上で実施すること。テスト実施計画書には、実施状況の報告（定例、随時）についても記載すること。また、以下のテストを実施した結果を取りまとめ、テスト結果報告書を作成し、担当者の承認を得ること。

(1) テスト実施計画書の作成

テスト計画を立案した上でテストを実施すること。開発テスト計画には、テスト体制と役割、詳細な作業とスケジュール、テスト環境、テストツール合否判定基準等に関する記述を含むこと。立案した計画はテスト実施前に担当者に説明し、内容について承認を得ること。

(2) テスト実施体制と役割

テスト実施においては、関係者の負荷に配慮し、できるだけ早い段階で計画を立案し、理解・協力を得ること。

(3) テスト環境、テストデータ

本システムが正常稼動することを確認できるテスト環境で構築し、テスト環境を受注者側（社

内)に設置の上で、システム動作の確認試験を実施すること。なお、本作業期間中における必要な機器、テストデータの準備については、受注者が手配すること。

(4) テストの実施

受注者は、設計工程の成果物及びテスト計画書に基づき、アプリケーションプログラムの開発、テストを行うこと。

(主な内容)

- ・ 各テスト工程（単体テスト、結合テスト、総合テスト、運用テスト、受入テスト）のテスト方針及びテスト観点
- ・ テスト項目（正常系テストに加え、例外テスト、境界テスト、限界値テスト、性能テスト等を行うこと。）
- ・ 合否判定基準
- ・ テストスケジュール（再試験も想定し、スケジュールを決定すること。）
- ・ テスト実施体制（品質管理体制を含む。品質管理体制は、第三者による確認等、客観的な品質管理体制とすること。）
- ・ テスト環境
- ・ ガバメントネットワークとの接続確認
- ・ テスト結果報告内容（試験密度と不良率などが確認できること。機能別/サブシステム別の試験項目数、不良数による目標値や自社の経験に基づく指標範囲内であるか等が確認できること。品質状況分析）
- ・ 不具合の原因を分類整理し、類似の潜在不具合を潰すための横展開や品質強化のための追加試験実施等、品質強化の対応
- ・ 繰り返しテストが出来るように自動化の対応

単体、結合テストは社内環境で行うこと。以下の性能テストは MAFF クラウド上の開発環境で行うこと。

- ・ 本番運用時と同程度の件数のテスト。
- ・ 業務上ピークを想定した負荷試験。
- ・ 農林水産省本省の会議室からレスポンスタイム確認。

MAFF クラウド上でしか確認できないテスト及び2章関連調達案件に記載の事業者との連携が必要なテストを行う場合は、それぞれに応じた環境を利用し、テストを行うこと。ただし、リリース時やパッチ適用、緊急対応時以外でシステム停止ができない性質があるため、全ての環境が利用できるものではない。

試験成績書及び操作結果をテスト実施後速やかに担当者に提出すること。また、テスト結果について報告書を作成し、受注者は、テスト計画書に基づき、各テストの実施状況と実施結果について担当者に報告すること。報告書にはテスト実施項目数や不具合検出率、検出した不具合の分析結果等を記載し、不具合が十分に検出されたことが分かる内容とすること。テストを実施する際は、システム利用者環境とできる限り同じくするため、低スペックの端末を用いること。

検出した不具合を分析した結果又は担当者が報告書を確認した結果、ソフトウェアの品質を保つために十分なテストが実施されていないと判断した場合は、担当者との協議の上、対策を講じること。

総合テスト完了後、全テスト結果をとりまとめ品質報告書を作成し、担当者に説明し、承認を得ること。

ア 単体テスト

テスト実施計画書に基づき、開発した機能単体が設計書に基づいて動作することのテストを実施すること。また、テスト実施結果を担当者に報告し、担当者にテスト完了の判断を得ること。

イ 結合テスト

テスト実施計画書に基づき、開発した機能を組み上げてテストを実施すること。既存クラウドサービスを使用する場合は、必要な設定を行った上でテストを実施すること。テストを実施するに当たっては、正常系のテストに加え、準正常系、異常系のテストを実施すること。また、テスト実施結果を担当者に報告し、担当者にテスト完了の判断を得ること。

ウ 総合テスト

テスト実施計画書に基づき、機能要件、非機能要件を満たすことをテストで確認すること。開発した機能を組み上げてテストを実施すること。また、テスト実施結果を担当者に報告し、担当者にテスト完了の判断を得ること。

エ 運用テスト及び受入テスト

総合テスト完了後、担当者が動作確認のための運用テスト及び受入テストを実施できるよう、システムデータ、テスト計画書、テストシナリオ、テスト仕様書兼報告書（案）を作成すること。担当者がテストを実施するに当たり、環境整備、運用等の支援を行うこと。テストはステージング環境で行う想定。質疑応答時間を設け、質疑があれば対応すること。日程は担当者の指示に従うこと。

(5) G ビズとの連携テスト

上記(4)のテストと並行して、G ビズとの連携テストを実施すること。当該連携テストの実施にあたっては、デジタル庁及びデジタル庁の調達受注者と必要な調整を行いながら実施すること。疎通試験等のテストは平日時間外対応も想定されるため留意すること。

3.9 データ移行及びテスト

受注者は、3.5に基づき、本システムにデータ移行を行うこと。なお、関連調達のシステムは令和8年度も運用を行うため、移行対象のデータも随時更新がされている。利用者含め協力してもらい範囲等を明確にし、関係者と合意形成の上、影響が出ないようデータ移行計画を作成すること。データ移行は利用者等に影響を出さないよう、留意すること。

また、移行データには個人情報が含まれている点にも留意すること。

3.10 情報システムの移行

上記3.5で作成した設計書を踏まえ、必要に応じて連携先のシステムから、必要なデータを本調達で構築するシステムにデータを移行すること。データの移行に際して、データ変換等の対応が必要な場合は、対応すること。なお、データ移行の実施に際しては、以下により対応すること。

- ・ 移行設計を踏まえ、移行実施に先立ち、情報システムの移行の方法、環境、ツール、段取り等を記載した移行計画書を作成し、担当者の承認を得ること。移行計画書には、実施状況の報告（定例、随時）についても記載すること。
- ・ 本番環境への移行手順について、事前にリハーサルを実施し、移行手順、移行スケジュールの適切性等を確認すること。
- ・ 担当者の移行判定を受けて、移行計画書に基づく移行作業を行うこと。
- ・ データ移行に当たり、新規情報システムのデータ構造を明示し、保有・管理するデータの変換、移行要領の策定、例外データ等の処理方法等に関する手順書を作成し、担当者の承認を得ること。
- ・ 移行するデータは同値結果とする必要があるため、テスト工程で検証作業を実施すること。

- ・上記手順書に従い、データを変換・移行した後は、移行後のデータだけでなく、例外データ等についても確認を行い、データの信頼性の確保を図ること。
- ・移行の実施結果を取りまとめ、移行結果報告書を作成し、担当者の承認を得ること。
- ・関係者の負荷にならないよう、移行データのリハーサルは2回程度で完了させること。受注者及び担当者の方に完結する範囲であれば繰り返しリハーサルを行うことは問題ない。システム利用者にデータ修正報告を要求することは不可とする。

3.11 運用保守

本システムは、令和6年4月より本稼働を開始し、MAFFクラウド環境で運用を行っている。本業務では、前年度の飼養衛生管理等支援システム第3期開発及び運用等業務の事業者及び家畜防疫マップシステム更改等業務（飼養衛生管理等支援システム）の事業者から MAFFクラウド上に構築された本システムの引継ぎを受け、アカウントの契約移管を行い、契約締結から契約期間満了まで環境を維持し、以下の業務を行うこと。

① MAFFクラウドの運用・保守（別紙1 システム稼働環境、クラウドサービス一覧のクラウドサービスを含む。）

② 本システム及びサブシステムのアプリケーション保守

また、上記3.4で作成した設計書も踏まえ、開発したプログラム一式を利用するための役務を提供すること。なお、ここでいう役務とは、開発したプログラムを含めてシステムを適正に運用するための保守を含む。また、システムを運用するために必要となる運用保守マニュアル等を修正することとし、修正した運用保守マニュアル等は、運用期間中、適宜見直しを行い、今後の適切な運用保守に資するものにする。

なお、契約締結までにアカウント譲渡が完了していない場合でも、契約締結日からの MAFFクラウド利用料は受注者が負担すること。

(1) 適正なシステムの運用

受注者は、以下のア～オの作業を本システム及びサブシステムの納入・成果物及び農林水産省クラウド利用ガイドラインを参照して要件確認の上実施し、内容及び成果物について、担当者の承認を得ること。

ア 本システムを稼働するために必要な環境整備の準備及び方式の検証をすること。検証結果について、担当者の承認を得ること。

イ 本システムを稼働させるために必要なアプリケーションが適正か確認すること。必要に応じて、既存の基本設計書、詳細設計書を修正し、担当者の承認を得ること。なお、導入するソフトウェアは十分なサポート期間があるものを選定し、MAFFクラウド CoE 及び MAFFクラウド事業者と調整を行った上で、導入を実施すること。

ウ 本システムを稼働させる運用・保守は、運用設計書等に記載の内容を基に実施すること。

エ 本システムのシステム操作、運転管理・監視、稼働状況の監視、サービスデスク提供、定期点検、不具合受付、パッチの検証及び本番環境への運用、ソフトウェアの障害発生時対応、ソフトウェアの脆弱^{ぜい}対応、2章関連調達案件に記載の受注事業者からの基盤に関する問合せ対応の受付・回答及びその他の本システムの安定運用維持等に関する業務を行うこと。

オ 定常時における月次の作業内容、その想定スケジュール、障害発生時における作業内容等を取りまとめた運用・保守実施計画書及び運用・保守実施要領を作成し、担当者の

承認を得ること。なお、家畜疾病サーベイランス報告システム拡充等業務で承認されたドキュメントを本業務でマージする必要があるため、対応すること。

なお、運用・保守計画書及び運用・保守実施要領の記載内容は、標準ガイドライン「第9章 運用及び保守」で定義されている事項を踏まえたものとする。また、運用設計及び保守設計において MSP 等を活用とした設計とすることで運用コスト低減に努めること。

(2) 運用の実施

ア 以下の運用に関する対応を行うこととし、その内容を運用期間中、毎月1回程度、会議を開催し、担当者に報告すること。

① 運用業務の内容や工数などの作業実績状況、サービスレベルの達成状況、情報システムの構成と運転状況（情報セキュリティ監視状況、情報システムの脆弱性への対応状況を含む。）、情報システムの定期点検状況、情報システムの利用者サポート、教育・訓練状況、リスク・課題の把握・対応状況について月次で運用・保守作業報告書を取りまとめること。

② 受注者は、クラウドサービスの利用実績について、利用明細書の写し並びに月額の利用サービスの費用実績（MSP サービスを利用した場合）を一覧表にとりまとめ、上記の月次報告書に含め担当者に提出すること。利用明細書の提出発行が月次報告書に含めることが困難な場合は、利用明細書の発行から5日以内に担当者へ提出すること。また、担当者の求めに応じ、クラウドサービスを含めた情報システムの構成を適切に見直すための資料（AWS Cost Explorer、AWS Trusted Advisor、AWS CUR 等の出力結果）を提出すること。

なお、運用サービスの共通化とは、以下の取組みとする。

- ・受注者が自社で MSP サービスを提供している企業の場合はそれを利用すること。
- ・受注者が自社で MSP サービスを提供していない企業は、運用品質の均一化と不要なコストを削減するために

i) 外部企業が提供する MSP サービスを利用すること、又は

ii) 複数の運用案件を受注することで、自社内で運用サービス（サービスデスク、監視サービス等）の Shared service（シェアードサービス）に取り組み、費用を削減すること。

・クラウド利用料について、提出した実績を踏まえ、当該年度の9月末までに次年度の利用内容及び契約予定額を担当者と協議する。また、クラウド利用料等の実績より、クラウドサービスの稼働状況やコストの遷移から、見積の作成、不要リソースの削除検討を行うものとする。

③ 受注者は、ソフトウェアの情報をクラウドサービスの機能 SSM（AWS Systems Manager）を利用して自動取得し、出力結果を提出すること。

④ 受注者は、構成管理及びパッチの適用について自動化すること。なお、自動化とは、対象を選定し、タイミングをコントロールして適用することをいう。パッチの自動適用を用いて、社内環境や開発環境などを用いてパッチベースラインを検証し、その後本番環境にパッチを適用するなど、パッチのリリース管理を行うこと。

なお、パッチ適用に起因する不具合が出た際に切り戻しやアプリケーション修正などの対応を予め計画すること。

⑤ 受注者は、原則、メンテナンスの際に踏み台サーバを独自で構築せず、クラウド

サービスプロバイダーのサービス AWS Systems Manager Session Manager ・ AWS Systems Manager Fleet Manager を利用して運用すること。

- ⑥ 受注者は、基盤の設定変更があった場合はパラメータシートを更新し、担当者に提出すること。担当者の求めに応じ、クラウド構成を適切に見直すための資料（AWS Cost Explorer、AWS Trusted Advisor、AWS CUR 等の出力結果）を提出すること。
- ⑦ 月間の運用実績を評価し、達成状況が目標に満たない場合はその要因の分析を行うとともに、達成状況の改善に向けた対応策を提案すること。
- ⑧ ソフトウェア製品の保守の実施において、ソフトウェア製品の構成に変更が生じる場合には、担当者にその旨を報告し、変更後の環境がライセンスの許諾条件に合致するか否かの確認を受けること（本要件は、既存クラウドサービスに係るソフトウェア等に対して求めるものではなく、本システム向けに新たな環境を構築する場合に、これに係るソフトウェア製品に対して求めるものである）。
- ⑨ 受注者は、農林水産省クラウド利用ガイドライン別紙 1_共通機能_利用申請書の内容（システム構成を含む）に変更がある場合、資料を更新し、担当者と MAFF クラウド CoE の確認を受けること。
- ⑩ 受注者は、インベントリ情報を収集するため、設定作業 Systems Manager Inventory と EC2 の設定を実施すること。なお、イベントリ収集機能はコンテナの構成管理に対応していないため、コンテナを利用する場合は、MAFF クラウド利用ガイドラインの記載を参考に、脆弱性^{ぜい}対策を実施すること。
- ⑪ ソフトウェアにセキュリティの脆弱性^{ぜい}が見つかった場合は、対応策について計画し、承認を得た上で対応すること。
- ⑫ パッチ適用に起因する不具合が出た際に行う切り戻しやアプリケーション修正などの対応を予め計画すること。
- ⑬ 設定変更があった場合は、設計書等の更新版を担当者に提出すること。
- ⑭ セキュリティ管理として、SecurityHub が発報したセキュリティアラートについて、対応並びに無効化／抑制を検討するものとする。なお、新たなルールの追加について、迅速に対応するものとする。
- ⑮ 農林水産省をエンドカスタマー（エンドユーザー）として登録していることを証明する書面を提出すること。

イ 環境整備等

受注者は MAFF クラウド環境で運用している本システムの稼働状況の監視及び必要な操作を原則、運用テスト計画を立案した上でテストを実施すること。開発テスト計画には、テスト体制と役割、詳細な作業とスケジュール、テスト環境、テストツール合否判定基準等に関する記述を含むこと。立案した計画はテスト実施前に担当者に説明し、内容について承認を得ること。

(3) 障害発生時の対応

受注者は、障害発生時（又は発生が見込まれる時）には、速やかに担当者に報告するとともに、その緊急度及び影響度を判断の上、運用要件に示す障害発生時運用業務（障害検知、障害発生箇所の切り分け、関係する事業者への連絡、復旧確認、報告等）を行うこと。障害には、情報セキュリティインシデントを含めるものとする。具体的な実施内容・手順は運用作業計画及び運用実施要領に基づいて行うこと。

なお、情報システムの障害に関して事象の分析（発生原因、影響度、過去の発生実績、再発可能性等）を行い、同様の事象が将来にわたって発生する可能性がある場合には、恒久的な対応策を提案すること。

システム障害又はユーザの操作によりメンテナンスが困難なデータ及び業務の登録データについては、担当者と協議の上、必要に応じてデータの登録及び修正作業の運用を支援するとともに、必要な作業を実施すること。

データの登録及び修正作業に当たっては、受注者が用意した社内環境等を利用し、本番環境データの運用に問題ないことを事前に確認した上で実施すること。また、業務運営に支障のない時間帯に作業を実施すること。

また、大規模災害等の発生時には、担当者の指示を受けて、情報システム運用継続計画に基づく運用業務を実施すること。

受注者は、災害等の発生時には、担当者の指示を受けて、情報システム運用継続計画に基づく運用業務を実施すること。なお、災害等の発生に備え、最低年1回は事前訓練を実施すること。情報システム運用継続計画は適宜更新（担当者の求めに応じた更新含む。）、担当者へ承認を得ること。

(4) 運用支援・保守等作業

ア 受注者は、担当者が運用・保守計画書及び運用・保守実施要領を検討するに当たり、具体的な作業内容や実施時間、実施サイクル等に関する情報提供をするとともに、運用・保守計画書及び運用・保守実施要領の案を作成し、担当者に提案すること（運用・保守計画書及び運用・保守実施要領の記載内容は、標準ガイドライン「第9章 運用及び保守」で定義されている事項を踏まえたものとする。）。

イ アプリケーションの稼働が不測のシステムメンテナンスによって、毀損されないこと。

ウ 業務データ（紙媒体、電子媒体、MAFF クラウド環境内等）や、ログ等の証跡は、履行期間中は保存し、契約終了時までに適切に破棄し、担当者に報告すること。廃棄対象、方法、時期等は担当者に提案し、承認を得ること。担当者から業務データの提供依頼があれば対応すること。

エ 受注者は担当者の指示に従い、必要な調整を行うこと。保守案件の対応状況は、受注者が責任を持って管理すること。

なお、AI-OCR の軽微なテンプレート変更（改修除く）は本業務内で行うこと。

オ クラウドサービスに係るアップデート前後の動作試験

クラウドサービスに係るアップデート作業の適用後は、以下の表のシステム動作試験を行い、アップデート適用による不具合が発生していないことを確認すること。ただし、緊急性が高い内容は、即時対応を可能とすること。

アップデートの適用後のシステム動作試験の確認項目

確認事項	確認内容
Web アプリ	Web アプリケーションにログインできることを確認する（ログイン画面）

ケーショの動作確認	に接続できることを確認する。)
AI-OCR の動作確認	AI-OCR 及び補正システムが起動することを確認する (ログイン画面に接続できることを確認する。)

カ 運用支援・保守等作業の改善提案

受注者は、担当者に対して各会議等を通じて当業務推進上で得られた知見を積極的に提供するとともに、改善案を提案し、担当者の承認を得た上で実施すること。また、年度末までに本業務で実施した運用支援・保守等実績を取りまとめるとともに、必要に応じて運用計画や運用・保守作業手順書に対する改善提案を行い、担当者の承認を得ること。その際、運用・保守作業手順書も改訂すること。

なお、上記の改善提案に当たっては、パブリッククラウドの運用体制において、マネージドサービスプロバイダーが提供している共有型のクラウド運用・保守サービスの活用についても検討し整理することとする。検討した結果、MSP サービスの活用を運用・保守計画に組み込んだ場合は、実際にサービス等の活用を開始すること。また、上記の改善提案に当たっては、クラウドサービスプロバイダーが提供する ベストプラクティス準拠状況を定期的に調査 Trusted Advisor し、検出項目の対応可否を検討し、担当者の承認の上、対応すること。クラウド構成のベストプラクティス (AWS Well-Architected フレームワークの全ての柱を活用し、年に 1 度システムが適切に運用されているかチェックし、次年度の改善点を整理すること。改善提案を作成したら担当者並びに PMO/MAFF クラウド CoE に報告すること。

キ 利用全般

担当者が本システムを利用する上で必要な運用支援・保守 (担当者からのシステム操作・仕様の問合せ対応、マニュアル修正等) を行うこと。

(5) バージョンアップ対応

受注者は、以下のソフトウェアの期限が切れる前にバージョンアップの対応を行うこと。作業にあたっては、バージョンアップ計画書を作成し、作業 7 日前までに担当者に提出し、承認を得ること。

・ Openssl 1.9.0 サポート期限令和 8 年 10 月 22 日

(6) 過去の対応実績工数 (参考) 令和 7 年 8 月中旬時点

飼養衛生管理等支援システム実績 (実績工数別)

令和 6 年

5 月約 0.04 人月、6 月約 0.04 人月、7 月約 0.04 人月、8 月約 0.04 人月、
9 月約 1 人月、10 月約 0.04 人月、11 月約 0.35 人月、12 月約 3.1 人月

令和 7 年

1 月約 3 人月、2 月約 12 人月、3 月 0 人月、4 月約 0.6 人月、5 月約 0.9 人月、
6 月約 0.2 人月、7 月約 0.2 人月

(今後発生する可能性がある作業依頼件数) 共通申請サービスデータメンテナンス等実績 (依頼件数別)

担当者経由の依頼 (組織統合含む)

令和 7 年

2 月 7 件、3 月 15 件、4 月 9 件、5 月 6 件、6 月 10 件、7 月 4 件、8 月 1 件

共通申請サービスコールセンタ経由 語登録農場台帳削除依頼 (依頼件数別)

令和 6 年

9 月 4 件、10 月 22 件、11 月 10 件、12 月 9 件

令和7年

1月5件、2月5件、3月3件、4月17件、5月16件、6月9件、7月7件

8月1件

※他、共通申請サービスコールセンタで対応しているもののうち、一部が担当者経由で依頼が入る可能性がある。

3.12 共通申請サービスとの連携機能廃止

飼養衛生管理に関する共通申請サービスでの申請手続きは、2025年シーズン分の登録をもって終了とし、2026年シーズンより本システムに登録を開始するため、受注者は、業務に影響が出ないよう、共通申請サービスとのAPI連携機能を停止の上、廃止すること。機能停止はAPI単位とし、Gビズとの連携開始時期、3.9に記載のデータ移行計画を確認し、業務に影響がないよう効率の良い計画を策定し、機能停止・廃止計画を策定すること。

機能停止・廃止計画は担当者に提出し、承認を得た上で作業をすること。

3.13 教育

受注者は、本調達で構築したシステムの操作等に係るユーザ用マニュアルを作成すること。ユーザマニュアルは、設定されたユーザ種別毎に作成し、担当者の承認を得ること。

3.14 次期事業者への引継ぎ

受注者は、契約締結からシステムが円滑に運用できるよう、必要となるプログラム、データ、ドキュメント等を整理し、提出すること。

また、下記①及び②の受注事業者に対し、対面で引継ぎを行うこと。下記、受注事業者からの質問等に対しては、誠意をもって回答すること。

① 次期飼養衛生管理等支援システム第5期開発等業務(仮称)への引継ぎ

(予定内容)

- ・クラウド運用・保守を行うことを想定しているため、MAFFクラウド上に構築された情報システムを原則としてそのまま引継ぎを行い、環境を維持すること。

引継ぎに際しては、必要に応じて次期事業者引継ぎ先事業者との間で書面による契約等を行い、管理者権限の引き渡し等、クラウド環境の引継ぎを適切に行うこと。

- ・AWSアカウントの契約を移管すること。支払代行については、契約締結日分からを対象とすること。

- ・運用・保守事業者に対し、システム開発(改修)で行った開発環境への設定変更等の環境に関する情報及びデプロイ方法等に更新があった場合にその情報を引継ぐこと。

- ・作業経緯、本システムの残存課題等(以下、「残存課題等」という。)を文書化し、構築内容等について説明を行うこと。

② 令和8、9年度飼養衛生管理支援システムコールセンター運用業務(仮称)への引継ぎ

(予定内容)

- ・コールセンターでは、生産者、診療所、販売店等からの問合せに対応することを想定しているため、作業経緯、残存課題等を文書化し、構築内容等について説明を行うこと。

3.15 情報資産管理標準シートの提出

受注者は、次に掲げられた標準ガイドライン「別紙3 調達仕様書に盛り込むべき情報資産管理標準シートの提出等に関する作業内容」に基づく情報資産管理を行うために必要な事項を記載した情報資産管理標準シートを提出すること。なお、担当者から求められた場合は、スケジュールや工数等の計画値及び実績値について記載した情報資産管理標準シートを提出すること。人件費については人件費単価ごとに工数を提示すること。

最大何次請負、再請負総額、累計契約額(前年度まで)、年度契約金額を提示すること。

なお、MAFFクラウドを利用している場合、MAFFクラウドから提供されるインベントリ情報を活用することで、現況との突合確認は省略することも可とするが、インベントリ情報から収集できない製品が含まれる場合は、当該製品の構成情報の取得を行うこと。

ア 契約締結後

- ・標準ガイドライン「別紙3 情報システムの経費区分」に基づき区分等した契約金額の内訳を記載

イ 設計・開発実施要領において定める時期

- ・開発規模の管理 情報システムの開発規模（工数、ファンクションポイント等）の計画値及び実績値
- ・ハードウェアの管理：情報システムを構成するハードウェアの製品名、型番、ハードウェア分類、契約形態、保守期限等
- ・ソフトウェアの管理：情報システムを構成するソフトウェア製品の名称（エディションを含む。）、バージョン、ソフトウェア分類、契約形態、ライセンス形態、サポート期限等
- ・回線の管理 情報システムを構成する回線の回線種別、回線サービス名、事業者名、使用期間、ネットワーク帯域等
- ・外部サービスの管理：情報システムを構成するクラウドコンピューティングサービス等の外部サービスの外部サービス利用形態、使用期間等
- ・施設の管理：情報システムを構成するハードウェア等が設置され、又は情報システムの運用業務等に用いる区域を有する施設の施設形態、所在地、耐久性、ラック数、各区域に関する情報等
- ・公開ドメインの管理：情報システムが利用する公開ドメインの名称、DNS名、有効期限等
- ・取扱情報の管理：情報システムが取り扱う情報について、データ・マスタ名、個人情報の有無、格付等
- ・情報セキュリティ要件の管理：情報システムの情報セキュリティ要件
- ・指標の管理：情報システムの運用及び保守の間、把握すべき KPI（Key Performance Indicator の略称で、「重要業績評価指数」を指す。）名、KPI の分類、計画値等の案
- ・各データの変更管理：情報システムの運用において、開発規模の管理、ハードウェアの管理、ソフトウェアの管理、回線の管理、外部サービスの管理、施設の管理、公開ドメインの管理、取扱情報の管理、情報セキュリティ要件の管理、指標の管理の各項目についてその内容に変更が生じる作業をしたときは、当該変更を行った項目
- ・作業実績等の管理：情報システムの運用中に取りまとめた作業実績、リスク、課題及び障害事由

ウ 運用実施要領及び保守実施要領において定める時期

- ・各データの変更管理：情報システムの運用、保守において、開発規模の管理、ハードウェアの管理、ソフトウェアの管理、回線の管理、外部サービスの管理、施設の管理、公開ドメインの管理、取扱情報の管理、情報セキュリティ要件の管理、指標の管理の各項目についてその内容に変更が生じる作業をしたときは、当該変更を行った項目
- ・作業実績等の管理：情報システムの運用、保守中に取りまとめた作業実績、リスク、課題及び障害事由

また、年1回、農林水産省の指示に基づき、情報システム資産管理データと情報システムの現況との突合・確認（以下、「現況確認」という。）を支援すること。

- ・受注者は、現況確認の結果、情報資産管理データと情報システムの現況との間の差異がみられる場合は、運用実施要領に定める変更管理方法に従い、差異を解消すること。
- ・受注者は、現況確認の結果、ライセンス許諾条件に合致しない状況が認められる場合は、当該条件への適合可否、条件等を調査の上、担当者に報告すること。
- ・受注者は、現況確認の結果、サポート切れのソフトウェア製品の使用が明らかとなった場合は、当該製品の更新の可否、更新した場合の影響の有無等を調査の上、担当者に報告す

ること。

4 機能要件、非機能要件等に関する事項

本業務で開発するシステムに係る機能要件、非機能要件等に関する事項は別紙2「飼養衛生管理等支援システム第4期開発等業務に係る要件資料」のとおり。なお、本要件は、調達時の想定であることから、上記3.4により必要な要件を確認し、設計を確定すること。

5 成果物、納品方法等に関する事項

(1) 納入・成果物と納品方法

本業務の成果物を次の表に示す。

成果物と納品期日

項番	成果物名	納品期日
1	・設計・開発実施計画書及び設計・開発実施要領 ・運用作業計画及び運用実施要領 ・設計・開発実施要領に基づく管理資料（該当があれば）	○設計・開発実施計画書及び設計・開発実施要領…契約締結後5日以内 ○他…キックオフ開催まで （最終：令和8年3月31日）
2	議事録	会議終了後5日以内 （最終：令和8年3月31日）
3	要件定義書	設計開始時迄 （最終：令和8年3月31日）
4	設計書（パラメータシート含む）	機能開発、基盤開発開始時まで （最終：令和8年3月31日）
5	テスト計画書	テスト開始時まで （最終：令和8年3月31日）
6	テスト仕様書兼報告書、受入テストのテスト仕様書兼報告書（案）	テスト開始時まで （最終：令和8年3月31日）
7	各テスト結果報告書	各テスト終了後、速やかに （最終：令和8年3月31日）
8	・品質報告書（脆弱性検査結果報告を含む） ・テストエビデンス等（操作結果の画面キャプチャ等のエビデンスを含む） ・各テストデータ	○品質報告書…テスト終了後、速やかに ○テストエビデンス等、各テストデータ…テスト終了後10日以内メド ※項番6の報告書も含めること。 ※各テストデータは受注者社内テストで利用したデータも含めること。 （最終：令和8年3月31日）
9	・移行計画書 ・移行手順書	移行開始時まで （最終：令和8年3月31日）
10	移行結果報告書	移行終了後、速やかに （最終：令和8年3月31日）
11	各マニュアル及びリリースノート	○開発環境リリース前まで ○リリースノートは各リリース日の1週間前まで （最終：令和8年3月31日）
12	進捗報告書	契約期間中、本番環境リリース前まで隔週開催（開催前日12時まで） （最終：令和8年3月31日）

項番	成果物名	納品期日
13	月次運用作業報告書	運用期間中、毎月1回（固定曜日の第2回目前日12時まで） （最終：令和8年3月31日）
14	引継資料	引継開催2日前10時まで （最終：令和8年3月31日）
15	情報資産管理標準シート	○契約締結後 ○設計・開発実施要領に定める時期 ○運用実施要領、保守実施要領に定める時期 （最終：令和8年3月31日）
16	ソースコード、実行プログラム、オブジェクト等一式 ※ノンプログラミングによる画面生成等プロトタイピング用のツール等を使用する場合、設計書やソースコード一式の生成等に使用される設定情報その他の必要な情報一式	各リリース後速やかに （最終：令和8年3月31日）
17	関係事業者への対応状況をまとめた資料	最終：令和8年3月31日
18	本業務における作業実績工数（作業実施計画書で作成した内容の実績）	最終：令和8年3月31日
19	コーディング規約及びセキュアコーディング規約	機能開発、基盤開発開始時まで （最終：令和8年3月31日）
20	外部サービスを利用する場合、当該サービスに係る設定情報その他の必要な情報一式	（最終：令和8年3月31日）
21	障害報告書	障害発生時、速やかに （最終：令和8年3月31日）
22	農林水産省クラウド利用ガイドライン別紙1_共通機能_利用申請書 ・システム構成図 ・IaCで構築した際に作成された定義ファイル（CloudFormation） ・EC2…パッチ適用設定ファイル（SSM patch manager） ・それ以外…クラウドのセキュリティ実施対応状況（例 ECR スキャンの結果、Fargate のプラットフォームバージョン等システム構成に合わせて必要なファイルを納品すること。）	最終：令和8年3月31日 ※CloudFormation が対応していないサービスを使用するなどの理由で、CloudFormation 等を使用せずにシステムを構築する場合は、納品不可理由を記載すること。
23	クラウド環境一式（管理者権限等のアカウント情報を含むこと。なお、アカウント情報については、必要な情報を記載した「アカウント情報一覧」を準備した上で、担当者が指定する方法で納品すること。）	最終：令和8年3月31日

(2) 納品方法

令和 8 年 3 月 31 日の最終納品の納入部数及び体裁については以下に基づくこと。以下の体裁に従うことが困難である場合は、事前に担当者に申告し、その指示に従うこと。

- ・ 紙媒体：一式（ファイルに保存し、背表紙にファイルされているドキュメント名を記載すること。
- ・ 電子媒体：3 部（原則として、Microsoft Office 形式及び PDF 形式の両方）
- ・ PMO 保存用電子媒体：1 部（原則として、Microsoft Office 形式及び PDF 形式の両方）PMO 提出用及び担当者保管用。PW や IP 等のセキュリティ情報を除く、基本設計書（ネットワーク図及び基盤設定含む）のみが対象となる。
- ・ 納入・成果物は全て日本語で作成すること。
- ・ 用字・用語・記述符号の表記については、「「公用文作成の考え方」の周知について（令和 4 年 1 月 11 日内閣文第 1 号内閣官房長官通知）」を参考にすること。
- ・ 情報処理に関する用語の表記については、日本産業規格（JIS）の規定を参考にすること。
- ・ 納品後、担当者において改変が可能となるよう、図表等の元データも合わせて納品すること。
- ・ 納入・成果物の作成に当たって特別なツールを使用しないこと。
- ・ 納入・成果物が外部に不正に使用されたり、納品過程において改ざんされたりすることのないよう、安全な納品方法を提案し、納入・成果物の情報セキュリティの確保に留意すること。
- ・ 資料を閉じるファイルの背表紙に「機密性 2 情報」、「省内限り」の文字を印字すること。
- ・ 紙媒体による納品について、用紙のサイズは、原則として日本産業規格 A 列 4 番とするが、必要に応じて日本産業規格 A 列 3 番を使用すること。

なお、最終令和 8 年 3 月 31 日以外の納品時は電子媒体で担当者にメールで提出（容量の大きいデータは大容量転送システム等を利用すること）。

電子データを格納する媒体の種類及びデータ形式は、担当者と協議して決定すること。また、納品媒体及びデータについては、ウイルス等悪意を持ったソフトウェアを混入させないように、提出までに受注者側で責任をもってチェックし、電子媒体で納品する際にはウイルス対策に関する情報（ウイルス対策ソフト名、ウイルス定義、チェック年月日）を記載したラベルを貼り付けること。

紙媒体でしか提出できないもの（手書き図面等）の提出方法については、担当者と協議して決定すること。

(3) 納品場所

原則として、納入・成果物は次の場所において引渡しを行うこと。ただし、担当者が納品場所を別途指示する場合はこの限りではない。

〒100－8950

東京都千代田区霞が関 1-2-1

農林水産省消費・安全局動物衛生課（北別館 6 階ドア No. 北 606）

6 作業の実施体制・方法に関する事項

6.1 作業実施体制

プロジェクトの推進体制及び本件受注者に求める作業実施体制は次の図及び表のとおりである。

なお、また、受注者内の体制については、想定により作成した体制図である。受注者は、業務内容と要件を踏まえ、必要な体制を提案すること。また、受注者の情報セキュリティ対策の管理体制については、作業実施体制とは別に作成すること。

なお、本業務においては、2 章関連調達案件に記載している別途調達と業務的及びシステムの

```

graph TD
    MS[消費・安全局  
(担当者)] -- 指導・助言 --> DSG[デジタル戦略グループ情報管理室]
    MS -- 連絡・調整 --> LK[連絡・調整]
    DSG --> PMO[P M O]
    DSG --> MAFFCoE[MAFFクラウドCoE]
    DSG --> MAFFCloud[MAFFクラウド事業者]
    LK --> Policy[各政策担当者]
    LK --> User[システム利用者]
    LK --> CS[共通申請サービスに係る関係者]
    LK --> SS[サーベイランスシステム拡充業務に係る関係者]
    LK --> CC[コールセンター業務に係る関係者]
    MS --> BO[本業務受注者]
    BO --> PR[プロジェクト責任者]
    BO --> PMP[プロジェクト管理者 PM/PL]
    PMP --> eMAFF[eMAFF 改修関係 作業員]
    PMP --> Other[他開発 作業員]
    PMP --> Ops[運用・保守 作業員]
    BO --> AI[AI-OCR メーカー]
    BO --> CSP[クラウドサービス 提供者]
  
```

役割分担

28

No	構成メンバ	役割・責任	受注者
8	各政策担当者	農林水産省の本制度の制度設計をしている担当者。制度に係る要件、ロジック等を決定しており、要件定義時に現状の説明等を行う。担当者と連携し、担当者とともに要件確認、承認を行う。システム操作等を行う。	-
9	システム利用者	都道府県及び家畜保健衛生所の職員、販売店、獣医師、生産者。システムの操作等を行う。	-
10	共通申請サービスに係る関係者	「農林水産省共通申請サービス（eMAFF）運用・保守業務」及び「農林水産省共通申請サービス（eMAFF）開発業務（仮称）」に係る担当者、事業者。本システムと共通申請サービスの連携に関する協議を行う。	-
11	家畜疾病サーベイランス報告システム拡充に係る関係者	現行の家畜疾病サーベイランス報告システム更改等業務を行う。	-
12	コールセンター業務に係る関係者	現在、稼働している飼養衛生管理等支援システムの利用者である生産者からの問合せに回答等を行う。	-

6.2 作業要員に求める資格等の要件

受注者は、本業務の遂行にあたり、本制度に関する知識のあるもの、並びに業務ヒアリング・分析及び業務改善に関する知識・知見のあるものを確保すると共に、適切な作業体制を確保すること。業務遂行において、専門的かつ高度な知識に基づきながら、当省職員や関係先と、日本語により円滑かつ適切なコミュニケーションが図れること。

作業実施計画の作成、要員等プロジェクト遂行に必要な資源を確保するとともに、プロジェクト責任者として、プロジェクト体制の確立及び納期・品質などの管理を行うものを1名従事させること。プロジェクト責任者として、次の要件を全て満たすものの参画を必須とする。

- ・プロジェクトマネジメントの経験を5年以上有すること。
- ・「情報処理の促進に関する法律」（昭和45年5月22日法律第90号）に基づく情報処理技術者試験の「プロジェクトマネージャ」又はプロジェクトマネジメント協会（PMI）が認定する「プロジェクトマネジメントプロフェッショナル（PMP）」の資格を有すること。

上記に加え、プロジェクト責任者の指揮・総括の下で実務を担い、作業状況を管理、監視するプロジェクト全体管理者として、以下の全要件を満たすものの参画を必須とする。

- ・標準ガイドラインに基づくプロジェクト管理が実施できること。
- ・情報処理業務の経験年数及びプロジェクトマネジメント経験を3年以上有すること。契約締結日において5年以上になることが望ましい。
- ・複数のシステムとの連携を有する同等規模の情報システムの経験を有すること。
- ・コストメリットを追求できること。
- ・十分なコミュニケーション能力を有すること。
- ・高い業務品質を持ち、指摘された問題を改善する能力を有すること。
- ・進捗報告会だけでなく、担当者との打合せに参加すること。

また、プロジェクト全体管理者の下で実務を担い、作業状況の管理、課題管理等をするプロジェクト管理者として、以下の全要件を満たすものの参画を必須とする。

- ・標準ガイドラインに基づくプロジェクト管理が実施できること。
- ・情報処理業務の経験年数及びプロジェクト管理経験を3年以上有すること。
- ・複数のシステムとの連携を有する同等規模の情報システムの経験を有すること。
- ・コストメリットを追求できること。
- ・十分なコミュニケーション能力を有すること（担当者からの連絡及び指示に迅速な対応ができるコミュニケーション能力を含む。）。
- ・高い業務品質を持ち、指摘された問題を改善する能力を有すること。
- ・幅広い技術知識を有すること。

加えて、作業員として、次の要件を満たすものの参画を必須とする。

- ・システム設計、プログラム開発、テストまでの一連のプロセスについて知識と経験を持ち、中核担当者としてシステム開発プロジェクトの遂行に携わった経験を有すること。
- ・情報セキュリティ管理に関する以下又は相当する資格を有すること。
情報処理技術者試験 情報処理安全確保支援士（経済産業省）。
- ・十分なコミュニケーション能力を有すること。
- ・高い業務品質を持ち、指摘された問題を改善する能力を有すること。
- ・システム利用者の利便性、操作性の向上を常に追求できること。
- ・システム実現方式に係る適用技術や連携方式、データベース操作など、幅広い解決策の提案を行う能力を有すること。
- ・G-Net 経由の LGWAN 経由接続のシステムに関する知識と経験を有すること。
- ・共通申請サービス IdP 認証、アカウント管理等の知識を有すること。
- ・G ビズとの連携に関する知識と経験を有すること。
- ・PWA 開発の知識を有すること。
- ・クラウド基盤の要件定義、設計開発等を担当するチームのチームリーダー及び担当メンバは以下の資格を有するものを含めること。（チームリーダーの資格は全体リーダーまたはクラウド構築期間中に専任でチームリーダーを支援する要員が保有していることでも可とする。）
チームリーダーは AWS の Professional、設計開発担当メンバは AWS の Associate。
なお、体制に前記の資格保有者を準備できない場合、クラウドサービスプロバイダーが提供するサポートサービス（AWS プロフェッショナルサービス）を利用することで、クラウドの知見を有するものを配置する体制とすること。
- ・運用・保守を行う担当者には、以下の資格のいずれかを有する者を 1 名以上配置すること。
AWS solutions architect associate もしくは AWS solutions architect professional
- ・資格を有する人材を配置できない場合は、クラウド事業者の Solutions Architect（プリセールス SE）やクラウド事業者の Professional Services などの外部人材の支援を仰ぎ、その助言を真摯に受け止め実施すること。

担当者と随時協議して、その指示に従い、誠実かつ確実に作業を遂行する体制を設けること。
なお、担当者の指示以外では、原則として体制変更や提案書の傾注率を変更することは認めず、業務完了まで継続して続けられる者を本業務の作業従事者とすること。万が一交代する場合は担当者の事前承認を得た上で、同等以上の人物を確保すること。

受注者は、必要な資格要件を満たしている場合においても、要員の選定にあたって、以下の観点から、本業務の遂行に支障を生じさせないようにしなければならない。受注者側の体制について、本業務の実施に当たり、適切な遂行が期待できないと担当者が判断した場合は、受注者側の体制について、改善を要請するので対応すること。

- ・担当者と円滑な情報や意見を的確に交換できるコミュニケーション能力
- ・担当者からの問合せ・指示等に適切な回答、対応をする能力
- ・本業務の実施にあたり、適切な執行を行う能力
- ・提案時の傾注率を守る能力（農林水産省の利益になる場合は除く）
- ・業務品質を保ち、受注者が指摘した問題を改善する能力
- ・担当する業務に応じた技術力（AWS のスキルを含む）

制度、運用の実施の都合上、スケジュール変更を要請する場合があるので対応すること。

- ア 受注者の体制（要員の指名、役割、保有資格、業務履歴等を記載）
- イ 受注者側の責任者
- ウ 連絡体制（受注者側の対応窓口）

6.3 作業場所

本業務の遂行に必要な作業場所、備品、消耗品等の一切については、全て受注者の責任において用意すること。個人情報を取扱う作業は在宅での業務は禁止する。

また、必要に応じて担当者が現地確認を実施することができるものとする。

なお、担当者との会議については、原則として農林水産省本省で実施する予定だが、会議室の確保が困難等の理由により、受注者のオフィス等で行うこともある。また、オンライン会議を依頼することも想定されるため、オンライン会議を実施する場合は、Microsoft Teams 会議の利用を基本とする。Cisco Webex 等の場合は、無償提供版は不可とし、法人サービス利用を原則とする。導入、接続に係る手続き等は一切を受注者が行うこととし、費用についても一切を負担すること。実施時に脆弱性^{ぜい}が見つかった場合等の理由により、農林水産省として利用が不可となることも想定されるため、代替案も検討しておくこと。

6.4 作業の管理

受注者は、以下のとおり作業管理を実施すること。

- ・ 担当者が承認した設計・開発実施計画書の作業体制、スケジュール、開発形態、開発手法、開発環境、開発ツール等に従い、記載された成果物を作成すること。その際、設計・開発実施要領に従い、コミュニケーション管理、体制管理、工程管理、品質管理、リスク管理、課題管理、システム構成管理、変更管理、情報セキュリティ対策を行うこと。
- ・ 農林水産省が定める運用実施要領に基づき、運用業務に係るコミュニケーション管理、体制管理、作業管理、リスク管理、課題管理、システム構成管理、変更管理、情報セキュリティ対策を行うこと。
- ・ 進捗状況について、担当者からの照会があった場合は、速やかに回答すること。
- ・ 本業務において整備又は管理を行う情報システムに伴うリスクとその対応状況を客観的に評価するために、農林水産省が情報システム監査の実施を必要と判断した場合は、農林水産省が定めた実施内容（監査内容、対象範囲、実施者等）に基づく情報システム監査を受注者は受け入れること（農林水産省が別途選定した事業者による監査を含む）。
- ・ 情報システム監査で問題点の指摘又は改善案の提示を受けた場合には、対応案を担当者と協議し、指示された期間までに是正を図ること。

6.5 クラウドサービス利用時の情報システムの保護に関する事項

情報システム、情報システムで取り扱うデータ等の情報資産の所有権その他の権利が受注者及びクラウドサービスプロバイダーに帰属せず、また、発注者からクラウドサービスプロバイダーに移転されるものでないこと。

農林水産省をエンドカスタマーとしてクラウドサービスの再販を行うこと。

また、クラウドサービスの利用にあたり、情報資産が漏えいすることがないように、必要な措置を講じること。

7 作業の実施に当たっての遵守事項

7.1 機密保持、資料の取扱い

(1) 機密保持、資料の取扱い

受注者は、以下のとおり機密保持、資料の取扱いを実施すること。

- ・ 担当者から農林水産省における情報セキュリティの確保に関する規則（平成 27 年 3 月 31 日農林水産省訓令第 4 号。以下「セキュリティ規則」という。）、「農林水産省における個人情報の適正な取扱いのための措置に関する訓令」等の説明を受けるとともに、本業務に係る情報セキュリティ要件を遵守すること。なお、「農林水産省における情報セキュリ

「個人情報の確保に関する規則」は、政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群（以下、「統一基準群」という。）に準拠することとされていることから、受注者は、統一基準群の改定を踏まえて規則が改正された場合には、本業務に関する影響分析を行うこと。

- ・本業務に係る情報セキュリティ要件は次のとおりである。
 - ア 受注した業務以外の目的で利用しないこと
 - イ 業務上知り得た情報について第三者への開示や漏えいをしないこと
 - ウ 持出しを禁止すること
 - エ 受注者の責に起因する情報セキュリティインシデントが発生するなどの万一の事故があった場合に直ちに報告する義務や、損害に対する賠償等の責任を負うこと
 - オ 業務の履行中に受け取った情報の管理、業務終了後の返却又は抹消等を行い復元不可能な状態にすること
 - カ 適切な措置が講じられていることを確認するため、遵守状況の報告を求めることや、必要に応じて発注者による実地調査が実施できること
- ・別紙4「情報セキュリティの確保に関する共通基本仕様」に基づき、作業を行うこと。

(2) 個人情報の取扱い

- ア 個人情報（生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。以下同じ。）の取扱いに係る事項について担当者と協議の上決定し、書面にて提出すること。なお、以下の事項を記載すること。
 - (ア) 個人情報取扱責任者が情報管理責任者と異なる場合には、個人情報取扱責任者等の管理体制
 - (イ) 個人情報の管理状況の検査に関する事項（検査時期、検査項目、検査結果において問題があった場合の対応等）
- イ 本業務の作業を派遣労働者に行わせる場合は、労働者派遣契約書に秘密保持義務など個人情報の適正な取扱いに関する事項を明記し、作業実施前に教育を実施し、認識を徹底させること。なお、受注者はその旨を証明する書類（農林水産省宛の派遣労働者の誓約を含む。）を提出し、担当者の了承を得たうえで実施すること。
- ウ 個人情報を複製する際には、事前に担当職員の許可を得ること。なお、複製の実施は必要最小限とし、複製が不要となり次第、その内容が絶対に復元できないように破棄・消去を実施すること。なお、受注者は廃棄作業が適切に行われた事を確認し、その保証をすること。
- エ 受注者は、本業務を履行する上で個人情報の漏えい等安全確保の上で問題となる事案を把握した場合には、直ちに被害の拡大を防止等のため必要な措置を講ずるとともに、担当職員に事案が発生した旨、被害状況、復旧等の措置及び本人への対応等について直ちに報告すること。

また、当該情報等を本業務以外の目的に使用又は第三者に開示してはならない。請負者（法人である場合にあっては、その役員並びにその職員その他の本業務に従事している者及び従事していた者）は、業務上知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。これらの者が秘密を漏らし、又は盗用した場合には、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第171条及び第175条により罰則の適用がある。
- オ 個人情報の取扱いにおいて適正な取扱いが行われなかった場合は、本業務の契約解除の措置を受けるものとする。

カ 受注者は、農林水産省からの指示に基づき、個人情報の取扱いに関して原則として年1回以上の実地検査を受け入れること。なお、やむを得ない理由により実地検査の受入れが困難である場合は、書面検査を受け入れること。また、個人情報の取扱いに係る業務を再請負する場合は、受注者（必要に応じ農林水産省）は、原則として年1回以上の再請負先への実地検査を行うこととし、やむを得ない理由により実地検査の実施が困難である場合は、書面検査を行うこと。

キ 個人情報の取扱いにおいて適正な取扱いが行われなかった場合は、本業務の契約解除の措置を受けるものとする。

(3) その他文書、標準への準拠

受注者は、以下のとおり、取扱いを実施すること。

- ・ 本業務の遂行に当たっては、担当者が定めるプロジェクト計画書及びプロジェクト管理要領との整合を確保して行うこと。
- ・ 開発に当たっては、「飼養衛生管理等支援システムコーディング規約」に準拠して作業を行うこと。
- ・ 提供するアプリケーション・コンテンツに不正プログラムを含めないこと。
- ・ 提供するアプリケーションに脆弱性^{ぜい}を含めないこと。
- ・ 実行プログラムの形式以外にコンテンツを提供する手段がない限り、実行プログラムの形式でコンテンツを提供しないこと。
- ・ 電子証明書を利用するなど、提供するアプリケーション・コンテンツの改ざん等がなく真正なものであることを確認できる手段がある場合には、それをアプリケーション・コンテンツの提供先に与えること。
- ・ 提供するアプリケーション・コンテンツの利用時に、脆弱性^{ぜい}が存在するバージョンの OS やソフトウェア等の利用を強制するなどの情報セキュリティ水準を低下させる設定変更を、OS やソフトウェア等の利用者に要求することがないように、アプリケーション・コンテンツの提供方式を定めて開発すること。
- ・ サービス利用に当たって必須ではない、サービス利用者その他の者に関する情報が本人の意思に反して第三者に提供されるなどの機能がアプリケーション・コンテンツに組み込まれることがないように開発すること。
- ・ 「.go.jp」で終わるドメインを使用してアプリケーション・コンテンツを提供すること。
なお、ドメインを新規に導入する場合又はドメインを変更等する場合は、担当者から農林水産省ドメイン管理マニュアルの説明を受けるとともに、それに基づき必要な作業を行うこと。
- ・ 詳細については、担当者から「アプリケーション・コンテンツの作成及び提供に関する規程」の説明を受けるとともに、それに基づきアプリケーション・コンテンツの作成及び提供を行うこと。

(4) セキュリティ要件

情報システムに係る政府調達におけるセキュリティ要件策定マニュアルに基づき、以下の内容について対応すること。

- ①不正アクセス等の防止及び発生時の影響範囲を限定するため、外部との通信を行うサーバ装置及び通信回線装置のネットワークと、内部のサーバ装置、端末等のネットワークを、ファイアウォールにより DMZ を構築するなどして分離すること。
- ②不正アクセス等の通信回線を介した不正を防止するため、ファイアウォール等による通信制御、サーバ装置の不要な通信プロトコルを停止するなどして、外部とサーバ装置との通信及びサーバ装置間の通信を必要な通信のみに制限すること。

- ③不正行為の検知、発生原因の特定に用いるために、ウェブサイトの利用記録、例外的事象の発生に関するログを蓄積し、過去 12 か月分のログを保管すること
- ④ログの不正な改ざんや削除を防止するため、ログに関するアクセス制御機能を備えること
- ⑤情報セキュリティインシデント発生時の原因追及や不正行為の追跡において、ログの分析等を容易にするため、システム内の機器を正確な時刻に同期する機能を備えること。
- ⑥不正行為に迅速に対処するため、通信回線を介して所属する農林水産省外と送受信される通信内容を監視し、不正アクセスや不正侵入を検知及び通知する機能を備えること。
- ⑦特権を有する管理者による不正を防止するため、管理者権限を制御する機能を備えること。
- ⑧情報の漏えいを防止するため、入退室管理、施錠可能なサーバラックの採用、通信ケーブル及び通信回線装置の物理的保護（床下への埋設等）等によって、物理的な手段による情報窃取行為を防止・検知するための機能を備えること。
- ⑨物理的な手段によるセキュリティ侵害に対抗するため、ウェブサイトの構成装置（重要情報を扱う装置）については、外部からの侵入対策が講じられた場所に設置すること。
- ⑩情報セキュリティインシデントの発生要因を減らすとともに、情報セキュリティインシデントの発生時には迅速に対処するため、ハードウェア、ソフトウェア及びサービス構成に関する詳細情報が記載された文書を提出するとともに、文書どおりの構成とすること。
- ⑪農林水産省が意図しない変更や機密情報の窃取等が行われないことを保証する管理が、一貫した品質保証体制の下でなされていること。当該品質保証体制を証明する書類（例えば、品質保証体制の責任者や各担当者がアクセス可能な範囲等を示した管理体制図）を提出すること。
- ⑫アクセスする利用者のアクセス履歴、入力情報等を当該利用者が意図しない形で第三者に送信されないようにすること。
クラウドアーキテクトのベストプラクティス（AWS の場合 AWS Well-Architected Framework、Azure の場合 Azure Well-Architected Framework）及び「情報システムに係る政府調達におけるセキュリティ要件策定マニュアル 別冊クラウド設計・開発編」に準拠すること。

7.2 遵守する法令等

受注者は、本業務の実施に当たっては、以下の法令等を確認、履行すること。実績等の証明提出及び報告は不要。

- (1) 受注者は、著作権法（昭和 45 年 5 月 6 日法律第 48 号）、不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成 11 年 8 月 13 日法律第 128 号）等の関係法規を遵守すること。
- (2) 受注者に帰属する知的財産権を利用して本業務を行う場合、発注者及びシステム利用者に受注者の知的財産権の利用を許諾する範囲及び制約を受注者が周知すること。
- (3) 本業務の遂行に当たっては、標準ガイドラインに該当する以下の①から⑥に基づくこと。
また、具体的な作業内容及び手順等については、解説書参考とすること。なお、標準ガイドライン群が改定された場合は、最新のものを参照し、その内容に従うこと。
 - ①DS-100 デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン
 - ②DS-310 政府情報システムにおけるクラウドサービスの適切な 利用に係る基本方針
 - ③DS-500 行政手続におけるオンラインによる本人確認の手法に関するガイドライン
 - ④DS-900 Web サイト等の整備及び廃止に係るドメイン管理ガイドライン
 - ⑤DS-910 安全保障等の機微な情報等に係る政府情報システムの取扱い
 - ⑥DS-920 行政の進化と革新のための生成 AI の調達・利活用に係るガイドライン
- (4) 受注者は、役務の提供に当たり、関連する環境関係法令を遵守するものとする。
 - ア 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）

イ 労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）

(5) 関係法令順守以外事項

受注者は、役務の提供に当たり、新たな環境負荷を与えることにならないよう、業務の最終報告時に別紙 5 の様式を用いて、以下の取組に努めたことを、環境負荷低減のクロスコンプライアンス実施状況報告書として提出すること。なお、全ての事項について「実施した／努めた」又は「左記非該当」のどちらかにチェックを入れるとともに、ア～ウの各項目について、一つ以上「実施した／努めた」にチェックを入れること。

ア 環境負荷低減に配慮したものを調達するよう努める。

イ エネルギーの削減の観点から、オフィスや車両・機械などの電気、燃料の使用状況の記録・保存や、不必要・非効率なエネルギー消費を行わない取組（照明、空調のこまめな管理や、ウォームビズ・クールビズの励行、燃費効率の良い機械の利用等）の実施に努める。

ウ みどりの食料システム戦略の理解に努めるとともに、機械等を扱う場合は、機械の適切な整備及び管理並びに作業安全に努める。

(6) 本業務の遂行に当たっては、「農林水産省クラウド利用ガイドライン」に基づくこと。また、具体的な作業内容及び手順等については、「農林水産省クラウド利用ガイドラインの関係資料」を参考とすること。なお、農林水産省クラウド利用ガイドラインが改定された場合は、最新のものを参照し、その内容に従うこと。

(7) G ビズ ID 連携に関するドキュメント

- ・ G ビズ ID サービス連携利用規約
- ・ G ビズ ID 接続システム向けガイドライン

https://gbiz-id.go.jp/top/system_guide/system_guide.html

(8) 本業務の遂行に当たっては、「農林水産省データマネジメント・データ活用基本方針書（令和 5 年 10 月）」に基づくこと。

8 成果物の取扱いに関する事項

8.1 知的財産権の帰属

(1) 本業務における成果物の著作権及び二次的著作物の著作権（著作権法第 21 条から第 28 条に定める全ての権利を含む。）は、受注者が本調達の実施の従前から権利を保有していた等の明確な理由によりあらかじめ提案書等にて権利譲渡不可能と示されたもの以外は、全て農林水産省に帰属するものとする。

(2) 農林水産省は、成果物について、第三者に権利が帰属する場合を除き、自由に複製し、改変等し、及びそれらの利用を第三者に許諾することができるとともに、任意に開示できるものとする。また、受注者は、成果物について、自由に複製し、改変等し、及びこれらの利用を第三者に許諾すること（以下「複製等」という。）ができるものとする。ただし、成果物に第三者の権利が帰属するときや、複製等により農林水産省がその業務を遂行する上で支障が生じるおそれがある旨を契約締結時までに通知したときは、この限りでないものとし、この場合には、複製等ができる範囲やその方法等について協議するものとする。

(3) 本調達に係るプログラムに関する権利（著作権法第 21 条から第 28 条に定める全ての権利を含む。）及び成果物の所有権は、農林水産省から受注者に対価が完済されたとき受注者から農林水産省に移転するものとする。

- (4) 納品される成果物に第三者が権利を有する著作物（以下「既存著作物等」という。）が含まれる場合には、受注者は、当該既存著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に関わる一切の手続を行うこと。この場合、本業務の受注者は、当該既存著作物の内容について事前に農林水産省の承認を得ることとし、農林水産省は、既存著作物等について当該許諾条件の範囲で使用するものとする。なお、本仕様に基づく作業に関し、第三者との間に著作権に係る権利侵害の紛争の原因が専ら農林水産省の責めに帰す場合を除き、受注者の責任及び負担において一切を処理すること。この場合、農林水産省は係る紛争等の事実を知ったときは、受注者に通知し、必要な範囲で訴訟上の防衛を受注者に委ねる等の協力措置を講じるものとする。
- (5) 受注者は農林水産省に対し、一切の著作権者人格権を行使しないものとし、また、第三者をして行使させないものとする。
- (6) 受注者は使用する画像、デザイン、表現等に関して他者の著作権を侵害する行為に十分配慮し、これを行わないこと。

8.2 契約不適合責任の条件

契約不適合責任の条件は、以下のとおり。

- ・農林水産省は検収（「検査」と同義。以下同じ。）完了後、成果物について調達仕様書との不一致（バグも含む。以下、「契約不適合」という。）が発見された場合、受注者に対して当該契約不適合の修正等の履行の追完（以下、「追完」という。）を請求することができる。この場合において、受注者は、当該追完を行うものとする。ただし、農林水産省が追完の方法を指定して追完を請求した場合であって、農林水産省に不相当な負担を課するものでないときは、受注者は農林水産省が指定した方法と異なる方法による追完を行うことができる。
- ・前号の場合において、追完の請求にも関わらず相当の期間内に追完がなされないときは、農林水産省は、その不適合の程度に応じて支払うべき金額の減額を請求することができる。
- ・前号の規程にかかわらず、次に掲げる場合には、農林水産省は、相当の期間の経過を待つことなく、直ちに支払うべき金額の減額を請求することができる。
 - (ア) 追完が不能であるとき。
 - (イ) 受注者が追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - (ウ) 特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ本調達の目的を達することができない場合において、受注者が追完をしないでその時期を経過したとき。
 - (エ) (ア) から (ウ) までに掲げる場合のほか、農林水産省が追完の請求をしても追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。
- ・農林水産省は、当該契約不適合（受注者の責めに帰すべき事由により生じたものに限る。）により損害を被った場合、受注者に対して損害賠償を請求することができる。
- ・当該契約不適合について、追完の請求にもかかわらず相当期間内に追完がなされない場合又は追完の見込みがない場合であって、当該契約不適合により本契約の目的を達することができないときは、農林水産省は本契約の全部又は一部を解除することができる。
- ・前各号までの規定にかかわらず、成果物の種類又は品質に関して契約不適合責任がある場合であって、農林水産省が検収完了後1年以内に農林水産省から当該契約不適合について通知しないときは、農林水産省は、本仕様書に定める契約不適合責任に係る請求をすることができない。ただし、検収完了時において受注者が当該契約不適合を知り若しくは重過失により知らなかったとき、又は当該契約不適合が受注者の故意若しくは重過失に起因するとはこの限りでない。
- ・検収によって農林水産省が当該契約不適合を発見することがその性質上合理的に期待できない場合、前各号までの規程を適用しない。ただし、この場合にあっても受注者が本条に定める責任その他の契約不適合責任を負うのは、検収完了後、2年以内に農林水産省から当該不

適合を通知された場合に限るものとする。

- ・前各号までの規定にかかわらず、契約不適合が農林水産省の提供した資料等又は農林水産省の与えた指示によって生じたときは適用しないこと。ただし、受注者がその資料等又は指示が不相当であることを知りながら告げなかったときはこの限りでない。

8.3 検収

本業務の受注者は、納入・成果物等について、納品期日までに担当者へ内容の説明を実施し、検収を受けること。なお、検収の結果、成果物等に不備又は誤り等が見つかった場合には、直に必要な修正等を行い、変更点について担当者への説明を行った上で、指定された日時までに再度納品すること。

9 入札参加資格に関する事項

本業務に対する応札希望者は、提案書を作成すること。詳細は、入札説明書及び提案書作成要領に定める。

9.1 入札参加要件

以下の要件を満たしていることの証明書を提出すること（提出期限は、入札説明書を参照すること）。なお、(4)の証明は除くものとする。

(1) 公的な資格や認証等の取得

当案件を確実に遂行するため、応札者は次の条件を満たしていることを証明すること。再請負先も同様とする。

- ・品質マネジメントシステムの規格である「JIS Q 9001」又は「ISO9001」（登録活動範囲が情報処理に関するものであること。）の認定を、業務を遂行する組織が有しており、認証が有効であること。または、これと同等の品質管理手順及び体制が明確化された品質マネジメントシステムを有している事業者であること（管理体制、品質マネジメントシステム運営規程、品質管理手順規程等を提出すること。）。
- ・個人情報扱うシステムのセキュリティ体制が適切であることを保証する者として以下のいずれかの条件を満たすこと。
 - ア 情報セキュリティ実施基準である「JIS Q 27001」、「ISO/IEC27001」又は「ISMS」の認証を有しており、認証が有効であること。
 - イ 一般財団法人日本情報経済社会推進協会のプライバシーマーク制度の認定を受けているか、又は同等の個人情報保護のマネジメントシステムを確立していること
 - ウ 個人情報を扱うシステムのセキュリティ体制が適切であることを第三者機関に認定された事業者であること。
- ・業務遂行において、専門的かつ高度な知識に基づきながら、担当者や関係先と、日本語により円滑かつ適切なコミュニケーションが図られること。数字は算用数字、単位は原則としてメートル法とすること。
- ・応札者は以下のア又はイのいずれかの条件を満たすこと。
 - ア クラウドサービスプロバイダーから代理店の認定を受け、かつ AWS Solution Provider Program (SPP) の登録を受けていること。加えて、本案件の関係者が、日本国内のクラウドサービスプロバイダーから日本語で契約や技術に関するサポートを受けられる商流であること。
 - イ 国内企業のディストリビュータ経由でクラウドサービスの再販が可能であること。

(2) 受注実績

当案件を確実に遂行するため、応札者は中央省庁または民間企業等において、次の条件を満た

していることを、具体的な事例を挙げ、契約書の写し等（一部、マスキング可）を提出し、証明すること。ただし、実績があったとしても、情報システムの受注者から請負、委任、代理又は下請けされたものである場合は、ここでいう実績には含まれない。

- ・複数のシステムとの連携を有する同等規模の情報システムにおいて、構築業務を履行した実績を過去3年以内に有すること。
- ・拠点数2以上かつ2システム以上（サブシステム含む）と連携している Web システムの要件定義から基本設計、詳細設計、プログラムの開発、テストまでの作業の全体を一括して行った実績（改修含む）を、過去3年以内に少なくとも1年以上有していること。
- ・応札者は、本システムで利用中のパブリッククラウドにおいて、運用・保守を行った実績を過去3年以内に有すること。
- ・利用者1万人以上のスマホアプリケーションの設計開発業務を履行した実績を過去5年以内に有すること。

(3) 複数事業者による共同入札

単独で対象業務を行えない場合は、適正な業務を遂行できる共同事業体（対象業務を共同して行うことを目的として複数の民間事業者により構成される組織をいう。以下同じ。）として参加することができる。

その場合、証明書等の提出時までには共同事業体を構成し、その中から全体の意思決定、運営管理等に責任を持つ共同提案の代表者を定めるとともに、本代表者が本調達に対する入札を行うこととし、他の者は構成員として参加するものとする。ただし、共同事業体として参加する者については、他の共同事業体又は単独で本入札に参加することはできない。

共同事業体として本入札に参加する場合は、以下の要件を満たすこと。

- ・複数の事業者が共同提案する場合、その中から全体の意思決定、運営管理等に責任を持つ共同提案の代表者を定めるとともに、本代表者が本調達に対する入札を行うこと。
- ・共同提案を構成する事業者間においては、その結成、運営等について協定を締結し、業務の遂行に当たっては、代表者を中心に、各事業者が協力して行うこと。事業者間の調整事項、トラブル等の発生に際しては、その当事者となる当該事業者間で解決すること。また、解散後の契約不適合責任に関しても協定の内容に含めること。
- ・共同提案を構成する全ての事業者は、本入札への単独提案又は他の共同提案への参加を行っていないこと。
- ・共同事業体の代表者は、品質マネジメントシステム及び情報セキュリティに係る要件について満たすこと。その他の入札参加要件については、共同事業体を構成する事業者のいずれかにおいて満たすこと。

(4) 資料閲覧

11.2に記載する資料閲覧をした上で、本制度に関する機能、リスク等を十分理解すること。なお、ドキュメント量が多いため、資料閲覧の時間及び体制に留意すること。

9.2 入札制限

- (1) 本業務を直接担当する農林水産省 IT アドバイザー（デジタル統括アドバイザーに相当）、農林水産省全体管理組織（PMO）支援スタッフ及び農林水産省最高情報セキュリティアドバイザーが、その現に属する事業者及びこの事業者の「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）第 8 条に規定する親会社及び子会社、同一の親会社を持つ会社並びに請負先等緊密な利害関係を有する事業者は、本書に係る業務に関して入札に参加できないものとする。
- (2) 6.4 で示した監査対応のため、本業務の履行は全て日本国内作業で完結すること。共同事業体及び再請負先も同様とする。

10 再請負に関する事項

本業務の難易度、品質確保の観点から再請負は禁止とする。

11 その他特記事項

11.1 前提条件等

本業務受注後に調達仕様書の内容の一部について変更を行おうとする場合、その変更の内容、理由等を明記した書面をもって農林水産省に申し入れを行うこと。双方の協議において、その変更内容が軽微（本調達仕様書の記載内容、請負料、納期に影響を及ぼさない）かつ許容できると判断された場合は、変更の内容、理由等を明記した書面（協議書）に双方が確認することによって変更を確定する。協議書は必ず担当者へ提出し、承認を得ること。本業務において、疑義が生じた場合は、速やかに担当者と協議すること。

11.2 入札公告期間中の資料閲覧等

入札公告期間中（行政機関の休日を含まない）に、資料閲覧を希望する場合は担当者に連絡すること。担当者が指示する日時及び場所において、閲覧することができる。閲覧時間及び連絡時間は 10:00～17:00（12:00～13:00 を除く）とする。また、閲覧申請書等を担当者へ閲覧日に提出すること。なお、担当者が必要な調整を行うことがある。

- (1) 資料閲覧場所

東京都千代田区霞が関 1-2-1 農林水産省内

- (2) 閲覧手続

応札希望者の商号、連絡先、閲覧希望者氏名を別紙 6「閲覧申請書」に記載の上、閲覧希望日の 2 日前までに提出すること。また、閲覧日当日までに別紙 7「機密保持誓約書」に記載の上、提出すること。

- (3) 閲覧時の注意

閲覧にて知り得た内容については、提案書の作成以外には使用しないこと。また、本調達に関与しない者等に情報が漏えいしないように留意すること。閲覧資料の複写等による閲覧内容の記録は行わないこと。

- (4) 連絡先

農林水産省消費・安全局動物衛生課

担当：中越、後藤

電話：03-6744-7144

- (5) 閲覧資料

閲覧に供する資料の例を次に示す。

- ア 飼養衛生管理支援システム（仮称）第1期開発業務納入・成果物
- イ 飼養衛生管理等支援システム第2期開発及び運用等業務納入・成果物
- ウ 飼養衛生管理等支援システム第3期開発及び運用・支援保守等業務打合せ資料、ドキュメント等
- エ 家畜防疫マップシステム更改等業務（飼養衛生管理等支援システム）納入成果物
- オ プロジェクト計画書、プロジェクト管理要領
- カ 遵守すべき各府省独自の規定類
 - （ア）農林水産省における情報セキュリティの確保に関する規則
 - （イ）農林水産省における個人情報の適正な取扱いのための措置に関する訓令
 - （ウ）農林水産省クラウド利用ガイドライン及び関係資料
- キ 共通申請サービスにおける飼養衛生管理等機能に係るドキュメント一式等（設計書、操作説明書等） 令和5年度、令和6年度及び令和7年度分
- ク 本制度に係る要綱、事務処理マニュアル
- ク 本制度に係る各種調査結果資料
 - （ア）令和3年度飼養衛生管理情報通信整備委託事業納入・成果物
 - （イ）令和4年度飼養衛生管理情報通信整備委託事業（畜産衛生情報のデジタル化に向けた畜産衛生業務の最適化調査及び飼養衛生管理支援システム（仮称）要件定義書作成等事業）納入・成果物
 - （ウ）令和5年度飼養衛生管理支援システム要件定義書作成等業務納入・成果物

11.3 その他

- (1) 本調達仕様書と契約書の内容に齟齬が生じた場合には、本調達仕様書の内容が優先する。
- (2) 本調達仕様書について疑義等がある場合は、質問書（任意様式）により質問すること。なお、質問書に対する回答は適宜行うこととする。
 提出先：農林水産省消費・安全局動物衛生課
 担当：中越、後藤
 電話：03-6744-7144
 E-mail mayuko_nakakoshi200/atmark/maff.go.jp
 yumiko_goto190/atmark/maff.go.jp
 ※ /atmark/を@に変更して送信すること。
- (3) MAFFクラウドについて不明点等がある場合は、担当者及びMAFFクラウドCoEと協議の上、作業を進めること。
- (4) MAFFクラウドCoEからクラウドのシステム構成について、改善点の指摘を受けた場合に協議の上、対応を行うこと。また、MAFFクラウドCoEが監査・指導の観点でクラウド環境の確認が必要と判断した際には、要請に基づき、リードオンリーのIAMユーザーを払い出すこと。

12 付属文書

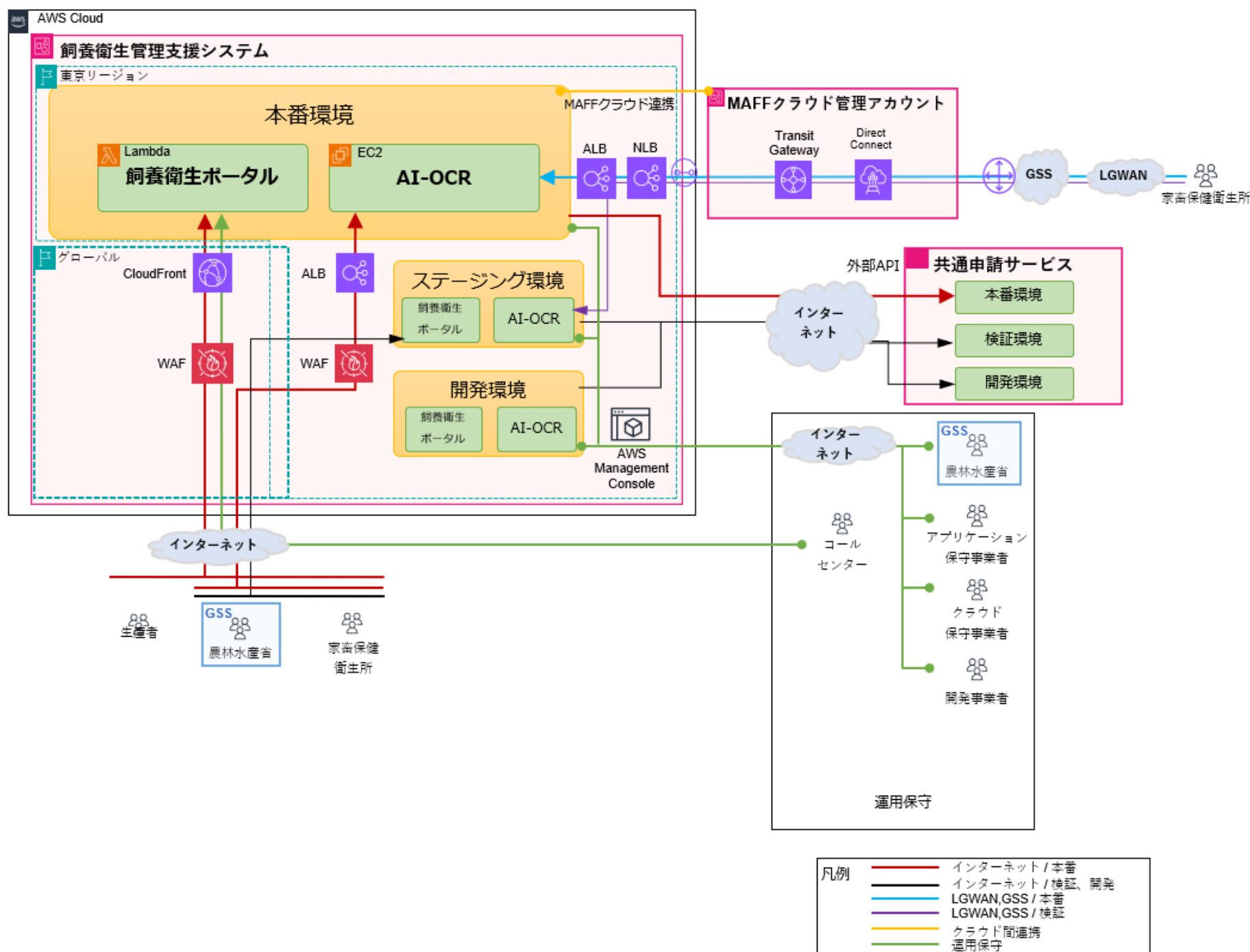
付属文書は下記のとおり。

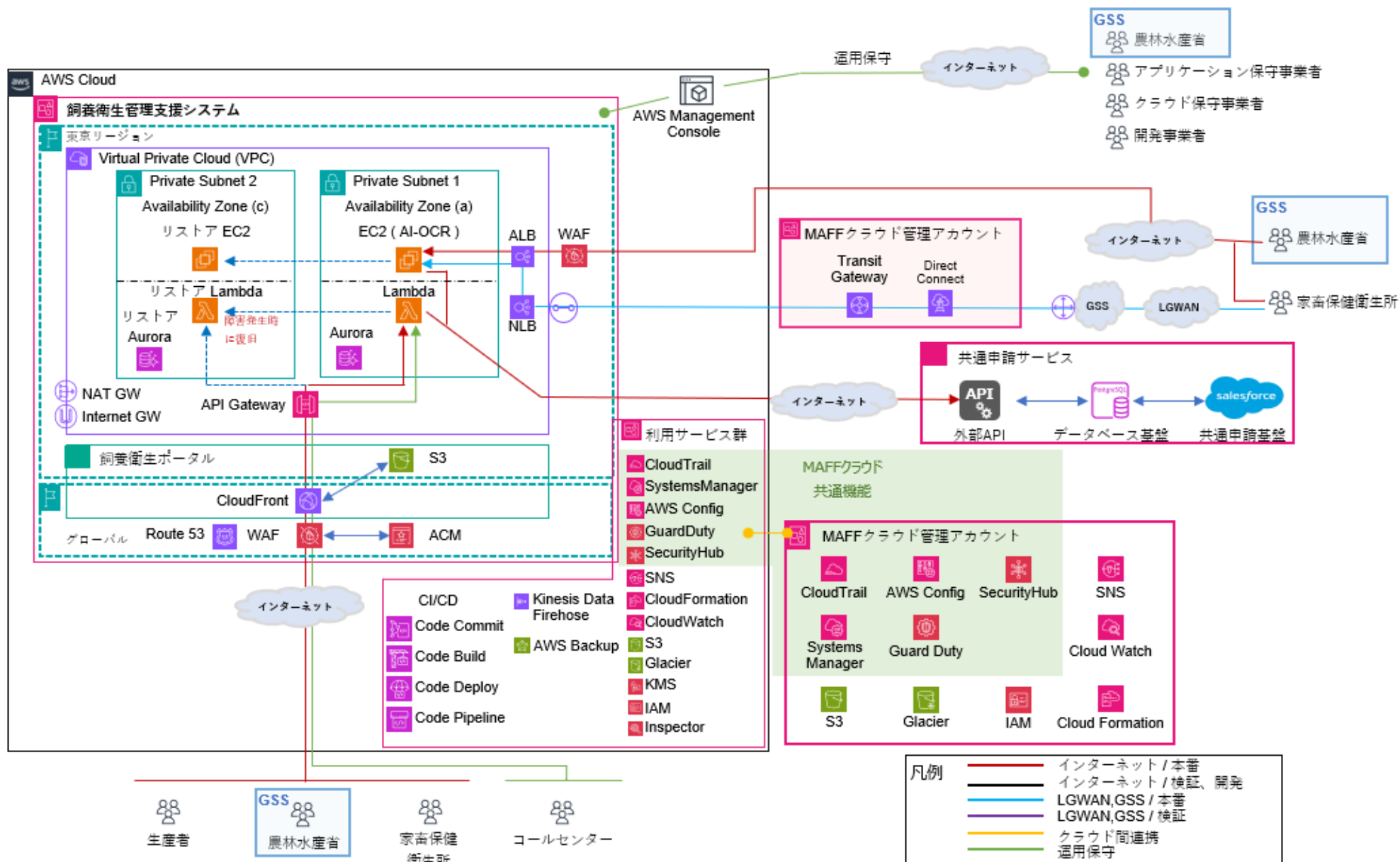
- ・別紙1 システム稼働環境、クラウドサービス一覧
- ・別紙2 飼養衛生管理等支援システム第4期開発及び運用・支援保守等業務に係る要件資料
- ・別紙3 情報システムの経費区分
- ・別紙4 情報セキュリティの確保に関する共通基本仕様
 別添 Webシステム/Webアプリケーションセキュリティ要件書 Ver. 4.0
- ・別紙5 クロスコンプライアンス実施状況報告書
- ・別紙6 閲覧申請書
- ・別紙7 機密保持誓約書
- ・別紙8 品質管理要件

飼養衛生管理等支援システムで利用される、ネットワークの図を以下に示す。

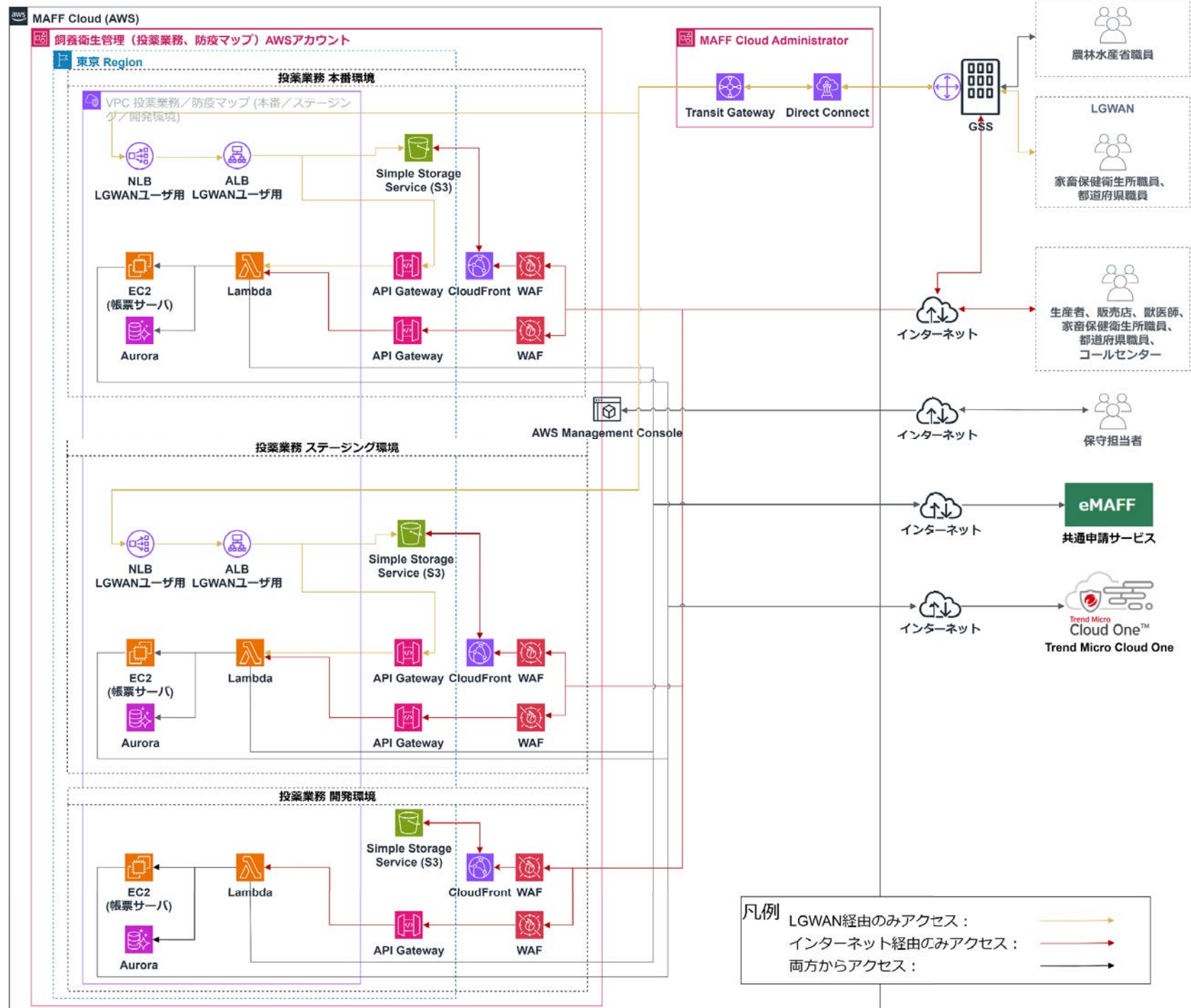
別紙1

システム稼働環境(飼養衛生管理基準)

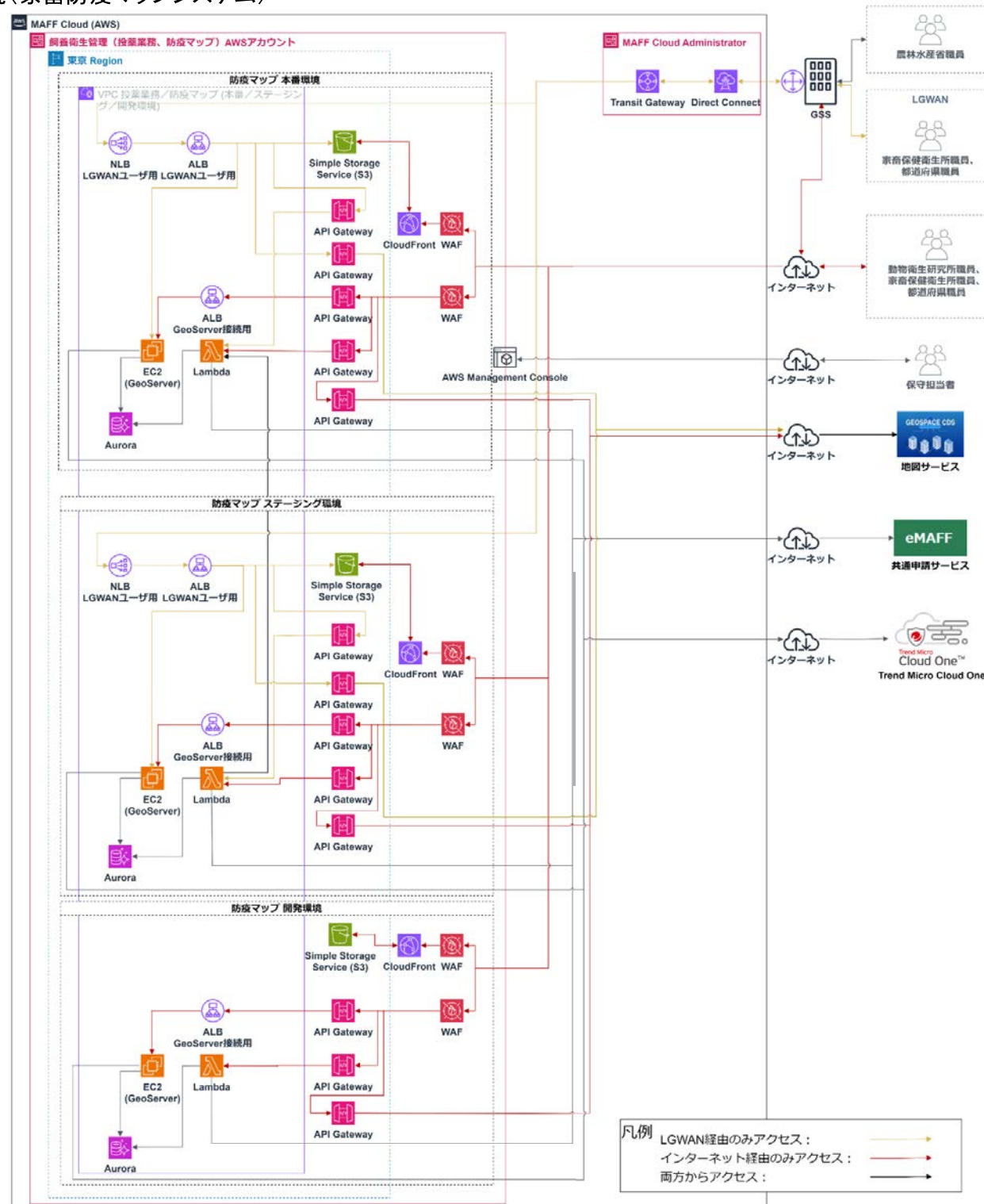




システム稼働環境(投票業務)



システム稼働環境(家畜防疫マップシステム)



飼養衛生管理基準クラウドサービス一覧（令和6年12月時点）

No.	分類	サービス名	実現・提供する機能	用途
1	アイデンティティ	IAM	AWSのサービスやリソースへのアクセス制御	本システムに関与する開発者・運用者等にアクセス権を付与
2	コンピューティング	Amazon ElasticComputing Cloud (EC2)	クラウド内の仮想サーバ	AI-OCR実行用サーバとして使用
3		AWS Lambda	サーバレスなコード実行を実現	飼養衛生ポータル機能にて、データベース処理・各種計算処理等を実行
4		StepFunctions	AWS Lambdaで定義した関数をワークフロー式に実行するためのサービス	AWS Lambdaで定義した関数を実行する
5	管理ツール	AWS CloudTrail	ユーザアクティビティとAPI使用状況の追跡	内部監査・監査証跡
6		Amazon CloudWatch	リソースとアプリケーションのモニタリングや計測、リソースのヘルスチェック/障害対応	MAFFクラウド内のシステム監視、障害対応、計測、障害対応 ・ CloudWatch Metrics ・ CloudWatch Alarms ・ CloudWatch Auto Recovery ・ CloudWatch Agent ・ CloudWatch Logs ・ CloudWatch RUN
7		AWS Systems Manager	AWSにおけるシステム運用でソフトウェアイベントリの収集やOSのパッチ適応、運用コマンド実行、環境変数の管理、セキュアなサーバアクセス、メンテナンス作業の自動化などを実行	AI-OCR用EC2を中心とするAWS環境の運用を効率化する
8		AWS Config	リソースの構成情報の検索・閲覧、変更履歴の記録、通知を実行	リソース構成の設定変更等を監視してコンプライアンス違反の検知を行う
9		Amazon SNS	メッセージ送信サービス	本システムの障害通知を配信する為に使用
10		AWS Key Management Service (KMS)	マネージド型の暗号化キー作成と管理サービス	データの暗号化で利用する暗号化キーの作成・管理
11		Amazon Guard Duty	悪意ある操作や不正な動作を継続的にモニタリングする脅威検出サービス	セキュリティインシデントの検出・コンプライアンスの監査
12		AWS Shield Standard	DDoS 攻撃からアプリケーションを保護するためのマネージド型の保護サービス	本システムをDDoS攻撃から保護
13		AWS Certificate Manager	SSL/TLS証明書のプロビジョニング、管理、デプロイ	MAFFクラウド内の証明書管理

No.	分類	サービス名	実現・提供する機能	用途
14	セキュリティ	Security Hub	AWS 環境のセキュリティ状態を一元的に可視化・統合するサービス	本システムのセキュリティインシデントの検出及びセキュリティ運用の自動化
15		AWS WAF	ALB、CloudFront、API Gatewayに適応するファイアウォールサービス	本システムのサービスを不正なアクセスから保護
16		AWS Network Firewall	VPC内のAWSネットワークリソース適応可能なファイアウォールサービス	不正なIPアドレス・プロトコル・ポート等からのトラフィックをブロック
17		Inspector	EC2に設定したエージェントを使ってセキュリティ診断を行い、脆弱性を検知するサービス	環境を継続的にスキャンを行い、脆弱性やネットワークの露出がないか確認、検出する
18	ネットワーキング	Amazon Virtual Private Cloud (VPC)	論理的に分離された仮想ネットワーク	AWS内部に飼養衛生管理支援システムが稼働するネットワークを構築する
19		Elastic Load Balancing	高い可用性、自動スケーリング、堅牢なセキュリティを特徴とする負荷分散サービス	ALBを使用して、プライベートサブネットに配置した業務APサーバへのルーティングを行う
20		Amazon CloudFront	静的コンテンツキャッシュなどを実現するコンテンツ配信ネットワーク（CDN）サービス	S3に配置された飼養衛生ポータルアプリケーションをWEBコンテンツとしてユーザに配信
21		AWS Transit Gateway	複数の VPC とオンプレミスネットワークを相互接続するネットワーク中継ハブ	本システムのVPCをeMAFF・LGWAN等の環境と相互接続させる
22		Internet Gateway	VPCとインターネットを接続するゲートウェイ	VPC内のEC2等のリソースをインターネット上のリソースとアクセスさせる
23		NAT Gateway	プライベートサブネット内でインターネットへの通信を行いたい場合に、パブリックサブネットへ設置する中継用ゲートウェイ	VPC内のプライベートサブネット内に配置されたリソースをインターネットに接続
24		Amazon API Gateway	APIの構築、デプロイ、管理	Lambda関数をインターネットからURL形式で実行
25	アナリティクス	Amazon Kinesis Data Firehose	ストリーミングデータをリアルタイムで収集・処理・分析する。	CloudWatch Logsで収集したログをS3に移行させる。

No.	分類	サービス名	実現・提供する機能	用途
26	開発ツール	Code Commit	Gitベースのソース管理サービス	使用するAWSサービスと連携してソースコードを管理
27		Code Build	ソースコードの変更検知、コンパイル・ユニットテストを実行するサービス	自動ビルド処理
28		Code Deploy	アプリケーションのデプロイを自動化するサービス	自動デプロイ処理
29		Code Pipeline	ソフトウェアの開発とデプロイを自動化するサービス	Code Commit・Code Build・Code Deployの自動連携処理
30	DNSサービス	Amazon Route 53	ドメインの登録、DNSルーティング、ヘルスチェックなどを行うDNSサービス	公開リソースをURL形式で利用させる
31	コミュニケーション	Amazon Simple Email Service (SES)	さまざまなEメールを大量に送信できるサービス	Eメールの送信
32	データベース	Aurora	MySQLとPostgreSQLの完全な互換性を持つデータベース	飼養衛生管理等支援システムで使用するデータベース
33		SecretsManager	アプリケーションから参照するパスワードの秘匿情報を管理するためのサービス	RDSデータベースの暗号化
34	ストレージ	Amazon S3	クラウド内のスケーラブルなストレージ	バックアップ及び過去のログの保管
35		Amazon S3 Glacier	低コストでスケーラブルなストレージサービス	使用頻度が低い各種データの長期保管（9年）
36		AWS Backup	定義したポリシーを元に、EBSボリュームやRDS、EFS、DynamoDB などのバックアップを実行するサービス	各種データの自動バックアップを実行
37	基盤自動化	CloudFormation	テンプレートをもとに、AWSリソース基盤を自動構築するツール	インフラ環境をコード化し、障害時の環境構築作業を迅速化する

投薬業務クラウドサービス一覧（令和6年12月時点）

No.	区分	サービス名称	利用目的	備考
1	権限管理	AWS Identity and Access Management (IAM)	正当なアクセスのみが許可されるよう、最小特権の原則に基づいた制御を実装するために使用	
2	仮想ネットワーク	Amazon Virtual Private Cloud (VPC)	仮想ネットワーク環境を構築し、可用性と拡張性に優れたシステムを実現するために使用	
3	仮想サーバ	Amazon EC2	アプリケーションの実行用サーバとして使用	
4	ロードバランサー	Application Load Balancer (ALB)	EC2へのアクセスをアクセス元によって振り分けるために使用	ALBはElastic Load Balancing (ELB) の一部
5	DNS	Amazon Route 53	可用性と拡張性に優れたドメインネームシステム (DNS) ウェブサービスを実現するために使用	
6	API 管理	Amazon API Gateway	API の作成及び管理を行うために使用	
7	Web サーバ／キャッシュサーバ	Amazon CloudFront	Web ページを公開するために使用	
8	アプリケーション保存／業務ログ管理	Amazon Simple Storage Service (S3)	アプリケーションの静的アセット (HTML、CSS、JavaScript ファイルなど) を保存するため、取得したログを保管するために使用	
9	プログラム実行環境	AWS Lambda	業務コードを実行するために使用	
10	バックアップ	AWS Backup	Amazon Aurora や S3 のデータの自動バックアップを管理するために使用	
11	アナリティクス	Amazon Kinesis Data Firehose	CloudWatch Logs で収集したログを S3 に移行するのに使用	
12	クラウド証跡管理	AWS CloudTrail	クラウドサービスに対する操作ログを取得・保管を行うことで不正アクセスや内部犯行を追跡するために使用	
13	リソース変更管理	AWS Config	リソースのインベントリ、構成履歴、構成変更通知を行うために使用	
14	DDos 対策／不正アクセス対策	AWS Web Application Firewall (WAF)	アプリケーション層での攻撃の特定と、不正アクセスを遮断するために使用	
15	リモートメンテナンス／パッチ適用	AWS Systems Manager	Session Manager 機能を用いて、IAM 認証が行われたアカウントからサーバへの接続を行うために使用 パッチ提供サービス機能を用いて、各サーバが直接インターネットに通信することなくパッチを入手・適用するために使用	
16	証明書管理	AWS Certificate Manager	SSL/TLS証明書の発行や更新を行うために使用	
17	監視	Amazon CloudWatch	リソース監視、ログ監視等のシステム監視を行うために使用	
18	通知	Amazon SNS	システム管理者への通知メールを送信するために使用	

No.	区分	サービス名称	利用目的	備考
19	開発ツール	AWS CodeCommit	アプリケーションのデプロイを自動化するために使用	
20		AWS CodeBuild	使用する AWS サービスと連携してソースコードを管理するために使用	
21		AWS CodeDeploy	ソースコードの変更検知・コンパイル・ユニットテストを実行するために使用	
22		AWS CodePipeline	Code Commit・Code Build・Code Deploy の自動連係処理を行うために使用	
23	データベース	Amazon Aurora PostgreSQL-Compatible DB (RDS)	データベース「PostgreSQL」を利用するために使用	
24	認証情報の管理	AWS Secrets Manager	データベースの接続情報などの認証情報を管理するために使用	
25	暗号化キー管理	AWS Key Management Service (KMS)	暗号化キーを一元管理するために使用	
26	通知	Amazon EventBridge	異常検知をトリガーに電子メール通報を実行するために使用	
27	プログラム実行環境	Amazon Step Functions	業務コード実行時のリトライ処理実現のため使用しています。	
28	不正挙動監視／改ざん検知	Amazon GuardDuty	CloudTrail で取得したログの監視を行い、不正な通信を検知するために使用 CloudTrail で取得したログの監視を行い、データに対する意図しない更新・削除を検出するために使用	
29	セキュリティ管理	AWS Security Hub	AWS のセキュリティチェックの自動化とセキュリティアラートの一元化を行うために使用	
30	環境管理	AWS CloudFormation	アプリケーションのリソースをテンプレート化して管理するために使用	
31	通信	AWS Direct Connect	AWS とオンプレミス環境とのプライベート接続（専用接続）を実現するために使用	
32	DDos 対策	AWS Shield	アプリケーションを DDoS 攻撃から保護するために使用	
33	認証	Amazon Cognito	ユーザのサインアップ及びサインイン機能を追加するために使用	
34	コンテナ	AWS Fargate	AWS 上でコンテナをサーバーレスで実行することが出来るようにするために使用	
35		Amazon Elastic Container Registry	Docker コンテナイメージを保存、管理、デプロイするのに使用	
36	E メール送信	Amazon Simple Email Service (SES)	ユーザへの通知メールを送信するために使用	
37	セキュリティ	AWS Network Firewall	不正な IP アドレス・プロトコル・ポート等からのトラフィックをブロックするために使用	
38	ネットワーキング	Transit Gateway	本システムの VPC を eMAFF・LGWAN 等の環境と相互接続させるのに使用	
39		Network Address Translation (NAT) Gateway	VPC 内のプライベートサブネット内に配置されたリソースをインターネットに接続するのに使用	

家畜防疫マップシステムクラウドサービス一覧（令和6年12月時点）

No.	区分	サービス名称	利用目的	備考
1	権限管理	AWS Identity and Access Management (IAM)	正当なアクセスのみが許可されるよう、最小特権の原則に基づいた制御を実装するために使用	
2	仮想ネットワーク	Amazon Virtual Private Cloud (VPC)	仮想ネットワーク環境を構築し、可用性と拡張性に優れたシステムを実現するために使用	
3	仮想サーバ	Amazon EC2	アプリケーションの実行用サーバとして使用	
4	ロードバランサー	Application Load Balancer (ALB)	EC2へのアクセスをアクセス元によって振り分けるために使用	ALBはElastic Load Balancing (ELB) の一部
5	DNS	Amazon Route 53	可用性と拡張性に優れたドメインネームシステム (DNS) ウェブサービスを実現するために使用	
6	API 管理	Amazon API Gateway	API の作成及び管理を行うために使用	
7	Web サーバ／キャッシュサーバ	Amazon CloudFront	Web ページを公開するために使用	
8	アプリケーション保存／業務ログ管理	Amazon Simple Storage Service (S3)	アプリケーションの静的アセット (HTML、CSS、JavaScript ファイルなど) を保存するため、取得したログを保管するために使用	
9	プログラム実行環境	AWS Lambda	業務コードを実行するために使用	
10	バックアップ	AWS Backup	Amazon Aurora や S3 のデータの自動バックアップを管理するために使用	
11	アナリティクス	Amazon Kinesis Data Firehose	CloudWatch Logs で収集したログを S3 に移行するのに使用	
12	クラウド証跡管理	AWS CloudTrail	クラウドサービスに対する操作ログを取得・保管を行うことで不正アクセスや内部犯行を追跡するために使用	
13	リソース変更管理	AWS Config	リソースのインベントリ、構成履歴、構成変更通知を行うために使用	
14	DDos 対策／不正アクセス対策	AWS Web Application Firewall (WAF)	アプリケーション層での攻撃の特定と、不正アクセスを遮断するために使用	
15	リモートメンテナンス／パッチ適用	AWS Systems Manager	Session Manager 機能を用いて、IAM 認証が行われたアカウントからサーバへの接続を行うために使用 パッチ提供サービス機能を用いて、各サーバが直接インターネットに通信することなくパッチを入手・適用するために使用	
16	証明書管理	AWS Certificate Manager	SSL/TLS証明書の発行や更新を行うために使用	
17	監視	Amazon CloudWatch	リソース監視、ログ監視等のシステム監視を行うために使用	
18	通知	Amazon SNS	システム管理者への通知メールを送信するために使用	

No.	区分	サービス名称	利用目的	備考
19	開発ツール	AWS CodeCommit	アプリケーションのデプロイを自動化するために使用	
20		AWS CodeBuild	使用する AWS サービスと連携してソースコードを管理するために使用	
21		AWS CodeDeploy	ソースコードの変更検知・コンパイル・ユニットテストを実行するために使用	
22		AWS CodePipeline	Code Commit・Code Build・Code Deploy の自動連係処理を行うために使用	
23	データベース	Amazon Aurora PostgreSQL-Compatible DB (RDS)	データベース「PostgreSQL」を利用するために使用	
24	認証情報の管理	AWS Secrets Manager	データベースの接続情報などの認証情報を管理するために使用	
25	暗号化キー管理	AWS Key Management Service (KMS)	暗号化キーを一元管理するために使用	
26	通知	Amazon EventBridge	異常検知をトリガーに電子メール通報を実行するために使用	
27	不正挙動監視／改ざん検知	Amazon GuardDuty	CloudTrail で取得したログの監視を行い、不正な通信を検知するために使用 CloudTrail で取得したログの監視を行い、データに対する意図しない更新・削除を検出するために使用	
28	セキュリティ管理	AWS Security Hub	AWS のセキュリティチェックの自動化とセキュリティアラートの一元化を行うために使用	
29	環境管理	AWS CloudFormation	アプリケーションのリソースをテンプレート化して管理するために使用	
30	通信	AWS Direct Connect	AWS とオンプレミス環境とのプライベート接続（専用接続）を実現するために使用	
31	DDos 対策	AWS Shield	アプリケーションを DDoS 攻撃から保護するために使用	
32	認証	Amazon Cognito	ユーザのサインアップ及びサインイン機能を追加するために使用	
33	コンテナ	AWS Fargate	AWS 上でコンテナをサーバーレスで実行することが出来るようにするために使用	
34		Amazon Elastic Container Registry	Docker コンテナイメージを保存、管理、デプロイするのに使用	
35	E メール送信	Amazon Simple Email Service (SES)	ユーザへの通知メールを送信するために使用	
36	セキュリティ	AWS Network Firewall	不正な IP アドレス・プロトコル・ポート等からのトラフィックをブロックするために使用	
37	ネットワーキング	Transit Gateway	本システムの VPC を eMAFF・LGWAN 等の環境と相互接続させるのに使用	
38		Network Address Translation (NAT)	VPC 内のプライベートサブネット内に配置されたリソースをインターネットに接続するのに使用	

飼養衛生管理等支援システム第4期開発 及び運用・支援保守等業務に係る要件資料

第 1.0 版

目次

1.	リリース時期及び開発（改修）概要.....	3
1.1.	リリース時期.....	3
1.2.	開発（改修）概要.....	3
2.	機能要件（詳細は別途記載）.....	8
2.1.	機能に関する事項.....	8
2.1.1.	機能一覧.....	8
2.1.2.	機能設計ポリシー.....	8
2.2.	画面に関する事項.....	8
2.2.1.	画面一覧.....	8
2.2.2.	画面設計ポリシー.....	8
2.3.	帳票に関する事項.....	9
2.4.	情報・データに関する事項.....	9
2.4.1.	情報・データ一覧.....	9
2.4.2.	情報・データ設計ポリシー.....	9
3.	非機能要件（詳細は別途記載）.....	10
3.1.	ユーザビリティ及びアクセシビリティに関する事項.....	10
3.1.1.	情報システムの利用者の種類、特性.....	10
3.1.2.	ユーザビリティ要件.....	11
3.1.3.	アクセシビリティ要件.....	13
3.2.	システム方式に関する事項.....	13
3.2.1.	情報システムの構成に関する全体の方針.....	13
3.2.2.	本システムの利用環境.....	13
3.3.	拡張性に関する事項.....	14
3.3.1.	性能の拡張性.....	14
3.3.2.	機能の拡張性.....	14
3.4.	上位互換性に関する事項.....	14
3.5.	システムの稼働環境に関する事項.....	14
3.5.1.	システム稼働環境に関する事項.....	14
3.6.	引継ぎに関する事項.....	15
3.6.1.	教材の作成.....	15

1. リリース時期及び開発(改修)概要

1.1. リリース時期

本番環境のリリース時期は以下のとおり。機能ごとに実装期限が異なる。

ステージング環境及び開発環境は、本番環境リリースに影響が出ない時期とすること。

■1次リリース:

要件1、要件2(1)～(3)、要件3(1)～(2)、要件4 令和8年3月上・中旬頃まで

■2次リリース:

要件5 令和8年3月中旬頃まで

■3次リリース:

上記以外全て 令和8年3月下旬頃

- ・上記実装期限までにリリースが困難な一部機能は、担当部者と協議の上、実装日を変更することは可能とするが、利用者の業務へ影響が出ないことを条件とする。
- ・上記に関連する内容は、当該システム及び関連機能も業務が問題なく運用できるよう調査し、併せて改修すること。ただし、当該システムへの影響が最小限となるように実装する要件の調整を優先とする。
- ・開発(改修)目的を把握した上で、開発(改修)目的に沿った形で開発(改修)仕様を実現すること。
- ・家畜防疫マップシステム及び投薬業務システムについても、制度改正で影響ある範囲の改修を行うこと。

1.2. 開発(改修)概要

	内容
要件1 制度改正対応(農場台帳、自己点検に関する対応)	2026 年度制度改正に様式に合わせて、以下の対応を行うこと。 (1)農場台帳の追加 現行の農場台帳は、愛玩含め、1本で管理しているが、2026 年度から非商用の農場台帳を商用とは別に管理できるよう、新たに非商用農場台帳を開発すること。非商用動物は、馬、水牛、鹿、めん羊、山羊、いのしし、うずら、あひる、きじ、エミュー、だちょう、ほろほろ鳥、七面鳥を予定している。 ユーザが登録しやすいよう、商用を選択した際に商用の農場台帳の登録、非商用を選択した際に非商用の農場台帳の登録画面が表示される等、工夫を行うこと。

	(2)農場台帳出力機能の開発 ・別添要件1(2)農場台帳の情報出力機能の開発を行うこと。商用、非商用別に出力できるようにし、PDF、Excel 形式で出力できるように対応すること。制度改正に伴うシステム管理データの追加、変更に合わせて、制度改正に対応した印刷内容になるようにすること。 出力対象データを PDF と同時出力で CSV 形式での出力も行うこと。CSV 出力は、PDF 生成時のデータを活用する等、工数が極力かからないように工夫を行うこと。 (3)2025 年制度改正に対応したデータ登録・2025 年制度改正に合せ、運用に必要な情報のシステム管理が行えるよう、データの登録、修正、削除、CSV 出力等の改修すること。 ・システム管理する情報項目については、本制度で必要となる運用と整合性を考慮した上で、項目設計を行うこと。 ・関連する台帳群の改修も行うこと。 (4)外部インタフェースの改訂 ・2026 年制度改正に合わせた外部インタフェースの改訂を行うこと。
要件2 制度改正対応(自己点検に関する対応)	2025 年度制度改正に様式に合わせて、以下の対応を行うこと。 (1)事前配布用の帳票出力 ・別添要件2(1)の 2025 年度様式の帳票出力ができるように、帳票出力機能の開発をすること。事前配布用の帳票出力は、事前に登録された情報を活用した帳票出力ができるようにすること。帳票は PDF、Excel 形式とする。 また、出力対象データを PDF と同時出力で CSV 形式での出力も行うこと。CSV 出力は、PDF 生成時のデータを活用する等、工数が極力かからないように工夫を行うこと。 ・制度改正に伴うシステム管理データの追加、変更に合わせて、制度改正に対応した印刷内容になるように対応すること。 (2)2025 年様式に対応したデータ登録 ・2025 年の様式に合せ運用に必要な情報のシステム管理が行えるよう、データの登録、修正、削除、CSV 出力等の改修すること。 ・システム管理する情報項目については、本制度で必要となる運用と整合性を考慮した上で、項目設計を行うこと。 ・関連する台帳群の改修も行うこと。 (3)公表用出力様式の開発(月次)

	・別添要件1(3)自己点検状況公表帳票の情報出力機能の開発を行うこと。自己点検状況公表帳票は Excel 形式とする。 (4)2025 年様式に対応した集計機能(月次) ・登録されたデータが適切に集計できるよう改修すること。 (5)公表用出力様式の開発(年次) ・別添要件1(3)自己点検状況公表帳票の情報出力機能の開発を行うこと。自己点検状況公表帳票は Excel 形式とする。 (4)2025 年様式に対応した集計機能(年次) ・登録されたデータが適切に集計できるよう改修すること。
要件3 制度改正対応(電子指示書システム)	要件1の制度改正対応に合わせ、以下の対応を行うこと。 (1)非商用農場情報の表示 (2)非商用動物に対する機能改修
要件4 制度改正対応(家畜防疫マップシステム)	制度改正合わせ、以下対応を行うこと。 (1)種詳細追加に伴う対応 畜種詳細に乳用雄牛を追加されることが予定されている。表示や処理に問題が発生しないよう対応すること。 (2)家畜伝染病発生時の防疫作業を一括管理し、迅速な措置を行うための対応。 ・疾病発生情報詳細の日付情報に「防疫措置完了日時」の追加 ・制限円と発生農場のアイコンのだし分け対応(ホーム画面) ・区域内農場一覧に電話番号の追加
要件5 制度改正対応(定期報告、任意自己点検に関する対応)	2025 年度、2026 年制度改正に様式に合せて、以下の対応を行うこと。 (1)事前配布用の帳票出力 ・2026 年度制度改正様式に合わせた帳票出力機能の開発をすること。商用定期報告の制度改正は、別添要件2(1)に対し、家畜の種類及び頭羽数に非商用家畜(馬、水牛、鹿、めん羊、山羊、いのしし、うずら、あひる、きじ、エミュー、だちょう、ほろほろ鳥、七面鳥)の追加、家きんの項目で1項目の追加)を予定している。事前配布用の帳票出力は、事前に登録されたユニーク情報を活用した帳票出力ができるようにすること。帳票は PDF、Excel 形式とする。 また、出力対象データを PDF と同時出力で CSV 形式での出力も行うこと。CSV 出力は、PDF 生成時のデータを活用する等、工数が極力

	かからないように工夫を行うこと。 ・制度改正に伴うシステム管理データの追加、変更に合わせて、制度改正に対応した印刷内容になるようにすること。 (2)2026 年様式に対応したデータ登録 ・2026 年の様式に合せ運用に必要な情報のシステム管理が行えるよう、データの登録、修正、削除、CSV 出力等の改修すること。ユーザが登録しやすいよう、商用を選択した際に商用の登録、非商用を選択した際に非商用の登録画面が表示される等、工夫を行うこと。 ・システム管理する情報項目については、本制度で必要となる運用と整合性を考慮した上で、項目設計を行うこと。 ・関連する台帳群の改修も行うこと。 (3)2026 年度様式に対応した集計機能 ・登録されたデータが適切に集計できるよう改修すること。 (4)公表用出力様式の開発 別添要件5(4)国定期報告公表用帳票の情報出力機能の開発を行うこと。国定期報告公表用帳票は Excel 形式とする。(5)立入調査用帳票の開発 システムに登録されたデータを、2026 年度制度改正様式に出力できるよう開発を行うこと。帳票は PDF、Excel 形式とする。 また、出力対象データを PDF と同時出力で CSV 形式での出力も行うこと。CSV 出力は、PDF 生成時のデータを活用する等、工数が極力かからないように工夫を行うこと。 (6)外部インターフェースの改訂 2026 年様式に合わせた外部インターフェースの改訂を行うこと。
要件6 共通申請サービス改 修に伴う対応	現行の共通申請サービスは令和8年度中に運用終了する予定のため、以下の対応を行うこと。 (1)IdP 認証機能、ユーザ管理機能、G ビズとの連携に伴う開発を行うこと。なお、関連システムにも影響があるため、現行の共通申請サービスの資産を有効活用し、システム利用に影響を与えないよう考慮すること。 (2)過去年度分の開発 共通申請サービスからデータ移行を行った後、過去年度に登録したデータを CSV 出力や集計ができるように開発すること。 ※データ補正画面や過去年度分の登録画面、個別閲覧画面の開発

	は不要。
要件7 AI-OCR(指示書対応)	AI-OCR(指示書)の以下の対応を行うこと。 (1)補正画面の改修 ・令和7年度に開発したシステムを用い、一部(4県、農林水産省を想定。ライセンスは5を想定。)の都道府県を対象として実証を行う。実証を行うにあたり、4月に都道府県担当者向けに1回(1時間)の操作説明会をオンラインで実施する。実証で利用するユーザからアンケートを取得すること。実証テストにおける都道府県からの個別の相談対応は農林水産省担当者が行う。 ・ユーザからの意見を踏まえ、担当者と協議し、カスタマイズ対応の詳細を決定すること。決定した内容に従い AI-OCR メーカーと連携して補正システムのカスタマイズ対応を行うこと。なお、カスタマイズにあたっては機能要件、設計は飼養衛生管理等支援システム第3期開発及び運用等業務の納入成果物を確認すること。・後続システムである本システムに影響が出ないように改修することを必須とする。 (2)読み取り機能のバージョンアップ 農林水産省が提供する指示書サンプルを用い AI-OCR による学習を実施し、読み取り可能な指示書フォーマット5レイアウトを目安に追加すること。上記対応はAI-OCRメーカーと連携して行うこと。

2. 機能要件(詳細は別途記載)

2.1. 機能に関する事項

2.1.1. 機能一覧

本システムにおいて備える各機能は、後続の設計において具体化されるものとする。

2.1.2. 機能設計ポリシー

本システムの機能設計に関する要件は、下記のとおり。

- ・ 設計を進める上で、必要に応じて機能の統廃合や共通化を検討するとともに、メニュー、お知らせ機能、各種設定の管理機能、ログや修正履歴機能及びマスタメンテナンス機能等、アプリケーションの実装に伴って必要となるシステム機能に関しても併せて検討を行い、業務要件に示す業務を実現するために必要なシステム機能を開発すること。
- ・ システム稼働後に追加開発及び改修が発生することを考慮し、変更する可能性の高い箇所のメンテナンスの容易さや改修時の影響箇所が最小限となるよう、機能設計を行うこと。
- ・ 入力時にデータを保存せずに画面を遷移しようとした場合は、データが保存されていないことをメッセージ等で通知し、注意喚起を行うこと。

2.2. 画面に関する事項

2.2.1. 画面一覧

本システムに備える画面構成等については、後続の設計において具体化されるものとする。

2.2.2. 画面設計ポリシー

本システムの画面設計に関する要件は、下記のとおり。

- ・ 本システム全体の画面遷移、画面表示及び画面構成に統一性を持たせること。
- ・ 画面を一度閉じたり、メニュー画面に遡ったりすることなく、連続的な操作を可能とすること。
- ・ 一連の処理において、画面が遷移しても一度入力した情報が引き継がれるようにし、再入力を不要とすること。
- ・ 画面の複数起動を可能とすること。
- ・ 各画面の上部もしくは左側に統一的な操作メニューを表示し、他の画面への遷移を可能とすること。
- ・ 現在の画面のメニュー体系における位置を階層的に表示し、他の画面への遷移を

可能とすること。

2.3. 帳票に関する事項

本システムから出力する帳票の出力レイアウト等については、後続の設計において具体化されるものとする。

2.4. 情報・データに関する事項

2.4.1. 情報・データ一覧

本システムで取り扱う情報・データとして想定されるものについては、後続の設計において具体化されるものとする。

2.4.2. 情報・データ設計ポリシー

本システムの情報・データ設計に関する要件は、下記のとおり。

- ・ データの構造化を行い再利用しやすいデータとすること。
- ・ データベースは正規化し、項目間の整合性を保つため冗長性は可能な限り排除すること。
- ・ インタフェースになるデータに関しては、データの意味や記述方法を定義したインタフェース仕様書を作成すること
- ・ データ設計にあたっては、デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン実践ガイドブック(2021 年(令和3年)3月 30 日最終改定)(以下、「実践ガイドブック」という。)を参照すること
- ・ コードを使う必要がある場合には、できるだけ既存のコードを活用すること。コードの設計にあたっては、実践ガイドブックを参照すること
- ・ 他システムとの連携や過去データの参照等が必要な場合には、そのデータのコンバージョンを実施すること
- ・ 氏名や法人名等の特段の指示がない場合には、文字は以下の条件を想定して整備すること。ただし、開発に問題が発生する場合は、変更も可とする。
 - － 取り扱う日本語文字集合の範囲: JIS X 0213:2012
 - － 符号 JIS X 0221:2014(ISO/IEC 10646(UCS))の USC-2 の範囲を符号化
 - － 文字の符号化方式: UTF-8

3. 非機能要件(詳細は別途記載)

3.1. ユーザビリティ及びアクセシビリティに関する事項

3.1.1. 情報システムの利用者の種類、特性

情報システムの利用者の種類と特性は、下記のとおり(システム管理者、関連調達事業者を除く。)。システム利用者が幅広いため、ユニバーサルデザインを採用すること。

No.	利用者区分	利用者の種類	特性
1	農林水産省 本省	制度設計、システムでの データ集計等、管理業務 を行う。 テストで AI-OCR を利用す る。	・ PC スキル: パソコン上で基礎的 な Excel 操作等をほぼ問題なく 完遂できるが、データベースの 操作まではできない。 ・ 利用機器: パソコン ・ 機器の用途: 各種情報参照・集 計等 ・ 機器の設置場所: 執務室内、外 勤先、テレワーク環境内(自宅も しくは実家)
2	都道府県、 家畜保健衛 生所	システムでの利用者登 録、入力、データ集計等 を行う。 AI-OCR を利用する。	・ PC スキル: パソコン上で基礎的 な Excel 操作等をほぼ問題なく 完遂できるユーザからパソコン の基礎的な操作も厳しいユーザ まで多様。 ・ 利用機器: パソコン、スマホ、タブ レット ・ 機器の用途: 各種情報参照・集 計、登録、入力等 ・ 機器の設置場所: 執務室内、外 勤先、テレワーク環境内(自宅も しくは実家)
3	生産者	システムでの利用者登 録、入力等を行う。	・ PC スキル: パソコン上で基礎的 な Excel 操作等をほぼ問題なく 完遂できるユーザからパソコン の基礎的な操作も厳しいユーザ まで多様。 ・ 利用機器: パソコン、スマホ、タブ レット ・ 機器の用途: システムの利用者 登録、入力等 ・ 機器の設置場所: 執務室内、自 宅もしくは農場等、多種多様
4	診療所(獣医)	システムでの利用者登	・ PC スキル: パソコン上で基礎的

	師等)	録、入力、指示書の発行等を行う。	な Excel 操作等をほぼ問題なく完遂できるユーザからパソコンの基礎的な操作も厳しいユーザまで多様。 ・ 利用機器: パソコン、スマホ、タブレット ・ 機器の用途: システムの利用者登録、入力等 ・ 機器の設置場所: 執務室内、自宅もしくは農場等、多種多様
5	販売店	システムでの利用者登録、入力等を行う。	・ PC スキル: パソコン上で基礎的な Excel 操作等をほぼ問題なく完遂できるユーザからパソコンの基礎的な操作も厳しいユーザまで多様。 ・ 利用機器: パソコン ・ 機器の用途: システムの利用者登録、入力等 - 機器の設置場所: 執務室内、自宅もしくは農場等、多種多様

3.1.2. ユーザビリティ要件

本システムのユーザビリティ要件は、下記のとおり。

No.	ユーザビリティ分類	ユーザビリティ要件
1	画面の構成	・ ユーザが想定する流れに沿った手順(画面遷移・タブの移動順等)にすること。 ・ ユーザが必要な操作を想起しやすい画面構成とすること。 ・ 出来る限り、最小限の操作となる画面構成とすること。 ・ 無駄な情報、デザイン及び機能を排し、簡潔で分かりやすい画面であること。 ・ 基本的なデザインには一貫性を持たせること。 ・ システム利用者の年齢層が幅広いことを考慮した上で、十分な視認性の高い表示とすること。 ・ ユーザ操作履歴、変更履歴、処理履歴等が確認できること。
2	操作方法の分かりやすさ	・ 無駄な手順を省き、最小限の操作、入力等でユーザが作業できるようにすること。 ・ 画面上で入出力項目のコピー及び貼り付けができること。 ・ 同時に複数画面の起動ができ、画面サイズの変更(画面最大化を含む)ができること。

		・ ブラウザのズーム等により、文字切れ等が起きないよう、文字の自動折り返し等がされること。 ・ 業務の実施状況によっては、ショートカットや代替入力方法が用意されること。 ・ TAB キーによる項目遷移ができることがのぞましい。 ・ 日付入力の際にはカレンダーからの選択が出来る等、入力の簡易化がされていることがのぞましい。 ・ 保留機能等を設け、事務処理の失念防止機能が設けられていること。
3	指示や状態の分かりやすさ	・ 操作の指示、説明、メニュー等には、ユーザが正確にその内容を理解できる用語を使用すること。 ・ 基本的な用語には一貫性を持たせること。 ・ 必須入力項目と任意入力項目の表示方法を変えるなど各項目の重要度をユーザが認識できるようにすること。 ・ システムが処理を行っている間、その処理内容をユーザが直ちに分かるようにすること。 ・ 操作する内容がすぐに分かるように、画面内に適度な説明を記載し、ユーザが分かりやすく操作できること。
4	エラーの防止と処理	・ ユーザが操作、入力等を間違えないようなデザインやガイド(案内)を提供すること。 ・ 入力内容の形式に問題がある項目については、それを強調表示する等、ユーザがその都度その該当項目を容易に見つけられるようにすること。 ・ 必要に応じて確認画面等を設け、ユーザが行った操作または入力の取消し、修正等が容易にできるようにすること。 ・ 重要な処理については事前に注意表示を行い、ユーザの確認を促すこと。 ・ エラーが発生したときは、ユーザが容易に問題を解決できるよう、エラーメッセージ、修正方法等について、分かりやすい情報提供をすること。 ・ エラーではないが、入力内容による相関関係等により確認を促す機能(warning 機能)を提供すること。
5	ヘルプ	・ ユーザが必要とする際に、ヘルプ情報やマニュアル等を利用できるようにすること。 ・ マニュアルはカテゴリ単位で作成、メニューを細分化することで確認しやすいようにすること。 ・ FAQ はシステムから確認が安易にできるようエ

		夫をすること。キーとなる情報に各種リンクを張ることで、利用者が目的に到達しやすいよう、考慮すること。
--	--	--

3.1.3. アクセシビリティ要件

本システムのアクセシビリティ要件は、下記のとおり。

No.	アクセシビリティ分類	アクセシビリティ要件
1	基準等への準拠	・ JIS X 8341-3:2016 等に準拠していること。
2	指示や状態の分かりやすさ	・ 入力内容の形式に問題がある項目の強調表示やエラーメッセージ等については、色の違いを識別しにくいユーザ（視覚障害者の方等）を考慮し、可能な限り色のみで判別するようなものは用いないこと。
3	操作画面や操作手順の分かりやすさ	・ 情報端末の操作に不慣れな方や情報システムの仕組みに詳しくない方が存在すると想定されるため、操作画面や操作手順の分かりやすさに配慮すること。

3.2. システム方式に関する事項

3.2.1. 情報システムの構成に関する全体の方針

情報システムの構成に関する全体の方針は、下記のとおり。

No.	全体方針の分類	全体方針
1	汎用ソフトウェアの活用	・ 可能な限り汎用ソフトウェアの活用を図り、低コストでかつ効率的にシステム化を行うこと。 ・ LGWAN 接続でも利用できる製品とすること。
3	Web 対応のアプリケーション	・ 本システムの実現方式は Web 対応のアプリケーションとし、端末に対して実行環境のインストールを必要とする仕組みは原則として使用しないものとする。
4	開発容易性の実現	・ 令和7年度以降に追加開発及び改修を予定しているため、追加開発及び変更となった場合においても、改修がしやすいよう、可能な限り複雑な開発を行わないこと。
5	開発生産性及び保守性向上	・ 開発生産性及び保守性向上のため、画面、業務ロジック、データアクセスを極力疎結合な構造とし、各々の変更における影響範囲を最小化すること。

3.2.2. 本システムの利用環境

本システムは、複数の種類のユーザが複数の環境から利用することを前提とする。そのため、利用する端末やブラウザについては Windows OS における Edge、Chrome の農林水産省

内で採用するバージョンに対応するものとし、一般的にサポートされているバージョンは動作保証対象とする。

スマホ及びタブレットは飼養衛生管理支援システム(仮称)第1期開発業務に準ずるものとし、一般的にサポートされているバージョンは動作保証対象とする。

3.3. 拡張性に関する事項

3.3.1. 性能の拡張性

本システムの性能の拡張性として求める要件については、下記のとおり。

- ・ 処理能力やデータ保存領域を拡張するための CPU、メモリ等、導入後の拡張性を有すること。
- ・ システムユーザ数、データボリューム等の増大、ユーザ別業務システムの追加にも容易に対応可能な拡張性を有すること。
- ・ サーバ負荷軽減の為、分散処理可能な構成であること。

3.3.2. 機能の拡張性

本システムの機能の拡張性として求める要件については、下記のとおり。

- ・ 令和7年度以降の追加開発及び改修を予定しているため、変更となる可能性の高い数値項目等は変数やマスタで持ち、改修を行わずに変更可能とする等、柔軟性を持たせること。
- ・ 複数の機能において、共通の処理ロジックを使用する場合には、共通モジュール化し、汎用的に利用可能となるよう設計すること。

3.4. 上位互換性に関する事項

本システムの上位互換性として求める要件については、下記のとおり。

- ・ クライアント OS のバージョンアップに備え、OS の特定バージョンに依存する機能が判明している場合は、その利用を最低限とすること。

3.5. システムの稼働環境に関する事項

3.5.1. システム稼働環境に関する事項

本システムの稼働環境は下記に示す環境とし、本システムの開発・テスト等を実施すること。本番環境以外は必要な時のみの稼働を想定している。なお、下記に加えて、その他環境を追加する場合は、担当者と協議の上、追加すること。

No.	環境	定義
1	本番環境	本稼働環境。
3	ステージング環境	システム利用者がシステム操作演習、受入テスト等を行う環境。通常時は、担当者が動作検証等を行う環境として使用する。
4	開発環境	リリース前のアプリケーションを導入し、受注者が性能テスト等を行う環境。必要に応じて担当者がリリース前のアプリケーションに関するテスト環境として用いる。
5	社内環境	受注者社内の開発環境

3.6. 引継ぎに関する事項

他事業者への円滑な引継ぎとして求める要件については、下記のとおり。

- ・ 特定の事業者依存することなく、他事業者による保守、追加開発が可能なシステム構成であること。
- ・ 特定のベンダーのみが保有するソフトウェア及びライセンスを前提としないこと。
- ・ 取り扱う情報の可用性区分の格付に応じた、サービス終了又は変更の際の事前告知が適切な方法・期限で実施されること。また、サービス終了又は変更に伴うデータ移行が適切な方法で実施できること。

3.6.1. 教材の作成

教材の作成に関する要件は、下記のとおり。

No.	教育の方法	教育の方法
1	システム操作マニュアル	・ 職員向けの基本操作をマニュアルにすること。 ・ 誰が見てもわかりやすい記載とすること。 － マニュアルの章立ては、システム対象ユーザの業務の流れに沿って組み立てる。カテゴリ別に作成すること。 － 基本操作や基本機能の流れをわかりやすく図解する。 － 画面貼付等の図示により、該当箇所を明確にする。 － よくある質問やよくある操作ミス等に対する事例や回答を記載する。 － 専門用語は使用しない。 － エラーチェック等の仕様についても記載する。
2	研修マニュアル	・ 研修実施にあたってのデータや環境の準備等に関わるマニュアルを作成すること。

農場台帳										経営体ID：		
農場ID			都道府県独自農場ID					管轄家保				
畜種			畜種（詳細）				総飼養頭羽数			経営形態		
農場名称												
従業員数			外国人従業員の有無				農場緯度			農場経度		
住所	郵便番号	都道府県	市区町村		市区町村以降							
農場連絡先	緊急連絡先電話番号		電話番号		FAX番号		メールアドレス					
家畜の所有者												
氏名又は名称												
住所	郵便番号	都道府県	市区町村		市区町村以降							
連絡先	電話番号		携帯電話番号		FAX番号		メールアドレス					
家保が連絡する管理者情報												
No	家保が連絡する管理者種別		氏名									
	住所											
	郵便番号	都道府県	市区町村		市区町村以降							
	電話番号		携帯電話番号		FAX番号		メールアドレス					
畜舎情報												
総畜舎数												
畜舎												
畜舎名称					畜舎用途		畜舎構造		畜舎ごとの飼養頭羽数			
畜舎以外												
畜舎以外の施設名称					畜舎以外の施設用途							

埋却地等情報

埋却

No	住所					埋却地緯度	埋却地経度
	郵便番号	都道府県	市区町村	市区町村以降			
	埋却地の面積		埋却地の利用状況	埋却地から農場までの距離（km）	埋却地（備考）		

埋却以外

No	埋却以外の場合の処理方法		埋却以外の場合の処理施設名称			
	住所					処理施設から農場までの距離（km）
	郵便番号	都道府県	市区町村	市区町村以降		

死亡畜処理情報

死亡畜処理種別	処理施設名称	運送業者名称

獣医師情報

No	担当獣医師の有無	獣医師種別	診療施設名称	獣医師氏名
	獣医師又は診療施設の電話番号		獣医師又は診療施設のFAX番号	獣医師又は診療施設のメールアドレス

飲水情報

飲水種別	消毒の有無

ワクチンプログラム情報

接種日齢	ワクチンの種類

系列農場

No	系列農場種別		農場名			
	住所					
	郵便番号	都道府県	市区町村	市区町村以降		

導入元情報									
No	導入種別		導入元名称						
	住所								
	郵便番号	都道府県	市区町村	市区町村以降					
	導入日齢		運送業者名称					導入頻度	1回あたり導入頭羽数
出荷先情報									
No	出荷種別（出荷形態）		出荷先名称						
	住所								
	郵便番号	都道府県	市区町村	市区町村以降					
	发育ステージ（生体の場合）		運送業者名称			卵の洗浄・消毒の有無（採卵鶏のみ）	出荷頻度	1回あたり出荷頭羽数	
飼料供給元情報									
No	飼料種別	供給元名称						導入頻度	
	住所								運送業者名称
	郵便番号	都道府県	市区町村	市区町村以降					
糞尿処理施設情報									
No	処理対象	処理種別	処理施設名称						
	処理施設の場所				運送業者名称			共同利用の有無	
資機材関係情報情報									
資機材名称			資機材関係業者名称			資機材の種類		資機材の共用の有無	
その他業者情報									
種別			関係業者名称					備考	
その他									
備考									

飼養状況情報					
家畜の種類及び頭羽数					
乳用雌牛	成牛	育成牛	子牛		
肥育牛 (乳用種の雄牛及び交雑種の牛を除く。)	成牛 (肥育後期の牛)	肥育前期の牛	育成牛	子牛	
肥育牛 (乳用種の雄牛及び交雑種の牛に限る。)	成牛 (肥育後期の牛)	肥育前期の牛	育成牛	子牛	
肉用繁殖牛	成牛 (雄)	成牛 (雌)	育成牛	子牛	
豚	肥育豚 (子豚を除く。)	繁殖豚			子豚
		雄豚	母豚	育成豚	
鶏	採卵鶏				
	成鶏	育成鶏	肉用鶏		
馬	馬				
その他	いのしし	鹿	水牛	めん羊	
	山羊	あひる	うずら	きじ	
	七面鳥	だちょう	ほろほろ鳥		
飼養規模					
牛－乳用規模	牛－肉用規模	水牛規模	鹿規模	馬規模	めん羊規模
山羊規模	豚規模	いのしし規模	鶏－採卵規模	鶏－肉用規模	あひる規模
うずら規模	きじ規模	だちょう規模	ほろほろ鳥規模	七面鳥規模	

自己点検報告書

別紙2 別添要件2（1）

(案)

西暦 年 月 日

経営体ID												
農場ID												
農場名												
農場名 ※訂正欄												
住 所					-							
	都道府県				市区町村郡				市区町村郡以降			
住 所 ※訂正欄					-							
	都道府県				市区町村郡				市区町村郡以降			
電子メール												
電子メール ※訂正欄												
(電話番号)												※ハイフンなし左 詰めで記入
(電話番号) ※訂正欄												※ハイフンなし左 詰めで記入
(FAX)												※ハイフンなし左 詰めで記入
(FAX) ※訂正欄												※ハイフンなし左 詰めで記入

家畜の種類	豚等	☐ 豚 ☐ いのしし
	家きん	☐ 採卵鶏 ☐ 肉用鶏 ☐ 採卵鶏+肉用鶏 ☐ あひる ☐ うずら ☐ きじ ☐ だちょう ☐ ほろほろ鳥 ☐ 七面鳥 ☐ エミュー

農場名：_____

回答記入例
○ ×
☑ □

※「○」、「×」から1つ選択

点検項目	点検結果 ○ ×	
17 衛生管理区域に立ち入る者の手指消毒等	☐	☐
18 衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置並びに使用	☐	☐
19 衛生管理区域に立ち入る車両の消毒等	☐	☐
24 畜舎に立ち入る者の手指消毒等	☐	☐
25 畜舎ごとの専用の衣服及び靴の設置並びに使用	☐	☐
27 畜舎外での病原体による汚染防止	☐	☐
31 衛生管理区域内の整理整頓、畜舎等施設の清掃及び消毒	☐	☐

農場名：_____

回答記入例
○ ×
☑ □

※「○」、「×」から1つ選択

点検項目	点検結果 ○ ×	
17 衛生管理区域に立ち入る者の手指消毒等	☐	☐
18 衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置並びに使用	☐	☐
19 衛生管理区域に立ち入る車両の消毒等	☐	☐
22 家きん舎に立ち入る者の手指消毒等	☐	☐
23 家きん舎ごとの専用の靴の設置及び使用	☐	☐
25 野生動物の侵入防止のためのネット等の設置、 点検及び修繕	☐	☐
27 ねずみ及び害虫の駆除	☐	☐

<レイアウト（案） 制度改正未反映>

別紙2別添要件2(3)

豚及びいのしし飼養農場における飼養衛生管理の自己点検結果												
項目	豚				いのしし				合計			
	報告 農場数	遵守状況		遵守率 (%)	報告 農場数	遵守状況		遵守率 (%)	報告 農場数	遵守状況		遵守率 (%)
		○	×			○	×			○	×	
15 衛生管理区域に立ち入る者の手指消毒等												
16 衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置並びに使用												
17 衛生管理区域に立ち入る車両消毒等												
25 畜舎に立ち入る者の手指消毒等												
26 畜舎ごとの専用の衣服及び靴の設置並びに使用												
28 畜舎外での病原体の汚染防止												
32 衛生管理区域内の整理整頓及び消毒												
注) 対象農場は、家畜伝染病予防法施行規則第21条の6第4号の報告が義務付けられた家畜の所有者の農場。												

豚及びいのしし飼養農場における飼養衛生管理の自己点検結果（小規模農場）												
項目	豚				いのしし				合計			
	報告 農場数	遵守状況		遵守率 (%)	報告 農場数	遵守状況		遵守率 (%)	報告 農場数	遵守状況		遵守率 (%)
		○	×			○	×			○	×	
15 衛生管理区域に立ち入る者の手指消毒等												
16 衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置並びに使用												
17 衛生管理区域に立ち入る車両消毒等												
25 畜舎に立ち入る者の手指消毒等												
26 畜舎ごとの専用の衣服及び靴の設置並びに使用												
28 畜舎外での病原体の汚染防止												
32 衛生管理区域内の整理整頓及び消毒												
注) 対象農場は、家畜伝染病予防法施行規則第21条の6第4号の報告が義務付けられた家畜の所有者の農場。												

家きん飼養農場における飼養衛生管理の自己点検結果

項目		鶏（採卵用）			鶏（肉用）			その他の家きん			合計		
		報告 農場数	遵守状況		遵守率 (%)	報告 農場数	遵守状況		遵守率 (%)	報告 農場数	遵守状況		遵守率 (%)
			○	×			○	×			○	×	
13	衛生管理区域に立ち入る者の手指消毒等												
14	衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置並びに使用												
15	衛生管理区域に立ち入る車両消毒等												
20	家きん舎に立ち入る者の手指消毒等												
21	家きん舎ごとの専用の靴の設置及び使用												

24	野生動物の侵入防止のためのネット等の設置、点検及び修繕																
26	ねずみ及び害虫の駆除																
注) 対象農場は、家畜伝染病予防法施行規則第21条の6第4号の報告が義務付けられた家畜の所有者の農場。																	

家きん飼養農場における飼養衛生管理の自己点検結果（小規模農場）																	
項目		鶏（採卵用）				鶏（肉用）				その他の家きん				合計			
		報告 農場数	遵守状況		遵守率 (%)	報告 農場数	遵守状況		遵守率 (%)	報告 農場数	遵守状況		遵守率 (%)	報告 農場数	遵守状況		遵守率 (%)
			○	×			○	×			○	×			○	×	
13	衛生管理区域に立ち入る者の手指消毒等																
14	衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置並びに使用																
15	衛生管理区域に立ち入る車両消毒等																

20	家さん舎に立ち入る者の 手指消毒等																
21	家さん舎ごとの専用の靴 の設置及び使用																
24	野生動物の侵入防止のた めのネット等の設置、点検 及び修繕																
26	ねずみ及び害虫の駆除																
注) 対象農場は、家畜伝染病予防法施行規則第21条の6第4号の報告が義務付けられた家畜の所有者の農場。																	

定期報告書

(案)

西暦 年 月 日

都道府県知事 殿

経営体ID												
農場ID												
農場名												
農場名 ※訂正欄												
住 所												
	都道府県				市区町村郡				市区町村郡以降			
住 所 ※訂正欄					-							
	都道府県				市区町村郡				市区町村郡以降			
電子メール												
電子メール ※訂正欄												
(電話番号)												※ハイフンなし 左詰めで記入
(電話番号) ※訂正欄												※ハイフンなし 左詰めで記入
(FAX)												※ハイフンなし 左詰めで記入
(FAX) ※訂正欄												※ハイフンなし 左詰めで記入

家畜伝染病予防法第12条の4 第1項の規定により、以下のとおり報告します。

1. 基本情報

家畜の所有者の氏名												
家畜の所有者の氏名 ※訂正欄												
家畜の所有者の住所	郵便番号					-						
	都道府県				市区町村郡				市区町村郡以降			
家畜の所有者の住所 ※訂正欄	郵便番号					-						
	都道府県				市区町村郡				市区町村郡以降			

家畜の所有者の連絡先	電子メール																
	電子メール ※訂正欄																
	携帯電話番号															※ハイフンなし左詰めで記入	
	携帯電話番号 ※訂正欄															※ハイフンなし左詰めで記入	
	(電話番号)															※ハイフンなし左詰めで記入	
	(電話番号) ※訂正欄															※ハイフンなし左詰めで記入	
	(FAX)															※ハイフンなし左詰めで記入	
	(FAX) ※訂正欄															※ハイフンなし左詰めで記入	
飼養衛生管理者	☐ 家畜の所有者が自ら飼養衛生管理者の場合、チェックを付け飼養衛生管理者の情報は記入は不要																
飼養衛生管理者の氏名																	
飼養衛生管理者の氏名 ※訂正欄																	
飼養衛生管理者の住所	郵便番号					-											
	都道府県					市区町村郡					市区町村郡以降						
飼養衛生管理者の住所 ※訂正欄	郵便番号					-											
	都道府県					市区町村郡					市区町村郡以降						
飼養衛生管理者の連絡先	電子メール																
	電子メール ※訂正欄																
	携帯電話番号															※ハイフンなし左詰めで記入	
	携帯電話番号 ※訂正欄															※ハイフンなし左詰めで記入	
	(電話番号)															※ハイフンなし左詰めで記入	
	(電話番号) ※訂正欄															※ハイフンなし左詰めで記入	
	(FAX)															※ハイフンなし左詰めで記入	
	(FAX) ※訂正欄															※ハイフンなし左詰めで記入	
飼養衛生管理者が管理する衛生管理区域の住所	郵便番号					-											
	都道府県					市区町村郡					市区町村郡以降						
飼養衛生管理者が管理する衛生管理区域の住所 ※訂正欄	郵便番号					-											
	都道府県					市区町村郡					市区町村郡以降						

家畜の種類 及び頭羽数	乳用雌牛	成牛	育成牛	子牛		
		頭	頭	頭		
	肥育牛 (乳用種の雄牛 及び交雑種の牛 を除く。)	成牛 (肥育後期の牛)	肥育前期の牛	育成牛	子牛	
		頭	頭	頭	頭	
	肥育牛 (乳用種の雄牛 及び交雑種の牛 に限る。)	成牛 (肥育後期の牛)	肥育前期の牛	育成牛	子牛	
		頭	頭	頭	頭	
	肉用繁殖牛	成牛（雄）	成牛（雌）	育成牛	子牛	
		頭	頭	頭	頭	
	豚	繁殖豚			肥育豚 (子豚を除く。)	子豚
		雄豚	母豚	育成豚		
		頭	頭	頭	頭	頭
	鶏	採卵鶏		肉用鶏		
		成鶏	育成鶏			
		羽	羽	羽		
	馬その他	馬	水牛	鹿	めん羊	山羊
		頭	頭	頭	頭	頭
		いのしし	うずら	あひる	きじ	エミュー
		頭	羽	羽	羽	羽
		だちょう	ほろほろ鳥	七面鳥		
		羽	羽	羽		
畜舎等の数						
畜舎	ふ卵舎					
	舎	舎				

注意

1

本報告書は、農場ごとに、家畜の所有者（当該所有者以外に家畜伝染病予防法第3条の管理者がある場合にあっては、当該管理者。以下この1において同じ。）が作成し、提出すること。なお、作成に当たって、所有者以外の者が家畜伝染病予防法第12条の3の2の飼養衛生管理者である場合にあっては、当該飼養衛生管理者に作成させることができる。

2

家畜の所有者は、「家畜の所有者の氏名」欄、「家畜の所有者の住所」欄及び「家畜の所有者の連絡先」欄を記載すること。ただし、家畜の所有者以外に家畜伝染病予防法第3条の管理者がある場合、もしくは法人の場合にあっては、家畜の所有者に代わり管理者もしくは法人の情報を記載すること。

- 3 家畜の所有者が自ら飼養衛生管理者となる場合については、「飼養衛生管理者の氏名」欄に「同上」と記載すること。この場合、「飼養衛生管理者の住所」欄、「飼養衛生管理者の連絡先」欄、「飼養衛生管理者が管理する衛生管理区域の住所」欄の記載は要さない。
- 4 衛生管理区域ごとに「飼養衛生管理者の氏名」欄、「飼養衛生管理者の住所」欄、「飼養衛生管理者の連絡先」欄、「飼養衛生管理者が管理する衛生管理区域の住所」欄をそれぞれ記載すること。
その際、飼養衛生管理者が複数の場合は、本様式の 1. 基本情報の該当欄に飼養衛生管理者を代表する者の情報を記載し、その他の飼養衛生管理者の情報については、別紙の 1－2. その他の飼養衛生管理者の欄に記載すること。なお、飼養衛生管理者が 1 人の場合は別紙の提出は必要ない。
- 5 報告の期日等について
- (1) 報告事項は、その年の 2 月 1 日時点のものとすること。
- (2) 報告書の提出期限は、
イ 牛・水牛・鹿・めん羊・山羊・豚・いのしし・馬の場合は、毎年 4 月 15 日
ロ 鶏・あひる・うずら・きじ・エミュー・だちょう・ほろほろ鳥・七面鳥の場合は、毎年 6 月 15 日
- 6 家畜の飼養頭羽数については、その年の 2 月 1 日時点において、同日前に家畜の出荷又は移動を行ったことにより、当該家畜の飼養頭羽数が通常よりも相当程度少ない場合にあっては、当該出荷又は移動を行った日の前日時点のものとすること。
- 7 「家畜の種類及び頭羽数」の欄における用語の意義は、次のとおりとする。
- (1) 「乳用雌牛」において、「成牛」とは月齢が満 24 月以上のものをいい、「育成牛」とは月齢が満 4 月以上満 24 月未満のものをいい、「子牛」とは日齢が満 10 日以上で月齢が満 4 月未満のものをいう。
- (2) 「肥育牛（乳用種の雄牛及び交雑種の牛を除く。）」において、「成牛（肥育後期の牛）」とは月齢が満 24 月以上のものをいい、「肥育前期の牛」とは月齢が満 9 月以上満 24 月未満のものをいい、「育成牛」とは月齢が満 4 月以上満 9 月未満のものをいい、「子牛」とは月齢が満 4 月未満のものをいう。
- (3) 「肥育牛（乳用種の雄牛及び交雑種の牛に限る。）」において、「成牛（肥育後期の牛）」とは月齢が満 17 月以上のものをいい、「肥育前期の牛」とは月齢が満 7 月以上満 17 月未満のものをいい、「育成牛」とは月齢が満 4 月以上満 7 月未満のものをいい、「子牛」とは月齢が満 4 月未満のものをいう。
- (4) 「肉用繁殖牛」において、「成牛」とは月齢が満 24 月以上のものをいい、「育成牛」とは月齢が満 4 月以上満 24 月未満のものをいい、「子牛」とは月齢が満 4 月未満のものをいう。
- (5) 「子豚」とは、離乳した豚であって月齢が満 3 月未満のものをいう。
- (6) 「繁殖豚」において、「雄豚」及び「雌豚」とは月齢が満 12 月以上のものをいい、「育成豚」とは月齢が満 3 月以上満 12 月未満のものをいう。
- (7) 「採卵鶏」において、「成鶏」とは日齢が満 150 日以上ものをいい、「育成鶏」とは日齢が満 150 日未満のものをいう。
- 8 「2. 飼養衛生管理基準の遵守状況及び遵守するための措置の実施状況」については、飼養する家畜の種類に対応する様式（1）から（4）までの間から選択し、記載すること。また、「飼養衛生管理基準遵守状況の添付資料一覧」に掲げた資料を添付すること。ただし、家畜伝染病予防法施行規則第 21 条の 6 において、報告事項が同条第 1 号、第 2 号及び第 5 号に掲げる事項に限定されている者（※）は、「1. 基本情報のうち、畜舎等の数」及び「2. 飼養衛生管理基準の遵守状況及び遵守するための措置の実施状況」の報告並びに「添付書類」の提出は不要である。
- 9 報告いただいた家畜の所有者の氏名又は名称及び連絡先並びに飼養衛生管理者の氏名及び連絡先については、家畜衛生に関する情報の迅速な共有等を目的として、農林水産省に共有します。
また、法令に基づき農林水産省から家畜の所有者に関する情報についての報告を求められた場合には、報告いただいた内容の全部又は一部を同省に提供することがあります。
- 10 報告いただいた内容のうち、家畜伝染病予防法施行規則第 21 の 6 で定める事項については、家畜伝染病予防法第 12 条の 4 の 2 の規定に基づき、都道府県から当該家畜の所在地を管轄する市町村へ通知いたします。
- ※ 家畜伝染病予防法施行規則第 21 条の 6 において、報告事項が同条第 1 号、第 2 号及び第 5 号に掲げる事項に限定されている者とは、次の各号に掲げる家畜の所有者について、それぞれ当該各号に定める頭羽数の家畜の所有者をいう。
- (1) 牛・水牛・馬の場合 1 頭
- (2) 鹿・めん羊・山羊・豚・いのししの場合 6 頭未満
- (3) 鶏・あひる・うずら・きじ・ほろほろ鳥・七面鳥の場合 100 羽未満
- (4) エミュー・だちょうの場合 10 羽未満

1－2．その他の飼養衛生管理者

飼養衛生管理者の氏名															
飼養衛生管理者の氏名 ※訂正欄															
飼養衛生管理者の住所	郵便番号						-								
	都道府県					市区町村郡					市区町村郡以降				
飼養衛生管理者の住所 ※訂正欄	郵便番号						-								
	都道府県					市区町村郡					市区町村郡以降				
飼養衛生管理者の連絡先	電子メール														
	電子メール ※訂正欄														
	携帯電話番号														※ハイフンなし左詰めで記入
	携帯電話番号 ※訂正欄														※ハイフンなし左詰めで記入
	(電話番号)														※ハイフンなし左詰めで記入
	(電話番号) ※訂正欄														※ハイフンなし左詰めで記入
	(FAX)														※ハイフンなし左詰めで記入
	(FAX) ※訂正欄														※ハイフンなし左詰めで記入
飼養衛生管理者が管理する衛生管理区域の住所	郵便番号						-								
	都道府県					市区町村郡					市区町村郡以降				
飼養衛生管理者が管理する衛生管理区域の住所 ※訂正欄	郵便番号						-								
	都道府県					市区町村郡					市区町村郡以降				

飼養衛生管理者の氏名															
飼養衛生管理者の氏名 ※訂正欄															
飼養衛生管理者の住所	郵便番号						-								
	都道府県					市区町村郡					市区町村郡以降				
飼養衛生管理者の住所 ※訂正欄	郵便番号						-								
	都道府県					市区町村郡					市区町村郡以降				
飼養衛生管理者の連絡先	電子メール														
	電子メール ※訂正欄														
	携帯電話番号														※ハイフンなし左詰めで記入
	携帯電話番号 ※訂正欄														※ハイフンなし左詰めで記入
	(電話番号)														※ハイフンなし左詰めで記入
	(電話番号) ※訂正欄														※ハイフンなし左詰めで記入
	(FAX)														※ハイフンなし左詰めで記入
	(FAX) ※訂正欄														※ハイフンなし左詰めで記入
飼養衛生管理者が管理する衛生管理区域の住所	郵便番号						-								
	都道府県					市区町村郡					市区町村郡以降				
飼養衛生管理者が管理する衛生管理区域の住所 ※訂正欄	郵便番号						-								
	都道府県					市区町村郡					市区町村郡以降				

2. 飼養衛生管理基準の遵守状況及び遵守するための措置の実施状況

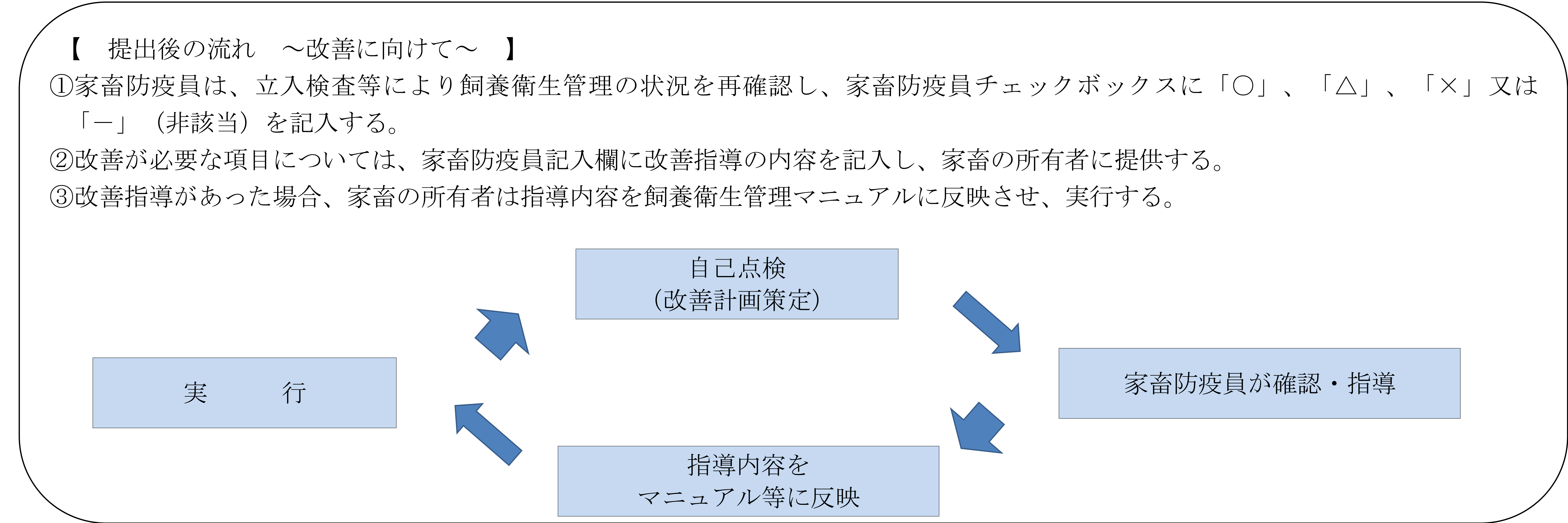
(1) 牛、水牛、鹿、めん羊及び山羊の場合

※記載方法

- 自らの農場に関する飼養衛生管理基準の遵守状況及び遵守するための措置の実施状況について、自己点検を行うこと。
- 1 から33までの各項目の設問に対し、自己点検の結果を元に「できている」、「一部できている」、「できていない」又は「該当しない」にチェックを付けること。
 - ・「記入欄」がある設問には、措置の状況を記載又は該当する事項にチェックを付けること。
 - ・「一部できている」「できていない」と回答した項目については、記入欄に一部できている項目のうち、できていない部分の具体的な内容/今後の改善方針を記載すること。

【 評価基準の目安 】

- できている:項目の内容が遵守できている場合
- 一部できている:できている項目とできていない項目が両方ある場合
- できていない:項目の内容が不遵守の場合



●飼養衛生管理基準の構成について

飼養衛生管理基準は全33項目あり、各項目を取組の目的ごとに以下のⅠ～Ⅳに体系化しながら、分類している。

- Ⅰ 家畜防疫に関する基本的事項【項目1～14】
- Ⅱ 衛生管理区域への病原体の侵入防止【項目15～21】
- Ⅲ 衛生管理区域内における病原体による汚染拡大防止【項目22～28】
- Ⅳ 衛生管理区域外への病原体の拡散防止【項目29～33】

【参考】農場の各施設において関係する項目とその項目が防除の対象とする感染源（一覧表）

感染源		対策の実施場所（衛生管理区域内）				
分類	種類（代表例）	境界		敷地	関連施設	畜舎
		入域時	出域時			
人	従業者、外部者	15、16、17、18	29			22、23
物品	車両、重機	19	30			24
	器具、機材	20	31、32	28	24	24
	飼料、敷料	21、26				26
野生動物	ねずみ、たぬき			28	25、26、27	25、26、27
	野鳥				25、26	25、26
	はえ、ダニ				25、27	25、27
飼養環境	土壌、粉塵			28	28	28
家畜	死体、排せつ物		14、32		25	25
	牛、水牛、鹿、めん羊、山羊	14	14、32、33			14、32、33

農場名：

回答記入例

☒ できている

☐ 一部できている

☐ できていない

※「できている」、「一部できている」、「できていない」又は「該当しない」から1つ選択

牛_2

I 家畜防疫に関する基本的事項					家畜防疫員 チェック ボックス
1 家畜の所有者の責務					
①関係法令を遵守している。 〈関係法令の例〉 ・家畜伝染病予防法 ・飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律 ・獣医師法 ・家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律 ・水質汚濁防止法 ・悪臭防止法 ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律 ・牛海綿状脳症対策特別措置法 ・医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律 ・化製場等に関する法律	☐ できている	☐ 一部 できている	☐ できていない		
②農場の所在地域で飼養されている家畜の所有者その他の畜産関係者と協力して衛生管理の意識を高め、衛生管理を行っている。 〈協力者の例〉 ・地域の他の家畜の所有者（飼養衛生管理者） ・都道府県 ・市町村 ・関係団体 ・地域自衛防疫団体	☐ できている	☐ 一部 できている	☐ できていない		
③（所有者以外に飼養衛生管理者がある場合）飼養衛生管理者と常時連絡可能な体制を確保し、本基準に規定される取組について当該飼養衛生管理者に実施させている。	☐ 該当しない	☐ できている	☐ 一部 できている	☐ できていない	
【記入欄】 一部できている項目のうち、できていない部分の具体的な内容/今後の改善方針					
2 家畜防疫に関する最新情報の把握及び衛生管理の実践					
①家畜保健衛生所等から提供される情報を必ず確認している。 〈情報の把握方法例〉 ・メール ・広報誌 ・FAX ・ウェブサイト	☐ できている	☐ 一部 できている	☐ できていない		
②家畜保健衛生所等が開催する家畜衛生に関する講習会への参加、農林水産省のウェブサイトの閲覧等を通じて、家畜防疫に関する情報を積極的に把握している。	☐ できている	☐ 一部 できている	☐ できていない		
③家畜防疫に関する最新情報を踏まえ、防疫体制を含めて、自らの農場の飼養衛生管理の状況を定期的に点検し改善を図っている。	☐ できている	☐ 一部 できている	☐ できていない		
④家畜保健衛生所が行う検査を受け、指導に従っている。	☐ できている	☐ 一部 できている	☐ できていない		
【記入欄】 一部できている項目のうち、できていない部分の具体的な内容/今後の改善方針					
3 飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者等への周知徹底					
①必要事項を規定した飼養衛生管理マニュアルを獣医師等の専門家の意見を反映させて、作成している。 ※飼養衛生管理マニュアルの必要事項 （１）従事者が当該農場以外で行う動物の飼養及び狩猟における禁止事項 （２）海外渡航時及び帰国後の注意事項 （３）海外からの肉製品の持込み（郵便物による持込みを含む。）に関する注意喚起 （４）農場の最新の防疫体制を確認できる衛生管理区域及び消毒設備等の衛生対策設備の設置箇所を明示した農場の平面図 （５）農場内への不適切な物品の持込みの禁止 （６）可能な限り、工具、機材等を農場内へ持ち込まないための取組 （７）持ち込む工具、機材、食品等の取扱い （８）野生動物の衛生管理区域内への侵入防止 （９）手指、衣服、靴、物品、車両、施設等の洗浄及び消毒並びに農場における防疫のための更衣に関する具体的な方法、消毒薬の種類、作用時間及び乾燥時間等 ※飼養衛生管理マニュアルの写しを添付	☐ できている	☐ 一部 できている	☐ できていない		
②従事者及び外部事業者が飼養衛生管理マニュアルを遵守するよう、当該マニュアルを印字した冊子の配布、看板の設置その他の必要な措置を講じている。	☐ できている	☐ 一部 できている	☐ できていない		
③家畜の伝染性疾患の発生の予防及びまん延の防止に関する情報を従事者及び外部事業者に周知徹底している。	☐ できている	☐ 一部 できている	☐ できていない		
【記入欄】 一部できている項目のうち、できていない部分の具体的な内容/今後の改善方針					

4 記録の作成及び保管

以下に掲げる事項に関する記録を作成し、少なくとも1年間保存している。

①衛生管理区域に立ち入った者（※１）の氏名及び住所又は所属、衛生管理区域への立入りの年月日、その目的（※２）及び消毒の実施の有無（車両を入れる者にあつては、当該車両の消毒の有無を含む。） ※不特定かつ多数の者が立ち入ることが想定される施設（観光牧場等）において、衛生管理区域の出入口における手指及び靴の消毒等、病原体の持込み及び持出しを防止するための規則をあらかじめ作成し、家畜防疫員が適切なものであることを確認した場合は記録は不要である。 ※１ 当該農場の従事者を除く。 ※２ 所属等からその目的が明らかな場合を除く。		☐ できている	☐ 一部できている	☐ できていない
②消毒の実施の記録については、衛生管理区域の出入口等に台帳を設置し、確実に記録させている。		☐ できている	☐ 一部できている	☐ できていない
③（衛生管理区域に立ち入った者が過去一週間以内に海外から入国、又は帰国した場合）過去一週間以内に滞在した全ての国又は地域の名称及び当該国又は地域における畜産関係施設等への立入りの有無	☐ 該当しない	☐ できている	☐ 一部できている	☐ できていない
④（従事者が海外に渡航した場合）滞在期間及び国又は地域の名称	☐ 該当しない	☐ できている	☐ 一部できている	☐ できていない
⑤導入、出荷又は移動を行った家畜の種類、頭数及び健康状態、導入元又は出荷若しくは移動先の農場等の名称並びに導入、出荷又は移動の年月日	☐ 該当しない	☐ できている	☐ 一部できている	☐ できていない
⑥飼養する家畜の頭数、月齢、異状の有無、異状がある場合にあつては、その症状並びに獣医師による診療結果及び投薬その他の処置の状況		☐ できている	☐ 一部できている	☐ できていない
⑦家畜保健衛生所、担当獣医師等からの農場指導の内容及び指導年月日		☐ できている	☐ 一部できている	☐ できていない

【記入欄】	一部できている項目のうち、できていない部分の具体的な内容/今後の改善方針

5 大規模所有者が講ずる措置

①飼養する家畜が特定症状を呈していることを従業員が発見したとき、当該家畜の所有者及び飼養衛生管理者の許可を得ず、直ちに家畜保健衛生所に通報することを規定したものを作成し、これを全従業員に周知徹底している。 〈周知方法の例〉 ・飼養衛生管理マニュアル ・貼紙 ※以下の資料を添付 従業員が農林水産大臣の定める特定症状を確認した場合に家畜保健衛生所へ直ちに通報することを規定したものの写し	☐ 該当しない	☐ できている	☐ 一部できている	☐ できていない
②畜舎ごとに飼養衛生管理者を配置している。 「同一の者が複数の畜舎を担当する場合には、衛生管理を行う家畜（牛にあっては月齢が満四月以上のものに限る。）の頭数の合計が二百頭（第二十一条の五第九号イ（１）又は（２）に掲げる牛、鹿、めん羊及び山羊にあっては、三千頭を超えないこと。）。」	☐ 該当しない	☐ できている	☐ 一部できている	☐ できていない

【記入欄】	一部できている項目のうち、できていない部分の具体的な内容/今後の改善方針
-------	--------------------------------------

6 獣医師等の健康管理指導

●家畜保健衛生所と緊密に連絡を行っている担当の獣医師又は診療施設を定め、定期的に当該獣医師又は診療施設から飼養する家畜の健康管理について指導を受けている。	☐ できている	☐ 一部できている	☐ できていない
--	--------------------------------	----------------------------------	---------------------------------

【記入欄】 ※「できている」「一部できている」の場合は回答してください	
担当の獣医師の氏名	
担当の診療施設の名称	

【記入欄】	一部できている項目のうち、できていない部分の具体的な内容/今後の改善方針

7 家畜伝染病の発生リスクの高まりに対する準備

●野生動物が口蹄疫等の家畜伝染病に感染したことが確認されているなど、家畜伝染病の発生リスクが高まっているものとして農林水産大臣が指定する地域（以下、「大臣指定地域」という。）において追加措置を講ずることとなる以下の取組について、その内容を習熟している。 16 他の畜産関係施設等に立ち入った者等が衛生管理区域に立ち入る際の措置 21 安全な資材の利用	☐ できている	☐ 一部 できている	☐ できていない
--	--------------------------------	--------------------------------------	---------------------------------

【記入欄】	一部できている項目のうち、できていない部分の具体的な内容/今後の改善方針

牛_3

--

8 衛生管理区域の設定				
①農場に病原体の侵入及びまん延の防止を重点的に行う区域として衛生管理区域を設定し、衛生管理区域とそれ以外の区域とに分け、両区域の場所が明確に分かるようにしている。 〈衛生管理区域境界の明確化方法例〉 ・消石灰帯　・柵　・ロープ　・三角コーン　・垣根（プランター）	☐ できている	☐ 一部 できている	☐ できていない	
②衛生管理区域は、畜舎、家畜に直接接触する物品の保管場所並びに家畜に直接接触した者が消毒並びに衣服及び靴の交換を行わずに行動する範囲の全てを網羅している。 ※畜舎の他に、飼料給与、清掃、家畜の出荷及び死亡家畜の管理等の一連の作業に関連する農場内の敷地の全てを衛生管理区域とすること。	☐ できている	☐ 一部 できている	☐ できていない	
③出入口の数を必要最小限とし、家畜、資材、死体等の持込み又は持出し場所を可能な限り衛生管理区域の境界に位置するよう設定している。	☐ できている	☐ 一部 できている	☐ できていない	
【記入欄】　一部できている項目のうち、できていない部分の具体的な内容/今後の改善方針				
9　分割管理を導入する際の措置				
口蹄疫等の発生時の影響の緩和を図るため、衛生管理区域及び人・車両・物等の動線の見直しにより、農場を分割して管理すること（以下、「分割管理」という。）に取り組む場合は、家畜保健衛生所の確認を受け、指導に従っている。	☐ 該当しない	☐ できている	☐ 一部 できている	☐ できていない
【記入欄】　一部できている項目のうち、できていない部分の具体的な内容/今後の改善方針				
10　放牧制限の準備				
●（放牧を行っている場合）放牧の停止又は制限があった場合に備え、家畜を収容できる避難用の設備の確保又は出荷若しくは移動のための準備措置を講じている。	☐ 該当しない	☐ できている	☐ 一部 できている	☐ できていない
【記入欄】　※「できている」「一部できている」の場合は回答してください				
措置の内容				
☐ 避難用設備の確保の準備	具体的な内容			
☐ 出荷	☐ 事前協議：済			
	☐ 事前協議：調整中			
	☐ 事前協議：未			
☐ 他地域への移動	☐ 事前協議：済			
	☐ 事前協議：調整中			
	☐ 事前協議：未			
	移動場所			
【記入欄】　一部できている項目のうち、できていない部分の具体的な内容/今後の改善方針				
11　埋却等の準備				
●死体の処理に必要な埋却地の確保をしている、又は焼却若しくは化製のための準備措置を講じている。 ※以下の（１）～（３）のいずれかの資料を添付 （１）埋却用地の確保の状況として以下の事項を記載した資料 ア 埋却用地の所在地 イ 埋却用地が自己の所有する土地でない場合 ・その所有者の氏名又は名称 ・当該土地の利用に関する契約の内容 ウ 埋却用地の面積・利用状況 エ 農場から埋却用地までの距離 オ 埋却用地の近隣住民その他の関係者への埋却の実施に関する説明の有無 カ オの説明に対する当該関係者の承諾の有無 キ その他埋却の的確かつ迅速な実施のため参考となる事項 （２）焼却・化製のための準備措置を講じている場合は、以下の事項を記載した資料 ア 焼却施設・化製場の名称・所在地 イ 農場から焼却施設・化製場までの距離 ウ 焼却施設・化製場の近隣住民その他の関係者への焼却・化製の実施に関する説明の有無 エ ウの説明に対する当該関係者の承諾の有無 （３）埋却用地・焼却施設・化製場を確保していない場合は、これらを確保するための取組の状況を記載した資料	☐ できている	☐ 一部 できている	☐ できていない	
【記入欄】　※「できている」「一部できている」の場合は回答してください				
措置の内容				
☐ 埋却地の確保 ☐ 焼却のための取組 ☐ 化製のための取組				
【記入欄】　一部できている項目のうち、できていない部分の具体的な内容/今後の改善方針				

12 愛玩動物の飼育禁止				
●衛生管理区域に愛玩動物を持込んでいない。また、衛生管理区域内で愛玩動物を飼育していない。 ※観光牧場等において、飼育場所を限定している場合は除く。		☐ できている	☐ 一部 できている	☐ できていない
【記入欄】 一部できている項目のうち、できていない部分の具体的な内容/今後の改善方針				
13 密飼いの防止				
●家畜の健康に悪影響を及ぼすような過密な状態で家畜を飼養していない。 ※以下の資料を添付 畜舎ごとの家畜の飼養密度（家畜の種類ごとに〇㎡／頭）を記載した資料		☐ できている	☐ 一部 できている	☐ できていない
【記入欄】 一部できている項目のうち、できていない部分の具体的な内容/今後の改善方針				
14 飼養する家畜の健康観察				
①毎日、飼養する家畜の健康観察（出生及び死亡の状況並びに異状の有無を含む。）を行っている。		☐ できている	☐ 一部 できている	☐ できていない
②他の農場等から家畜を導入する場合には、導入元の農場等における家畜の伝染性 性疾患の発生状況、導入する家畜の健康状態の確認等を行い、健康な家畜を導入 している。	☐ 該当しない	☐ できている	☐ 一部 できている	☐ できていない
③導入した家畜に家畜の伝染性疾患にかかっている可能性のある異状がないこと を確認するまでの間、他の家畜と直接接触させないようにしている。 〈隔離方法の例〉 ・隔離畜舎 ・隔離畜房	☐ 該当しない	☐ できている	☐ 一部 できている	☐ できていない
④家畜を出荷等により農場外へ移動させる場合には、家畜に付着した排せつ物等 の汚れを取り除くとともに、移動の直前に当該家畜の健康状態を確認している。	☐ 該当しない	☐ できている	☐ 一部 できている	☐ できていない
【記入欄】 一部できている項目のうち、できていない部分の具体的な内容/今後の改善方針				
II 衛生管理区域への病原体の侵入防止				
15 衛生管理区域への必要のない者の立入りの制限				
●必要のない者を衛生管理区域に立ち入らせないようにしている。さらに、衛生管理区域に立ち 入った者が飼養する家畜に接触する機会を最小限とするよう必要な措置を講じている。 ※不特定かつ多数の者が立ち入ることが想定される施設（観光牧場等）において、衛生管理区域の出入口におけ る手指及び靴の消毒等、病原体の持込み及び持出しを防止するための規則をあらかじめ作成し、家畜防疫員が適 切なものであることを確認した場合は、この限りではない。		☐ できている	☐ 一部 できている	☐ できていない
【記入欄】 ※「できている」「一部できている」の場合は回答してください				
措置の内容				
☐ 門 ☐ ロープ ☐ 立入禁止看板の設置				
☐ その他：（ ）				
【記入欄】 一部できている項目のうち、できていない部分の具体的な内容/今後の改善方針				
16 他の畜産関係施設等に立ち入った者等が衛生管理区域に立ち入る際の措置				
●当日に他の畜産関係施設等及び大臣指定地域に立ち入った者（※）並びに過去一週間以内に海 外から入国し、又は帰国した者を衛生管理区域に立ち入らせないようにしている。 ※農場の従事者、家畜防疫員、獣医師、家畜人工授精師、削蹄師、飼料運搬業者及び集乳業者等は除く。		☐ できている	☐ 一部 できている	☐ できていない
【記入欄】 一部できている項目のうち、できていない部分の具体的な内容/今後の改善方針				
17 衛生管理区域に立ち入る者の手指消毒等				
●衛生管理区域の入口付近に消毒設備を設置し、立ち入る者に対し、当該消毒設備を利用して手 指の洗浄及び消毒をさせている。 ※立ち入る者が消毒機器を携行し、消毒している場合を除く。		☐ できている	☐ 一部 できている	☐ できていない
【記入欄】 ※「できている」「一部できている」の場合は回答してください				
消毒設備				
☐ 設置されたスプレー ☐ 消毒槽 ☐ 衛生管理区域専用の手袋の着用				
☐ その他：（ ）				
【記入欄】 一部できている項目のうち、できていない部分の具体的な内容/今後の改善方針				

牛_4

29 衛生管理区域から退出する者の手指消毒等 (Ⅳ 衛生管理区域外への病原体の拡散防止)

●衛生管理区域の出口付近に消毒設備を設置し、退出する者に対し手指の洗淨及び消毒をさせている。
※退出する者が消毒機器を携行し、消毒している場合を除く。

☐ できている

□ 一部
できている

☐ できていない

記入欄（「できている」「一部できている」の場合）

消毒設備

☐ 項目17と同じ ☐ 設置されたスプレー ☐ 消毒槽 ☐ 衛生管理区域専用の手袋の着用

□ その他：（ ）

【記入欄】 一部できている項目のうち、できていない部分の具体的な内容/今後の改善方針

18 衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置並びに使用

①衛生管理区域専用の衣服及び靴を設置し、立ち入る者に対し、これらを着実に着用させている。
※立ち入る者が当該衛生管理区域専用の衣服及び靴を持参し、当該衣服及び靴を着用する場合並びにその者が衛生管理区域から退出するまでの間に、病原体を拡散させる可能性がない場合を除く。

☐ できている

□ 一部
できている

☐ できていない

衣服： 専用作業着、防護服
靴： 専用靴、ブーツカバー

②更衣による衛生管理区域への病原体の侵入を防ぐため、着脱前後の衣服及び靴をすのこ、分離板等で場所を離して保管している。さらに、更衣前後において利用する経路が交差しないよう一方通行とするなど必要な措置を講じている。

☐ できている

☐ 一部
できている

☐ できていない

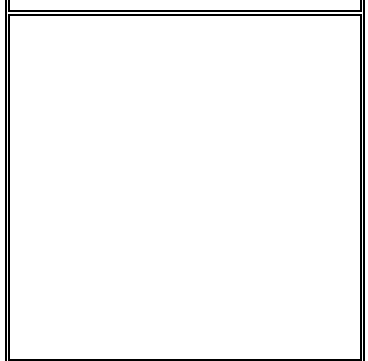
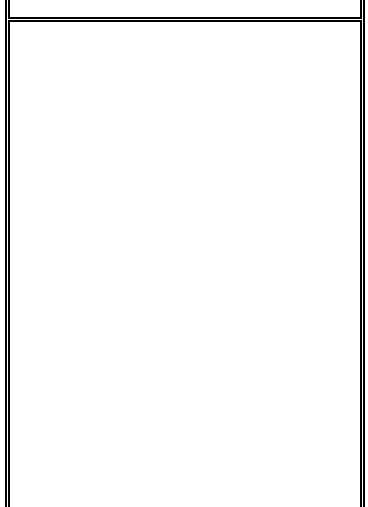
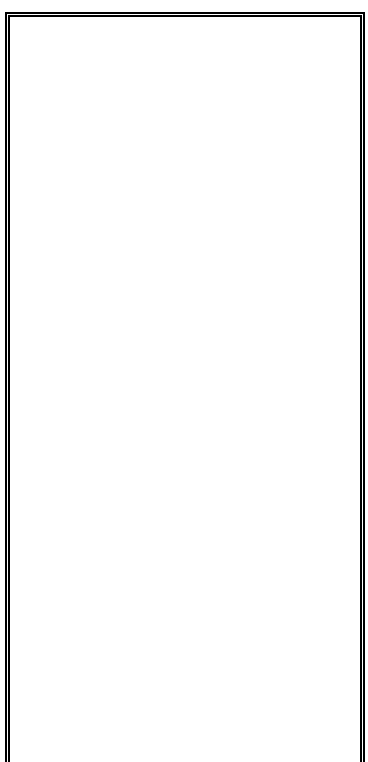
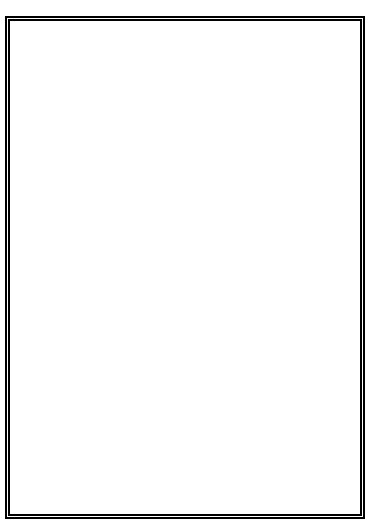
③衣服及び靴に排せつ物、汚泥等が付着した場合には、洗淨及び消毒を行っている。

☐ できている

□ 一部
できている

☐ できていない

【記入欄】 一部できている項目のうち、できていない部分の具体的な内容/今後の改善方針



19 衛生管理区域に立ち入る車両の消毒等					牛_5	
①衛生管理区域の入口付近に消毒設備を設置し、車両の消毒をさせている。 ※立ち入る者が消毒機器を携行し、当該機器を使用して消毒している場合を除く。		☐ 該当しない	☐ できている	☐ 一部 できている	☐ できていない	
【記入欄】 ※「できている」「一部できている」の場合は回答してください						
消毒設備						
☐ ゲート式車両消毒装置 ☐ プール式車両消毒装置 ☐ 動力噴霧器 ☐ 蓄圧式噴霧器						
☐ 消灰帯（幅： m）						
☐ その他：（ ）						
②衛生管理区域に車両を入れる者に対し、当該農場専用のフロアマットの使用その他の方法により、車内における交差汚染を防止するための措置を講じている。 （措置の例） ・農場専用のフロアマットの設置 ・降車時にブーツカバーを使用		☐ 該当しない	☐ できている	☐ 一部 できている	☐ できていない	
【記入欄】 一部できている項目のうち、できていない部分の具体的な内容/今後の改善方針						
30 衛生管理区域から退出する車両の消毒						
●衛生管理区域の出口付近に消毒設備を設置し、車両を出す者に対し車両の消毒をさせている。 ※退出する者が消毒機器を携行し、当該機器を使用し消毒している場合を除く。		☐ 該当しない	☐ はい		☐ いいえ	
記入欄 ※「できている」「一部できている」の場合は回答してください						
消毒設備						
☐ 項目19と同じ ☐ ゲート式車両消毒装置 ☐ プール式車両消毒装置 ☐ 動力噴霧器 ☐ 蓄圧式噴霧器						
☐ 消灰帯（幅： m）						
☐ その他：（ ）						
【記入欄】 一部できている項目のうち、できていない部分の具体的な内容/今後の改善方針						
20 他の畜産関係施設等で使用した物品等を衛生管理区域に持ち込む際の措置						
●他の畜産関係施設等で使用し、もしくは使用したおそれがある物品又は過去四月以内に海外で使用した衣服及び靴には、原則、衛生管理区域内に持ち込んでいない。やむを得ず持ち込む場合には、洗浄、消毒その他の必要な措置を講じている。 ※他の畜産関係施設等で使用し、又は使用したおそれがある物品をやむを得ず持ち込む場合に必要な措置については飼養衛生管理マニュアルに記載する。 ※過去四月以内に海外で使用した衣服及び靴をやむを得ず持ち込む場合に必要な措置については飼養衛生管理マニュアルに記載する。		☐ できている		☐ 一部 できている	☐ できていない	
【記入欄】 一部できている項目のうち、できていない部分の具体的な内容/今後の改善方針						
21 安全な資材の利用						
●大臣指定地域において収穫された農産物等を自ら飼料、敷料等に利用する場合は、家畜保健衛生所に助言を求め、指導に従っている。		☐ 該当しない	☐ できている	☐ 一部 できている	☐ できていない	
【記入欄】 ※「できている」「一部できている」の場合は回答してください						
対象となる飼料、敷料等						
家畜防疫員の指導内容		☐ 加熱 ☐ 消毒 ☐ 一定期間の保管 ☐ その他：（ ）				
【記入欄】 一部できている項目のうち、できていない部分の具体的な内容/今後の改善方針						

Ⅲ 衛生管理区域内における病原体による汚染拡大防止				
22 畜舎に立ち入る者の手指消毒等				
●畜舎の入口付近に消毒設備を設置し、立ち入る者に対し、畜舎に出入りする際に手指の洗淨及び消毒をさせている。 〈消毒設備の例〉 ・設置されたスプレー ・消毒槽 ・衛生管理区域専用の手袋の着用	☐ 該当しない	☐ できている	☐ 一部 できている	☐ できていない
【記入欄】 一部できている項目のうち、できていない部分の具体的な内容/今後の改善方針				
23 畜舎の入口における靴の交換又は消毒				
①畜舎ごとの専用の靴を設置し、畜舎に入る者に対し、これを着実に着用させている又は靴の消毒をさせている。 〈着用又は消毒設備の例〉 靴： 専用靴、ブーツカバー、（消毒の場合）踏込消毒槽		☐ できている	☐ 一部 できている	☐ できていない
②靴に排せつ物、汚泥等が付着した場合には、洗淨及び消毒を行っている。		☐ できている	☐ 一部 できている	☐ できていない
【記入欄】 一部できている項目のうち、できていない部分の具体的な内容/今後の改善方針				
24 器具の定期的な清掃又は消毒等				
①飼養管理に使用する器具は畜舎に持ち込む際に消毒するとともに、清掃又は消毒を定期的に行っている。		☐ できている	☐ 一部 できている	☐ できていない
②注射針、人工授精用器具その他体液（生乳を除く。）が付着する物品を使用する際は、一頭ごとに交換又は消毒をしている。	☐ 該当しない	☐ できている	☐ 一部 できている	☐ できていない
【記入欄】 一部できている項目のうち、できていない部分の具体的な内容/今後の改善方針				
25 野生動物の侵入防止のための死体の適正な保管				
●家畜の死体を保管する場合には、その保管場所への野生動物の侵入を防止するための措置を講じている。	☐ 該当しない	☐ できている	☐ 一部 できている	☐ できていない
【記入欄】				
死体の保管場所の対策				
死体の処理				
☐ 化製処理				
☐ その他：（ ）				
死体の保管				
☐ なし				
☐ 屋内保管	☐ 隙間なし			
	☐ 隙間あり	対策		
☐ コンテナ				
☐ 蓋付容器				
☐ ネット	網目	cm		
	☐ 破損なし			
	☐ 破損あり	対策		
☐ ブルーシート				
☐ その他				
【記入欄】 一部できている項目のうち、できていない部分の具体的な内容/今後の改善方針				

牛_6

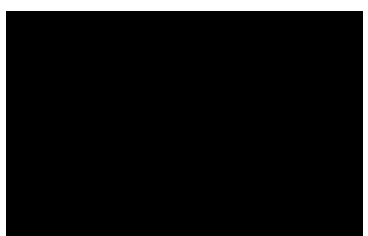
[illegible]

32 特定症状が確認された場合の早期通報並びに出荷及び移動の停止					
①特定症状を呈していることを発見したときは、直ちに家畜保健衛生所に通報することとしている。 ※家畜の所有者等は特定症状について十分理解し、家畜保健衛生所に直ちに通報することが必要であり、従業員がいる場合には、従業員も同様の対応がとれるよう、従業員に対する周知が行われている必要がある。	☐ できている	☐ 一部 できている	☐ できていない		
②（特定症状が確認された場合）農場からの家畜及びその死体、畜産物並びに排せつ物の出荷及び移動を行わないこととしている。	☐ できている	☐ 一部 できている	☐ できていない		
③（特定症状が確認された場合）衛生管理区域内にある物品を衛生管理区域外に持ち出さないこととしている。	☐ できている	☐ 一部 できている	☐ できていない		
【記入欄】 一部できている項目のうち、できていない部分の具体的な内容/今後の改善方針					
33 特定症状以外の異状が確認された場合の出荷及び移動の停止					
※従業員がいる場合には、以下①～④について従業員も同様の対応がとれるよう、従業員に対する周知が行われている必要がある。					
①特定症状以外の異状であって、家畜の死亡率の急激な上昇又は同様の症状を呈している家畜の増加が確認された場合には、直ちに獣医師の診療若しくは指導又は家畜保健衛生所の指導を受けている。	☐ 該当しない	☐ できている	☐ 一部 できている	☐ できていない	
②（獣医師の診療若しくは指導又は家畜保健衛生所の指導があった場合）当該家畜が監視伝染病にかかっていないことが確認されるまでの間、農場からの家畜の出荷及び移動を行っていない。	☐ 該当しない	☐ できている	☐ 一部 できている	☐ できていない	
③（当該家畜が監視伝染病にかかっていることが確認された場合）家畜保健衛生所の指導に従うこととしている。	☐ 該当しない	☐ できている	☐ 一部 できている	☐ できていない	
④（飼養する家畜にその他の特定症状以外の異状が確認された場合）速やかに獣医師の診療を受け、又は指導を求めている。	☐ 該当しない	☐ できている	☐ 一部 できている	☐ できていない	
【記入欄】 一部できている項目のうち、できていない部分の具体的な内容/今後の改善方針					

※ 特定症状（口蹄疫を疑う症状）
①39.0℃以上の発熱及び泡沫性流涎、跛行、起立不能、泌乳量の大幅な低下又は泌乳の停止があり、かつ、その口腔内、口唇、鼻腔内、鼻部、蹄部、乳頭又は乳房（以下「口腔内等」という。）に水疱、びらん、潰瘍又は癰痕（外傷に起因するものを除く。以下「水疱等」という。）があること（鹿にあっては、39.0℃以上の発熱があり、かつ、その口腔内等に水疱等があること）。
②同一の畜房内（1つの畜房につき1頭の家畜を飼養している場合にあっては、同一の畜舎内）において、複数の家畜の口腔内等に水疱等があること。
③同一の畜房内において、半数以上の哺乳畜（1つの畜房につき1頭の哺乳畜を飼養している場合にあっては、同一の畜舎内において、隣接する複数の畜房内の哺乳畜）が当日及びその前日の2日間において死亡すること。
ただし、家畜の飼養管理のための設備の故障、気温の急激な変化、火災、風、水害その他の非常災害等口蹄疫以外の事情によるものであることが明らかな場合は、この限りでない。

確認記録
○年月日：
○確認者（家畜の所有者・飼養衛生管理者・家畜防疫員・民間獣医師・その他（ 氏名：

確認記録
○年月日：
○確認者（家畜の所有者・飼養衛生管理者・家畜防疫員・民間獣医師・その他（ 氏名：



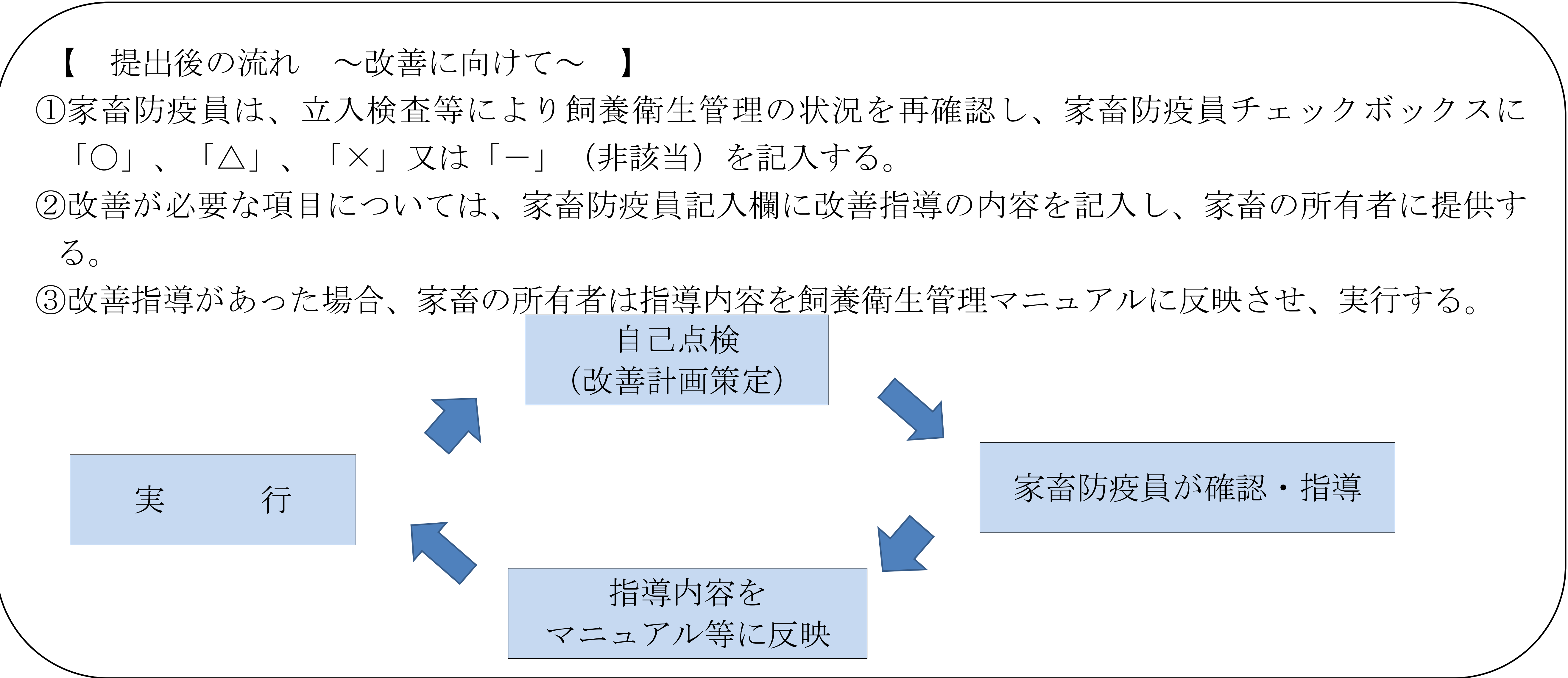
2. 飼養衛生管理基準の遵守状況及び遵守するための措置の実施状況
(2) 豚及びいのししの場合

※記載方法

- ・自らの農場に関する飼養衛生管理基準の遵守状況及び遵守するための措置の実施状況について、自己点検を行うこと。
- ・1 から36までの各項目の設問に対し、自己点検の結果を元に「できている」、「一部できている」、「できていない」又は「該当しない」にチェックを付けること。
- ・「記入欄」がある設問には、措置の状況を記載又は該当する事項にチェックを付けること。
- ・「一部できている」「できていない」と回答した項目については、記入欄に一部できている項目のうち、できていない部分の具体的な内容/今後の改善方針を記載すること。

【 評価基準の目安 】

できている:項目の内容が遵守できている場合
一部できている:できている項目とできていない項目が両方ある場合
できていない:項目の内容が不遵守の場合



●飼養衛生管理基準の構成について
飼養衛生管理基準は全36項目あり、各項目を取組の目的ごとに以下のⅠ～Ⅳに体系化しながら、分類している。

- Ⅰ 家畜防疫に関する基本的事項【項目 1～14】
- Ⅱ 衛生管理区域への病原体の侵入防止【項目15～23】
- Ⅲ 衛生管理区域内における病原体による汚染拡大防止【項目24～31】
- Ⅳ 衛生管理区域外への病原体の拡散防止【項目32～36】

【参考】農場の各施設において関係する項目とその項目が防除の対象とする感染源（一覧表）

感染源		対策の実施場所（衛生管理区域内）				
分類	種類（代表例）	境界		敷地	関連施設	畜舎
		入域時	出域時			
人	従業者、外部者	15、16、17、18	32			24、25
物品	車両、重機	19	33			26、27
	器具、機材	20	34、35	31	28	26、27
	飼料、敷料	21、22、29				29
野生動物	ねずみ、たぬき			31	28、29、30	28、29、30
	野鳥				28、29	28、29
	はえ、ダニ				28、30	28、30
飼養環境	土壌、粉塵			31	31	31
家畜	死体、排せつ物		14、35		28	28
	豚、いのしし	14	14、35、36			14、35、36

4記録の作成及び保管

豚_3

以下に掲げる事項に関する記録を作成し、少なくとも1年間保存している。

①衛生管理区域に立ち入った者（※1）の氏名及び住所又は所属、衛生管理区域への立入りの年月日、その目的（※2）及び消毒の実施の有無（車両を入れる者にあつては、当該車両の消毒の有無を含む。） ※不特定かつ多数の者が立ち入ることが想定される施設（観光牧場等）において、衛生管理区域の出入口における手指及び靴の消毒等、病原体の持込み及び持出しを防止するための規則をあらかじめ作成し、家畜防疫員が適切なものであることを確認した場合は記録は不要である。 ※1 当該農場の従事者を除く。 ※2 所属等からその目的が明らかな場合を除く。		☐ できている	☐ 一部 できている	☐ できていない	
②消毒の実施の記録については、衛生管理区域の出入口等に台帳を設置し、確実に記録させている。		☐ できている	☐ 一部 できている	☐ できていない	
③（衛生管理区域に立ち入った者が過去一週間以内に海外から入国、又は帰国した場合）過去一週間以内に滞在した全ての国又は地域の名称及び当該国又は地域における畜産関係施設等への立入りの有無	☐ 該当しない	☐ できている	☐ 一部 できている	☐ できていない	
④（従事者が海外に渡航した場合）滞在期間及び国又は地域の名称	☐ 該当しない	☐ できている	☐ 一部 できている	☐ できていない	
⑤導入、出荷又は移動を行った家畜の種類、頭数及び健康状態、導入元又は出荷若しくは移動先の農場等の名称並びに導入、出荷又は移動の年月日	☐ 該当しない	☐ できている	☐ 一部 できている	☐ できていない	
⑥飼養する家畜の頭数、月齢、異状の有無、異状がある場合にあつては、その症状並びに獣医師による診療結果及び投薬その他の処置の状況		☐ できている	☐ 一部 できている	☐ できていない	
⑦家畜保健衛生所、担当獣医師等からの農場指導の内容及び指導年月日		☐ できている	☐ 一部 できている	☐ できていない	

【記入欄】一部できている項目のうち、できていない部分の具体的な内容/今後の改善方針

5大規模所有者が講ずる措置

①飼養する家畜が特定症状を呈していることを従業員が発見したとき、当該家畜の所有者及び飼養衛生管理者の許可を得ず、直ちに家畜保健衛生所に通報することを規定したものを作成し、これを全従業員に周知徹底している。 〈周知方法の例〉 ・飼養衛生管理マニュアル ・貼紙 ※以下の資料を添付 従業員が農林水産大臣の定める特定症状を確認した場合に家畜保健衛生所へ直ちに通報することを規定したものの写し	☐ 該当しない	☐ できている	☐ 一部 できている	☐ できていない	
②畜舎ごとに飼養衛生管理者を配置している。 「同一の者が複数の畜舎を担当する場合には、衛生管理を行う家畜の頭数の合計が三千頭（肥育豚（月齢が満十月未満の豚をいう。）にあつては、一万頭）をこえないこと。）。」	☐ 該当しない	☐ できている	☐ 一部 できている	☐ できていない	
③大規模所有者のうち、特に家畜の頭数が多く監視伝染病が発生した場合の殺処分等に多大な時間を要すると都道府県知事が認める者は、必要事項（※）を記載した対応計画を策定している。 ※防疫措置の実施に関して所有者が行う人員、資機材等の準備及び家畜の死体の焼却又は埋却の実施に関する事項	☐ 該当しない	☐ できている	☐ 一部 できている	☐ できていない	

【記入欄】一部できている項目のうち、できていない部分の具体的な内容/今後の改善方針

6獣医師等の健康管理指導

●家畜保健衛生所と緊密に連絡を行っている担当の獣医師又は診療施設を定め、定期的に当該獣医師又は診療施設から飼養する家畜の健康管理について指導を受けている。	☐ できている	☐ 一部 できている	☐ できていない	
---	--------------------------------	--------------------------------------	---------------------------------	--

【記入欄】※「できている」「一部できている」の場合は回答してください

担当の獣医師の氏名	
担当の診療施設の名称	

【記入欄】一部できている項目のうち、できていない部分の具体的な内容/今後の改善方針

--



7 家畜伝染病の発生リスクの高まりに対する準備					豚_4
●野生動物が豚熱等の家畜伝染病に感染したことが確認されているなど、家畜伝染病の発生リスクが高まっているものとして農林水産大臣が指定する地域（以下、「大臣指定地域」という。）において追加措置を講ずることとなる以下の取組について、その内容を習熟している。					
16 他の畜産関係施設等に立ち入った者等が衛生管理区域に立ち入る際の措置		☐ できている	☐ 一部 できている	☐ できていない	
22 安全な資材の利用					
25 畜舎ごと専用の衣服及び靴の設置及び使用					
27 畜舎外での病原体による汚染防止					
28 野生動物の侵入防止のためのネット等の設置、点検及び修繕並びに大臣指定地域における放牧場の取組					
【記入欄】 一部できている項目のうち、できていない部分の具体的な内容/今後の改善方針					
8 衛生管理区域の設定					
①農場に病原体の侵入及びまん延の防止を重点的に行う区域として衛生管理区域を設定し、衛生管理区域とそれ以外の区域とに分け、両区域の場所が明確に分かるようにしている。 （衛生管理区域境界の明確化方法例） ・電気柵 ・ワイヤーメッシュ ・消石灰帯 ・柵 ・ロープ ・三角コーン ・垣根（プランター）		☐ できている	☐ 一部 できている	☐ できていない	
②衛生管理区域は、畜舎、家畜に直接接触する物品の保管場所並びに家畜に直接接触した者が消毒並びに衣服及び靴の交換を行わずに行動する範囲の全てを網羅している。 ※畜舎の他に、飼料給与、清掃、家畜の出荷及び死亡家畜の管理等の一連の作業に関連する農場内の敷地の全てを衛生管理区域とすること。		☐ できている	☐ 一部 できている	☐ できていない	
③出入口の数を必要最小限とし、家畜、資材、死体等の持込み又は持出し場所を可能な限り衛生管理区域の境界に位置するよう設定している。		☐ できている	☐ 一部 できている	☐ できていない	
【記入欄】 一部できている項目のうち、できていない部分の具体的な内容/今後の改善方針					
9 分割管理を導入する際の措置					
豚熱等の発生時の影響の緩和を図るため、衛生管理区域及び人・車両・物等の動線の見直しにより、農場を分割して管理すること（以下、「分割管理」という。）に取り組む場合は、家畜保健衛生所の確認を受け、指導に従っている。		☐ 該当しない	☐ できている	☐ 一部 できている	☐ できていない
【記入欄】 一部できている項目のうち、できていない部分の具体的な内容/今後の改善方針					
10 放牧制限の準備					
●（放牧を行っている場合）放牧の停止又は制限があった場合に備え、家畜を収容できる避難用の設備の確保又は出荷若しくは移動のための準備措置を講じている。		☐ 該当しない	☐ できている	☐ 一部 できている	☐ できていない
【記入欄】 ※「できている」「一部できている」の場合は回答してください					
措置の内容					
☐ 避難用設備の確保の準備	具体的な内容				
☐ 出荷	☐ 事前協議：済				
	☐ 事前協議：調整中				
	☐ 事前協議：未				
☐ 他地域への移動	☐ 事前協議：済				
	☐ 事前協議：調整中				
	☐ 事前協議：未				
	移動場所				
【記入欄】 一部できている項目のうち、できていない部分の具体的な内容/今後の改善方針					

11 埋却等に備えた措置

●以下の（１）～（３）いずれかの措置を行っている。 ※以下の（１）～（３）のいずれかの資料を添付 （１）死体の処理に必要な埋却地を確保している。 ア 埋却用地の所在地 イ 埋却用地が自己の所有する土地でない場合 ・その所有者の氏名又は名称 ・当該土地の利用に関する契約の内容 ウ 埋却用地の面積・利用状況 エ 農場から埋却用地までの距離 オ 埋却用地の近隣住民その他の関係者への埋却の実施に関する説明の有無 カ オの説明に対する当該関係者の承諾の有無 キ その他埋却の的確かつ迅速な実施のため参考となる事項 （２）死体の処理に必要な焼却施設を確保している。 ア 焼却施設の名称・所在地 イ 農場から焼却施設までの距離 ウ 焼却施設の近隣住民その他の関係者への焼却の実施に関する説明の有無 エ ウの説明に対する当該関係者の承諾の有無 （３）埋却地・焼却施設の確保が困難な場合は、都道府県知事が講ずる土地の確保又は焼却若しくは化製のための施設若しくは機械の利用に係る措置について都道府県知事が求める取組を行っている。	☐ できている	☐ 一部 できている	☐ できていない
--	---	--	--

【記入欄】 ※「できている」「一部できている」の場合は回答してください

措置の内容

☐ 埋却地の確保

☐ 焼却のための取組

☐ 都道府県知事が求める取組（土地の確保に係る措置・焼却のための施設又は機械の利用に係る措置・化製のための施設又は機械の利用に係る措置）

【記入欄】 一部できている項目のうち、できていない部分の具体的な内容/今後の改善方針

12 愛玩動物の飼育禁止				豚_5
●衛生管理区域に愛玩動物を持込んでいない。また、衛生管理区域内で愛玩動物を飼育していない。 ※観光牧場等において、飼育場所を限定している場合は除く。	☐ できている	☐ 一部 できている	☐ できていない	
【記入欄】 一部できている項目のうち、できていない部分の具体的な内容/今後の改善方針				
13 密飼いの防止				
●家畜の健康に悪影響を及ぼすような過密な状態で家畜を飼養していない。 ※以下の資料を添付 畜舎ごとの家畜の飼養密度（家畜の種類ごとに〇㎡／頭）を記載した資料	☐ できている	☐ 一部 できている	☐ できていない	
【記入欄】 一部できている項目のうち、できていない部分の具体的な内容/今後の改善方針				
14 飼養する家畜の健康観察				
①毎日、飼養する家畜の健康観察（出生及び死亡の状況並びに異状の有無を含む。）を行っている。	☐ できている	☐ 一部 できている	☐ できていない	
②他の農場等から家畜を導入する場合には、導入元の農場等における家畜の伝染性 疾病の発生状況、導入する家畜の健康状態の確認等を行い、健康な家畜を導入 している。	☐ 該当しない	☐ できている	☐ 一部 できている	
③導入した家畜に家畜の伝染性 疾病にかかっている可能性のある異状がないことを確認するまでの間、他の家畜と直接 接触させないようにしている。 〈隔離方法の例〉 ・隔離畜舎 ・隔離畜房	☐ 該当しない	☐ できている	☐ 一部 できている	
④家畜を出荷等により農場外へ移動させる場合には、家畜に付着した排せつ物等の汚れを 取り除くとともに、移動の直前に当該家畜の健康状態を確認している。	☐ できている	☐ 一部 できている	☐ できていない	
【記入欄】 一部できている項目のうち、できていない部分の具体的な内容/今後の改善方針				
II 衛生管理区域への病原体の侵入防止				
15 衛生管理区域への必要のない者の立入りの制限				
●必要のない者を衛生管理区域に立ち入らせないようにしている。さらに、衛生管理区域に立ち 入った者が飼養する家畜に接触する機会を最小限とするよう必要な措置を講じている。 ※不特定かつ多数の者が立ち入ることが想定される施設（観光牧場等）において、衛生管理区域の出入口におけ る手指及び靴の消毒等、病原体の持込み及び持出しを防止するための規則をあらかじめ作成し、家畜防疫員が適 切なものであることを確認した場合は、この限りではない。	☐ できている	☐ 一部 できている	☐ できていない	
【記入欄】 ※「できている」「一部できている」の場合は回答してください 措置の内容 ☐ 門 ☐ ロープ ☐ 立入禁止看板の設置 ☐ その他：（ ）				
【記入欄】 一部できている項目のうち、できていない部分の具体的な内容/今後の改善方針				
16 他の畜産関係施設等に立ち入った者等が衛生管理区域に立ち入る際の措置				
●当日に他の畜産関係施設等及び大臣指定地域に立ち入った者（※）並びに過去一週間以内に海 外から入国し、又は帰国した者を衛生管理区域に立ち入らせないようにしている。 ※農場の従事者、家畜防疫員、獣医師、家畜人工授精師、飼料運搬業者等は除く。	☐ できている	☐ 一部 できている	☐ できていない	
【記入欄】 一部できている項目のうち、できていない部分の具体的な内容/今後の改善方針				
17 衛生管理区域に立ち入る者の手指消毒等				
●衛生管理区域の入口付近に消毒設備を設置し、立ち入る者に対し、当該消毒設備を利用して手 指の洗浄及び消毒をさせている。 ※立ち入る者が消毒機器を携行し、消毒している場合を除く。	☐ できている	☐ 一部 できている	☐ できていない	
【記入欄】 ※「できている」「一部できている」の場合は回答してください 消毒設備 ☐ 設置されたスプレー ☐ 消毒槽 ☐ 衛生管理区域専用の手袋の着用 ☐ その他：（ ）				
【記入欄】 一部できている項目のうち、できていない部分の具体的な内容/今後の改善方針				

32 衛生管理区域から退出する者の手指消毒等（Ⅳ 衛生管理区域外への病原体の拡散防止）						
●衛生管理区域の出口付近に消毒設備を設置し、退出する者に対し手指の洗浄及び消毒をさせている。 ※退出する者が消毒機器を携行し、消毒している場合を除く。			☐ できている	☐ 一部 できている	☐ できていない	
【記入欄】 ※「できている」「一部できている」の場合は回答してください						
消毒設備						
☐ 項目17と同じ ☐ 設置されたスプレー ☐ 消毒槽 ☐ 衛生管理区域専用の手袋の着用						
☐ その他：（ ）						
【記入欄】 今後の改善方針						
18 衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置並びに使用						
①衛生管理区域専用の衣服及び靴を設置し、立ち入る者に対し、これらを着実に着用させてい る。 ※立ち入る者が当該衛生管理区域専用の衣服及び靴を持参し、当該衣服及び靴を着用する場合並びにその者が衛 生管理区域から退出するまでの間に、病原体を拡散させる可能性がない場合を除く。 〈措置並びに使用するものの例〉 衣服： 専用作業着、防護服 靴： 専用靴、ブーツカバー			☐ できている	☐ 一部 できている	☐ できていない	
②更衣による衛生管理区域への病原体の侵入を防ぐため、着脱前後の衣服及び靴をすのこ、分離 板等で場所を離して保管している。さらに、更衣前後において利用する経路が交差しないよう一 方通行とするなど必要な措置を講じている。			☐ できている	☐ 一部 できている	☐ できていない	
③衣服及び靴に排せつ物、汚泥等が付着した場合には、洗浄及び消毒を行っている。			☐ できている	☐ 一部 できている	☐ できていない	
【記入欄】 一部できている項目のうち、できていない部分の具体的な内容/今後の改善方針						
19 衛生管理区域に立ち入る車両の消毒等						
①衛生管理区域の入口付近に消毒設備を設置し、車両の消毒をさせている。 ※立ち入る者が消毒機器を携行し、当該機器を使用して消毒している場合を除く。			☐ 該当しない	☐ できている	☐ 一部 できている	☐ できていない
【記入欄】 ※「できている」「一部できている」の場合は回答してください						
消毒設備						
☐ ゲート式車両消毒装置 ☐ プール式車両消毒装置 ☐ 動力噴霧器 ☐ 蓄圧式噴霧器						
☐ 消灰帯（幅： m）						
☐ その他：（ ）						
②衛生管理区域に車両を入れる者に対し、当該農場専用のフロアマットの使用そ 他の方法により、車内における交差汚染を防止するための措置を講じている。 〈措置の例〉 ・農場専用のフロアマットの設置 ・降車時にブーツカバーを使用			☐ 該当しない	☐ できている	☐ 一部 できている	☐ できていない
【記入欄】 一部できている項目のうち、できていない部分の具体的な内容/今後の改善方針						
33 衛生管理区域から退出する車両の消毒（Ⅳ 衛生管理区域外への病原体の拡散防止）						
●衛生管理区域の出口付近に消毒設備を設置し、車両を出す者に対し車両の消毒 をさせている。 ※退出する者が消毒機器を携行し、当該機器を使用し消毒している場合を除く。			☐ 該当しない	☐ できている	☐ 一部 できている	☐ できていない
【記入欄】 ※「できている」「一部できている」の場合は回答してください						
消毒設備						
☐ 項目19と同じ ☐ ゲート式車両消毒装置 ☐ プール式車両消毒装置 ☐ 動力噴霧器 ☐ 蓄圧式噴霧器						
☐ 消灰帯（幅： m）						
☐ その他：（ ）						
【記入欄】 今後の改善方針						
20 他の畜産関係施設等で使用した物品等を衛生管理区域に持ち込む際の措置						
●他の畜産関係施設等で使用し、もしくは使用したおそれがある物品及びに過去四月以内に海外 で使用した衣服及び靴には、原則、衛生管理区域内に持ち込んでいない。やむを得ず持ち込む場 合には、洗浄、消毒その他の必要な措置を講じている。 ※他の畜産関係施設等で使用し、又は使用したおそれがある物品をやむを得ず持ち込む場合に必要措置につい ては飼養衛生管理マニュアルに記載する。 ※過去四月以内に海外で使用した衣服及び靴をやむを得ず持ち込む場合に必要措置については飼養衛生管理マ ニュアルに記載する。			☐ できている	☐ 一部 できている	☐ できていない	
【記入欄】 一部できている項目のうち、できていない部分の具体的な内容/今後の改善方針						

21 処理済みの飼料の利用

①肉を扱う事業所等から排出された食品循環資源を原材料とする飼料を給与する場合には、適正に処理が行われたものを用いている。	☐ 該当しない	☐ できている	☐ 一部できている	☐ できていない
--	--------------------------------	--------------------------------	----------------------------------	---------------------------------

【記入欄】 ※「できている」「一部できている」の場合は回答してください

食品循環資源（※１）の飼料原料としての調達	☐ なし ☐ あり（具体名：_____）		
食品循環資源の収集方法	☐ 自分で収集 ☐ 排出元が配達		
食品循環資源の導入元			
動物由来品（※２）の含有（可能性も含む）	☐ 不明 ☐ なし ☐ あり（具体名：_____）		
動物由来品が含有していることの記録（導入元との契約書類等）	☐ なし ☐ あり（_____）		
農場での加熱方法	☐ 鍋で煮る ☐ 蒸す ☐ 焼く ☐ その他（_____）		
農場での加熱状況	温度：_____℃、 時間：_____分		
農場での加熱状況の確認方法	☐ 温度計で手動計測（頻度：_____、計測部位：_____） ☐ 自動計測 ☐ その他（_____）		
農場での加熱状況の記録	☐ なし		
	☐ あり	☐ 記録表 ☐ カレンダー	
		☐ その他（_____）	
攪拌方法	☐ 手動 ☐ 自動		

※1 食品循環資源：食品製造副産物、余剰食品、調理残さ、食べ残し等をいう。

※2 動物由来品 : 対象は、牛、豚等の偶蹄類肉、肉製品等（既に加熱されているか否かに関わらず）。ただし、乳、乳製品、卵、卵製品、魚、及び魚製品等は除く。

②加熱後の飼料を含む全ての飼料が加熱前の原材料等により交差汚染しないような措置を講じている。	☐ 該当しない	☐ できている	☐ 一部 できている	☐ できていない
--	--------------------------------	--------------------------------	--------------------------------------	---------------------------------

③加熱処理が行われていない飼料は衛生管理区域内に持ち込んでいない。

☐ 該当しない	☐ できている	☐ 一部 できている	☐ できていない
--------------------------------	--------------------------------	--------------------------------------	---------------------------------

【記入欄】 一部できている項目のうち、できていない部分の具体的な内容/今後の改善方針

22 安全な資材の利用

●大臣指定地域において収穫された農産物等を自ら飼料、敷料等に利用する場合は、家畜保健衛生所に助言を求め、指導に従っている。	☐ 該当しない	☐ できている	☐ 一部できている	☐ できていない
--	--------------------------------	--------------------------------	----------------------------------	---------------------------------

【記入欄】 ※「できている」「一部できている」の場合は回答してください

対象となる飼料、敷料等	
家畜防疫員の指導内容	☐ 加熱 ☐ 消毒 ☐ 一定期間の保管 ☐ その他：（ ）

【記入欄】 一部できている項目のうち、できていない部分の具体的な内容/今後の改善方針

23 衛生管理区域への野生動物の侵入防止

①衛生管理区域に野生いのししが侵入しないよう防護柵（※）の設置その他必要な措置を講じている。 ※野生いのしし等のくぐり抜けを防止できるものに限る。放牧場等の屋外飼養施設では二重柵等の設置が必要。	☐ 該当しない	☐ できている	☐ 一部 できている	☐ できていない
---	--------------------------------	--------------------------------	--------------------------------------	---------------------------------

【記入欄】 ※「できている」「一部できている」の場合は回答してください

侵入防止措置

☐ 防護柵（一重） ☐ 防護柵（二重） ☐ 塀 ☐ 擁壁 ☐ 壁
☐ その他：（ ）

②定期的に当該設備の破損状況を確認し、破損がある場合には、遅滞なくその破損箇所を修繕している。

☐ 該当しない	☐ できている	☐ 一部できている	☐ できていない
--------------------------------	--------------------------------	----------------------------------	---------------------------------

【記入欄】 一部できている項目のうち、できていない部分の具体的な内容/今後の改善方針

Ⅲ 衛生管理区域内における病原体による汚染拡大防止				
24 畜舎に立ち入る者の手指消毒等				
●畜舎の入口付近に消毒設備を設置し、立ち入る者に対し、畜舎に出入りする際に手指の洗浄及び消毒をさせている。 〈消毒設備の例〉 ・設置されたスプレー ・消毒槽 ・畜舎専用の手袋の着用	☐ 該当しない	☐ できている	☐ 一部できている	☐ できていない
【記入欄】 一部できている項目のうち、できていない部分の具体的な内容/今後の改善方針				
25 畜舎ごと専用の衣服及び靴の設置並びに使用				
①畜舎ごとの専用の衣服（大臣指定地域に限る。）及び靴を設置し、畜舎に入る者に対し、これらを着実に着用させている。 〈設置並びに使用するものの例〉 衣服： 専用作業着、防護服 靴： 専用靴、ブーツカバー		☐ できている	☐ 一部できている	☐ できていない
②更衣を行う際に病原体が畜舎に侵入することがないように、着脱前後の衣服及び靴をすのこ、分離板等で場所を離して保管している。さらに、更衣前後において利用する経路が交差しないよう一方通行とするなど必要な措置を講じている。		☐ できている	☐ 一部できている	☐ できていない
【記入欄】 ※「できている」「一部できている」の場合は回答してください				
保管方法				
☐ 屋内 ☐ 屋外（専用保管箱） ☐ 屋外（ブルーシート等で被覆） ☐ その他：（ ）				
更衣による交差汚染を防止する対策				
③畜舎から家畜、堆肥等を搬出する際には、作業者の動線が畜舎の内外で交差しないよう、畜舎の内外で作業する者を分けている又は専用の靴の履替えその他の必要な措置を講じている。		☐ できている	☐ 一部できている	☐ できていない
【記入欄】 ※「できている」「一部できている」の場合は回答してください				
措置の内容				
☐ 畜舎の内外で作業する者を分けている ☐ 専用靴の履替え ☐ その他：（ ）				
④衣服又は靴に排せつ物、汚泥等が付着した場合には、洗浄及び消毒を行っている。		☐ できている	☐ 一部できている	☐ できていない
【記入欄】 一部できている項目のうち、できていない部分の具体的な内容/今後の改善方針				
26 器具の定期的な清掃又は消毒等				
①飼養管理に使用する器具は畜舎に持ち込む際に消毒するとともに、清掃又は消毒を定期的に行っている。		☐ できている	☐ 一部できている	☐ できていない
②注射針、人工授精用器具その他体液が付着する物品を使用する際は、注射針にあっては少なくとも畜房ごとに、人工授精用器具その他の物品にあっては一头ごとに交換又は消毒をしている。	☐ 該当しない	☐ できている	☐ 一部できている	☐ できていない
【記入欄】 一部できている項目のうち、できていない部分の具体的な内容/今後の改善方針				

資材の保管場所の対策									
☐ なし									
☐ 屋内保管		☐ 隙間なし							
		☐ 隙間あり		対策					
☐ 蓋付容器									
☐ ネット		網目		cm					
		☐ 破損なし							
		☐ 破損あり		対策					
☐ ブルーシート									
☐ その他									
死体の保管場所の対策									
死体の処理									
豚（子豚）		☐ 化製処理		☐ その他：（		）			
豚（肥育前期）		☐ 化製処理		☐ その他：（		）			
豚（肥育後期及び繁殖豚）		☐ 化製処理		☐ その他：（		）			
死体の保管									
☐ なし									
☐ 屋内保管		☐ 隙間なし							
		☐ 隙間あり		対策					
☐ コンテナ									
☐ 蓋付容器									
☐ ネット		網目		cm					
		☐ 破損なし							
		☐ 破損あり		対策					
☐ ブルーシート									
☐ その他									
その他（必要に応じて記載）									
施設の種類									
具体的な侵入防止対策									
②定期的に当該設備並びに当該設備が設置された畜舎等の屋根及び壁面の破損状況を確認し、破損がある場合には、遅滞なくその破損箇所を修繕している。						☐ できている	☐ 一部できている	☐ できていない	
③（大臣指定地域の場合）放牧場について給餌場所における防鳥ネットの設置及び家畜を収容できる避難用の設備を確保している。					☐ 該当しない	☐ できている	☐ 一部できている	☐ できていない	
【記入欄】 ※「できている」「一部できている」の場合は回答してください									
給餌場所の防鳥ネットの設置									
☐ なし									
☐ あり		網目		cm					
		☐ 破損なし							
		☐ 破損あり		対策					
家畜を収容できる避難用の設備の確保									
☐ なし ☐ あり									
【記入欄】 一部できている項目のうち、できていない部分の具体的な内容/今後の改善方針									

[illegible]

35 特定症状が確認された場合の早期通報並びに出荷及び移動の停止				
①特定症状を呈していることを発見したときは、直ちに家畜保健衛生所に通報することとしている。 ※家畜の所有者等は特定症状について十分理解し、家畜保健衛生所に直ちに通報することが必要であり、従業員がいる場合には、従業員も同様の対応がとれるよう、従業員に対する周知が行われている必要がある。	☐ できている	☐ 一部 できている	☐ できていない	
②（特定症状が確認された場合）農場からの家畜及びその死体、畜産物並びに排せつ物の出荷及び移動を行わないこととしている。	☐ できている	☐ 一部 できている	☐ できていない	
③（特定症状が確認された場合）衛生管理区域内にある物品を衛生管理区域外に持ち出さないこととしている。	☐ できている	☐ 一部 できている	☐ できていない	
【記入欄】 一部できている項目のうち、できていない部分の具体的な内容/今後の改善方針				
36 特定症状以外の異状が確認された場合の出荷及び移動の停止				
※従業員がいる場合には、以下①～④について従業員も同様の対応がとれるよう、従業員に対する周知が行われている必要がある。				
①特定症状以外の異状であって、家畜の死亡率の急激な上昇又は同様の症状を呈している家畜の増加が確認された場合には、直ちに獣医師の診療若しくは指導又は家畜保健衛生所の指導を受けている。	☐ 該当しない	☐ できている	☐ 一部 できている	☐ できていない
②（獣医師の診療若しくは指導又は家畜保健衛生所の指導があった場合）当該家畜が監視伝染病にかかっていないことが確認されるまでの間、農場からの家畜の出荷及び移動を行っていない。	☐ 該当しない	☐ できている	☐ 一部 できている	☐ できていない
③（当該家畜が監視伝染病にかかっていることが確認された場合）家畜保健衛生所の指導に従うこととしている。	☐ 該当しない	☐ できている	☐ 一部 できている	☐ できていない
④（飼養する家畜にその他の特定症状以外の異状が確認された場合）速やかに獣医師の診療を受け、又は指導を求めている。	☐ 該当しない	☐ できている	☐ 一部 できている	☐ できていない
【記入欄】 一部できている項目のうち、できていない部分の具体的な内容/今後の改善方針				

※ 特定症状

1. 豚熱及びアフリカ豚熱を疑う症状

①耳翼、下腹部、四肢等に紫斑があること。

②同一の畜房内において、以下のいずれかの症状を示す豚等が一定期間（概ね一週間程度）に増加していること。ただし、当該農場に浸潤している他の疾病によるものであることが明らかな場合等、豚熱及びアフリカ豚熱以外の事情によるものであることが明らかな場合はこの限りではない。

（1）摂氏40度以上の発熱、元気消失、食欲減退

（2）便秘、下痢

（3）結膜炎

（4）歩行困難、後躯麻痺、けいれん

（5）消瘦、被毛粗剛、発育不良（いわゆる「ひね豚」）

（6）流死産等の異常産の発生

（7）血液凝固不全に起因した皮下出血、皮膚紅斑、天然孔からの出血、血便

③同一の畜舎内において、一定期間（概ね一週間程度）に複数の繁殖又は肥育に供する豚等が突然死亡すること。ただし、家畜の飼養管理のための設備の故障、気温の急激な変化、火災、風水害その他の非常災害等豚熱及びアフリカ豚熱以外の事情によるものであることが明らかな場合は、この限りではない。

④血液検査を実施した場合において、同一の畜房内（一の畜房につき一の家畜を飼養している場合にあつては、同一の畜舎内）において、複数の家畜に白血球数の減少（1万個未満/ μ l）又は好中球の核の左方移動が確認されること。ただし、当該農場に浸潤している他の疾病によるものであることが明らかな場合等、豚熱及びアフリカ豚熱以外の事情によるものであることが明らかな場合はこの限りではない。

2. 口蹄疫を疑う症状

①39.0℃以上の発熱及び泡沫性流涎、跛行、起立不能、泌乳量の大幅な低下又は泌乳の停止があり、かつ、その口腔内、口唇、鼻腔内、鼻部、蹄部、乳頭又は乳房（以下「口腔内等」という。）に水疱、びらん、潰瘍又は癬痕（外傷に起因するものを除く。以下「水疱等」という。）があること（鹿にあつては、39.0℃以上の発熱があり、かつ、その口腔内等に水疱等があること）。

②同一の畜房内（1つの畜房につき1頭の家畜を飼養している場合にあつては、同一の畜舎内）において、複数の家畜の口腔内等に水疱等があること。

③同一の畜房内において、半数以上の哺乳畜（1つの畜房につき1頭の哺乳畜を飼養している場合にあつては、同一の畜舎内において、隣接する複数の畜房内の哺乳畜）が当日及びその前日の2日間において死亡すること。

ただし、家畜の飼養管理のための設備の故障、気温の急激な変化、火災、風、水害その他の非常災害等口蹄疫以外の事情によるものであることが明らかな場合は、この限りでない。

確認記録
○年月日：
○確認者（家畜の所有者・飼養衛生管理者・家畜防疫員・民間獣医師・その他（ 氏名：

確認記録
○年月日：
○確認者（家畜の所有者・飼養衛生管理者・家畜防疫員・民間獣医師・その他（ 氏名：

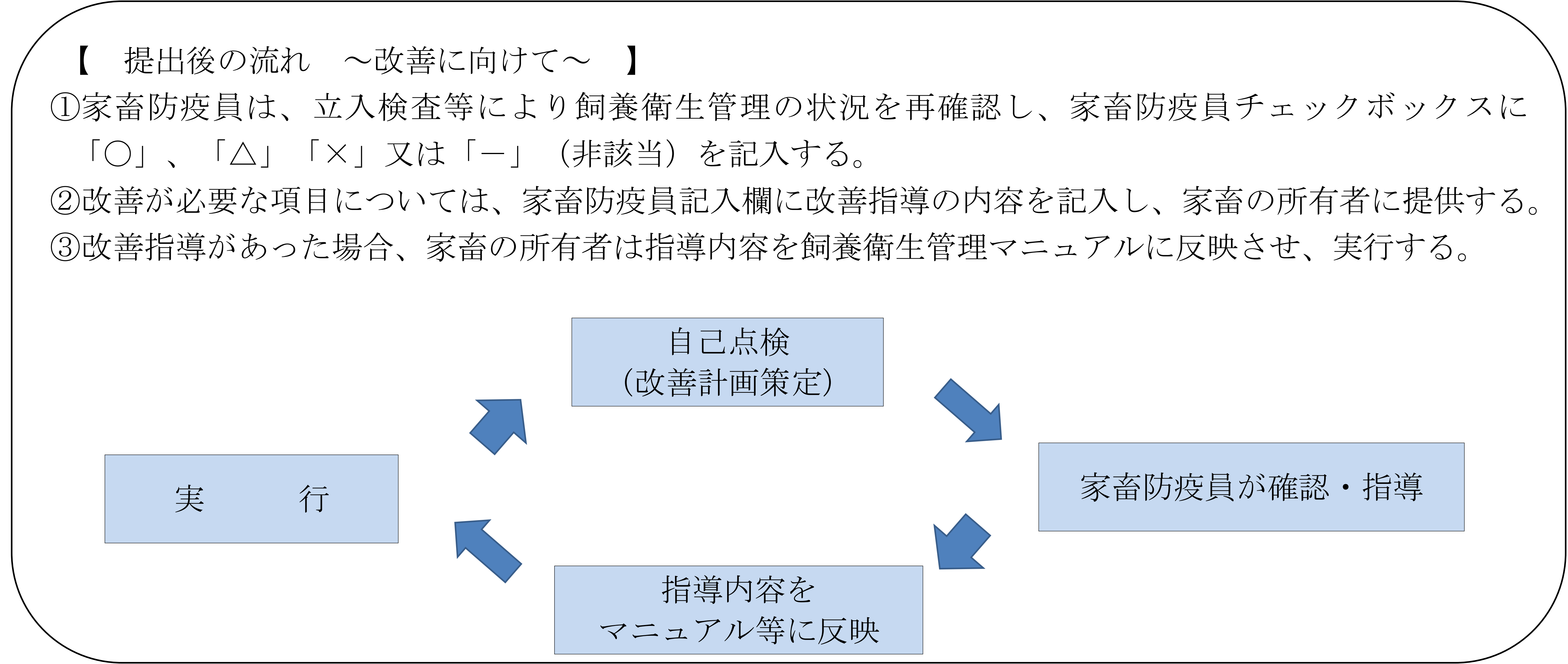
2. 飼養衛生管理基準の遵守状況及び遵守するための措置の実施状況
(3) 鶏、あひる、うずら、きじ、エミュー、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥の場合

※記載方法

- ・自らの農場に関する飼養衛生管理基準の遵守状況及び遵守するための措置の実施状況について、自己点検を行うこと。
- ・1 から33までの各項目の設問に対し、自己点検の結果を元に「できている」、「一部できている」、「できていない」又は「該当しない」にチェックを付けること。
- ・「記入欄」がある設問には、措置の状況を記載又は該当する事項にチェックを付けること。
- ・「一部できている」「できていない」と回答した項目については、記入欄に一部できている項目のうち、できていない部分の具体的な内容/今後の改善方針を記載すること。

【 評価基準の目安 】

- できている: 項目の内容が遵守できている場合
- 一部できている: できている項目とできていない項目が両方ある場合
- できていない: 項目の内容が不遵守の場合



●飼養衛生管理基準の構成について
飼養衛生管理基準は全33項目あり、各項目を取組の目的ごとに以下のⅠ～Ⅳに体系化しながら、分類している。

- Ⅰ 家畜防疫に関する基本的事項【項目1～14】
- Ⅱ 衛生管理区域への病原体の侵入防止【項目15～21】
- Ⅲ 衛生管理区域内における病原体による汚染拡大防止【項目22～28】
- Ⅳ 衛生管理区域外への病原体の拡散防止【項目29～33】

【参考】農場の各施設において関係する項目とその項目が防除の対象とする感染源（一覧表）

感染源		対策の実施場所（衛生管理区域内）				
分類	種類（代表例）	境界		敷地	関連施設	家きん舎
		入域時	出域時			
人	従業者、外部者	15、16、17、18	29			22、23
物品	車両、重機	19	30			24
	器具、機材	20	31、32	28	24	24
	飼料、敷料	26				26
野生動物	ねずみ、たぬき			28	25、26、27	25、26、27
	野鳥				25、28	25、28
	はえ、ダニ				25、27	25、27
飼養環境	土壌、粉塵			28	28	28
家畜	死体、排せつ物		14、32		25	25
	鶏その他家きん	14	14、32、33			14、32、33

農場名：

回答記入例

☒ できている

☐ 一部できている

☐ できていない

※「できている」、「一部できている」、「できていない」又は「該当しない」から1つ選択

I 家畜防疫に関する基本的事項				
1 家畜の所有者の責務				
①関係法令を遵守している。 〈関係法令の例〉 ・家畜伝染病予防法 ・飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律 ・獣医師法 ・家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律 ・水質汚濁防止法 ・悪臭防止法 ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律 ・医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律		☐ できている	☐ 一部 できている	☐ できていない
②農場の所在地域で飼養されている家きんの所有者その他の畜産関係者と協力して衛生管理の意識を高め、衛生管理を行っている。 〈協力者の例〉 ・地域の他の家畜の所有者（飼養衛生管理者） ・都道府県 ・市町村 ・関係団体 ・地域自衛防疫団体		☐ できている	☐ 一部 できている	☐ できていない
③（所有者以外に飼養衛生管理者がある場合）飼養衛生管理者と常時連絡可能な体制を確保し、本基準に規定される取組について当該飼養衛生管理者に実施させている。	☐ 該当しない	☐ できている	☐ 一部 できている	☐ できていない
【記入欄】 一部できている項目のうち、できていない部分の具体的な内容/今後の改善方針				
2 家畜防疫に関する最新情報の把握及び衛生管理の実践				
①家畜保健衛生所等から提供される情報を必ず確認している。 〈情報の把握方法例〉 ・メール ・広報誌 ・F A X ・ウェブサイト		☐ できている	☐ 一部 できている	☐ できていない
②家畜保健衛生所等が開催する家畜衛生に関する講習会への参加、農林水産省のウェブサイトの閲覧等を通じて、家畜防疫に関する情報を積極的に把握している。		☐ できている	☐ 一部 できている	☐ できていない
③家畜防疫に関する最新情報を踏まえ、防疫体制を含めて、自らの農場の飼養衛生管理の状況を定期的に点検し改善を図っている。		☐ できている	☐ 一部 できている	☐ できていない
⑤家畜保健衛生所が行う検査を受け、指導に従っている。		☐ できている	☐ 一部 できている	☐ できていない
【記入欄】 一部できている項目のうち、できていない部分の具体的な内容/今後の改善方針				
3 飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者等への周知徹底				
①必要事項を規定した飼養衛生管理マニュアルを獣医師等の専門家の意見を反映させて、作成している。 ※飼養衛生管理マニュアルの必要事項 （１）従事者が当該農場以外で行う動物の飼養及び狩猟における禁止事項 （２）海外渡航時及び帰国後の注意事項 （３）海外からの肉製品の持込み（郵便物による持込みを含む。）に関する注意喚起 （４）農場の最新の防疫体制を確認できる飼養衛生管理区域及び消毒設備等の衛生対策設備の設置箇所を明示した農場の平面図 （５）農場内への不適切な物品の持込みの禁止 （６）可能な限り、工具、機材等を農場内へ持ち込まないための取組 （７）持ち込む工具、機材、食品等の取扱い （８）野生動物の衛生管理区域内への侵入防止 （９）手指、衣服、靴、物品、車両、施設等の洗浄及び消毒並びに防疫のための更衣に関する具体的な方法、消毒薬の種類、作用時間及び乾燥時間等 ※飼養衛生管理マニュアルの写しを添付		☐ できている	☐ 一部 できている	☐ できていない
		☐ できている	☐ 一部 できている	☐ できていない
②従事者及び外部事業者が飼養衛生管理マニュアルを遵守するよう、当該マニュアルを印字した冊子の配布、看板の設置その他の必要な措置を講じている。		☐ できている	☐ 一部 できている	☐ できていない
③家きんの伝染性疾病の発生の予防及びまん延の防止に関する情報を従事者及び外部事業者に周知徹底している。		☐ できている	☐ 一部 できている	☐ できていない
【記入欄】 一部できている項目のうち、できていない部分の具体的な内容/今後の改善方針				

家畜防疫員
チェック
ボックス

4 記録の作成及び保管					家_3
以下に掲げる事項に関する記録を作成し、少なくとも1年間保存している。					
①衛生管理区域に立ち入った者（※1）の氏名及び住所又は所属、衛生管理区域への立入りの年月日、その目的（※2）及び消毒の実施の有無（車両を入れる者にあつては、当該車両の消毒の有無を含む。） ※不特定かつ多数の者が立ち入ることが想定される施設（観光牧場等）において、衛生管理区域の出入口における手指及び靴の消毒等、病原体の持込み及び持出しを防止するための規則をあらかじめ作成し、家畜防疫員が適切なものであることを確認した場合は記録は不要である。 ※1 当該農場の従事者を除く。 ※2 所属等からその目的が明らかな場合を除く。		☐ できている	☐ 一部 できている	☐ できていない	
②消毒の実施の記録については、衛生管理区域の出入口等に台帳を設置し、確実に記録させている。		☐ できている	☐ 一部 できている	☐ できていない	
③（衛生管理区域に立ち入った者が過去一週間以内に海外から入国、又は帰国した場合）過去一週間以内に滞在した全ての国又は地域の名称及び当該国又は地域における畜産関係施設等への立入りの有無	☐ 該当しない	☐ できている	☐ 一部 できている	☐ できていない	
④（従事者が海外に渡航した場合）滞在期間及び国又は地域の名称	☐ 該当しない	☐ できている	☐ 一部 できている	☐ できていない	
⑤導入、出荷又は移動を行った家きんの種類、羽数及び健康状態、導入元又は出荷若しくは移動先の農場等の名称並びに導入、出荷又は移動の年月日	☐ 該当しない	☐ できている	☐ 一部 できている	☐ できていない	
⑥飼養する家きんの羽数、日齢、異状の有無、異状がある場合にあつては、その症状並びに獣医師による診療結果及び投薬その他の処置の状況		☐ できている	☐ 一部 できている	☐ できていない	
⑦家畜保健衛生所、担当獣医師等からの農場指導の内容及び指導年月日		☐ できている	☐ 一部 できている	☐ できていない	
【記入欄】 一部できている項目のうち、できていない部分の具体的な内容/今後の改善方針					
5 大規模所有者が講ずる措置					
①飼養する家きんが特定症状を呈していることを従業員が発見したとき、当該家きんの所有者及び飼養衛生管理者の許可を得ず、直ちに家畜保健衛生所に通報することを規定したものを作成し、これを全従業員に周知徹底している。 〈周知方法の例〉 ・飼養衛生管理マニュアル ・貼紙 ※以下の資料を添付 従業員が農林水産大臣の定める特定症状を確認した場合に家畜保健衛生所へ直ちに通報することを規定したものの写し	☐ 該当しない	☐ できている	☐ 一部 できている	☐ できていない	
②家きん舎ごとに飼養衛生管理者を配置している。 「同一の者が複数の家きん舎を担当する場合には、衛生管理を行う家きんの羽数の合計が鶏及びうずらの場合は十万羽、あひる、きじ、エミュー、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥の場合は一万羽を超えないこと。」	☐ 該当しない	☐ できている	☐ 一部 できている	☐ できていない	
③大規模所有者のうち、特に家きんの羽数が多く監視伝染病が発生した場合の殺処分等に多大な時間を要すると都道府県知事が認める者は、以下の措置を行っている。					
（１）衛生管理区域及び人・車両・物等の動線の見直しにより、農場を分割して管理（以下、「分割管理」という。）することの導入について検討している。		☐ できている	☐ 一部 できている	☐ できていない	
（２）監視伝染病の発生に備えた対応計画（防疫措置の実施に関して所有者が行う人員、資機材等の準備及び家きんの死体の焼却又は埋却の実施に関する事項を含む。）を策定している。		☐ できている	☐ 一部 できている	☐ できていない	
（３）冬に、渡り鳥が農場が所在する地域において飛来する時期等にあつては、ウインドウレス鶏舎の入り口にフィルターを設置する等の塵埃対策を実施している。		☐ できている	☐ 一部 できている	☐ できていない	
【記入欄】 一部できている項目のうち、できていない部分の具体的な内容/今後の改善方針					
6 獣医師等の健康管理指導					
●家畜保健衛生所と緊密に連絡を行っている担当の獣医師又は診療施設を定め、定期的に当該獣医師又は診療施設から飼養する家きんの健康管理について指導を受けている。		☐ できている	☐ 一部 できている	☐ できていない	
【記入欄】 ※「できている」「一部できている」の場合は回答してください					
担当の獣医師の氏名					
担当の診療施設の名称					
【記入欄】 一部できている項目のうち、できていない部分の具体的な内容/今後の改善方針					
7 家畜伝染病の発生リスクの高まりに対する準備					
●家畜の所有者は、高病原性鳥インフルエンザが過去に複数事例発生しているなど家畜伝染病の発生リスクが高まっているものとして農林水産大臣が指定する地域（以下、「大臣指定地域」という。）において追加措置を講じていることとなる10及び21について、平時からその取組内容を習熟している。		☐ 該当しない	☐ できている	☐ 一部 できている	☐ できていない
【記入欄】 一部できている項目のうち、できていない部分の具体的な内容/今後の改善方針					

					家_4
8 衛生管理区域の設定					
①農場に病原体の侵入及びまん延の防止を重点的に行う区域として衛生管理区域を設定し、衛生管理区域とそれ以外の区域とに分け、両区域の場所が明確に分かるようにしている。 〈衛生管理区域境界の明確化方法例〉 ・消石灰帯 ・柵 ・ロープ ・三角コーン ・垣根（プランター）	☐ できている	☐ 一部 できている	☐ できていない		
②衛生管理区域は、家きん舎、家きんに直接接触する物品の保管場所並びに家きんに直接接触した者が消毒並びに衣服及び靴の交換を行わずに行動する範囲の全てを網羅している。 ※家きん舎の他に、飼料給与、清掃、家きんの出荷及び死亡家きんの管理等の一連の作業に関連する農場内の敷地の全てを衛生管理区域とすること。	☐ できている	☐ 一部 できている	☐ できていない		
③出入口の数を必要最小限とし、家きん、資材、死体等の持込み又は持出し場所を可能な限り衛生管理区域の境界に位置するよう設定している。	☐ できている	☐ 一部 できている	☐ できていない		
【記入欄】 一部できている項目のうち、できていない部分の具体的な内容/今後の改善方針					
9 分割管理を導入する際の措置					
●高病原性鳥インフルエンザ等の発生時の影響の緩和を図るため、分割管理に取り組む場合は、家畜保健衛生所の確認を受け、指導に従っている。	☐ できている	☐ 一部 できている	☐ できていない		
【記入欄】 一部できている項目のうち、できていない部分の具体的な内容/今後の改善方針					
10 消毒等の実施に備えた措置					
●大臣指定地域にあつては、法第三十条（※）の規定に基づく消毒方法等を実施する場合に備え、消毒薬の備蓄その他の必要な準備措置を講じていること。 ※都道府県知事は、家畜伝染病のまん延を防止するため必要があるときは、区域を限り、家畜の所有者に対し、農林水産省令の定めるところにより、消毒方法、清潔方法又はねずみ、昆虫等の駆除方法を実施すべき旨を命ずることができる。	☐ 該当しない	☐ できている	☐ 一部 できている	☐ できていない	
【記入欄】 一部できている項目のうち、できていない部分の具体的な内容/今後の改善方針					
11 埋却等に備えた措置					
●以下の（１）～（３）いずれかの措置を行っている。 ※以下の（１）～（３）のいずれかの資料を添付 （１）死体の処理に必要な埋却地を確保している。 ア 埋却用地の所在地 イ 埋却用地が自己の所有する土地でない場合 ・その所有者の氏名又は名称 ・当該土地の利用に関する契約の内容 ウ 埋却用地の面積・利用状況 エ 農場から埋却用地までの距離 オ 埋却用地の近隣住民その他の関係者への埋却の実施に関する説明の有無 カ オの説明に対する当該関係者の承諾の有無 キ その他埋却の的確かつ迅速な実施のため参考となる事項 （２）死体の処理に必要な焼却施設を確保している。 ア 焼却施設の名称・所在地 イ 農場から焼却施設までの距離 ウ 焼却施設の近隣住民その他の関係者への焼却の実施に関する説明の有無 エ ウの説明に対する当該関係者の承諾の有無 （３）埋却地・焼却施設の確保が困難な場合は、都道府県知事が講ずる土地の確保又は焼却若しくは化製のための施設若しくは機械の利用に係る措置について都道府県知事が求める取組を行っている。	☐ できている	☐ 一部 できている	☐ できていない		
【記入欄】 ※「できている」「一部できている」の場合は回答してください					
措置の内容					
☐ 埋却地の確保 ☐ 焼却のための取組					
☐ 都道府県知事が求める取組（土地の確保に係る措置・焼却のための施設又は機械の利用に係る措置・化製のための施設又は機械の利用に係る措置）					
【記入欄】 一部できている項目のうち、できていない部分の具体的な内容/今後の改善方針					
12 愛玩動物の飼育禁止					
●衛生管理区域に愛玩動物を持込んでいない。また、衛生管理区域内で愛玩動物を飼育していない。 ※観光牧場等において、飼育場所を限定している場合は除く。	☐ できている	☐ 一部 できている	☐ できていない		
【記入欄】 一部できている項目のうち、できていない部分の具体的な内容/今後の改善方針					

13 密飼いの防止				
●家きんの健康に悪影響を及ぼすような過密な状態で家きんを飼養していない。 ※以下の資料を添付 家きん舎ごとの家畜の飼養密度（家畜の種類ごとに〇㎡／羽）を記載した資料		☐ できている	☐ 一部 できている	☐ できていない
【記入欄】 一部できている項目のうち、できていない部分の具体的な内容/今後の改善方針				
14 飼養する家きんの健康観察				
①毎日、飼養する家きんの健康観察（ふ化及び死亡の状況並びに異状の有無を含む。）を行っている。		☐ できている	☐ 一部 できている	☐ できていない
②他の農場等から家きんを導入する場合には、導入元の農場等における家きんの伝染性疾病の発生状況、導入する家きんの健康状態の確認等を行い、健康な家きんを導入している。	☐ 該当しない	☐ できている	☐ 一部 できている	☐ できていない
③導入した家畜に家きんの伝染性疾病にかかっている可能性のある異状がないことを確認するまでの間、他の家きんと直接接触させないようにしている。 〈隔離方法の例〉 ・隔離畜舎 ・隔離畜房	☐ 該当しない	☐ できている	☐ 一部 できている	☐ できていない
④家きんを出荷等により農場外へ移動させる場合には、移動の直前に当該家きんの健康状態を確認している。		☐ できている	☐ 一部 できている	☐ できていない
【記入欄】 一部できている項目のうち、できていない部分の具体的な内容/今後の改善方針				

Ⅱ 衛生管理区域への病原体の侵入防止			
15 衛生管理区域への必要のない者の立入りの制限			
●必要のない者を衛生管理区域に立ち入らせないようにしている。さらに、衛生管理区域に立ち入った者が飼養する家きんに接触する機会を最小限とするよう必要な措置を講じている。 ※不特定かつ多数の者が立ち入ることが想定される施設（観光牧場等）において、衛生管理区域の出入口における手指及び靴の消毒等、病原体の持込み及び持出しを防止するための規則をあらかじめ作成し、家畜防疫員が適切なものであることを確認した場合は、この限りではない。	☐ できている	☐ 一部 できている	☐ できていない
【記入欄】 ※「できている」「一部できている」の場合は回答してください			
措置の内容			
☐ 門 ☐ ロープ ☐ 立入禁止看板の設置			
☐ その他：（ ）			
【記入欄】 一部できている項目のうち、できていない部分の具体的な内容/今後の改善方針			
16 他の畜産関係施設等に立ち入った者等が衛生管理区域に立ち入る際の措置			
●当日に他の畜産関係施設等に立ち入った者（※）並びに過去一週間以内に海外から入国し、又は帰国した者を衛生管理区域に立ち入らせないようにしている。 ※農場の従事者、家畜防疫員、獣医師、飼料運搬業者等は除く。	☐ できている	☐ 一部 できている	☐ できていない
【記入欄】 一部できている項目のうち、できていない部分の具体的な内容/今後の改善方針			
17 衛生管理区域に立ち入る者の手指消毒等			
●衛生管理区域の入口付近に消毒設備を設置し、立ち入る者に対し、当該消毒設備を利用して手指の洗浄及び消毒をさせている。 ※立ち入る者が消毒機器を携行し、消毒している場合を除く。	☐ できている	☐ 一部 できている	☐ できていない
【記入欄】 ※「できている」「一部できている」の場合は回答してください			
消毒設備			
☐ 設置されたスプレー ☐ 消毒槽 ☐ 衛生管理区域専用の手袋の着用			
☐ その他：（ ）			
【記入欄】 一部できている項目のうち、できていない部分の具体的な内容/今後の改善方針			
29 衛生管理区域から退出する者の手指消毒等（Ⅳ 衛生管理区域外への病原体の拡散防止）			
●衛生管理区域の出口付近に消毒設備を設置し、退出する者に対し手指の洗浄及び消毒をさせている。 ※退出する者が消毒機器を携行し、消毒している場合を除く。	☐ できている	☐ 一部 できている	☐ できていない
記入欄 （「できている」「一部できている」の場合）			
消毒設備			
☐ 項目17と同じ ☐ 設置されたスプレー ☐ 消毒槽 ☐ 衛生管理区域専用の手袋の着用			
☐ その他：（ ）			
【記入欄】 一部できている項目のうち、できていない部分の具体的な内容/今後の改善方針			
18 衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置並びに使用			
①衛生管理区域専用の衣服及び靴を設置し、立ち入る者に対し、これらを着実に着用させている。 ※立ち入る者が当該衛生管理区域専用の衣服及び靴を持参し、当該衣服及び靴を着用する場合並びにその者が衛生管理区域から退出するまでの間に、病原体を拡散させる可能性がない場合を除く。 〈措置並びに使用するものの例〉 衣服： 専用作業着、防護服 靴： 専用靴、ブーツカバー	☐ できている	☐ 一部 できている	☐ できていない
②更衣による衛生管理区域への病原体の侵入を防ぐため、着脱前後の衣服及び靴をすのこ、分離板等で場所を離して保管している。さらに、更衣前後において利用する経路が交差しないよう一方通行とするなど必要な措置を講じている。	☐ できている	☐ 一部 できている	☐ できていない
③衣服及び靴に排せつ物、汚泥等が付着した場合には、洗浄及び消毒を行っている。	☐ できている	☐ 一部 できている	☐ できていない
【記入欄】 一部できている項目のうち、できていない部分の具体的な内容/今後の改善方針			

19 衛生管理区域に立ち入る車両の消毒等					家_6
①衛生管理区域の入口付近に消毒設備を設置し、車両の消毒をさせている。 ※立ち入る者が消毒機器を携行し、当該機器を使用して消毒している場合を除く。	☐ 該当しない	☐ できている	☐ 一部 できている	☐ できていない	
【記入欄】 ※「できている」「一部できている」の場合は回答してください					
消毒設備					
☐ ゲート式車両消毒装置 ☐ プール式車両消毒装置 ☐ 動力噴霧器 ☐ 蓄圧式噴霧器					
☐ 消石灰帯（幅： m）					
☐ その他：（ ）					
②衛生管理区域に車両を入れる者に対し、当該農場専用のフロアマットの使用その他の方法により、車内における交差汚染を防止するための措置を講じている。 〈措置の例〉 ・農場専用のフロアマットの設置 ・降車時にブーツカバーを使用	☐ 該当しない	☐ できている	☐ 一部 できている	☐ できていない	
【記入欄】 一部できている項目のうち、できていない部分の具体的な内容/今後の改善方針					
30 衛生管理区域から退出する車両の消毒（Ⅳ 衛生管理区域外への病原体の拡散防止）					
●衛生管理区域の出口付近に消毒設備を設置し、退出する者に対し車両の消毒をさせている。 ※退出する者が消毒機器を携行し、当該機器を使用し消毒している場合を除く。	☐ 該当しない	☐ できている	☐ 一部 できている	☐ できていない	
【記入欄】 ※「できている」「一部できている」の場合は回答してください					
消毒設備					
☐ 項目15と同じ ☐ ゲート式車両消毒装置 ☐ プール式車両消毒装置 ☐ 動力噴霧器 ☐ 蓄圧式噴霧器					
☐ 消石灰帯（幅： m）					
☐ その他：（ ）					
【記入欄】 一部できている項目のうち、できていない部分の具体的な内容/今後の改善方針					
20 他の畜産関係施設等で使用した物品を衛生管理区域に持ち込む際の措置					
●他の畜産関係施設等で使用し、又は使用したおそれがある物品並びに過去二月以内に海外で使用した衣服及び靴は、原則、衛生管理区域内に持ち込んでいない。やむを得ず持ち込む場合には、洗浄、消毒その他の必要な措置を講じている。 ※他の畜産関係施設等で使用し、又は使用したおそれがある物品をやむを得ず持ち込む場合に必要な措置については飼養衛生管理マニュアルに記載する。 ※過去二月以内に海外で使用した衣服及び靴をやむを得ず持ち込む場合には必要な措置については飼養衛生管理マニュアルに記載する。	☐ できている	☐ 一部 できている	☐ できていない		
【記入欄】 一部できている項目のうち、できていない部分の具体的な内容/今後の改善方針					
21 農場周辺の状況把握					
●大臣指定地域に所在する農場においては、農場周辺の野鳥の生息等の状況を把握し、農場内における野鳥誘引防止対策を実施するとともに、大臣指定地域内で講ずるべき野鳥誘引防止対策を検討している。	☐ 該当しない	☐ できている	☐ 一部 できている	☐ できていない	
【記入欄】 一部できている項目のうち、できていない部分の具体的な内容/今後の改善方針					
Ⅲ 衛生管理区域内における病原体による汚染拡大防止					
22 家きん舎に立ち入る者の手指消毒等					
●家きん舎の入口付近に消毒設備を設置し、立ち入る者に対し、家きん舎に出入りする際に手指の洗浄及び消毒をさせている。 〈消毒設備の例〉 ・設置されたスプレー ・消毒槽 ・家きん舎専用の手袋の着用	☐ できている	☐ 一部 できている	☐ できていない		
【記入欄】 一部できている項目のうち、できていない部分の具体的な内容/今後の改善方針					

23 家きん舎ごと専用の靴の設置並びに使用

①家きん舎ごとの専用の靴を設置し、家きん舎に入る者に対し、これらを着実に着用させている。 〈設置並びに使用するものの例〉 靴： 専用靴、ブーツカバー	☐ できている	☐ 一部 できている	☐ できていない	
②履替えを行う際に病原体が家きん舎に侵入することがないように、着脱前後の靴をすのこ、分離板等で場所を離して保管している。さらに、履替え前後において利用する経路が交差しないよう一方通行とするなど必要な措置を講じている。	☐ できている	☐ 一部 できている	☐ できていない	

【記入欄】 ※「できている」「一部できている」の場合は回答してください

保管方法

☐ 屋内 ☐ 屋外（専用保管箱） ☐ 屋外（ブルーシート等で被覆）
☐ その他：（ ）

更衣による交差汚染を防止する対策

③家きん舎から家きん、堆肥等を搬出する際には、作業者の動線が家きん舎の内外で交差しないよう、家きん舎の内外で作業する者を分けている又は専用の靴の履替えその他の必要な措置を講じている。	☐ はい	☐ 一部 できている	☐ いいえ	
---	-----------------------------	--------------------------------------	------------------------------	--

【記入欄】 ※「できている」「一部できている」の場合は回答してください

措置の内容

☐ 家きん舎の内外で作業する者を分けている	☐ 専用靴の履替え
☐ その他：（ ）	

④靴に排せつ物、汚泥等が付着した場合には、洗浄及び消毒を行っている。	☐ はい	☐ 一部 できている	☐ いいえ	
------------------------------------	-----------------------------	--------------------------------------	------------------------------	--

【記入欄】 一部できている項目のうち、できていない部分の具体的な内容/今後の改善方針

24 器具の定期的な清掃又は消毒等

●飼養管理に使用する器具は家きん舎に持ち込む際に消毒するとともに清掃又は消毒を定期的に行っている。	☐ はい	☐ 一部 できている	☐ いいえ	
---	-----------------------------	--------------------------------------	------------------------------	--

【記入欄】 一部できている項目のうち、できていない部分の具体的な内容/今後の改善方針

28 衛生管理区域内の整理整頓、家きん舎等施設の清掃及び消毒

衛生管理区域内は、ねずみ等の野生動物の隠れられる場所をなくすとともに、病原体が残存しないようにするため、不要な資材等の処分、除草、資材、機材等の整理整頓及び畜舎その他の衛生管理区域内にある施設の清掃を行うとともに、敷地及び畜舎等の施設を定期的に消毒している。

☐ はい

☐ 一部
できている

☐ いいえ

【記入欄】 一部できている項目のうち、できていない部分の具体的な内容/今後の改善方針

IV 衛生管理区域外への病原体の拡散防止

31 衛生管理区域から搬出する物品の消毒等

●衛生管理区域から家きんの排せつ物等が付着した又は付着したおそれのある物品をから持ち出す場合にあっては、洗浄、消毒その他の必要な措置を講じているとともに、家きんの死体又は排せつ物を持ち出す場合にあっては、漏出が生じないようにすること。

☐ 該当しない☐ できている

□ 一部
できている

☐ できていない

【記入欄】 ※「できている」「一部できている」の場合は回答してください

漏出防止方法（死体）

☐ 屋根付きトラック ☐ 蓋付き容器 ☐ ブルーシート

☐ その他：（ ）

漏出防止方法（排せつ物）

☐ 蓋付き容器 ☐ ブルーシート

□ その他：（ ）

【記入欄】 一部できている項目のうち、できていない部分の具体的な内容/今後の改善方針

[illegible]

※ 特定症状（対象とする家畜伝染病：高病原性鳥インフルエンザ又は低病原性鳥インフルエンザ）
 ①同一の家きん舎内において、一日の家きんの死亡率が対象期間（当日から遡って21日間）における平均の家きんの死亡率の二倍以上となること。ただし、家きんの飼養管理のための設備の故障、気温の急激な変化、火災、風水害その他の非常災害等高病原性鳥インフルエンザ以外の事情によるものであることが明らかな場合は、この限りでない。
 ②家きんに対して動物用生物学的製剤を使用した場合において、当該家きんにA型インフルエンザウイルスの抗原又はA型インフルエンザウイルスに対する抗体が確認されること。

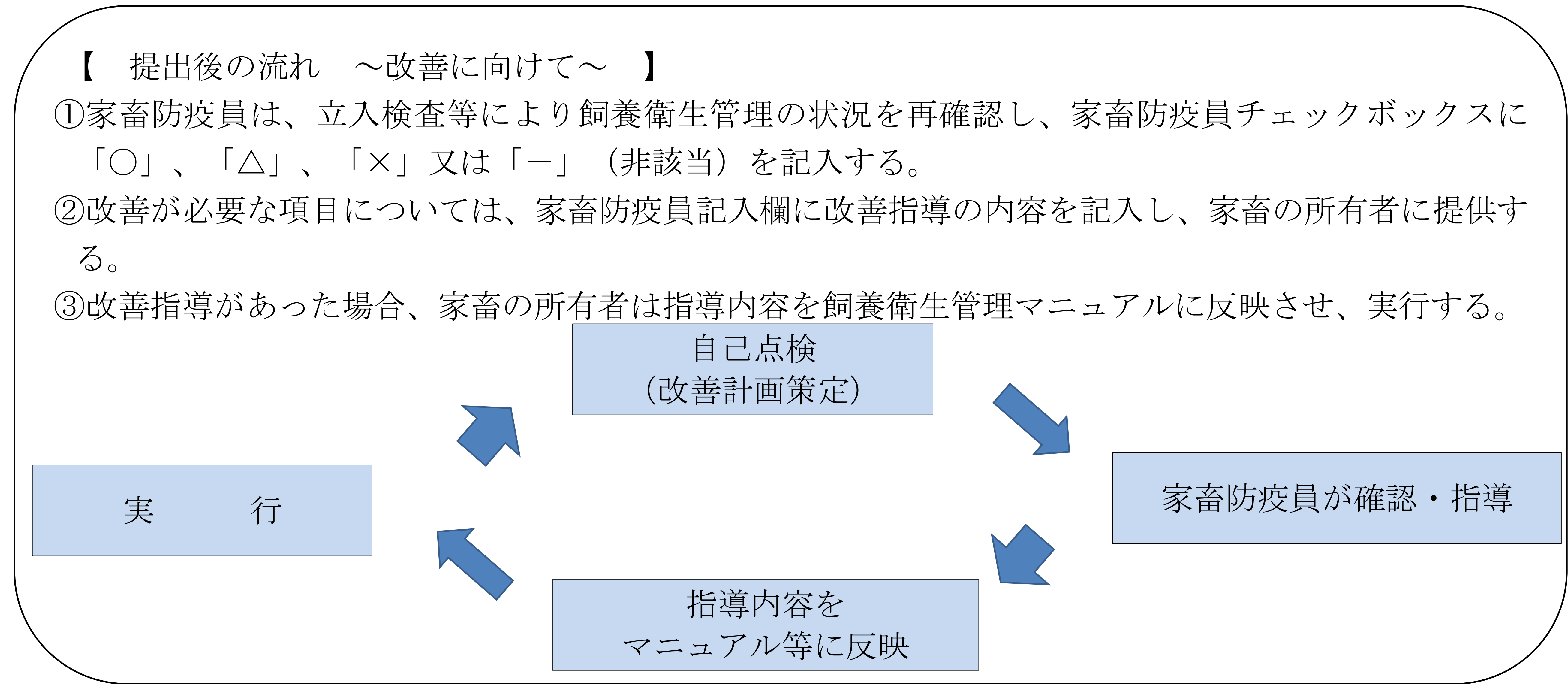
確認記録	
○年月日：	
○確認者（家畜の所有者・飼養衛生管理者・家畜防疫員・民間獣医師・その他（ 氏名：	

2. 飼養衛生管理基準の遵守状況及び遵守するための措置の実施状況
(4) 馬の場合

- ※記載方法
- ・自らの農場に関する飼養衛生管理基準の遵守状況及び遵守するための措置の実施状況について、自己点検を行うこと。
 - ・1 から22までの各項目の設問に対し、自己点検の結果を元に「できている」、「一部できている」、「できていない」又は「該当しない」にチェックを付けること。
 - ・「記入欄」がある設問には、措置の状況を記載又は該当する事項にチェックを付けること。
 - ・「一部できている」「できていない」と回答した項目については、記入欄に一部できている項目のうち、できていない部分の具体的な内容/今後の改善方針を記載すること。

【 評価基準の目安 】

- できている: 項目の内容が遵守できている場合
一部できている: できている項目とできていない項目が両方ある場合
できていない: 項目の内容が不遵守の場合



●飼養衛生管理基準の構成について
飼養衛生管理基準は全22項目あり、各項目を取組の目的ごとに以下のⅠ～Ⅳに体系化しながら、分類している。

- Ⅰ 家畜防疫に関する基本的事項【項目1～7】
Ⅱ 衛生管理区域への病原体の侵入防止【項目8～12】
Ⅲ 衛生管理区域内における病原体による汚染拡大防止【項目13～18】
Ⅳ 衛生管理区域外への病原体の拡散防止【項目19～22】

【参考】農場の各施設において関係する項目とその項目が防除の対象とする感染源（一覧表）

感染源		対策の実施場所（衛生管理区域内）				
分類	種類（代表例）	境界		敷地	関連施設	厩舎
		入域時	出域時			
人	従業者、外部者	8、9、10	19			13、14
物品	車両、重機	11	20			15
	器具、機材	12	21	15	15	15
	飼料、敷料	17				17
野生動物	ねずみ、たぬき			18	16、17	16、17
	野鳥				16、17	16、17
	はえ、ダニ				16	16
飼養環境	土壌、粉塵			18	18	18
馬	死体、排せつ物		7		16	16
	馬	7	7、22			7、22

農場名： _____

回答記入例

☒ できている ☐ 一部できている ☐ できていない

※「できている」、「一部できている」、「できていない」又は「該当しない」から1つ選択

馬_2

I 家畜防疫に関する基本的事項				
1 家畜の所有者の責務				
①関係法令を遵守している。 〈関係法令の例〉 ・家畜伝染病予防法 ・飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律 ・獣医師法 ・家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律 ・水質汚濁防止法 ・悪臭防止法 ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律 ・化製場等に関する法律 ・医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律		☐ できている	☐ 一部 できている	☐ できていない
②農場の所在地域で飼養されている馬の所有者その他の関係者と協力して衛生管理の意識を高め、衛生管理を行っている。 〈協力者の例〉 ・地域の他の馬の所有者（飼養衛生管理者） ・都道府県 ・市町村 ・関係団体 ・地域自衛防疫団体		☐ できている	☐ 一部 できている	☐ できていない
③（所有者以外に飼養衛生管理者がある場合）飼養衛生管理者と常時連絡可能な体制を確保し、本基準に規定される取組について当該飼養衛生管理者に実施させている。	☐ 該当しない	☐ できている	☐ 一部 できている	☐ できていない
【記入欄】 一部できている項目のうち、できていない部分の具体的な内容/今後の改善方針				
2 家畜防疫に関する最新情報の把握及び衛生管理の実践				
①家畜保健衛生所等から提供される情報を必ず確認している。 〈情報の把握方法例〉 ・メール ・広報誌 ・F A X ・ウェブサイト		☐ できている	☐ 一部 できている	☐ できていない
②家畜保健衛生所等が開催する家畜衛生に関する講習会への参加、農林水産省のウェブサイトの閲覧等を通じて、家畜防疫に関する情報を積極的に把握している。		☐ できている	☐ 一部 できている	☐ できていない
③家畜防疫に関する最新情報を踏まえ、防疫体制を含めて、自らの農場の飼養衛生管理の状況を定期的に点検し改善を図っている。		☐ できている	☐ 一部 できている	☐ できていない
④家畜保健衛生所が行う検査を受け、指導に従っている。		☐ できている	☐ 一部 できている	☐ できていない
【記入欄】 一部できている項目のうち、できていない部分の具体的な内容/今後の改善方針				
3 飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者等への周知徹底				
①必要事項を規定した飼養衛生管理マニュアルを獣医師等の専門家の意見を反映させて、作成している。 ※飼養衛生管理マニュアルの必要事項 （1）従事者が当該農場以外で行う動物の飼養及び狩猟における禁止事項 （2）海外渡航時及び帰国後の注意事項 （3）海外からの肉製品の持込み（郵便物による持込みを含む。）に関する注意喚起 （4）農場の最新の防疫体制を確認できる衛生管理区域及び消毒設備等の衛生対策設備の設置箇所を明示した農場の平面図 （5）農場内への不適切な物品の持込みの禁止 （6）可能な限り、工具、機材等を農場内へ持ち込まないための取組 （7）持ち込む工具、機材、食品等の取扱い （8）野生動物の衛生管理区域内への侵入防止 （9）手指、衣服、靴、物品、車両、施設等の洗浄及び消毒に関する具体的な方法、消毒薬の種類、作用時間及び乾燥時間等 ※飼養衛生管理マニュアルの写しを添付		☐ できている	☐ 一部 できている	☐ できていない
②従事者及び外部事業者が飼養衛生管理マニュアルを遵守するよう、当該マニュアルを印字した冊子の配布、看板の設置その他の必要な措置を講じている。		☐ できている	☐ 一部 できている	☐ できていない
③馬の伝染性疾病の発生の予防及びまん延の防止に関する情報を従事者及び外部事業者に周知徹底している。		☐ できている	☐ 一部 できている	☐ できていない
【記入欄】 一部できている項目のうち、できていない部分の具体的な内容/今後の改善方針				

家畜防疫員
チェック
ボックス

4記録の作成及び保管

以下に掲げる事項に関する記録を作成し、少なくとも1年間保存している。

①衛生管理区域に立ち入った者（※1）の氏名及び住所又は所属、衛生管理区域への立入りの年月日、その目的（※2）及び消毒の実施の有無（車両を入れる者にあっては、当該車両の消毒の有無を含む。） ※不特定かつ多数の者が立ち入ることが想定される施設（観光牧場等）において、衛生管理区域の出入口における手指及び靴の消毒等、病原体の持込み及び持出しを防止するための規則をあらかじめ作成し、家畜防疫員が適切なものであることを確認した場合は記録は不要である。 ※1 当該農場の従事者を除く。 ※2 所属等からその目的が明らかな場合を除く。		☐ できている	☐ 一部できている	☐ できていない
②消毒の実施の記録については、衛生管理区域の出入口等に台帳を設置し、確実に記録させている。				
③（衛生管理区域に立ち入った者が過去一週間以内に海外から入国、又は帰国した場合）過去一週間以内に滞在した全ての国又は地域の名称及び当該国又は地域における畜産関係施設等への立入りの有無	☐ 該当しない	☐ できている	☐ 一部できている	☐ できていない
④（従事者が海外に渡航した場合）滞在期間及び国又は地域の名称	☐ 該当しない	☐ できている	☐ 一部できている	☐ できていない
⑤導入、出荷又は移動を行った馬の種類、頭数及び健康状態、導入元若しくは出荷又は移動先の農場等の名称並びに導入、出荷又は移動の年月日	☐ 該当しない	☐ できている	☐ 一部できている	☐ できていない
⑥飼養する馬の頭数、月齢、異状の有無、異状がある場合にあっては、その症状並びに獣医師による診療結果及び投薬その他の処置の状況		☐ できている	☐ 一部できている	☐ できていない
⑦家畜保健衛生所、担当獣医師等からの農場指導の内容及び指導年月日		☐ できている	☐ 一部できている	☐ できていない
【記入欄】一部できている項目のうち、できていない部分の具体的な内容/今後の改善方針				

5獣医師等の健康管理指導

●家畜保健衛生所と緊密に連絡を行っている担当の獣医師又は診療施設を定め、定期的に当該獣医師又は診療施設から飼養する馬の健康管理について指導を受けている。	☐ できている	☐ 一部できている	☐ できていない
【記入欄】※「できている」「一部できている」の場合は回答してください			
担当の獣医師の氏名			
担当の診療施設の名称			
【記入欄】一部できている項目のうち、できていない部分の具体的な内容/今後の改善方針			

6衛生管理区域の設定

①農場に病原体の侵入及びまん延の防止を重点的に行う区域として衛生管理区域を設定し、衛生管理区域とそれ以外の区域とに分け、両区域の場所が明確に分かるようにしている。 〈衛生管理区域境界の明確化方法例〉 ・消石灰帯　・柵　・ロープ　・三角コーン　・垣根（プランター）	☐ できている	☐ 一部できている	☐ できていない
②衛生管理区域は、厩舎、馬に直接接触する物品の保管場所並びに馬に直接接触した者が消毒並びに衣服及び靴の交換を行わずに行動する範囲の全てを網羅している。 ※厩舎の他に、飼料給与、清掃、馬の出荷及び死亡馬の管理等の一連の作業に関連する農場内の敷地の全てを衛生管理区域とすること。	☐ できている	☐ 一部できている	☐ できていない
③出入口の数を必要最小限とし、馬、資材、死体等の持込み又は持出し場所を可能な限り衛生管理区域の境界に位置するよう設定している。	☐ できている	☐ 一部できている	☐ できていない
【記入欄】一部できている項目のうち、できていない部分の具体的な内容/今後の改善方針			

7飼養する馬の健康観察

①毎日、飼養する馬の健康観察（出生及び死亡の状況並びに異状の有無を含む。）を行っている。	☐ できている	☐ 一部できている	☐ できていない
②他の農場等から馬を導入する場合には、導入元の農場等における馬の伝染性疾病的の発生状況、導入する馬の健康状態の確認等を行い、健康な馬を導入している。	☐ 該当しない	☐ できている	☐ 一部できている
③導入した馬に馬の伝染性疾患にかかっている可能性のある異状がないことを確認するまでの間、他の馬と直接接触させないようにしている。 〈隔離方法の例〉 ・隔離畜舎　・隔離畜房	☐ 該当しない	☐ できている	☐ 一部できている
④馬を出荷等により農場外へ移動させる場合には、移動の直前に当該馬の健康状態を確認している。	☐ できている	☐ 一部できている	☐ できていない
【記入欄】一部できている項目のうち、できていない部分の具体的な内容/今後の改善方針			



20 衛生管理区域から退出する車両の消毒（Ⅳ 衛生管理区域外への病原体の拡散防止）				
●衛生管理区域の出口付近に消毒設備を設置し、車両を出す者に対し車両の消毒をさせている。 ※退出する者が消毒機器を携行し、当該機器を使用し消毒している場合を除く。	☐ 該当しない	☐ できている	☐ 一部 できている	☐ できていない
【記入欄】 ※「できている」「一部できている」の場合は回答してください				
消毒設備				
☐ 項目11と同じ ☐ ゲート式車両消毒装置 ☐ プール式車両消毒装置 ☐ 動力噴霧器 ☐ 蓄圧式噴霧器				
☐ 消灰帯（幅： m）				
☐ その他：（ ）				
【記入欄】 一部できている項目のうち、できていない部分の具体的な内容/今後の改善方針				
12 他の馬の飼養施設等で使用した物品並びに海外で使用した衣服等を衛生管理区域に持ち込む際の措置				
●他の馬の飼養施設等で使用し、又は使用したおそれがある物品及び過去二月以内に海外で使用した衣服及び靴は、原則、衛生管理区域内に持ち込んでいない。やむを得ず持ち込む場合には、洗淨、消毒その他の必要な措置を講じている。 ※他の馬の飼養施設等で使用し、又は使用したおそれがある物品をやむを得ず持ち込む場合に必要な措置については飼養衛生管理マニュアルに記載する。 ※過去二月以内に海外で使用した衣服及び靴をやむを得ず持ち込む場合に必要な措置については飼養衛生管理マニュアルに記載する。	☐ できている	☐ 一部 できている	☐ できていない	
【記入欄】 一部できている項目のうち、できていない部分の具体的な内容/今後の改善方針				
Ⅲ 衛生管理区域内における病原体による汚染拡大防止				
13 厩舎に立ち入る者の手指消毒等				
●厩舎の入口付近に消毒設備を設置し、立ち入る者に対し、厩舎に出入りする際に手指の洗淨及び消毒をさせている。 〈消毒設備の例〉 ・設置されたスプレー ・消毒槽 ・厩舎専用の手袋の着用	☐ できている	☐ 一部 できている	☐ できていない	
【記入欄】 一部できている項目のうち、できていない部分の具体的な内容/今後の改善方針				
14 厩舎の入口における靴の交換又は消毒				
①厩舎ごとの専用の靴を設置し、厩舎に入る者に対し、これらを着実に着用させている又は靴の消毒をさせている。 〈着用又は消毒設備の例〉 靴： 専用靴、ブーツカバー、（消毒の場合）踏込消毒槽	☐ できている	☐ 一部 できている	☐ できていない	
②靴に排せつ物、汚泥等が付着した場合には、洗淨及び消毒を行っている。	☐ できている	☐ 一部 できている	☐ できていない	
【記入欄】 一部できている項目のうち、できていない部分の具体的な内容/今後の改善方針				

15 器具の定期的な清掃又は消毒等				
●飼養管理に使用する器具は厩舎に持ち込む際に消毒するとともに清掃又は消毒を定期的にして いる。		☐ できている	☐ 一部 できている	☐ できていない
【記入欄】 一部できている項目のうち、できていない部分の具体的な内容/今後の改善方針				
16 野生動物の侵入防止のための死体の適正な保管				
●馬の死体を保管する場合には、その保管場所への野生動物の侵入を防止するた めの措置を講じている。		☐ 該当しない	☐ できている	☐ 一部 できている
【記入欄】				
死体の保管場所の対策				
死体の処理				
☐ 化製処理				
☐ その他：（ ）				
死体の保管				
☐ なし				
☐ 屋内保管	☐ 隙間なし			
	☐ 隙間あり	対策		
☐ コンテナ				
☐ 蓋付容器				
☐ ネット	網目	cm		
	☐ 破損なし			
	☐ 破損あり	対策		
☐ ブルーシート				
☐ その他				
【記入欄】 一部できている項目のうち、できていない部分の具体的な内容/今後の改善方針				
17 給餌設備、給水設備等の病原体による汚染の防止				
●厩舎の給餌設備及び給水設備並びに飼料の保管場所にねずみ、野鳥等の野生動物の排せつ物等 が混入しないよう必要な措置を講じている。		☐ できている	☐ 一部 できている	☐ できていない
●飼養する馬には飲用に適した水を給与することとし、適さない水を給与する場合には、消毒し て給与している。		☐ できている	☐ 一部 できている	☐ できていない
【記入欄】				
使用している飲用水				
☐ 水道水				
☐ 井戸水	異物混入	☐ なし		
		☐ あり		
☐ 湧水	異物混入	☐ なし		
		☐ あり		
☐ その他				
水質検査				
☐ 実施していない ☐ 実施している（ 回/年）				
飲水消毒				
☐ 実施していない ☐ 実施している ☐ 該当なし				
【記入欄】 一部できている項目のうち、できていない部分の具体的な内容/今後の改善方針				
18 衛生管理区域内の整理整頓、厩舎等施設の清掃及び消毒				
衛生管理区域内は、ねずみ等の野生動物の隠れられる場所をなくすとともに、病原体が残存しな いようにするため、不要な資材等の処分、除草、資材、機材等の整理整頓及び畜舎その他の衛 生管理区域内にある施設の清掃を行うとともに、敷地及び畜舎等の施設を定期的に消毒してい る。		☐ できている	☐ 一部 できている	☐ できていない
【記入欄】 一部できている項目のうち、できていない部分の具体的な内容/今後の改善方針				

馬_6

IV 衛生管理区域外への病原体の拡散防止

21 衛生管理区域から搬出する物品の消毒等

●衛生管理区域から、馬の排せつ物等の付着した又は付着したおそれのある物品を持ち出す場合にあっては、洗浄、消毒その他の必要な措置を講じているとともに、馬の死体又は排せつ物を持ち出すにあっては、漏出が生じないようにすること。	☐ 該当しない	☐ できている	☐ 一部できている	☐ できていない
---	--------------------------------	--------------------------------	----------------------------------	---------------------------------

【記入欄】 ※「できている」「一部できている」の場合は回答してください

漏出防止方法（死体）

☐ 屋根付きトラック ☐ 蓋付き容器 ☐ ブルーシート
☐ その他： ()

漏出防止方法（排せつ物）

☐ 蓋付き容器 ☐ ブルーシート
☐ その他：（ ）

【記入欄】 一部できている項目のうち、できていない部分の具体的な内容/今後の改善方針

22 異状が確認された場合の出荷及び移動の停止

※従業員がいる場合には、以下①～④について従業員も同様の対応がとれるよう、従業員に対する周知が行われている必要がある。

①馬の死亡率の急激な上昇又は同様の症状を呈している馬の増加が確認された場合には、直ちに獣医師の診療若しくは指導又は家畜保健衛生所の指導を受けている。	☐ 該当しない	☐ できている	☐ 一部 できている	☐ できていない
②（獣医師の診療若しくは指導又は家畜保健衛生所の指導があった場合）当該馬が監視伝染病にかかっていないことが確認されるまでの間、農場からの馬の出荷及び移動を行っていない。	☐ 該当しない	☐ できている	☐ 一部 できている	☐ できていない
③（当該馬が監視伝染病にかかっていることが確認された場合）家畜保健衛生所の指導に従うこととしている。	☐ 該当しない	☐ できている	☐ 一部 できている	☐ できていない
④（飼養する馬にその他の異状が確認された場合）速やかに獣医師の診療を受け、又は指導を求めている。	☐ 該当しない	☐ できている	☐ 一部 できている	☐ できていない

【記入欄】 一部できている項目のうち、できていない部分の具体的な内容/今後の改善方針

確認記録

○年月日：

○確認者（家畜の所有者・飼養衛生管理者・家畜防疫員・民間獣医師・その他（ ））

氏名：

確認記録

○年月日：

○確認者（家畜の所有者・飼養衛生管理者・家畜防疫員・民間獣医師・その他（ ））

氏名：

全国の報告農場数及び頭羽数

	牛							水牛	鹿	馬	めん羊										
	乳用			肉用																	
	報告数	うち 大規模	うち 小規模	うち 左記以外	報告数	うち 大規模	うち 小規模					うち 左記以外									
報告数								うち 大規模	うち 小規模	うち 左記以外	報告数		うち 大規模	うち 小規模	うち 左記以外	報告数	うち 大規模	うち 小規模	うち 左記以外		
農場数																					
頭羽数																					

	山羊			豚			いのしし			鶏						あひる		
	報告数			報告数			報告数			採卵			肉用			報告数		
	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	うち大規模	うち小規模	うち左記以外
農場数																		
頭羽数																		

	うずら			きじ			だちょう			ほろほろ鳥			七面鳥		
	報告数			報告数			報告数			報告数			報告数		
	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	うち大規模	うち小規模	うち左記以外
農場数															
頭羽数															

- ※ 当該年の家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号。以下「法」という。）第12条の4第1項の規定に基づき報告された数を集計。
- ※ 1農場に複数の畜種を飼養している場合、畜種ごとに1農場として集計。
- ※ 1農場に複数の畜種を飼養している場合、それぞれ飼養している家畜ごとに頭羽数を集計。
- ※ 乳用牛農場とは、当該年の法第12条の4第1項の規定に基づく定期の報告（「家畜の飼養に係る衛生管理の状況等に関する各種様式について」（令和3年10月4日付け3消安第3499号農林水産省消費・安全局長通知）の別添1「1. 基本情報」）の「乳用雌牛」を主として飼養している農場。
- ※ 乳用牛とは、当該年の法第12条の4第1項の規定に基づく定期の報告（「家畜の飼養に係る衛生管理の状況等に関する各種様式について」（令和3年10月4日付け3消安第3499号農林水産省消費・安全局長通知）の別添1「1. 基本情報」）における「乳用雌牛」。
- ※ 肉用牛農場とは、当該年の法第12条の4第1項の規定に基づく定期の報告（「家畜の飼養に係る衛生管理の状況等に関する各種様式について」（令和3年10月4日付け3消安第3499号農林水産省消費・安全局長通知）の別添1「1. 基本情報」）の「肥育牛」又は「繁殖牛」を主として飼養している農場。
- ※ 肉用牛とは、当該年の法第12条の4第1項の規定に基づく定期の報告（「家畜の飼養に係る衛生管理の状況等に関する各種様式について」（令和3年10月4日付け3消安第3499号農林水産省消費・安全局長通知）の別添1「1. 基本情報」）における「肥育牛」及び「繁殖牛」。
- ※ 大規模農場とは、以下の頭羽数の家畜の所有者をいう。
- （1）成牛（次のイ、ロに該当するもの）の場合 200頭以上
 - イ 月齢が満17月以上の肥育牛（乳用種の雄牛・交雑種の牛に限る。）
 - ロ 月齢が満24月以上のその他の牛
 - （2）育成牛（次のイ、ロに該当するもの）の場合 3,000頭以上
 - イ 月齢が満4月以上満17月未満の肥育牛（乳用種の雄牛・交雑種の牛に限る。）
 - ロ 月齢が満4月以上満24月未満のその他の牛
 - （3）水牛・馬の場合 200頭以上
 - （4）鹿・めん羊・山羊・豚・いのししの場合 3,000頭以上
 - （5）鶏・うずらの場合 10万羽以上
 - （6）あひる・きじ・だちょう・ぼろぼろ鳥・七面鳥の場合 1万羽以上
- ※ 小規模農場とは、以下の頭羽数の家畜の所有者をいう。
- （1）牛・水牛・馬の場合 1頭
 - （2）鹿・めん羊・山羊・豚・いのししの場合 6頭未満
 - （3）鶏・あひる・うずら・きじ・ぼろぼろ鳥・七面鳥の場合 100羽未満
 - （4）だちょうの場合 10羽未満

全国の飼養衛生管理基準の遵守状況 (7月現在)																																							
①牛	対象農場数																																						
	乳用	全体		うち大規模																																			
	肉用	全体		うち大規模																																			
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="4">1 家畜所有者の義務</th> <th colspan="6">2 家畜所有者の義務</th> </tr> <tr> <th>①関係法令の遵守</th> <th>②地域の畜産関係者との協力</th> <th>③飼養衛生管理者との連絡体制</th> <th>④家保等から提供される情報の</th> <th>⑤講習会等による家畜防疫情報</th> <th>⑥飼養衛生管理の定期的な点検</th> <th>⑦衛生管理区域等を明示した農</th> <th>⑧家保の指導の遵守</th> <th colspan="2"></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td colspan="2"></td> </tr> </tbody> </table>										1 家畜所有者の義務				2 家畜所有者の義務						①関係法令の遵守	②地域の畜産関係者との協力	③飼養衛生管理者との連絡体制	④家保等から提供される情報の	⑤講習会等による家畜防疫情報	⑥飼養衛生管理の定期的な点検	⑦衛生管理区域等を明示した農	⑧家保の指導の遵守												
1 家畜所有者の義務				2 家畜所有者の義務																																			
①関係法令の遵守	②地域の畜産関係者との協力	③飼養衛生管理者との連絡体制	④家保等から提供される情報の	⑤講習会等による家畜防疫情報	⑥飼養衛生管理の定期的な点検	⑦衛生管理区域等を明示した農	⑧家保の指導の遵守																																
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="9">4 記録の作成及び保管</th> </tr> <tr> <th>①立入者に関する記録の作成・保管</th> <th>②消毒の実施に関する記録の作成・保管</th> <th>③立入者の海外渡航記録の作成・保管</th> <th>④従事者の海外渡航記録の作成・保管</th> <th>⑤家畜の導入に関する記録の作成・保管</th> <th>⑥家畜の移動に関する記録の作成・保管</th> <th>⑦家畜の異状に関する記録の作成・保管</th> <th>⑧農場指導に関する記録の作成・保管</th> <th colspan="2"></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td colspan="2"></td> </tr> </tbody> </table>										4 記録の作成及び保管									①立入者に関する記録の作成・保管	②消毒の実施に関する記録の作成・保管	③立入者の海外渡航記録の作成・保管	④従事者の海外渡航記録の作成・保管	⑤家畜の導入に関する記録の作成・保管	⑥家畜の移動に関する記録の作成・保管	⑦家畜の異状に関する記録の作成・保管	⑧農場指導に関する記録の作成・保管													
4 記録の作成及び保管																																							
①立入者に関する記録の作成・保管	②消毒の実施に関する記録の作成・保管	③立入者の海外渡航記録の作成・保管	④従事者の海外渡航記録の作成・保管	⑤家畜の導入に関する記録の作成・保管	⑥家畜の移動に関する記録の作成・保管	⑦家畜の異状に関する記録の作成・保管	⑧農場指導に関する記録の作成・保管																																
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">7 家畜伝染病の発生リスクの高まりに対する準備</th> <th colspan="3">8 衛生管理区域の設定</th> <th rowspan="2">9 放牧制限の準備</th> <th rowspan="2">10 埋却等の準備</th> <th rowspan="2">11 愛玩動物の飼養禁止</th> <th rowspan="2">12 密飼いの防止</th> <th colspan="2"></th> </tr> <tr> <th>①衛生管理区域の境界の明瞭化</th> <th>②適切な衛生管理区域の設定</th> <th>③出入口等の適正配置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td colspan="2"></td> </tr> </tbody> </table>										7 家畜伝染病の発生リスクの高まりに対する準備	8 衛生管理区域の設定			9 放牧制限の準備	10 埋却等の準備	11 愛玩動物の飼養禁止	12 密飼いの防止			①衛生管理区域の境界の明瞭化	②適切な衛生管理区域の設定	③出入口等の適正配置																	
7 家畜伝染病の発生リスクの高まりに対する準備	8 衛生管理区域の設定			9 放牧制限の準備	10 埋却等の準備	11 愛玩動物の飼養禁止	12 密飼いの防止																																
	①衛生管理区域の境界の明瞭化	②適切な衛生管理区域の設定	③出入口等の適正配置																																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">16 衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置並びに使用</th> <th colspan="2">17 衛生管理区域に立ち入る車両の消毒等</th> <th rowspan="2">18 他の畜産施設等で使用した物品を衛生管理区域に持ち込む際の措置</th> <th rowspan="2">19 海外で使用した衣服等を衛生管理区域に持ち込む際の措置</th> <th rowspan="2">20 飲用水の給与</th> <th colspan="2"></th> </tr> <tr> <th>①衛生管理区域専用の衣服・靴の設置・使用</th> <th>②更衣による交差汚染の防止</th> <th>③衣服・靴の洗浄・消毒</th> <th>①車両の消毒</th> <th>②車内における交差汚染の防止</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td colspan="2"></td> </tr> </tbody> </table>										16 衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置並びに使用			17 衛生管理区域に立ち入る車両の消毒等		18 他の畜産施設等で使用した物品を衛生管理区域に持ち込む際の措置	19 海外で使用した衣服等を衛生管理区域に持ち込む際の措置	20 飲用水の給与			①衛生管理区域専用の衣服・靴の設置・使用	②更衣による交差汚染の防止	③衣服・靴の洗浄・消毒	①車両の消毒	②車内における交差汚染の防止															
16 衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置並びに使用			17 衛生管理区域に立ち入る車両の消毒等		18 他の畜産施設等で使用した物品を衛生管理区域に持ち込む際の措置	19 海外で使用した衣服等を衛生管理区域に持ち込む際の措置	20 飲用水の給与																																
①衛生管理区域専用の衣服・靴の設置・使用	②更衣による交差汚染の防止	③衣服・靴の洗浄・消毒	①車両の消毒	②車内における交差汚染の防止																																			
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">23 畜舎に立ち入る者の手指消毒等</th> <th colspan="2">24 畜舎の入口における靴の交換又は消毒</th> <th colspan="2">25 器具の定期的な清掃又は消毒等</th> <th rowspan="2">26 畜舎への不必要な物品の持ち込み制限</th> <th rowspan="2">27 死体保管場所への野生動物の侵入防止</th> <th rowspan="2">28 結糞施設等への野生動物の排せつ物等の混入防止</th> <th colspan="2"></th> </tr> <tr> <th>①畜舎専用の靴の設置又は消毒</th> <th>②汚れた靴の洗浄・消毒</th> <th>①器具の定期的な清掃・消毒</th> <th>②使用物品の1頭ごとの交換等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td colspan="2"></td> </tr> </tbody> </table>										23 畜舎に立ち入る者の手指消毒等	24 畜舎の入口における靴の交換又は消毒		25 器具の定期的な清掃又は消毒等		26 畜舎への不必要な物品の持ち込み制限	27 死体保管場所への野生動物の侵入防止	28 結糞施設等への野生動物の排せつ物等の混入防止			①畜舎専用の靴の設置又は消毒	②汚れた靴の洗浄・消毒	①器具の定期的な清掃・消毒	②使用物品の1頭ごとの交換等																
23 畜舎に立ち入る者の手指消毒等	24 畜舎の入口における靴の交換又は消毒		25 器具の定期的な清掃又は消毒等		26 畜舎への不必要な物品の持ち込み制限	27 死体保管場所への野生動物の侵入防止	28 結糞施設等への野生動物の排せつ物等の混入防止																																
	①畜舎専用の靴の設置又は消毒	②汚れた靴の洗浄・消毒	①器具の定期的な清掃・消毒	②使用物品の1頭ごとの交換等																																			
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">31 畜舎等施設の清掃及び消毒</th> <th rowspan="2">32 毎日の家畜の健康観察</th> <th rowspan="2">33 衛生管理区域から退出する者の手指消毒等</th> <th rowspan="2">34 衛生管理区域から退出する車両の消毒</th> <th rowspan="2">35 衛生管理区域から搬出する物品の消毒等</th> <th colspan="2">36 家畜の出荷又は移動時の健康観察</th> <th colspan="2">37 特定症状が確認された場合の出荷・移動の停止</th> </tr> <tr> <th>①家畜の移動前の健康観察</th> <th>②死体・排せつ物の移動時の漏出防止</th> <th>①特定症状の早期通報</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>										31 畜舎等施設の清掃及び消毒	32 毎日の家畜の健康観察	33 衛生管理区域から退出する者の手指消毒等	34 衛生管理区域から退出する車両の消毒	35 衛生管理区域から搬出する物品の消毒等	36 家畜の出荷又は移動時の健康観察		37 特定症状が確認された場合の出荷・移動の停止		①家畜の移動前の健康観察	②死体・排せつ物の移動時の漏出防止	①特定症状の早期通報																		
31 畜舎等施設の清掃及び消毒	32 毎日の家畜の健康観察	33 衛生管理区域から退出する者の手指消毒等	34 衛生管理区域から退出する車両の消毒	35 衛生管理区域から搬出する物品の消毒等	36 家畜の出荷又は移動時の健康観察		37 特定症状が確認された場合の出荷・移動の停止																																
					①家畜の移動前の健康観察	②死体・排せつ物の移動時の漏出防止	①特定症状の早期通報																																
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="4">38 特定症状以外の異常が確認された場合の出荷・移動の停止</th> </tr> <tr> <th>①症状増加時の受診等</th> <th>②症状増加時の出荷・移動の制限</th> <th>③監視伝染病確認時の家保の指導の遵守</th> <th>④その他異状の確認時の受診等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>										38 特定症状以外の異常が確認された場合の出荷・移動の停止				①症状増加時の受診等	②症状増加時の出荷・移動の制限	③監視伝染病確認時の家保の指導の遵守	④その他異状の確認時の受診等																						
38 特定症状以外の異常が確認された場合の出荷・移動の停止																																							
①症状増加時の受診等	②症状増加時の出荷・移動の制限	③監視伝染病確認時の家保の指導の遵守	④その他異状の確認時の受診等																																				

3 飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者等への周知徹底		
①マニュアルの作成	②看板設置等の措置	③従事者への衛生情報の周知徹底
5 大規模所有者が講ずる措置		6 獣医師等の健康管理指導
①通報ルールを作成等	②畜舎ごとの飼養衛生管理者の配置	
13衛生管理区域への必要のない者の立入制限	14他の畜産施設等に立ち入った者等の衛生管理区域への立入制限	15衛生管理区域に立ち入る者の手指消毒等
21安全な資材の利用	22家畜を導入する際の実施観察等	
	①導入元の疾病発生状況等の確認	②導入家畜の隔離の実施
29ねずみ及び害虫の駆除	30衛生管理区域内の整理整頓及び消毒	
	①ねずみ等の隠れ場所の一掃	②資材等の整理整頓及び敷地の消毒
認められた場合の早期通報並びに出荷及び移動の停止		
③特定症状発見時の出荷・移動の制限	④特定症状発見時の物品の持ち出し制限	

全国の飼養衛生管理基準の遵守状況		(		7月現在)				
②豚	対象農場数							
	全体		うち大規模					
	1 家畜所有者の責務			2 家畜防疫に関する最新情報の把握及び衛生管理の実践				
	①関係法令の遵守	②地域の畜産関係者との協力	③飼養衛生管理者との連絡体制の確保	④家保等から提供される情報の確認	⑤講習会等による家畜防疫情報の把握	⑥飼養衛生管理の定期的な点検	⑦衛生管理区域等を明示した農場平面図の作成	⑧家保の指導の遵守
	4 記録の作成及び保管							
	①立入者に関する記録の作成・保管	②消毒の実施に関する記録の作成・保管	③立入者の海外渡航記録の作成・保管	④従事者の海外渡航記録の作成・保管	⑤家畜の導入に関する記録の作成・保管	⑥家畜の移動に関する記録の作成・保管	⑦家畜の異状に関する記録の作成・保管	⑧農場指導に関する記録の作成・保管
	6 獣医師等の健康管理指導	7 家畜伝染病の発生リスクの高まりに対する準備	8 衛生管理区域の設定			9 放牧制限の準備	10 埋却等の準備	11 愛玩動物の飼養禁止
			①衛生管理区域の境界の明確化	②適切な衛生管理区域の設定	③出入口等の適正配置			
	15 衛生管理区域に立ち入る者の手指消毒等	16 衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置並びに使用			17 衛生管理区域に立ち入る車両の消毒等		18 他の畜産施設等で使用した物品を衛生管理区域に持ち込む際の措置	19 海外で使用了した衣服等を衛生管理区域に持ち込む際の措置
		①衛生管理区域専用の衣服・靴の設置・使用	②更衣による交差汚染の防止	③衣服・靴の洗浄・消毒	①車両の消毒	②車内における交差汚染の防止		
	21 処理済みの飼料の利用			22 安全な資材の利用	23 衛生管理区域への野生動物の侵入防止			24 家畜を導入する際の注意
	①食品循環資源の適正処理	②加熱後の交差汚染防止	③未加熱飼料の持込み制限		①防護柵の設置等	②定期点検・修繕	③防護柵周囲の除草	
	26 畜舎ごとの専用の衣服及び靴の設置並びに使用				27 器具の定期的な清掃又は消毒等		28 畜舎外での病原体による汚染防止	
	①畜舎専用の衣服・靴の設置・使用	②更衣時の交差汚染の防止	③畜舎内外での作業者の区分等	④汚れた衣服・靴の洗浄・消毒等	①器具の定期的な清掃・消毒	②使用物品の1頭ごとの交換等	①畜舎への不必要な物品の持込み制限	②畜舎間移動の際のケージ・リフト等の使用

3 飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者等への周知徹底		
①マニュアルの作成	②看板設置等の措置	③従事者への衛生情報の周知徹底
5 大規模所有者が講ずる措置		
①通報ルールの作成等	②畜舎ごとの飼養衛生管理者の配置	③対応計画の策定
12密飼いの防止	13衛生管理区域への必要のない者の立入制限	14他の畜産施設等に立ち入った者等の衛生管理区域への立入制限
20飲用水の給与		
る際の健康観察等	25畜舎に立ち入る者の手指消毒等	
③導入家畜の隔離の実施		
止		
③畜舎出入口における重機・一輪車等の洗浄・消毒		

	29野生動物侵入防止のためのネット等の設置等			30給餌施設等への野生動物の排せつ物等の混入防止	31ねずみ及び害虫の駆除		32衛生管理区域内の整理整頓及び消毒	
	①防鳥ネット等の設置	②定期点検・修繕	③放牧場の給餌場所における防鳥ネットの設置等		①殺そ剤・殺虫剤の散布、粘着シートの設置等	②畜舎の破損箇所の修繕	①ねずみ等の隠れ場所の一掃	②資材等の整理整頓及び敷地の消毒
	36衛生管理区域から退出する車両の消毒	37衛生管理区域から搬出する物品の消毒等	38家畜の出荷又は移動時の健康観察		39特定症状が確認された場合の早期通報並びに出荷及び移動の停止			①症状増加時の受診等
			①家畜の移動前の健康観察	②死体・排せつ物の移動時の漏出防止	①特定症状の早期通報	②特定症状発見時の出荷・移動の制限	③特定症状発見時の物品の持出し制限	

33畜舎等施設の清掃 及び消毒	34等日の家畜の健康観察	35衛生管理区域から 退出する者の手指消毒等
40特定症状以外の異常が確認された場合の出荷・移動の停止		
㊟症状増加時の 出荷・移動の制限	㊟監視伝染病確認時の 家保の指導の遵守	㊟その他異状の 確認時の受診等

全国の飼養衛生管理基準の遵守状況		(		7月現在)				
③鶏	対象農場数							
	採卵	全体		うち大規模				
	肉用	全体		うち大規模				
		1 家畜所有者の責務			2 家畜防疫に関する最新情報の把握及び衛生管理の実践			
		①関係法令の遵守	②地域の畜産関係者との協力	③飼養衛生管理者との連絡体制	④家保等から提供される情報の	⑤講習会等による家畜防疫情報	⑥飼養衛生管理の	
		4 記録の作成及び保管						
		①立入者に関する記録の作成・保管	②消毒の実施に関する記録の作成・保管	③立入者の海外渡航記録の作成・保管	④従事者の海外渡航記録の作成・保管	⑤家さんの導入に関する記録の作成・保管	⑥家さんの移動に関する記録の作成・保管	
		7 衛生管理区域の設定			8 埋却等の準備	9 愛玩動物の飼養禁止	10 密閉の防止	
		6 獣医師等の健康管理指導	①衛生管理区域の境界の明瞭化	②適切な衛生管理区域の設定				③出入口等の適正配置
		14 衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置並びに使用			15 衛生管理区域に立ち入る車両の消毒等		16 他の畜産施設等で使用した物品を衛生管理区域に持ち込む際の措置	
		①衛生管理区域専用の衣服・靴の設置・使用	②更衣による交差汚染の防止	③衣服・靴の洗浄・消毒	①車両の消毒	②車内における交差汚染の防止		
		21 家さん舎ごとの専用の靴の設置並びに使用			22 器具の定期的な清掃又は消毒等	23 家さん舎への不必要な物品の持ち込み制限	24 野生動物侵入防止のためのネット等の設置等	
		①家さん舎ごとの専用の靴の設置等	②更衣時の交差汚染の防止	③家さん舎内外での作業者の区別等			④汚れた靴の洗浄・消毒	①防鳥ネット等の設置
		27 衛生管理区域内の整理整頓及び消毒		28 家さん等施設の清掃及び消毒	29 毎日の家さんの健康観察	30 衛生管理区域から退出する者の手指消毒等	31 衛生管理区域から退出する車両の消毒	32 衛生管理区域から搬出する物品の消毒等
		①なすみ等の隠れ場所の一掃	②資材等の整理整頓及び敷地の消毒					
		34 特定症状が確認された場合の早期通報並びに出荷及び移動の停止			35 特定症状以外の異常が確認された場合の出荷・移動の停止			
		①特定症状の早期通報	②特定症状発見時の出荷・移動の制限	③特定症状発見時の物品の持出し制限	④症状増加時の受診等	⑤症状増加時の出荷・移動の制限	③監視伝染病確認時の家保の指導の遵守	④その他異状の確認時の受診等

3 飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者等への周知徹底		
①マニュアルの作成	②看板設置等の措置	③従事者への衛生情報
5 大規模所有者が講ずる措置		
①通報ルールの作成等	②畜舎ごとの飼養衛生管理者の配置	③対応計画の策定
12他の畜産施設等に立ち入った者等の衛生管理区域への立入制限	13衛生管理区域に立ち入る者の手指消毒等	
19家きんを導入する際の健康観察等		20家きん舎に立ち入る者の手指消毒等
①導入元の疾病発生状況等の確認	②導入家きんの隔離の実施	
25給餌施設等への野生動物の排せつ物等の混入防止	26ねずみ及び害虫の駆除	
	①殺そ剤・殺虫剤の散布、粘着シートの設置等	②家きん舎の破損箇所等の修繕
は移動時の健康観察		
②死体・排せつ物の移動時の漏出防止		

全国の飼養衛生管理基準の遵守状況

(7月現在)

④馬

対象農場数			
全体		うち大規模	

	1 家畜所有者の責務			2 家畜防疫に関する最新情報の把握及び衛生管理の実践				
	①関係法令の遵守	②地域の馬所有者等との協力	③飼養衛生管理者との連絡体制の確保	④家保等から提供される情報の確認	⑤講習会等による家畜防疫情報の把握	⑥飼養衛生管理の定期的な点検	⑦衛生管理区域等を明示した農場平面図の作成	⑧家保の指導の遵守

	4 記録の作成及び保管							
	①立入者に関する記録の作成・保管	②消毒の実施に関する記録の作成・保管	③立入者の海外渡航記録の作成・保管	④従事者の海外渡航記録の作成・保管	⑤馬の導入に関する記録の作成・保管	⑥馬の移動に関する記録の作成・保管	⑦馬の異状に関する記録の作成・保管	⑧農場指導に関する記録の作成・保管

	6 衛生管理区域の設定			7 衛生管理区域への必要のない者への立入制限	8 他の馬飼養施設等に立ち入った者の衛生管理区域への立入制限	9 衛生管理区域に立ち入る者の手指消毒等	10 衛生管理区域に立入る車両の消毒等	11 他の馬飼養施設等で使用した物品の消毒等
	①衛生管理区域の境界の明瞭化	②適切な衛生管理区域の設定	③出入口等の適正配置					

	14馬を導入する際の健康観察等		15 厩舎に立ち入る者の手指消毒等	16 厩舎の入口における靴の交換又は消毒		17 器具の定期的な清掃・消毒等	18 厩舎への不必要な物品の持ち込み制限	19 死体保管場所への野生動物の侵入防止
	①導入元の疾病発生状況の確認	②導入家畜の隔離の実施		①厩舎専用の靴の設置又は消毒	②汚れた靴の洗浄・消毒			

	22 厩舎等施設の清掃及び消毒	23 毎日の馬の健康観察	24 衛生管理区域から退出する者の手指消毒等	25 衛生管理区域から退出する車両の消毒	26 衛生管理区域から搬出する物品の消毒等	27 馬の出荷又は移動時の健康観察		
						①馬の移動前の健康観察	②死体・排せつ物の移動時の漏出防止	①症状増加時の受診等

※ 対象農場数とは、（１）における報告農場から小規模農場を除いた農場数（ただし、牛・豚・鶏の５については、大規模農場のみが対象となる）。

※ 遵守農場数は、当該年の法第12条の４第１項の規定による定期の報告において、「家畜の飼養に係る衛生管理の状況等に関する各種様式について」（令和３年10月４日付け３消安第3499号農林水産省消費・安全局長通知）の別添１の「２．飼養衛生管理基準の遵守状況」のそれぞれのチェック項目（ ）内は遵守農場数を、対象農場数で除した遵守率。

※ １農場に複数の畜種を飼養している場合、畜種ごとに１農場として集計（ただし、小規模農場に該当する畜種については集計しない）。

3飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者等への周知徹底		
④マニュアルの作成	⑤看板設置等の措置	③従事者への衛生情報の周知徹底
5 獣医師等の健康管理指導		
12海外で使用了衣服等を衛生管理区域に持ち込む際の指	13飲用水の給与	
20給餌施設等への野生動物の排せつ物等の混入防止	21衛生管理区域内の整理整頓及び消毒	
	①ねずみ等の隠れ場所の掃除	②資材等の整理整頓及び敷地の消毒
28異常が確認された場合の出荷・移動の停止		
②症状増加時の出荷・移動の制限	③監視伝染病確認時の家保の指導の遵守	④その他異状の確認時の受診等
目を遵守している又は該当しないと報告のあった農場数。		

1. 家畜の飼養に係る衛生管理の状況
(1) 報告農場数及び頭羽数

	牛								水牛			
	乳 用				肉 用							
	報 告 数	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	報 告 数	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	報 告 数	うち大規模	うち小規模	うち左記以外
	山羊				豚				いのしし			
	報 告 数	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	報 告 数	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	報 告 数	うち大規模	うち小規模	うち左記以外
	うずら				ぎじ				だちょう			
	報 告 数	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	報 告 数	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	報 告 数	うち大規模	うち小規模	うち左記以外

鹿				馬				めん羊			
報 告 数				報 告 数				報 告 数			
	うち大規模	うち小規模	うち左記以外		うち大規模	うち小規模	うち左記以外		うち大規模	うち小規模	うち左記以外
鶏								あひる			
採 卵				肉 用							
報 告 数				報 告 数				報 告 数			
	うち大規模	うち小規模	うち左記以外		うち大規模	うち小規模	うち左記以外		うち大規模	うち小規模	うち左記以外
ほろほろ鳥				七面鳥							
報 告 数				報 告 数							
	うち大規模	うち小規模	うち左記以外		うち大規模	うち小規模	うち左記以外				

- ※ 当該年の家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号。以下「法」という。）第12条の4第1項の規定に基づき報告された数を集計。
- ※ 1農場に複数の畜種を飼養している場合、畜種ごとに1農場として集計。
- ※ 1農場に複数の畜種を飼養している場合、それぞれ飼養している家畜ごとに頭羽数を集計。
- ※ 乳用牛農場とは、当該年の法第12条の4第1項の規定に基づく定期の報告（「家畜の飼養に係る衛生管理の状況等に関する各種様式について」（令和3年10月4日付け3消安第3499号農林水産省消費・安全局長通知）の別添1「1. 基本情報」）の「乳用雌牛」を主として飼養している農場。
- ※ 乳用牛とは、当該年の法第12条の4第1項の規定に基づく定期の報告（「家畜の飼養に係る衛生管理の状況等に関する各種様式について」（令和3年10月4日付け3消安第3499号農林水産省消費・安全局長通知）の別添1「1. 基本情報」）における「乳用雌牛」。
- ※ 肉用牛農場とは、当該年の法第12条の4第1項の規定に基づく定期の報告（「家畜の飼養に係る衛生管理の状況等に関する各種様式について」（令和3年10月4日付け3消安第3499号農林水産省消費・安全局長通知）の別添1「1. 基本情報」）の「肥育牛」又は「繁殖牛」を主として飼養している農場。
- ※ 肉用牛とは、当該年の法第12条の4第1項の規定に基づく定期の報告（「家畜の飼養に係る衛生管理の状況等に関する各種様式について」（令和3年10月4日付け3消安第3499号農林水産省消費・安全局長通知）の別添1「1. 基本情報」）における「肥育牛」及び「繁殖牛」。
- ※ 大規模農場とは、以下の頭羽数の家畜の所有者をいう。
（1）成牛（次のイ、ロに該当するもの）の場合 200頭以上
イ 月齢が満17月以上の肥育牛（乳用種の雄牛・交雑種の牛に限る。）
ロ 月齢が満24月以上のその他の牛
（2）育成牛（次のイ、ロに該当するもの）の場合 3,000頭以上
イ 月齢が満4月以上満17月未満の肥育牛（乳用種の雄牛・交雑種の牛に限る。）
ロ 月齢が満4月以上満24月未満のその他の牛
（3）水牛・馬の場合 200頭以上
（4）鹿・めん羊・山羊・豚・いのししの場合 3,000頭以上
（5）鶏・うずらの場合 10万羽以上
（6）あひる・きじ・だちょう・ほろほろ鳥・七面鳥の場合 1万羽以上
- ※ 小規模農場とは、以下の頭羽数の家畜の所有者をいう。
（1）牛・水牛・馬の場合 1頭
（2）鹿・めん羊・山羊・豚・いのししの場合 6頭未満
（3）鶏・あひる・うずら・きじ・ほろほろ鳥・七面鳥の場合 100羽未満
（4）だちょうの場合 10羽未満

	様式	領域		帳票項目名	保存先		導出元	備考	メンテナンス可否
	国定期報告公表用帳票	都道府県名	エリア	都道府県名	ChohyoS hutsuryo ku__c	Komoku1 __c	共通_都道府県マスタ		
		出力年月日上段	エリア	出力年月日上段	ChohyoS hutsuryo ku__c	Komoku2 __c	システム年+2月1日		
		報告農場数及び頭羽数	エリア	行タイトル	ChohyoS hutsuryo kuKo__c	Komoku1	"農場数"、"全国"、"全国シェア"、"頭羽数"	固定値	
				牛_乳用_報告数	ChohyoS hutsuryo kuKo__c	Komoku2	EN-080.牛（乳用）報告農場数 EN-080.牛（乳用）報告頭羽数		
				牛_乳用_報告数_うち大規模	ChohyoS hutsuryo kuKo__c	Komoku3	EN-080.牛（乳用）農場数 EN-080.牛（乳用）農場頭羽数	農場規模区分=01：大規模農場の値	
				牛_乳用_報告数_うち小規模	ChohyoS hutsuryo kuKo__c	Komoku4	EN-080.牛（乳用）農場数 EN-080.牛（乳用）農場頭羽数	農場規模区分=02：小規模農場の値	
				牛_乳用_報告数_うち左記以外	ChohyoS hutsuryo kuKo__c	Komoku5	EN-080.牛（乳用）農場数 EN-080.牛（乳用）農場頭羽数	農場規模区分=03：大規模、小規模農場以外 などの値	
				牛_肉用_報告数	ChohyoS hutsuryo kuKo__c	Komoku6	EN-080.牛（肉用）報告農場数 EN-080.牛（肉用）報告頭羽数		
				牛_肉用_報告数_うち大規模	ChohyoS hutsuryo kuKo__c	Komoku7	EN-080.牛（肉用）農場数 EN-080.牛（肉用）農場頭羽数	農場規模区分=01：大規模農場の値	
				牛_肉用_報告数_うち小規模	ChohyoS hutsuryo kuKo__c	Komoku8	EN-080.牛（肉用）農場数 EN-080.牛（肉用）農場頭羽数	農場規模区分=02：小規模農場の値	
				牛_肉用_報告数_うち左記以外	ChohyoS hutsuryo kuKo__c	Komoku9	EN-080.牛（肉用）農場数 EN-080.牛（肉用）農場頭羽数	農場規模区分=03：大規模、小規模農場以外 などの値	
				水牛_報告数	ChohyoS hutsuryo kuKo__c	Komoku1 0	EN-080.水牛報告農場数 EN-080.水牛報告頭羽数		
				水牛_報告数_うち大規模	ChohyoS hutsuryo kuKo__c	Komoku1 1	EN-080.水牛農場数 EN-080.水牛農場頭羽数	農場規模区分=01：大規模農場の値	
				水牛_報告数_うち小規模	ChohyoS hutsuryo kuKo__c	Komoku1 2	EN-080.水牛農場数 EN-080.水牛農場頭羽数	農場規模区分=02：小規模農場の値	
				水牛_報告数_うち左記以外	ChohyoS hutsuryo kuKo__c	Komoku1 3	EN-080.水牛農場数 EN-080.水牛農場頭羽数	農場規模区分=03：大規模、小規模農場以外 などの値	
				鹿_報告数	ChohyoS hutsuryo kuKo__c	Komoku1 4	EN-080.鹿報告農場数 EN-080.鹿報告頭羽数		
				鹿_報告数_うち大規模	ChohyoS hutsuryo kuKo__c	Komoku1 5	EN-080.鹿農場数 EN-080.鹿農場頭羽数	農場規模区分=01：大規模農場の値	

		鹿_報告数_うち小規模	ChohyoS hutsuryo kuKo__c	Komoku1 6	EN-080.鹿農場数 EN-080.鹿農場頭羽数	農場規模区分=02：小規模農場の値
		鹿_報告数_うち左記以外	ChohyoS hutsuryo kuKo__c	Komoku1 7	EN-080.鹿農場数 EN-080.鹿農場頭羽数	農場規模区分=03：大規模、小規模農場以外 などの値
		馬_報告数	ChohyoS hutsuryo kuKo__c	Komoku1 8	EN-080.馬報告農場数 EN-080.馬報告頭羽数	
		馬_報告数_うち大規模	ChohyoS hutsuryo kuKo__c	Komoku1 9	EN-080.馬農場数 EN-080.馬農場頭羽数	農場規模区分=01：大規模農場の値
		馬_報告数_うち小規模	ChohyoS hutsuryo kuKo__c	Komoku2 0	EN-080.馬農場数 EN-080.馬農場頭羽数	農場規模区分=02：小規模農場の値
		馬_報告数_うち左記以外	ChohyoS hutsuryo kuKo__c	Komoku2 1	EN-080.馬農場数 EN-080.馬農場頭羽数	農場規模区分=03：大規模、小規模農場以外 などの値
		めん羊_報告数	ChohyoS hutsuryo kuKo__c	Komoku2 2	EN-080.めん羊報告農場数 EN-080.めん羊報告頭羽数	
		めん羊_報告数_うち大規模	ChohyoS hutsuryo kuKo__c	Komoku2 3	EN-080.めん羊農場数 EN-080.めん羊農場頭羽数	農場規模区分=01：大規模農場の値
		めん羊_報告数_うち小規模	ChohyoS hutsuryo kuKo__c	Komoku2 4	EN-080.めん羊農場数 EN-080.めん羊農場頭羽数	農場規模区分=02：小規模農場の値
		めん羊_報告数_うち左記以外	ChohyoS hutsuryo kuKo__c	Komoku2 5	EN-080.めん羊農場数 EN-080.めん羊農場頭羽数	農場規模区分=03：大規模、小規模農場以外 などの値
		山羊_報告数	ChohyoS hutsuryo kuKo__c	Komoku2 6	EN-080.山羊報告農場数 EN-080.山羊報告頭羽数	
		山羊_報告数_うち大規模	ChohyoS hutsuryo kuKo__c	Komoku2 7	EN-080.山羊農場数 EN-080.山羊農場頭羽数	農場規模区分=01：大規模農場の値
		山羊_報告数_うち小規模	ChohyoS hutsuryo kuKo__c	Komoku2 8	EN-080.山羊農場数 EN-080.山羊農場頭羽数	農場規模区分=02：小規模農場の値
		山羊_報告数_うち左記以外	ChohyoS hutsuryo kuKo__c	Komoku2 9	EN-080.山羊農場数 EN-080.山羊農場頭羽数	農場規模区分=03：大規模、小規模農場以外 などの値
		豚_報告数	ChohyoS hutsuryo kuKo__c	Komoku3 0	EN-080.豚報告農場数 EN-080.豚報告頭羽数	
		豚_報告数_うち大規模	ChohyoS hutsuryo kuKo__c	Komoku3 1	EN-080.豚農場数 EN-080.豚農場頭羽数	農場規模区分=01：大規模農場の値
		豚_報告数_うち小規模	ChohyoS hutsuryo kuKo__c	Komoku3 2	EN-080.豚農場数 EN-080.豚農場頭羽数	農場規模区分=02：小規模農場の値

		豚_報告数_うち左記以外	ChohyoS hutsuryo kuKo__c	Komoku3 3	EN-080.豚農場数 EN-080.豚農場頭羽数	農場規模区分=03：大規模、小規模農場以外 などの値
		いのしし_報告数	ChohyoS hutsuryo kuKo__c	Komoku3 4	EN-080.いのしし報告農場数 EN-080.いのしし報告頭羽数	
		いのしし_報告数_うち大規模	ChohyoS hutsuryo kuKo__c	Komoku3 5	EN-080.いのしし農場数 EN-080.いのしし農場頭羽数	農場規模区分=01：大規模農場の値
		いのしし_報告数_うち小規模	ChohyoS hutsuryo kuKo__c	Komoku3 6	EN-080.いのしし農場数 EN-080.いのしし農場頭羽数	農場規模区分=02：小規模農場の値
		いのしし_報告数_うち左記以外	ChohyoS hutsuryo kuKo__c	Komoku3 7	EN-080.いのしし農場数 EN-080.いのしし農場頭羽数	農場規模区分=03：大規模、小規模農場以外 などの値
		鶏_採卵_報告数	ChohyoS hutsuryo kuKo__c	Komoku3 8	EN-080.鶏（採卵）報告農場数 EN-080.鶏（採卵）報告頭羽数	
		鶏_採卵_報告数_うち大規模	ChohyoS hutsuryo kuKo__c	Komoku3 9	EN-080.鶏（採卵）農場数 EN-080.鶏（採卵）頭羽数	農場規模区分=01：大規模農場の値
		鶏_採卵_報告数_うち小規模	ChohyoS hutsuryo kuKo__c	Komoku4 0	EN-080.鶏（採卵）農場数 EN-080.鶏（採卵）頭羽数	農場規模区分=02：小規模農場の値
		鶏_採卵_報告数_うち左記以外	ChohyoS hutsuryo kuKo__c	Komoku4 1	EN-080.鶏（採卵）農場数 EN-080.鶏（採卵）頭羽数	農場規模区分=03：大規模、小規模農場以外 などの値
		鶏_肉用_報告数	ChohyoS hutsuryo kuKo__c	Komoku4 2	EN-080.鶏（肉用）報告農場数 EN-080.鶏（肉用）報告頭羽数	
		鶏_肉用_報告数_うち大規模	ChohyoS hutsuryo kuKo__c	Komoku4 3	EN-080.鶏（肉用）農場数 EN-080.鶏（肉用）頭羽数	農場規模区分=01：大規模農場の値
		鶏_肉用_報告数_うち小規模	ChohyoS hutsuryo kuKo__c	Komoku4 4	EN-080.鶏（肉用）農場数 EN-080.鶏（肉用）頭羽数	農場規模区分=02：小規模農場の値
		鶏_肉用_報告数_うち左記以外	ChohyoS hutsuryo kuKo__c	Komoku4 5	EN-080.鶏（肉用）農場数 EN-080.鶏（肉用）頭羽数	農場規模区分=03：大規模、小規模農場以外 などの値
		あひる_報告数	ChohyoS hutsuryo kuKo__c	Komoku4 6	EN-080.あひる報告農場数 EN-080.あひる報告頭羽数	
		あひる_報告数_うち大規模	ChohyoS hutsuryo kuKo__c	Komoku4 7	EN-080.あひる農場数 EN-080.あひる農場頭羽数	農場規模区分=01：大規模農場の値
		あひる_報告数_うち小規模	ChohyoS hutsuryo kuKo__c	Komoku4 8	EN-080.あひる農場数 EN-080.あひる農場頭羽数	農場規模区分=02：小規模農場の値
		あひる_報告数_うち左記以外	ChohyoS hutsuryo kuKo__c	Komoku4 9	EN-080.あひる農場数 EN-080.あひる農場頭羽数	農場規模区分=03：大規模、小規模農場以外 などの値

		うずら_報告数	ChohyoS hutsuryo kuKo__c	Komoku5 0	EN-080.うずら報告農場数 EN-080.うずら報告頭羽数	
		うずら_報告数_うち大規模	ChohyoS hutsuryo kuKo__c	Komoku5 1	EN-080.うずら農場数 EN-080.うずら農場頭羽数	農場規模区分=01：大規模農場の値
		うずら_報告数_うち小規模	ChohyoS hutsuryo kuKo__c	Komoku5 2	EN-080.うずら農場数 EN-080.うずら農場頭羽数	農場規模区分=02：小規模農場の値
		うずら_報告数_うち左記以外	ChohyoS hutsuryo kuKo__c	Komoku5 3	EN-080.うずら農場数 EN-080.うずら農場頭羽数	農場規模区分=03：大規模、小規模農場以外 などの値
		きじ_報告数	ChohyoS hutsuryo kuKo__c	Komoku5 4	EN-080.きじ報告農場数 EN-080.きじ報告頭羽数	
		きじ_報告数_うち大規模	ChohyoS hutsuryo kuKo__c	Komoku5 5	EN-080.きじ農場数 EN-080.きじ農場頭羽数	農場規模区分=01：大規模農場の値
		きじ_報告数_うち小規模	ChohyoS hutsuryo kuKo__c	Komoku5 6	EN-080.きじ農場数 EN-080.きじ農場頭羽数	農場規模区分=02：小規模農場の値
		きじ_報告数_うち左記以外	ChohyoS hutsuryo kuKo__c	Komoku5 7	EN-080.きじ農場数 EN-080.きじ農場頭羽数	農場規模区分=03：大規模、小規模農場以外 などの値
		だちょう_報告数	ChohyoS hutsuryo kuKo__c	Komoku5 8	EN-080.だちょう報告農場数 EN-080.だちょう報告頭羽数	
		だちょう_報告数_うち大規模	ChohyoS hutsuryo kuKo__c	Komoku5 9	EN-080.だちょう農場数 EN-080.だちょう農場頭羽数	農場規模区分=01：大規模農場の値
		だちょう_報告数_うち小規模	ChohyoS hutsuryo kuKo__c	Komoku6 0	EN-080.だちょう農場数 EN-080.だちょう農場頭羽数	農場規模区分=02：小規模農場の値
		だちょう_報告数_うち左記以外	ChohyoS hutsuryo kuKo__c	Komoku6 1	EN-080.だちょう農場数 EN-080.だちょう農場頭羽数	農場規模区分=03：大規模、小規模農場以外 などの値
		ほろほろ鳥_報告数	ChohyoS hutsuryo kuKo__c	Komoku6 2	EN-080.ほろほろ鳥報告農場数 EN-080.ほろほろ鳥報告頭羽数	
		ほろほろ鳥_報告数_うち大規模	ChohyoS hutsuryo kuKo__c	Komoku6 3	EN-080.ほろほろ鳥農場数 EN-080.ほろほろ鳥農場頭羽数	農場規模区分=01：大規模農場の値
		ほろほろ鳥_報告数_うち小規模	ChohyoS hutsuryo kuKo__c	Komoku6 4	EN-080.ほろほろ鳥農場数 EN-080.ほろほろ鳥農場頭羽数	農場規模区分=02：小規模農場の値
		ほろほろ鳥_報告数_うち左記以外	ChohyoS hutsuryo kuKo__c	Komoku6 5	EN-080.ほろほろ鳥農場数 EN-080.ほろほろ鳥農場頭羽数	農場規模区分=03：大規模、小規模農場以外 などの値
		七面鳥_報告数	ChohyoS hutsuryo kuKo__c	Komoku6 6	EN-080.七面鳥報告農場数 EN-080.七面鳥報告頭羽数	

			七面鳥_報告数_うち大規模	ChohyoS hutsuryo kuKo__c	Komoku6 7	EN-080.七面鳥農場数 EN-080.七面鳥農場頭羽数	農場規模区分=01：大規模農場の値
			七面鳥_報告数_うち小規模	ChohyoS hutsuryo kuKo__c	Komoku6 8	EN-080.七面鳥農場数 EN-080.七面鳥農場頭羽数	農場規模区分=02：小規模農場の値
			七面鳥_報告数_うち左記以外	ChohyoS hutsuryo kuKo__c	Komoku6 9	EN-080.七面鳥農場数 EN-080.七面鳥農場頭羽数	農場規模区分=03：大規模、小規模農場以外 などの値

国定期報告公表用帳票（県別）_[都道府県コード]_[都道府県名]_[年度]_[タイムスタンプ].xlsx

(2)飼養衛生管理基準の遵守状況

① 牛

対象農場数				
乳用	全体		うち大規模	
肉用	全体		うち大規模	

	1家畜所有者の責務			2家畜防疫に関する最新情報の把握及び衛生管理の実践			
	①関係法令の遵守	②地域の畜産関係者との協力	③飼養衛生管理者との連絡体制の確保	①家保等から提供される情報の確認	②講習会等による家畜防疫情報の把握	③飼養衛生管理の定期的な点検	④衛生管理区域等を明示した農場平面図の作成
	4記録の作成及び保管						
	①立入者に関する記録の作成・保管	②消毒の実施に関する記録の作成・保管	③立入者の海外渡航記録の作成・保管	④従事者の海外渡航記録の作成・保管	⑤家畜の導入に関する記録の作成・保管	⑥家畜の移動に関する記録の作成・保管	⑦家畜の異状に関する記録の作成・保管
	7家畜伝染病の発生リスクの高まりに対する準備	8衛生管理区域の設定			9放牧制限の準備	10埋却等の準備	11愛玩動物の飼養禁止
		①衛生管理区域の境界の明瞭化	②適切な衛生管理区域の設定	③出入口等の適正配置			
	16衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置並びに使用			17衛生管理区域に立ち入る車両の消毒等		18他の畜産施設等で使用した物品を衛生管理区域に持ち込む際の措置	19海外で使用了た衣服等を衛生管理区域に持ち込む際の措置
	①衛生管理区域専用の衣服・靴の設置・使用	②更衣による交差汚染の防止	③衣服・靴の洗浄・消毒	①車両の消毒	②車内における交差汚染の防止		
	23畜舎に立ち入る者の手指消毒等	24畜舎の入口における靴の交換又は消毒		25器具の定期的な清掃又は消毒等		26畜舎への不必要な物品の持込み制限	27死体保管場所への野生動物の侵入防止
		①畜舎専用の靴の設置又は消毒	②汚れた靴の洗浄・消毒	①器具の定期的な清掃・消毒	②使用物品の1頭ごとの交換等		

	3飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者等への周知徹底		
⑤家保の指導の遵守	①マニュアルの作成	②看板設置等の措置	③従事者への衛生情報の周知徹底
	5大規模所有者が講ずる措置		6獣医師等の健康管理指導
⑩農場指導に関する記録の作成・保管	①通報ルールの作成等	②畜舎ごとの飼養衛生管理者の配置	
12密飼いの防止	13衛生管理区域への必要のない者の立入制限	14他の畜産施設等に立ち入った者等の衛生管理区域への立入制限	15衛生管理区域に立ち入る者の手指消毒等
20飲用水の給与	21安全な資材の利用	22家畜を導入する際の健康観察等	
		①導入元の疾病発生状況等の確認	②導入家畜の隔離の実施
28給餌施設等への野生動物の排せつ物等の混入防止	29ねずみ及び害虫の駆除	30衛生管理区域内の整理整頓及び消毒	
		①ねずみ等の隠れ場所の一掃	②資材等の整理整頓及び敷地の消毒

	31 畜舎等施設の清掃及び消毒	32 毎日の家畜の健康観察	33 衛生管理区域から退出する者の手指消毒等	34 衛生管理区域から退出する車両の消毒	35 衛生管理区域から搬出する物品の消毒等	36 家畜の出荷又は移動時の健康観察	
						①家畜の移動前の健康観察	②死体・排せつ物の移動時の漏出防止
	38 特定症状以外の異常が確認された場合の出荷・移動の停止						
	①症状増加時の受診等	②症状増加時の出荷・移動の制限	③監視伝染病確認時の家保の指導の遵守	④その他異状の確認時の受診等			

37特定症状が確認された場合の早期通報並びに出荷及び移動の停止		
①特定症状の 早期通報	②特定症状発見時の 出荷・移動の制限	③特定症状発見時の 物品の持出し制限

② 豚	対象農場数						
	全体		うち大規模				
	1 家畜所有者の責務			2 家畜防疫に関する最新情報の把握及び衛生管理の実践			
	①関係法令の遵守	②地域の畜産関係者との協力	③ 飼養衛生管理者との連絡体制の確保	①家保等から提供される情報の確認	②講習会等による家畜防疫情報の把握	③飼養衛生管理の定期的な点検	④衛生管理区域等を明示した農場平面図の作成
	4記録の作成及び保管						
	①立入者に関する記録の作成・保管	②消毒の実施に関する記録の作成・保管	③立入者の海外渡航記録の作成・保管	④従事者の海外渡航記録の作成・保管	⑤家畜の導入に関する記録の作成・保管	⑥家畜の移動に関する記録の作成・保管	⑦家畜の異状に関する記録の作成・保管
	6獣医師等の健康管理指導	7家畜伝染病の発生リスクの高まりに対する準備	8衛生管理区域の設定			9放牧制限の準備	10埋却等の準備
			①衛生管理区域の境界の明瞭化	②適切な衛生管理区域の設定	③出入口等の適正配置		
	15衛生管理区域に立ち入る者の手指消毒等	16衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置並びに使用			17衛生管理区域に立ち入る車両の消毒等		18他の畜産施設等で使用した物品を衛生管理区域に持ち込む際の措置
		①衛生管理区域専用の衣服・靴の設置・使用	②更衣による交差汚染の防止	③衣服・靴の洗浄・消毒	①車両の消毒	②車内における交差汚染の防止	
	21 処理済みの飼料の利用			22安全な資材の利用	23衛生管理区域への野生動物の侵入防止		
	①食品循環資源の適正処理	②加熱後の交差汚染防止	③未加熱飼料の持込み制限		①防護柵の設置等	②定期点検・修繕	③防護柵周囲の除草

	3飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者等への周知徹底		
⑤家保の指導の遵守	①マニュアルの作成	②看板設置等の措置	③従事者への衛生情報の周知徹底
	5大規模所有者が講ずる措置		
⑩農場指導に関する記録の作成・保管	①通報ルールを作成等	②畜舎ごとの飼養衛生管理者の配置	③対応計画の策定
11愛玩動物の飼養禁止	12密飼いの防止	13衛生管理区域への必要のない者の立入制限	14他の畜産施設等に立ち入った者等の衛生管理区域への立入制限
19海外で使用了た衣服等を衛生管理区域に持ち込む際の措置	20飲用水の給与		
24家畜を導入する際の健康観察等		25畜舎に立ち入る者の手指消毒等	
①導入元の疾病発生状況等の確認	②導入家畜の隔離の実施		

	26畜舎ごとの専用の衣服及び靴の設置並びに使用				27器具の定期的な清掃又は消毒等		28
	①畜舎専用の衣服・靴の設置・使用	②更衣時の交差汚染の防止	③畜舎内外での作業者の区分等	④汚れた衣服・靴の洗浄・消毒等	①器具の定期的な清掃・消毒	②使用物品の1頭ごとの交換等	①畜舎への不必要な物品の持込み制限
	29野生動物侵入防止のためのネット等の設置等			30給餌施設等への野生動物の排せつ物等の混入防止	31ねずみ及び害虫の駆除		32衛生管理区域内の
	①防鳥ネット等の設置	②定期点検・修繕	③放牧場の給餌場所における防鳥ネットの設置等		①殺そ剤・殺虫剤の散布、粘着シートの設置等	②畜舎の破損箇所の修繕	①ねずみ等の隠れ場所の一掃
	36衛生管理区域から退出する車両の消毒	37衛生管理区域から搬出する物品の消毒等	38家畜の出荷又は移動時の健康観察		39特定症状が確認された場合の早期通報並びに出荷及び移動の停止		
			①家畜の移動前の健康観察	②死体・排せつ物の移動時の漏出防止	①特定症状の早期通報	②特定症状発見時の出荷・移動の制限	③特定症状発見時の物品の持出し制限
28畜舎外での病原体による汚染防止							
①畜舎への不必要な物品の持込み制限	②畜舎間移動の際のケージ・リフト等の使用	③畜舎出入口における重機・一輪車等の洗浄・消毒					
32衛生管理区域内の整理整頓及び消毒		33畜舎等施設の清掃及び消毒	34毎日の家畜の健康観察	35衛生管理区域から退出する者の手指消毒等			
①ねずみ等の隠れ場所の一掃	②資材等の整理整頓及び敷地の消毒						
荷及び移動の停止							
40特定症状以外の異常が確認された場合の出荷・移動の停止							
③特定症状発見時の物品の持出し制限	①症状増加時の受診等	②症状増加時の出荷・移動の制限	③監視伝染病確認時の家保の指導の遵守	④その他異状の確認時の受診等			

③ 鶏	対象農場数							
	採卵	全体		うち大規模				
	肉用	全体		うち大規模				

	1 家畜所有者の責務			2 家畜防疫に関する最新情報の把握及び衛生管理の実践			
	①関係法令の遵守	②地域の畜産関係者との協力	③ 飼養衛生管理者との連絡体制の確保	①家保等から提供される情報の確認	②講習会等による家畜防疫情報の把握	③飼養衛生管理の定期的な点検	④衛生管理区域等を明示した農場平面図の作成

	4記録の作成及び保管						
	①立入者に関する記録の作成・保管	②消毒の実施に関する記録の作成・保管	③立入者の海外渡航記録の作成・保管	④従事者の海外渡航記録の作成・保管	⑤家さんの導入に関する記録の作成・保管	⑥家さんの移動に関する記録の作成・保管	⑦家さんの異状に関する記録の作成・保管

	6獣医師等の健康管理指導	7衛生管理区域の設定			8埋却等の準備	9愛玩動物の飼養禁止	10密飼いの防止
		①衛生管理区域の境界の明瞭化	②適切な衛生管理区域の設定	③出入口等の適正配置			

	14衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置並びに使用			15衛生管理区域に立ち入る車両の消毒等		16他の畜産施設等で使用した物品を衛生管理区域に持ち込む際の措置	17海外で使用了た衣服等を衛生管理区域に持ち込む際の措置
	①衛生管理区域専用の衣服・靴の設置・使用	②更衣による交差汚染の防止	③衣服・靴の洗浄・消毒	①車両の消毒	②車内における交差汚染の防止		

	21 家さん舎ごとの専用の靴の設置並びに使用				22器具の定期的な清掃又は消毒等	23家さん舎への不必要な物品の持込み制限	24野生動物侵入防止の
	①家さん舎ごとの専用の靴の設置等	②更衣時の交差汚染の防止	③家さん舎内外での作業者の区別等	④汚れた靴の洗浄・消毒			①防鳥ネット等の設置

	3飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者等への周知徹底		
⑤家保の指導の遵守	①マニュアルの作成	②看板設置等の措置	③従事者への衛生情報の周知徹底
	5大規模所有者が講ずる措置		
⑩農場指導に関する記録の作成・保管	①通報ルールの作成等	②畜舎ごとの飼養衛生管理者の配置	③対応計画の策定
11衛生管理区域への必要のない者の立入制限	12他の畜産施設等に立ち入った者等の衛生管理区域への立入制限	13衛生管理区域に立ち入る者の手指消毒等	
18飲用水の給与	19家きんを導入する際の健康観察等		20家きん舎に立ち入る者の手指消毒等
	①導入元の疾病発生状況等の確認	②導入家きんの隔離の実施	
ためのネット等の設置等	25給餌施設等への野生動物の排せつ物等の混入防止	26ねずみ及び害虫の駆除	
②定期点検・修繕		①殺そ剤・殺虫剤の散布、粘着シートの設置等	②家きん舎の破損箇所の修繕

	27衛生管理区域内の整理整頓及び消毒		28家きん等施設の清掃及び消毒	29毎日の家きんの健康観察	30衛生管理区域から退出する者の手指消毒等	31衛生管理区域から退出する車両の消毒	32衛生管理区域から搬出する物品の消毒等
	①ねずみ等の隠れ場所の一扫	②資材等の整理整頓及び敷地の消毒					
	34特定症状が確認された場合の早期通報並びに出荷及び移動の停止			35特定症状以外の異常が確認された場合の出荷・移動の停止			
	①特定症状の早期通報	②特定症状発見時の出荷・移動の制限	③特定症状発見時の物品の持出し制限	①症状増加時の受診等	②症状増加時の出荷・移動の制限	③監視伝染病確認時の家保の指導の遵守	④その他異状の確認時の受診等

33家さんの出荷又は移動時の健康観察	
①家さんの移動前の健康観察	②死体・排せつ物の移動時の漏出防止

④ 馬	対象農場数						
	全体		うち大規模				
	1 家畜所有者の責務			2 家畜防疫に関する最新情報の把握及び衛生管理の実践			
	①関係法令の遵守	②地域の馬所有者等との協力	③ 飼養衛生管理者との連絡体制の確保	①家保等から提供される情報の確認	②講習会等による家畜防疫情報の把握	③飼養衛生管理の定期的な点検	④衛生管理区域等を明示した農場平面図の作成
	4記録の作成及び保管						
	①立入者に関する記録の作成・保管	②消毒の実施に関する記録の作成・保管	③立入者の海外渡航記録の作成・保管	④従事者の海外渡航記録の作成・保管	⑤馬の導入に関する記録の作成・保管	⑥馬の移動に関する記録の作成・保管	⑦馬の異状に関する記録の作成・保管
	6衛生管理区域の設定			7衛生管理区域への必要のない者への立入制限	8他の馬飼養施設等に立ち入った者の衛生管理区域への立入制限	9衛生管理区域に立ち入る者の手指消毒等	10衛生管理区域に立入る車両の消毒等
	①衛生管理区域の境界の明瞭化	②適切な衛生管理区域の設定	③出入口等の適正配置				
	14馬を導入する際の健康観察等		15厩舎に立ち入る者の手指消毒等	16厩舎の入口における靴の交換又は消毒		17器具の定期的な清掃・消毒等	18厩舎への不必要な物品の持込み制限
	①導入元の疾病発生状況の確認	②導入家畜の隔離の実施		①厩舎専用の靴の設置又は消毒	②汚れた靴の洗浄・消毒		
	22厩舎等施設の清掃及び消毒	23毎日の馬の健康観察	24衛生管理区域から退出する者の手指消毒等	25衛生管理区域から退出する車両の消毒	26衛生管理区域から搬出する物品の消毒等	27馬の出荷又は移動時の健康観察	
						①馬の移動前の健康観察	②死体・排せつ物の移動時の漏出防止
※ 対象農場数とは、(1)における報告農場から小規模農場を除いた農場数(ただし、牛・豚・鶏の51については、大規模農場のみが対象となる)。							
※ 遵守農場数は、当該年の法第12条の4第1項の規定による定期の報告において、「家畜の飼養に係る衛生管理の状況等に関する各種様式について」(令和3年10月4日付け3消安第3499号農林水産省消費・安全局長通知)の別添1の「2. 飼養衛生管理基準の遵守状況」のそれぞれのチェック項目を遵守している3()内は遵守農場数を、対象農場数で除した遵守率。							
※ 1農場に複数の畜種を飼養している場合、畜種ごとに1農場として集計(ただし、小規模農場に該当する畜種については集計しない)。							

③飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者等への周知徹底			
⑤家保の指導の遵守	①マニュアルの作成	②看板設置等の措置	③従事者への衛生情報の周知徹底
	⑤獣医師等の健康管理指導		
⑩農場指導に関する記録の作成・保管			
11 他の馬飼養施設等で使用した物品の消毒等	12 海外で使用了衣服等を衛生管理区域に持ち込む際の措置	13 飲用水の給与	
19 死体保管場所への野生動物の侵入防止	20 給餌施設等への野生動物の排せつ物等の混入防止	21 衛生管理区域内の整理整頓及び消毒	
		①ねずみ等の隠れ場所の一掃	②資材等の整理整頓及び敷地の消毒
28 異常が確認された場合の出荷・移動の停止			
①症状増加時の受診等	②症状増加時の出荷・移動の制限	③監視伝染病確認時の家保の指導の遵守	④その他異状の確認時の受診等

又は該当しないと報告のあった農場数。

2. 家畜防疫員の確保の状況

総計 A+B+ C+D	獣 医 師																	獣医師以外の者 D
	合計 A+B+ C	地 方 公 共 団 体											民 間 団 体				個人診療 C	
		計 A	都 道 府 県					保健所	市町村	その他	計 B	農業共済団体	農業協同組合	その他				
			本 庁			地方農林事務所等	家畜保健衛生所								畜産試験場等	地方衛生研究所		
			家畜衛生関係	公衆衛生関係	その他													

※ 複数の分野の業務を行っている非常勤の者については、主として行っている業務の所属員として集計。 (単位:人)

3. 法12条の4の規定による定期報告状況

報告対象農場数(戸)※	報告農場数(戸)	未報告農場数(戸)	提出率(%)

※ 報告対象農場数とは、各都道府県に所在する対象家畜の飼養農場数

別添要件6

飼養衛生管理等支援システム 機能				
#	機能分類	機能名	定義	機能要件
1	アカウント	認証機能 (生産者ユーザ)	生産者ユーザが飼養衛生管理等支援システムへのログインを実現する機能	・デジタル庁の法人共通認証基盤を介して、シングルサインオンにより認証をできること ・飼養衛生管理等支援システムにログインをしようと、かつ法人認証基盤でのID発行がなされていない生産者については、法人認証基盤でのID発行を促し、ワンスオンリーの観点でID発行手続が煩雑にならないよう配慮すること ・ID、パスワード、及びメールによるワンタイムパスワード等を利用した二要素認証により認証ができること
2	アカウント	認証機能 (生産者ユーザ)	初回ログイン時にプライバシーポリシーへ同意させる機能	・eMAFFへの初回ログイン時にプライバシーポリシーへの同意を求める仕組みを実装すること。
3	アカウント	認証機能 (行政機関利用者・管理者ユーザ)	行政機関利用者ユーザ及び管理者ユーザが飼養衛生管理等支援システムへのログインを実現する機能	・ID、パスワード、及びメールにより認証ができること
4	アカウント	アカウント発行・管理機能 (生産者ユーザ)	生産者ユーザのアカウントを発行・管理する機能	・法人共通認証基盤を介して新規にアクセスされた生産者について、飼養衛生管理等支援システムとしてのアカウントIDを自動で生成できること ・生産者のアカウントについて、下記いずれかの方法で身元確認ができること： ①身元証明書等をアップロードし、別途生産者に本人限定受取郵便等で郵送されたパスワードをシステムに入力することにより身元確認を行う ②身元証明書等をアップロードの際に、併せてタイムスタンプ付きでリアルタイム性が保証された顔写真をアップロードすることで、身元確認を行う ③身元確認登録権限のある行政機関利用者（自治体等）に対して、対面で身分証明書等を提示することで身元確認を行う※ なお、身元確認の際は、提示された身分証明書等の情報とシステムで保有するデータとの名寄せが必要となる ・生産者におけるアカウントIDでは生産者の属性情報（氏名、住所、連絡先など）や飼養衛生管理等支援システムで申請された手続の履歴に加え、身元確認がなされたアカウントについては、生産者のアカウントと、過去データとして移行された情報等を紐づけることができること ・生産者の死亡や承継等の際には、アカウントを無効化できること。また、一時的な利用停止や、有効期間（開始日、終了日）の設定を行うこと
5	アカウント	アカウント発行・管理機能 (生産者ユーザ)	生産者ユーザのアカウントを発行・管理する機能	閲覧権限の詳細設定 ・経営体の管理者が経営体内のメンバー（非正規職員職員等）に対して個票単位の閲覧権限を制御すること。
6	アカウント	アカウント発行・管理機能 (生産者ユーザ)	生産者ユーザのアカウントを発行・管理する機能	構成員区分管理 ・大規模な経営体（法人等）を統廃合する場合に、経営体の構成員区分の見直しを分かり易く設定変更でできるように検討すること。 ・法人等は、零細農家の集まりであったり、年齢層が高めであったりするため、全員が飼養衛生管理等支援システムにログインすることは難しく、代表者 3 名程度がログインして利用することを前提に、以下の方式等を検討すること。 ・経営体プロフィールの法人等版を作る際、名簿をアップロードすることで構成員を管理すること。

飼養衛生管理等支援システム 機能				
#	機能分類	機能名	定義	機能要件
7	アカウント	アカウント発行・管理機能 (生産者ユーザ)	生産者ユーザのアカウントを発行・管理する機能	経営体プロフィールの属性管理 ・審査において職権修正が行われた場合、経営体プロフィールに所属する本人（管理者・副管理者）に通知すること。また、職権修正をおこなった組織名や担当者、および変更内容を確認できること。 ・農家プロフィールの公開向けと非公開を分けて管理すること。 ・屋号の構成メンバを管理できること、および代表者変更等が発生した場合に承継できること。また、屋号における身元確認方法を整理し運用フローの建付けをおこなうこと。
8	アカウント	アカウント発行・管理機能 (生産者ユーザ)	生産者ユーザのアカウントを発行・管理する機能	・利用者がログイン時に、利用者のアカウントが凍結されている場合、利用者自身がアカウントが凍結されている旨を確認できる画面を作成すること。
9	アカウント	アカウント発行・管理機能 (生産者ユーザ)	生産者ユーザのアカウントを発行・管理する機能	・生産者の本人確認を再度実施することによって、行政機関利用者側で凍結されたアカウントを解除することができる画面を作成すること。
10	アカウント	アカウント発行・管理機能 (生産者ユーザ)	生産者ユーザのアカウントを発行・管理する機能	・アカウントの凍結と解除の運用方法については、農林水産省と協議のうえ、確定すること。
11	アカウント	アカウント発行・管理機能 (生産者ユーザ)	生産者ユーザのアカウントを発行・管理する機能	・他省庁のシステムと経営体情報を連携する場合、本人の同意により他省庁のシステム上でも経営体情報を閲覧できる仕組みを検討すること。
12	アカウント	アカウント発行・管理機能 (生産者ユーザ)	生産者ユーザのアカウントを発行・管理する機能	・運転免許証のICチップを利用した本人確認を実現すること。
13	アカウント	アカウント発行・管理機能 (生産者ユーザ)	生産者ユーザのアカウントを発行・管理する機能	・権利能力なき社団について、実態があるかの確認と代表者制の確認を行う運用を検討すること。
14	アカウント	アカウント発行・管理機能 (生産者ユーザ)	生産者ユーザのアカウントを発行・管理する機能	・マイナポータルを利用した本人確認について、実証を行うこと。
15	アカウント	アカウント発行・管理機能 (生産者ユーザ)	生産者ユーザのアカウントを発行・管理する機能	・農林水産省で保持している資格情報をマイナポータルに連携する機能を実装すること。なお、マイナポータルで保持している資格情報を農林水産省に連携する機能については、実証を行うこと。
16	アカウント	アカウント発行・管理機能 (生産者ユーザ)	生産者ユーザのアカウントを発行・管理する機能	・経営体の属性管理における経営体プロフィールの公開・非公開設定について、日本政策金融公庫との協議で決定した要件を実現すること。
17	アカウント	アカウント発行・管理機能 (生産者ユーザ)	生産者ユーザのアカウントを発行・管理する機能	・行政機関利用者の申請項目の閲覧権限について、日本政策金融公庫との協議で決定した要件を実現すること。
18	アカウント	アカウント発行・管理機能 (生産者ユーザ)	生産者ユーザのアカウントを発行・管理する機能	・行政機関利用者が生産者を作成する際に年齢チェックを設けること。年齢チェックでNGが出た場合、警告画面を表示させて、それでも同意があった場合、登録できるようにすること。
19	アカウント	アカウント発行・管理機能 (行政機関利用者・管理者ユーザ)	行政機関利用者及び管理者ユーザのアカウントを発行・管理する機能	・行政職員等の行政機関利用者に対するアカウントID・初期パスワードの発行ができること ・行政機関外の審査機関（地域再生協議会など）に対しても、市町村担当者等の行政職員の管理者が必要に応じて、行政機関利用者権限アカウントの発行ができること ・アカウントの無効化や一時的な利用停止、有効期間（開始日、終了日）の設定を行う
20	アカウント	アカウント発行・管理機能 (行政機関利用者・管理者ユーザ)	行政機関利用者及び管理者ユーザのアカウントを発行・管理する機能	・行政機関利用者が、生産者IDを発行できること。 ・行政機関職員等が生産者IDを払い出す方法を整理し、必要な機能開発を行うこと。

飼養衛生管理等支援システム 機能				
#	機能分類	機能名	定義	機能要件
21	アカウント	アカウント発行・管理機能 (行政機関利用者・管理者ユーザ)	行政機関利用者及び管理者ユーザのアカウントを発行・管理する機能	・組織管理者「公的機関向け」と「一般機関向け」に識別できるように管理する。 ・組織管理者「公的機関向け」は、身元確認権限をもつ行政機関利用者IDを発行することができるが、組織管理者「一般機関向け」は、身元確認権限をもつ行政機関利用者IDを発行することが出来ないように制御する。 ※一般機関向けの組織に対して、関係のない個人プロフィールや経営体プロフィールを閲覧できないようにアクセス制御をおこなうこと。
22	アカウント	アカウント発行・管理機能 (行政機関利用者・管理者ユーザ)	行政機関利用者及び管理者ユーザのアカウントを発行・管理する機能	・国が運用するシステム上にeMAFF IDのログインボタンを作成することにより、都道府県、市区町村職員がログインする仕組みを検討すること。
23	アカウント	アカウント発行・管理機能 (行政機関利用者・管理者ユーザ)	行政機関利用者及び管理者ユーザのアカウントを発行・管理する機能	・職員の属性情報について、飼養衛生管理等支援システム本体で集中管理する仕組みを実現すること。
24	アカウント	アカウント発行・管理機能 (行政機関利用者・管理者ユーザ)	行政機関利用者及び管理者ユーザのアカウントを発行・管理する機能	・アカウントの無効・停止に関するやり取りについて、Excel/Wordでのやり取りを廃止して、飼養衛生管理等支援システム上で実施する機能を実現すること。
25	アカウント	アカウント発行・管理機能 (行政機関利用者・管理者ユーザ)	行政機関利用者及び管理者ユーザのアカウントを発行・管理する機能	・組織管理者が作成した自組織名義の経営体の閲覧・編集権限の改善を検討すること。
26	アカウント	アカウント発行・管理機能 (行政機関利用者・管理者ユーザ)	行政機関利用者及び管理者ユーザのアカウントを発行・管理する機能	・AD上の職員属性情報をeMAFF IdPに連携する。eMAFF IdP側として管理すべき職員属性と飼養衛生管理等支援システム等で利用している組織情報を整理し、人事異動等が発生した場合に円滑なアカウント管理が行えるようにすること。
27	アカウント	アカウント発行・管理機能 (行政機関利用者・管理者ユーザ)	行政機関利用者及び管理者ユーザのアカウントを発行・管理する機能	・組織管理者アカウントのオンボーディングについて、UI/UX分析・整理を行い、アカウント申請画面を構築し、セキュリティ対策に留意しつつ公開するなどアカウント取得支援策を講じること。
28	アカウント	アカウント発行・管理機能 (行政機関利用者・管理者ユーザ)	行政機関利用者及び管理者ユーザのアカウントを発行・管理する機能	・飼養衛生管理等支援システム、eMAFF営業支援ツールのいずれか、あるいは双方において、払い出されるべきアカウントの状況をより容易に確認でき、確実な割当設定を実現させる機能を実装すること。
29	アカウント	アカウント発行・管理機能 (行政機関利用者・管理者ユーザ)	行政機関利用者及び管理者ユーザのアカウントを発行・管理する機能	・アカウント申請及び引継ぎ処理において、メール認証等、組織管理者の洗い出し及び不正と思われるアカウントの払い出しを検出・防止する機能を実装すること。
30	共通	不正ドメイン利用チェック機能	私用メール等の不正なドメインが利用されていないかをチェックする	・職員マスタに自治体等組織の一般的なドメイン項目を整備・自動で照会する等仕組みを構築し、不正なドメイン利用と想定されるチェックのために、アカウント登録時にチェック及びアラート発信が行える仕様とすること。
31	アカウント	代理申請権限付与機能	本人生産者のアカウントとは別のアカウント（申請支援組織のアカウント）で代理申請を行うための権限設定を行う機能 （「付属書⑧ 1－2. 代理申請権限付与」参照）	・異なる別のアカウントに対して、代理申請が可能となる権限設定ができること ・代理申請を行うアカウントへの過去の申請情報の参照範囲、経営体情報の閲覧範囲の設定ができること

飼養衛生管理等支援システム 機能				
#	機能分類	機能名	定義	機能要件
32	アカウント	代理申請権限付与機能	本人生産者のアカウントとは別のアカウント（申請支援組織のアカウント）で代理申請を行うための権限設定を行う機能（「付属書⑧ 1－2. 代理申請権限付与」参照）	・法人共通認証基盤側にて、正規な行政書士であるか否かの情報を管理されるになるため、その情報を飼養衛生管理等支援システム側でデータ連携するようにすること。 ・代理申請機能を利用する時にも、代理申請をお願いする相手先方が、正規な行政書士であるか否かの情報の開示の対応することにより、なりすまし等による悪用を抑止できるように対応すること。 代理申請機関向け機能 ・大規模な代理申請組織による利用を想定した機能を検討すること。 ・代理申請組織内のメンバ管理 ・案件進捗管理 ・メール受信管理（案件担当グループが必要なメールや通知を受け取る仕組み） ・農業者から代理申請業者に依頼する際に、依頼先として指定する方法を再検討する。 ・メール受信管理については、現時点でメール通知が大量に発生することによる重要情報の見落とし等、運用面の課題が想定されており、令和3年の実運用を通じて課題対応を検討することとなっている。この点においては運用課題が顕在化する場合に対応方式を検討し、方式が確定次第 対応内容を協議のうえ、設計開発に着手すること。
33	アカウント	グループ登録機能	複数の生産者のアカウントをグループとして登録する機能	・複数の生産者のアカウントを束ね、グループとしてのアカウントを登録できること ・グループとして申請した情報や結果はグループ内の生産者アカウントから閲覧できること ・グループとしての申請ができること
34	アカウント	ユーザ権限管理機能	行政機関利用者ユーザ(管理担当)又は管理者ユーザが、飼養衛生管理等支援システムにおけるユーザのアカウント権限を管理する機能	・利用可能な機能や参照範囲等に関する権限設定をアカウントの種別毎にできること
35	共通	生産者情報管理・表示機能（生産者ユーザ）	生産者ユーザが、自身のプロフィール等の情報を登録・編集・参照する機能	・法人共通認証基盤から連携された個人情報参照できること ・農水省独自で管理する生産者情報（農家のプロフィール等）について、登録・編集できること ・生産者の属性情報を表示できること ・生産者の申請履歴やアップロードした添付資料の確認ができること
36	共通	生産者情報管理・表示機能（行政機関利用者・管理者ユーザ）	行政機関利用者ユーザ又は管理者ユーザが、生産者ユーザのプロフィール等の情報を登録・編集・参照する機能	・農水省独自で管理する生産者情報（農家のプロフィール等）について、登録編集できること ・生産者の属性情報を表示できること ・生産者の属性情報を一覧として表示できること ・一覧表については、各項目単位での並び替えやユーザ指定の条件による抽出表示に対応できること ・生産者の申請履歴やアップロードした添付資料の確認ができること（「アカウント発行管理機能（生産者ユーザ）」と統合してもよい）
37	共通	ログ管理機能	管理者ユーザがログイン履歴・操作ログ等を管理する機能	・権限のあるユーザが、全ユーザのログイン履歴（日時、ブラウザ、IPアドレス、ユーザ情報等）を閲覧できること ・権限のあるユーザが、全ユーザの操作履歴（日時、機能、ユーザ情報等）を取得し、閲覧できること ・項目単位に更新される前の情報を履歴として取得できること但し、重要度の高い限られた項目を対象とすること
38	経営体ID発行管理	経営体ID情報登録機能	飼養衛生管理等支援システムの利用有無に関わらず保持している農業者等の情報を登録する機能（「付属書⑧ 1－3. 経営体IDの一括登録機能」参照）	・制度ごとに固有のユニークキーにより一意に管理されている農業者等の情報を、飼養衛生管理等支援システムの利用有無に関わらず登録できること ・登録する際に、登録された全ての農業者等をユニークに管理する新たな「農家ID(仮)」を付与すること ・農家ID情報には、制度ごとの固有のIDを紐づけて管理できること ・1件1件の入力に加えて、一括登録ができること ・登録済の農業者等との重複判定チェックを行い、同一人物が重複登録されないようにすること ・登録される情報は農業者に限らず、林業、水産業等にも適用される可能性がある。 ・経営体単位の登録とするか、個人単位の登録とするかは、設計開始までに確定させることとする。

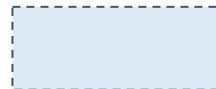
飼養衛生管理等支援システム 機能				
#	機能分類	機能名	定義	機能要件
39	経営体ID発行管理	経営体ID情報管理機能	登録されている経営体ID情報を参照、メンテナンスできる機能	- 登録されている農家ID情報を検索、参照、修正、削除ができること - 農家ID情報に、個別の制度の固有IDを追加で紐づけられること - 同一人物が登録されていることが検出された際には、IDの統合ができること
40	経営体ID発行管理	経営体ID情報管理機能	登録されている経営体ID情報を参照、メンテナンスできる機能	eMAFFアカウントと、eMAFFゴーストを自動統合する方法を今後検討すること。
41	経営体ID発行管理	共通申請ユーザと経営体IDの紐づけ	飼養衛生管理等支援システムの生産者と経営体IDをマッチングさせる機能 (「付属書⑧ 1－3. 経営体IDの一括登録機能」参照)	- 飼養衛生管理等支援システムを始めて利用する際に、法人共通認証基盤で登録された個人情報と、予め経営体ID情報として登録された個人情報で突合を行い、生産者IDと農家IDとのマッチングが自動でできること。 - なお、法人共通認証基盤でgBizエントリーとして登録したユーザの場合は、飼養衛生管理等支援システム上で身元確認が完了するまでは「仮マッチング」扱いとする。 - gBizプライムとして登録されたユーザ、及びgBizエントリーユーザであって飼養衛生管理等支援システム状態で身元確認が完了したユーザについては、生産者に農家IDが通知される。
42	経営体ID発行管理	紙生産者情報と経営体IDの紐づけ	紙申請された申請情報を経営体ID情報と紐づけて登録する機能	紙申請された申請情報を行政機関利用者が登録する際には、農家ID情報を検索し、生産者が予め登録されている場合には、該当の経営体IDに紐づけて申請情報を登録できること。
43	基盤	IdP認証基盤	－	- 飼養衛生プラットフォーム上にIdP認証基盤を構築すること。 - 将来的に各自治体が持っているアカウント情報と連携するため、アカウント情報を管理する基盤を構築すること。 - IdP認証基盤によって、飼養衛生管理等支援システムの認証を可能とすること。 - gBiz側での認証をもって、飼養衛生管理等支援システムの利用を可能とすること。 - サブシステムのログイン時に、IdP認証基盤による認証をもって、各システムの利用を可能とすること。 - メールアドレス以外での二要素認証への対応を可能にすること。 - 農林水産省が提供する行政サービスの円滑な運営、及びログの解析結果を確認のために、IdPから出力されたログの管理を行うこと。
44	基盤	IdP認証基盤	－	【職員属性情報のIdP連携の対応】 - 将来的に各自治体が持っているAD等アカウント情報と連携するため、アカウント情報を管理する基盤を構築すること。希望のあった職員（農水省、自治体）属性情報のIdP連携の試行対応をすること。
45	基盤	IdP認証基盤	－	【追加となる外部連携対応】 - 追加となる外部連携についてはIdP連携による認証を実施していくこと。
46	基盤	IdP認証基盤	－	【外部からのログイン信託機能】 - 外部IFからのログインによる接続について、情報信託機能としてスマホアプリにプッシュ通知等を行い、連携について、本人の同意を得る機能、同意を得た機能を確認して、取り消す機能を用意すること。
47	基盤	IdP認証基盤	－	【外部からのログイン信託機能】 - システム間での移行データのプライバシー対応について、本人同意有無があるかデータの由来元を管理するフラグ付けを行うなどの権限制御について検討すること。

■ 付属書② システム化業務フロー

凡例



利用者におけるプロセス



システムによる自動処理



プロセスの分岐点



データ（画像データ含む）



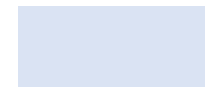
紙媒体（帳票等）



データベースへのデータ入力／
システム画面へのデータ出力



別のフローへ遷移



他システム利用範囲



プロセス遷移



データの流れ



プロセスの開始



プロセスの終了

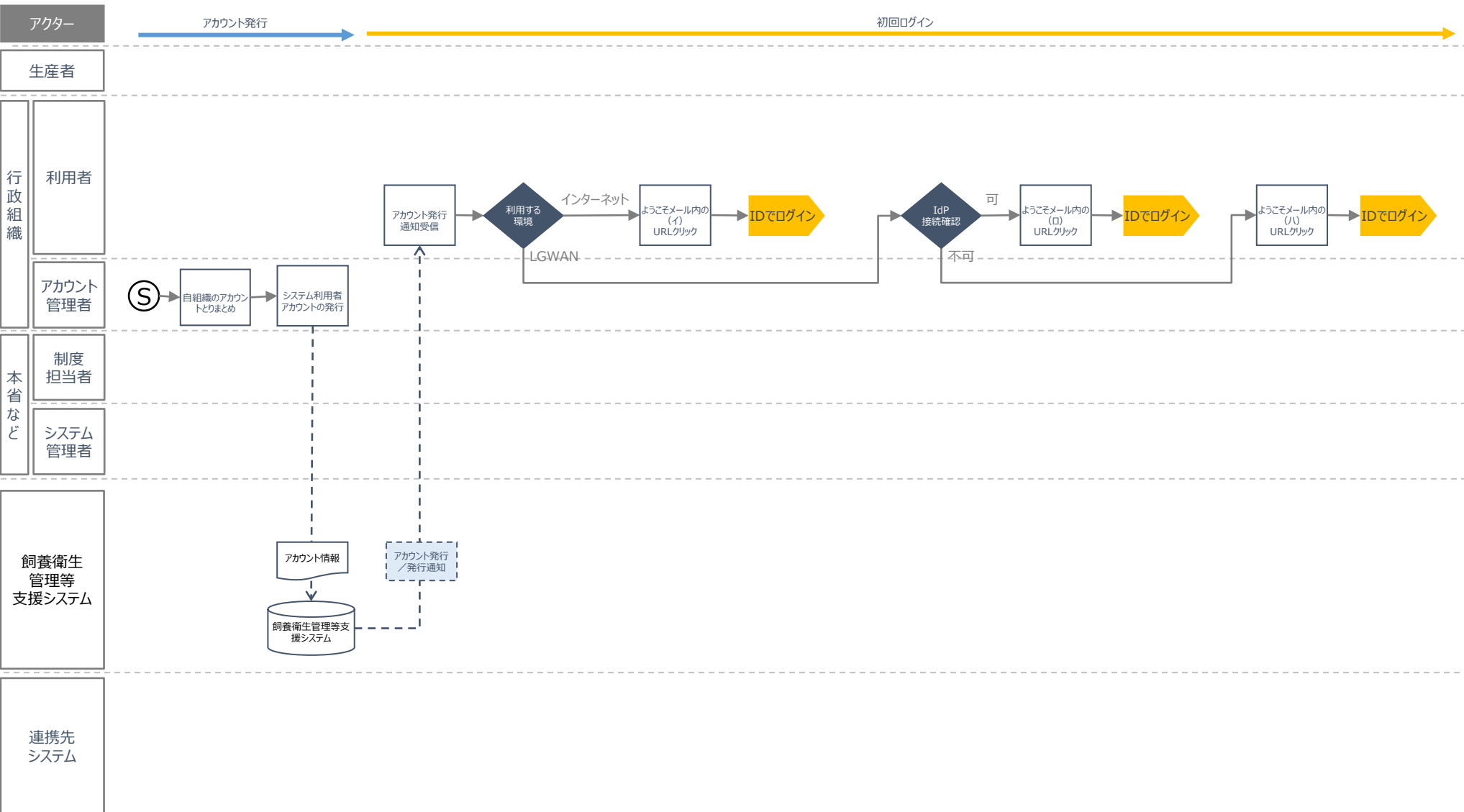


プロセスの次頁継続

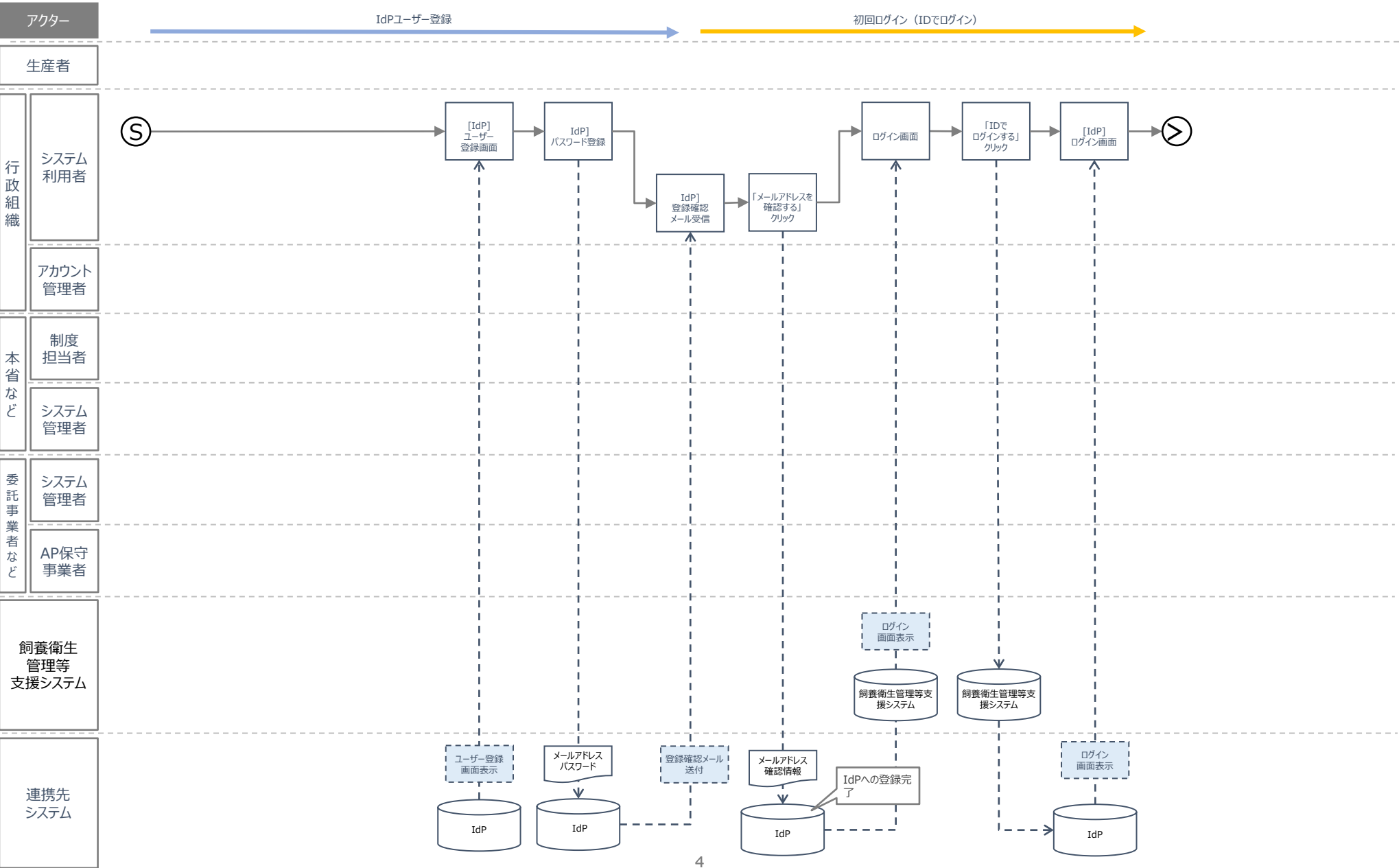


プロセスの前頁遷移

【1-1.アカウント管理】新規アカウント登録（行政機関、診療所、販売店）



【1-1.アカウント管理】新 IDで初回ログイン（生産者以外）①



【1-1.アカウント管理】新 IDで初回ログイン（生産者以外）②

アクター

初回ログイン（IDでログイン）

IdP 二要素認証登録

生産者

行政組織

システム利用者

アカウント管理者

制度担当者

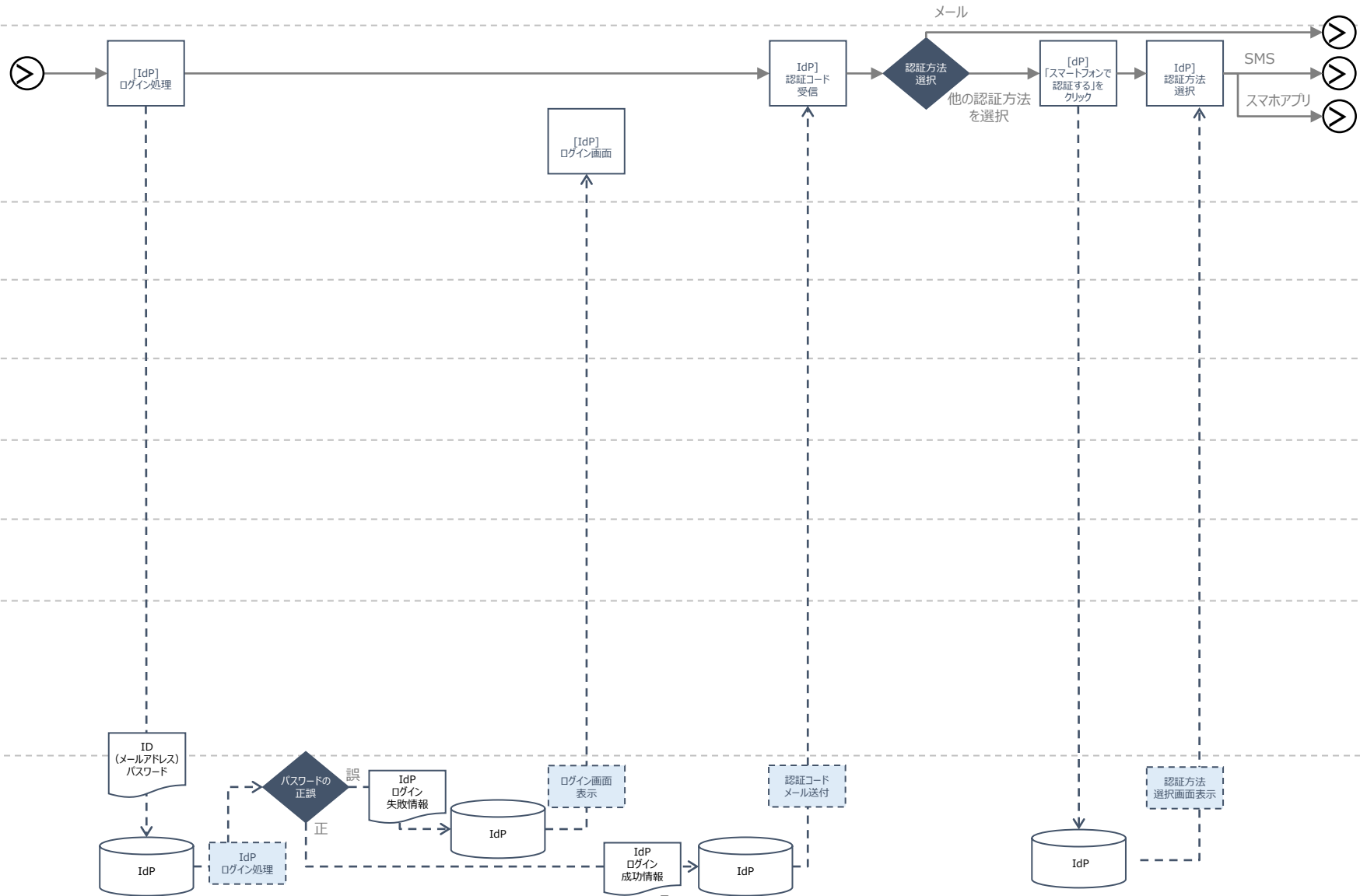
システム管理者

システム管理者

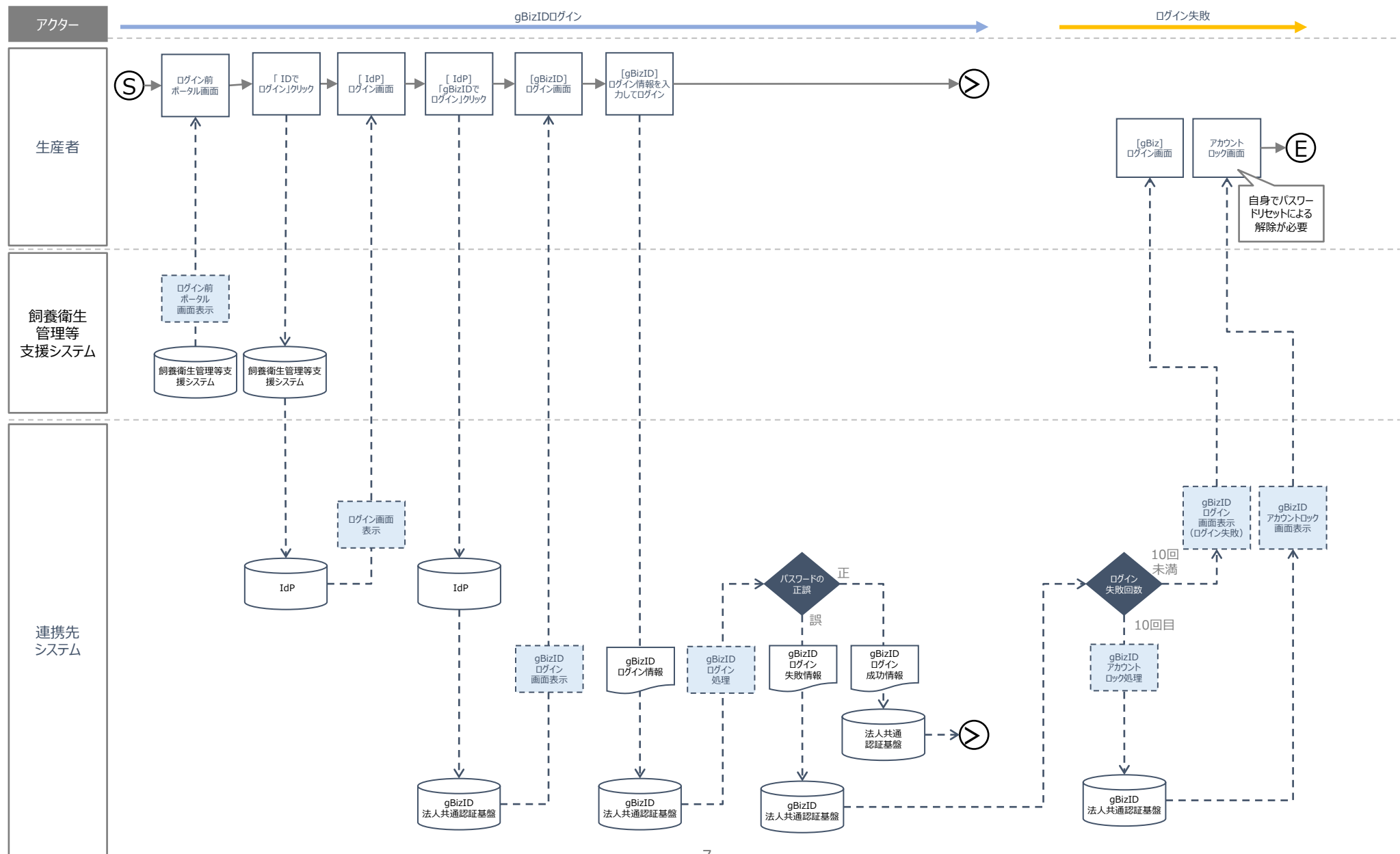
AP保守事業者

飼養衛生管理等支援システム

連携先システム



【1-1.アカウント管理】ログイン（生産者）①



【1-1.アカウント管理】ログイン（生産者）②

アクター

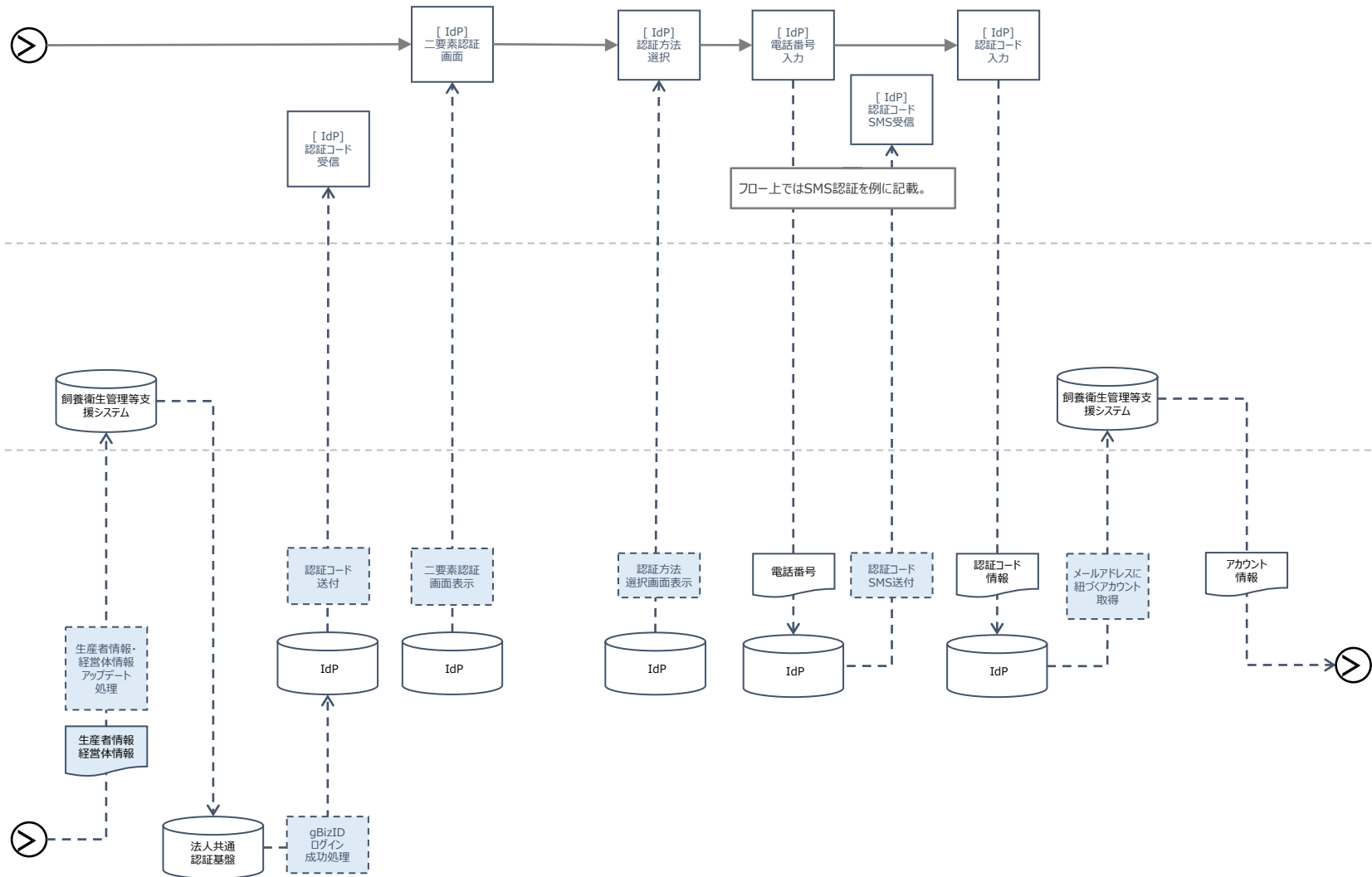
生産者情報・経営体情報アップデート

二要素認証

生産者

飼養衛生
管理等
支援システム

連携先
システム



【1-1.アカウント管理】ログイン（生産者）③

アクター

飼養衛生管理等支援システムログイン

ポータル表示

ログインエラー

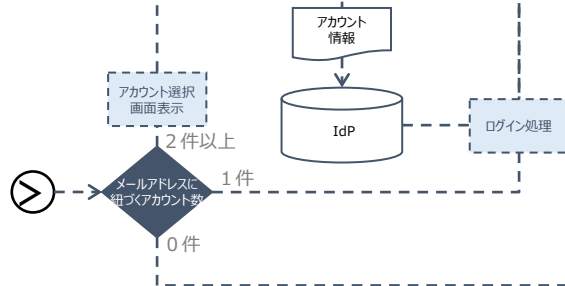
システム
利用者



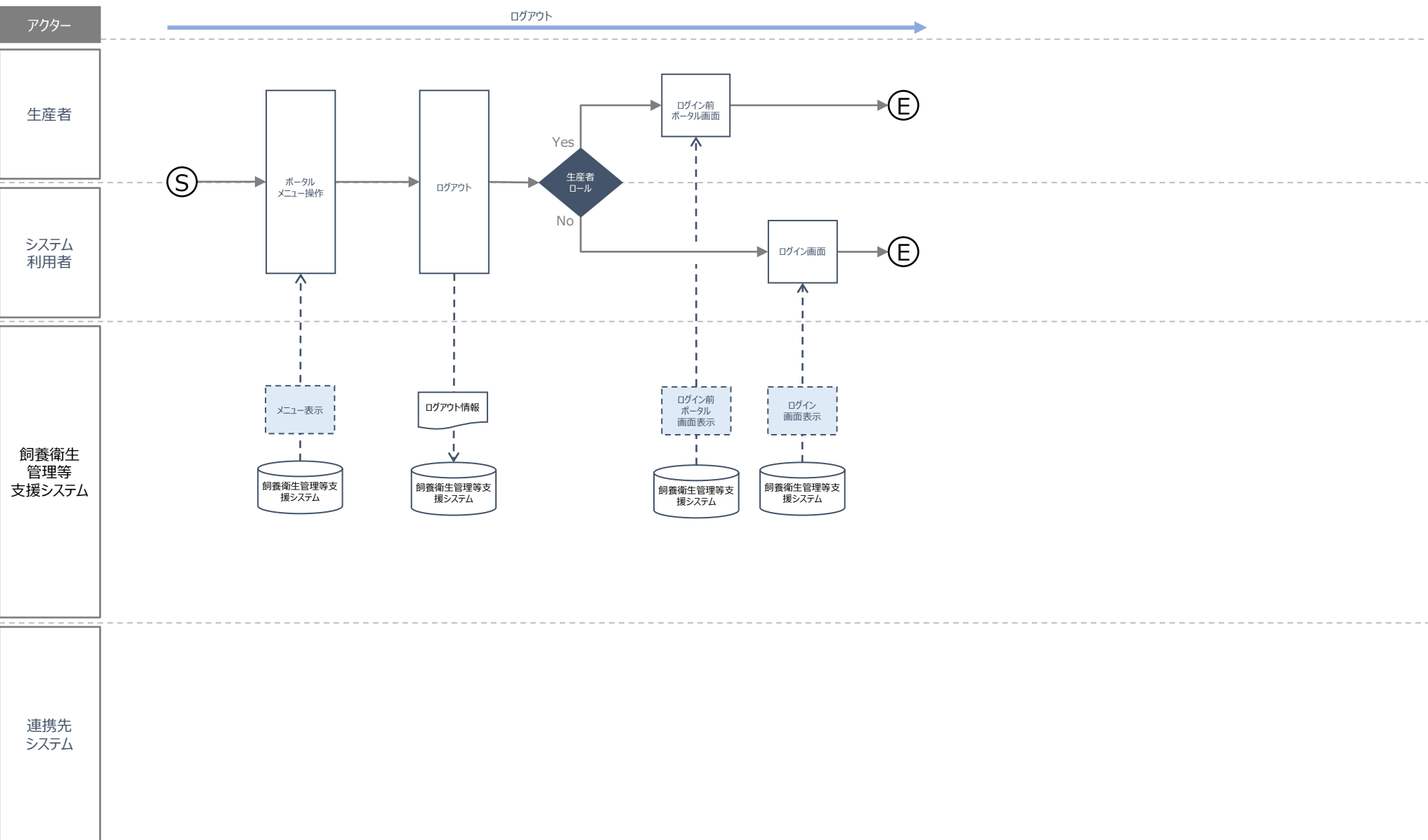
飼養衛生
管理等
支援システム



連携先
システム



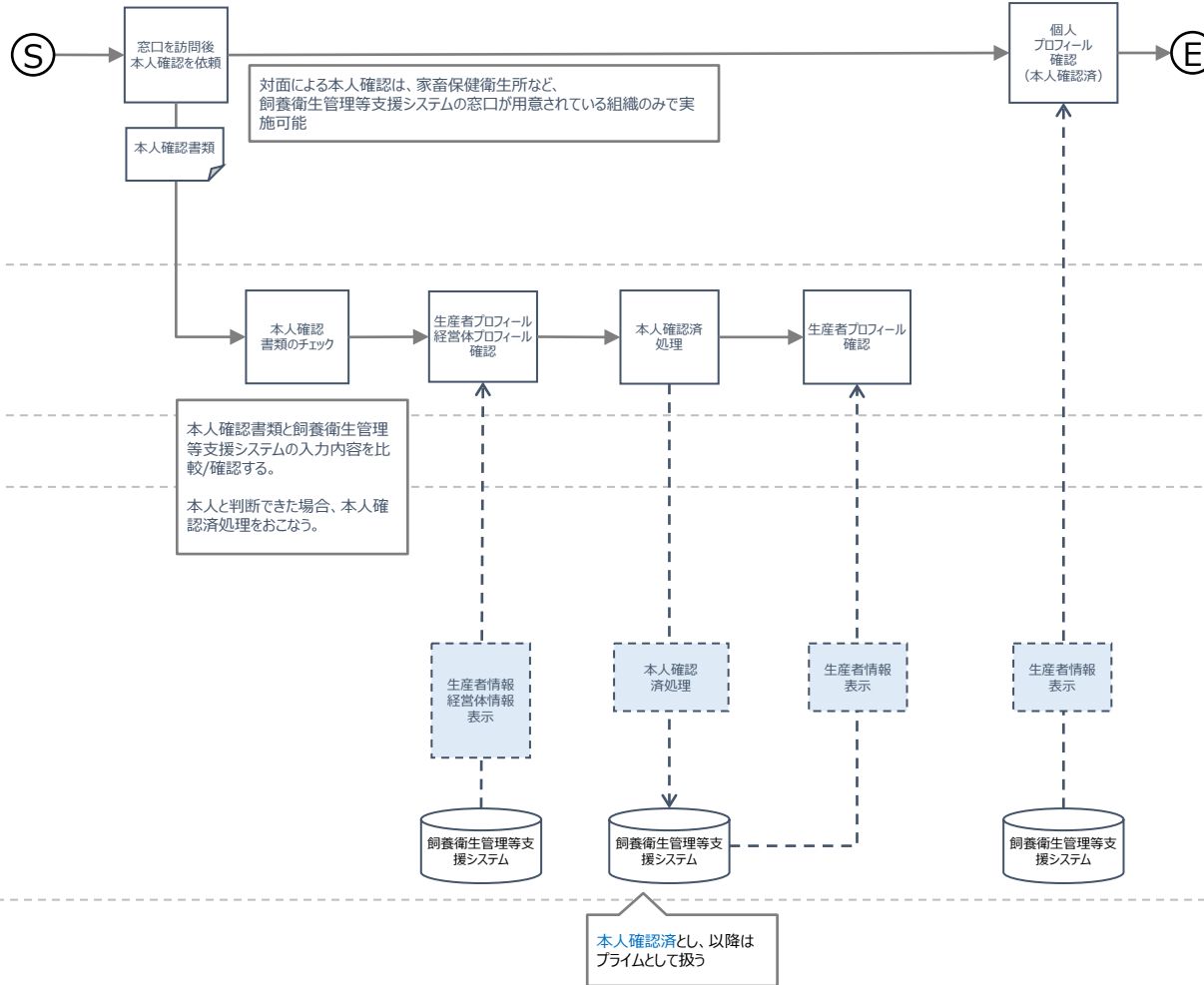
【1-1.アカウント管理】ログアウト（共通）



【1-1.アカウント管理】対面による本人確認

アクター

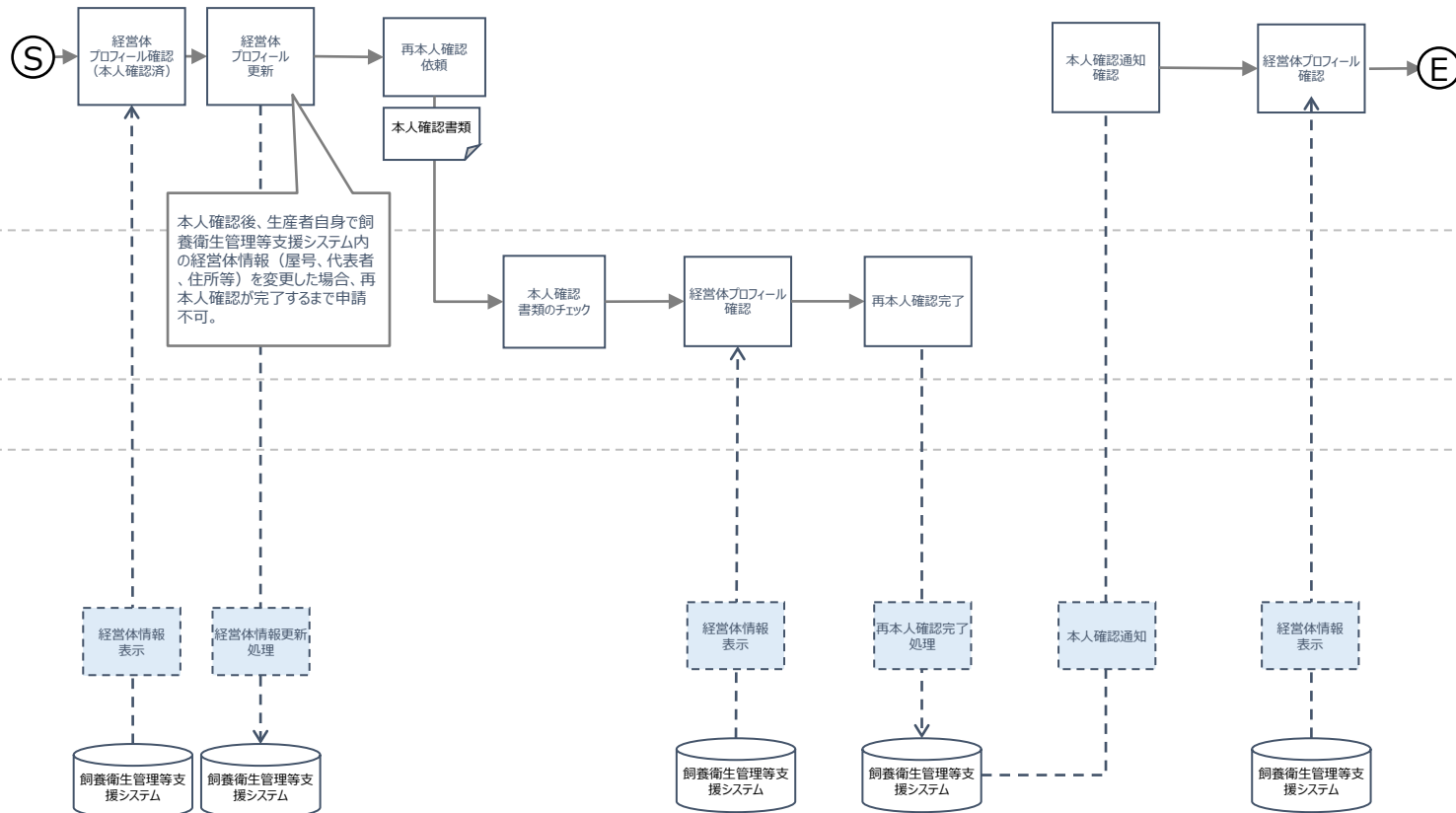
本人確認（本人確認未済の場合のみ）



【1-1.アカウント管理】システム利用者による再本人確認

アクター

再本人確認（本人確認済の場合のみ）



【1-1.アカウント管理】経営体統合

アクター

経営体統合

生産者

行政組織

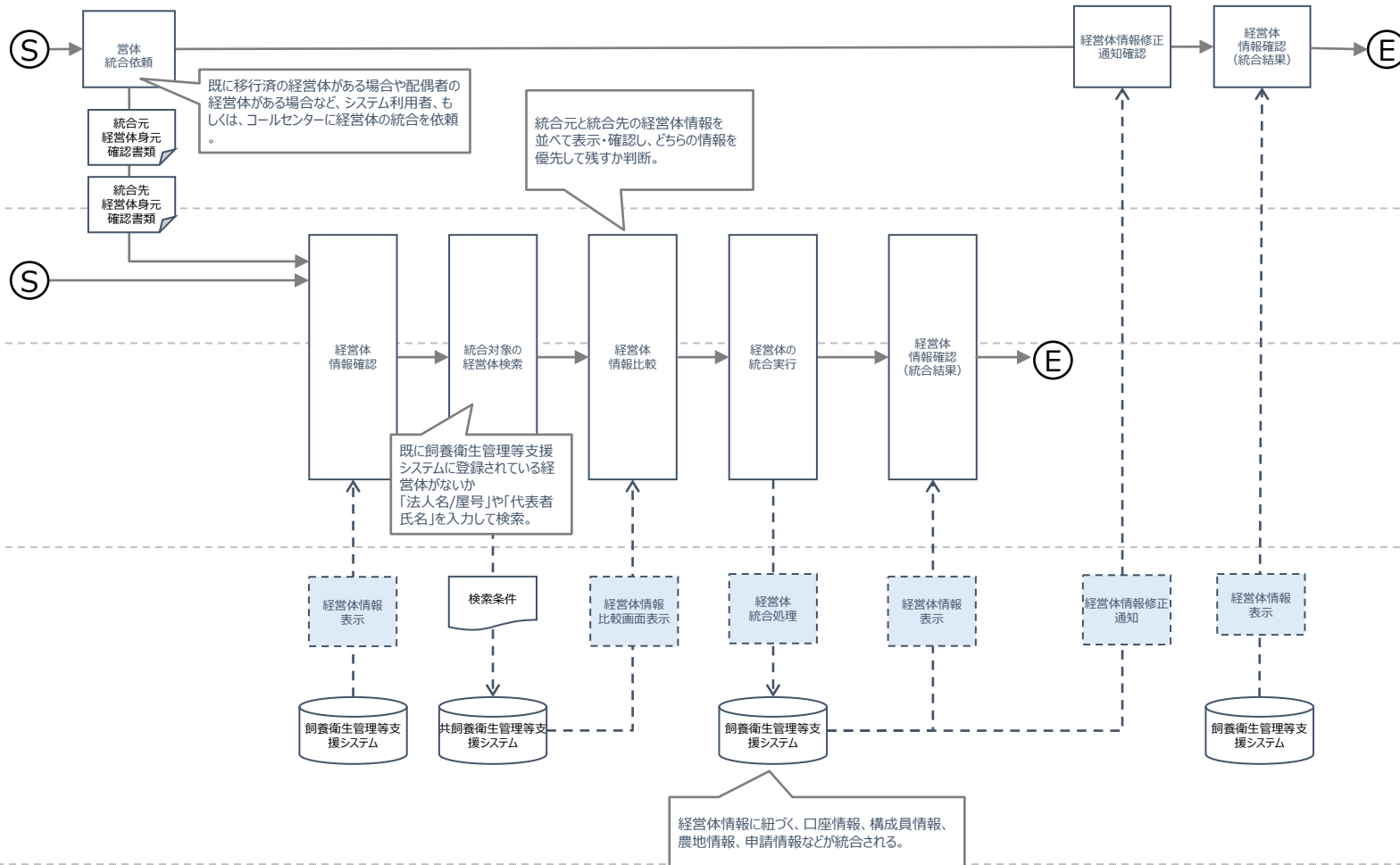
システム
利用者

委託事業者など

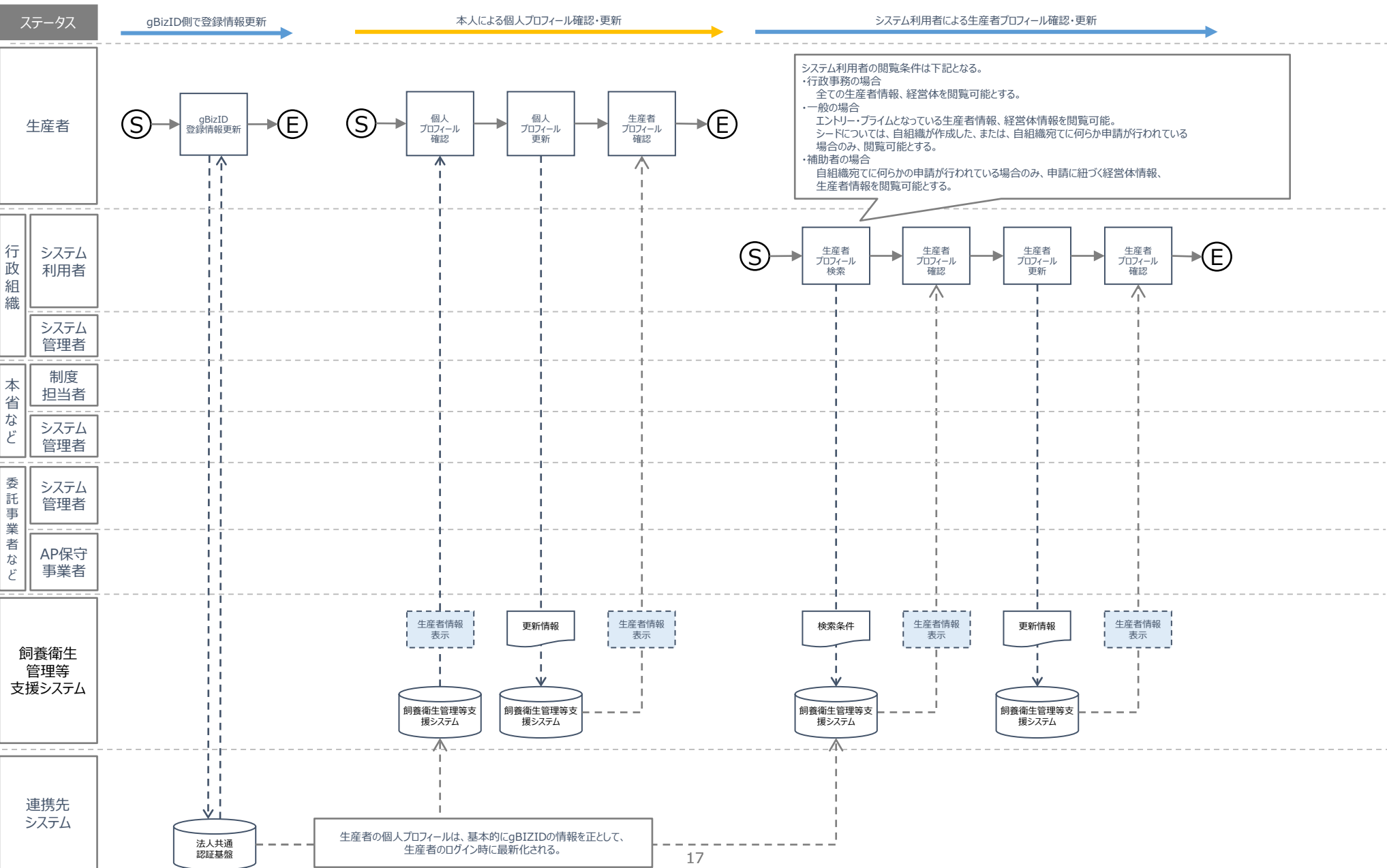
未定

飼養衛生
管理等
支援システム

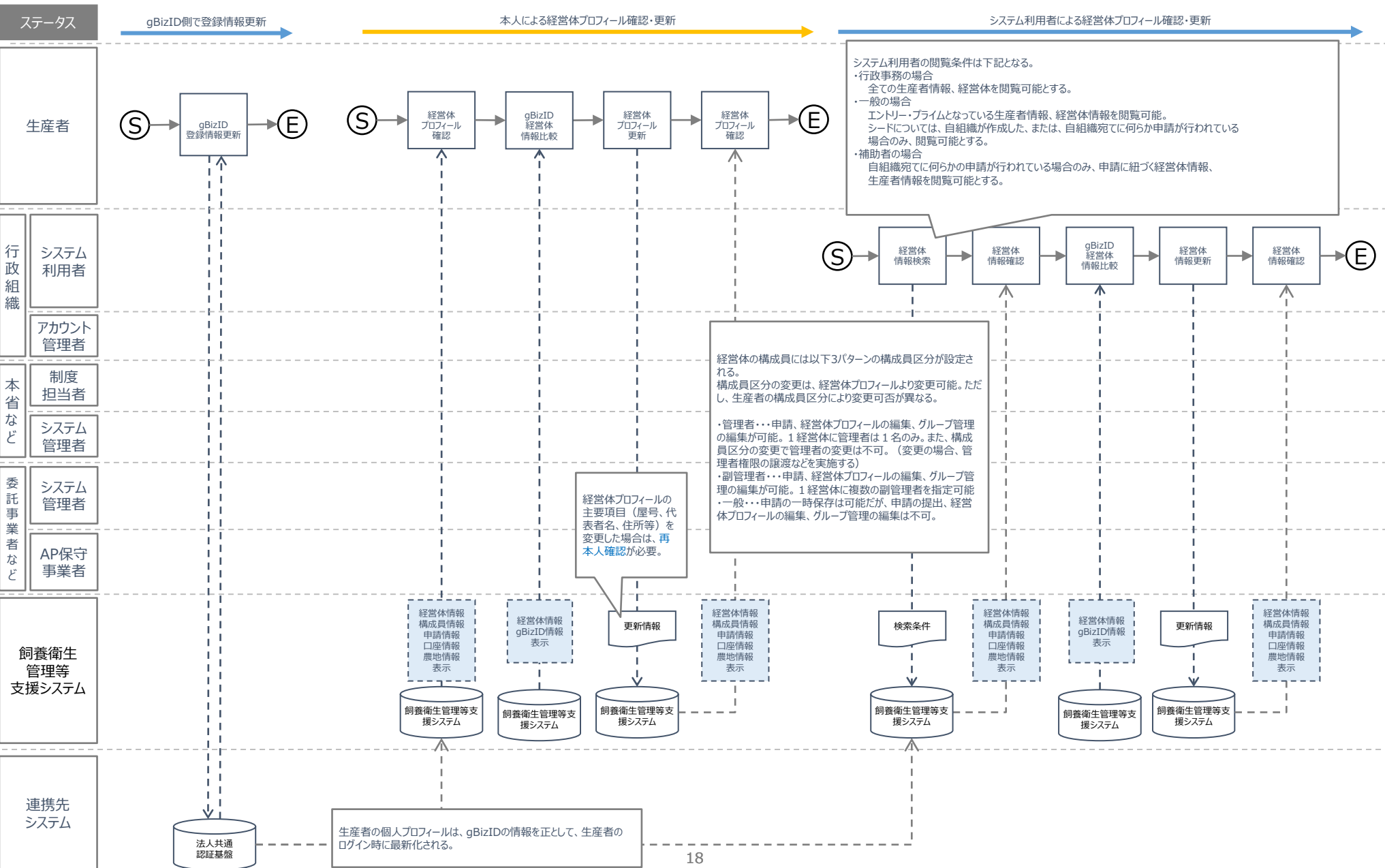
連携先
システム



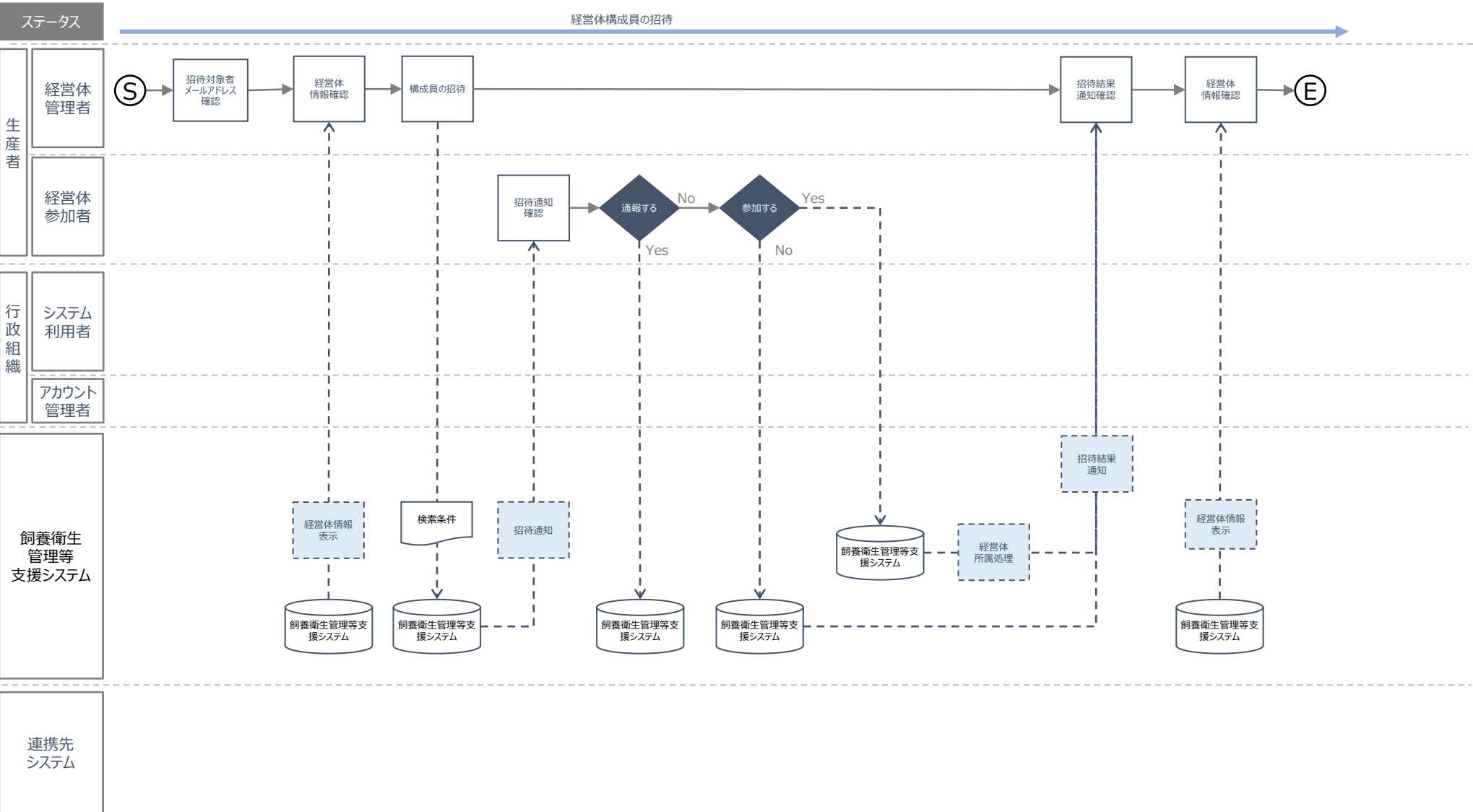
【1-1.アカウント管理】生産者情報確認／更新



【1-1.アカウント管理】経営体情報確認／更新



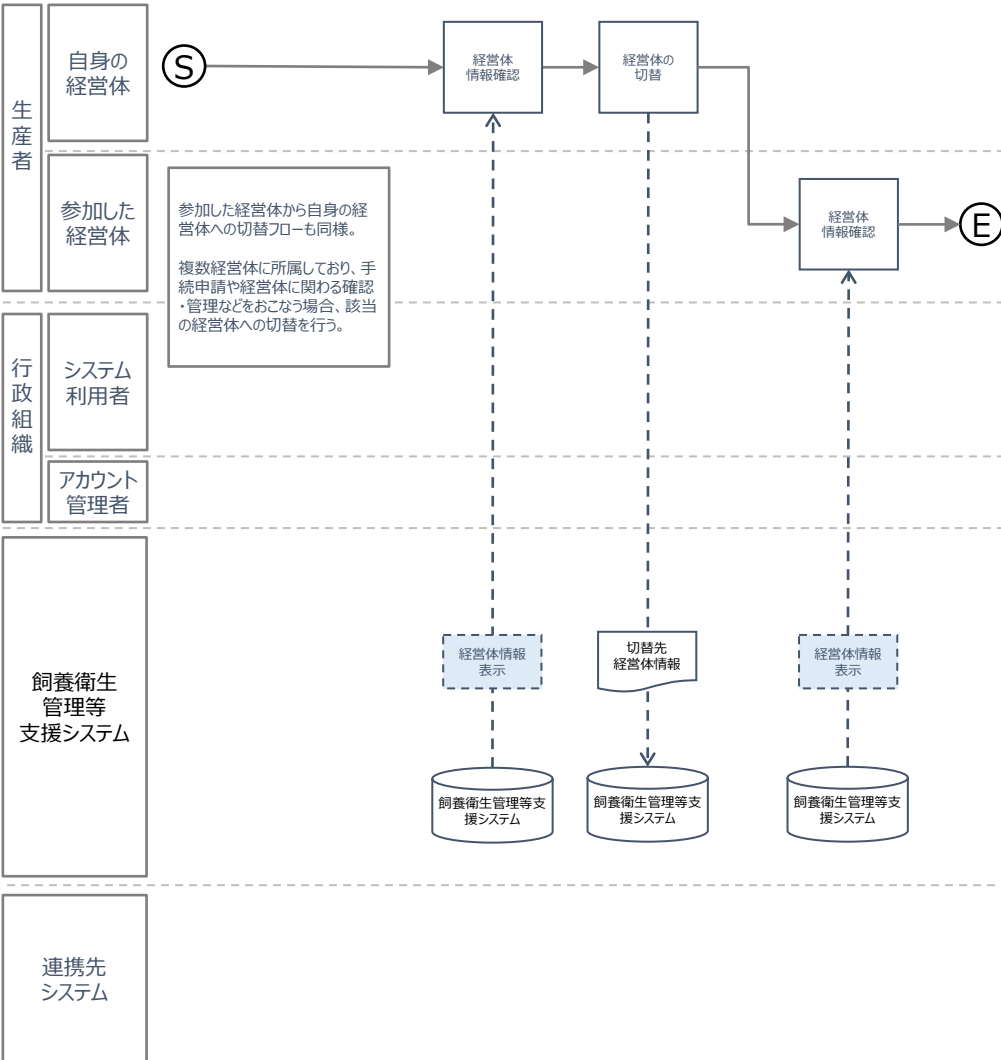
【1-1.アカウント管理】経営体構成員の招待



【1-1.アカウント管理】経営体の切替

アクター

経営体の切替

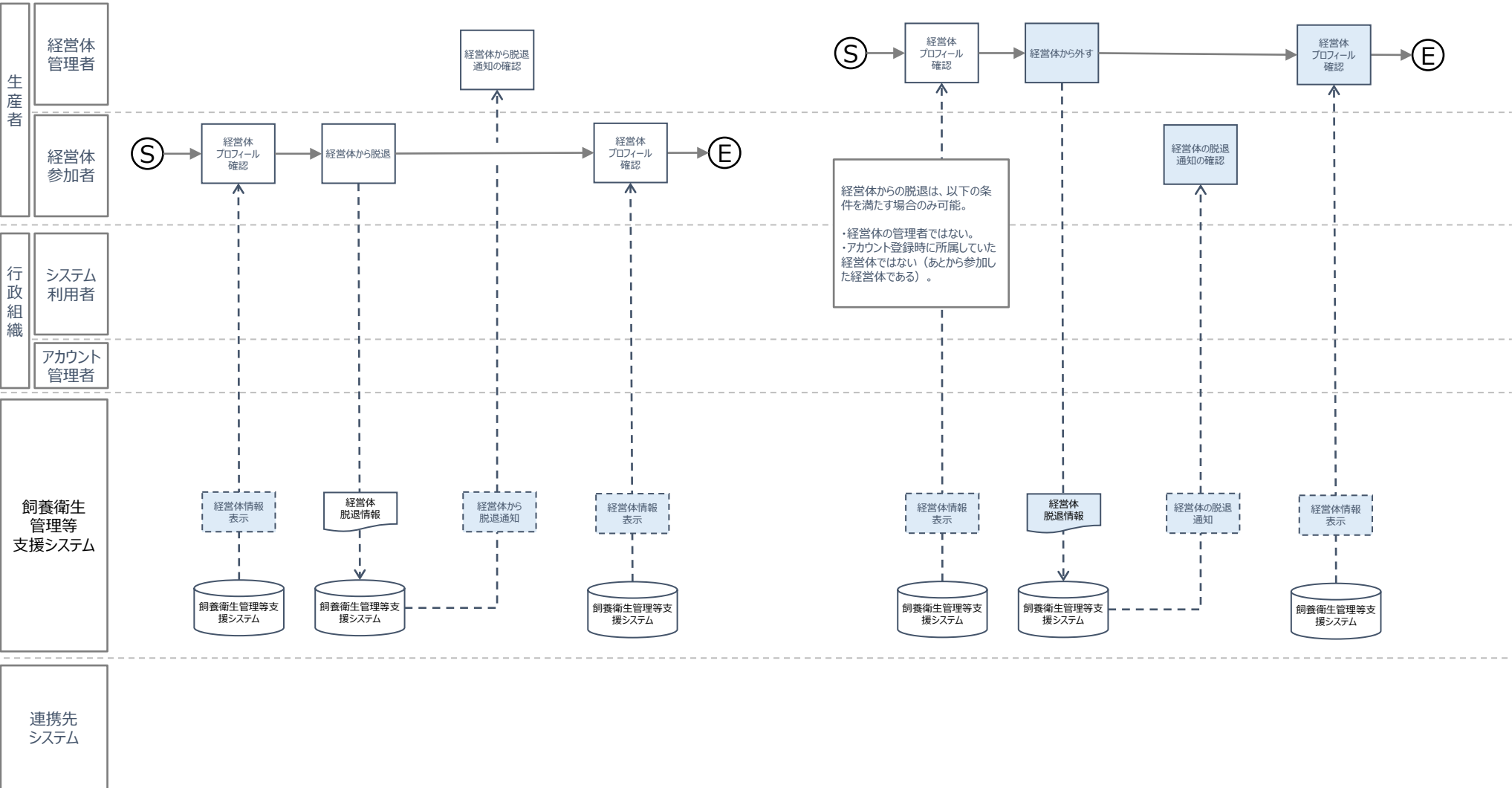


【1-1.アカウント管理】経営体構成員が自ら脱退／管理者が経営体から外す

アクター

経営体構成員が自ら脱退

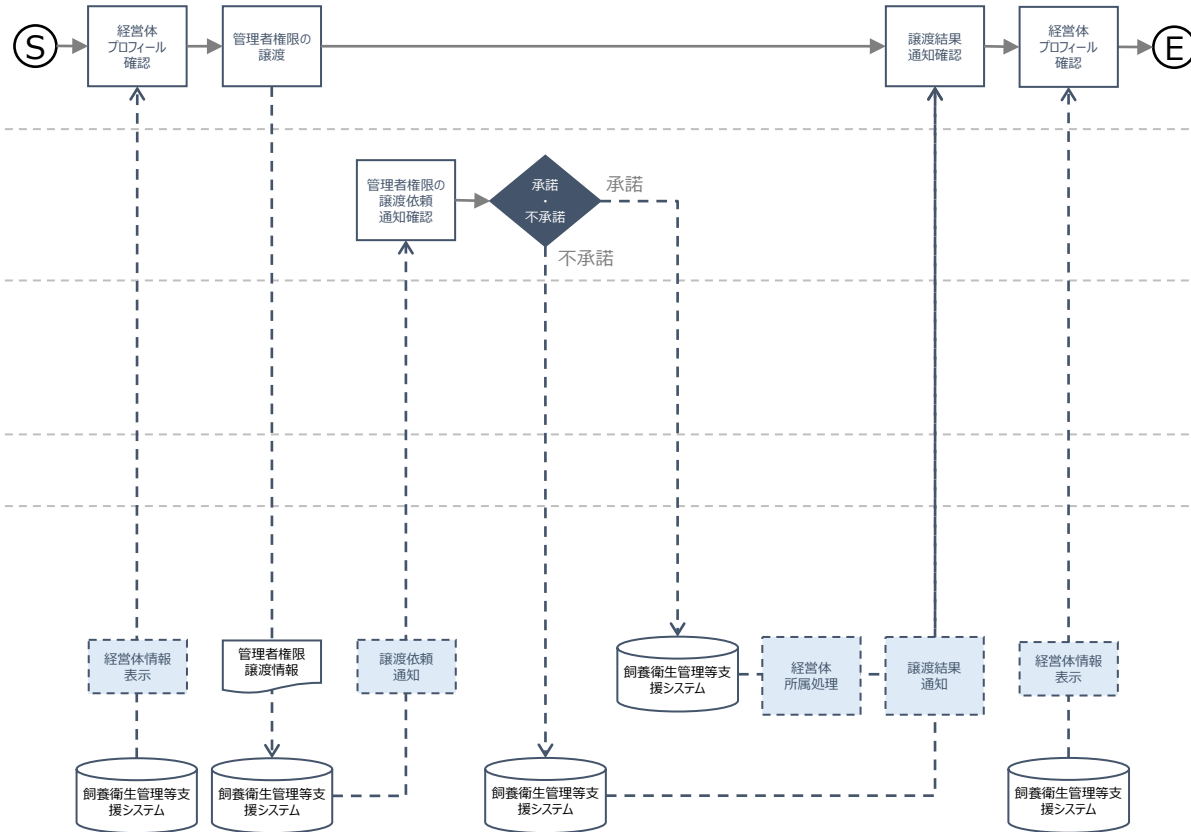
管理者が経営体から外す



【1-1.アカウント管理】経営体管理者権限の譲渡

アクター

経営体管理者権限の譲渡

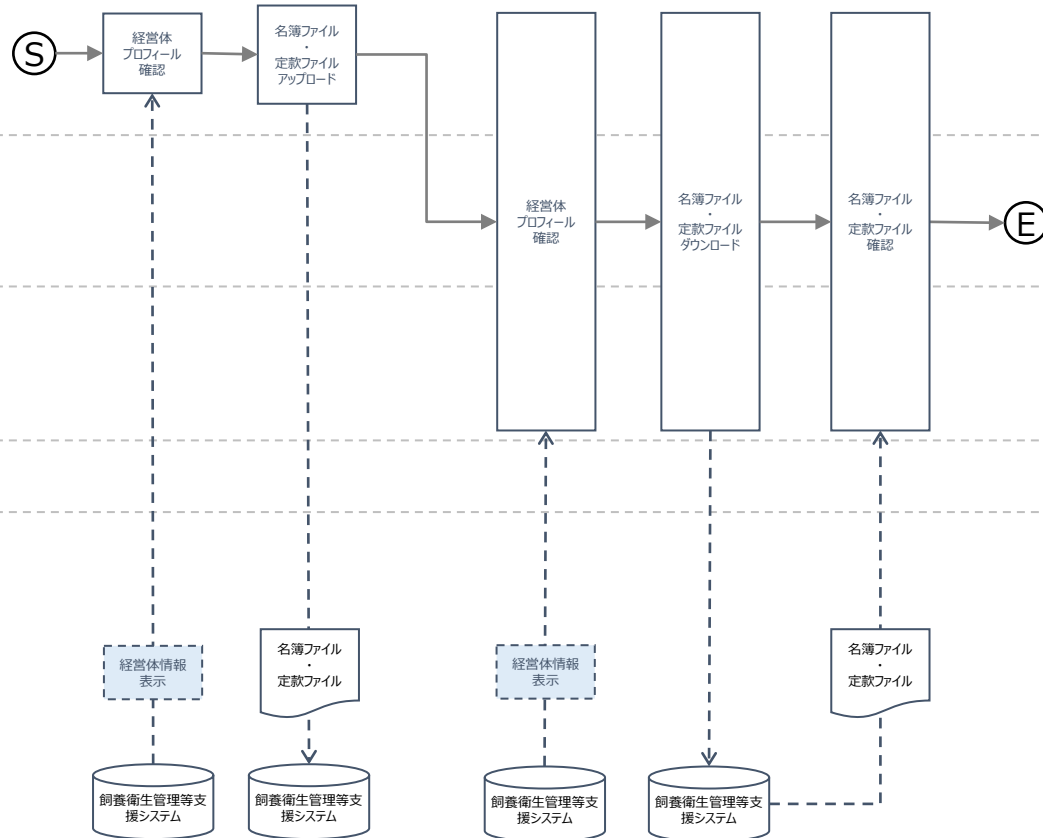


【1-1.アカウント管理】経営体構成員の名簿／定款アップロード

アクター

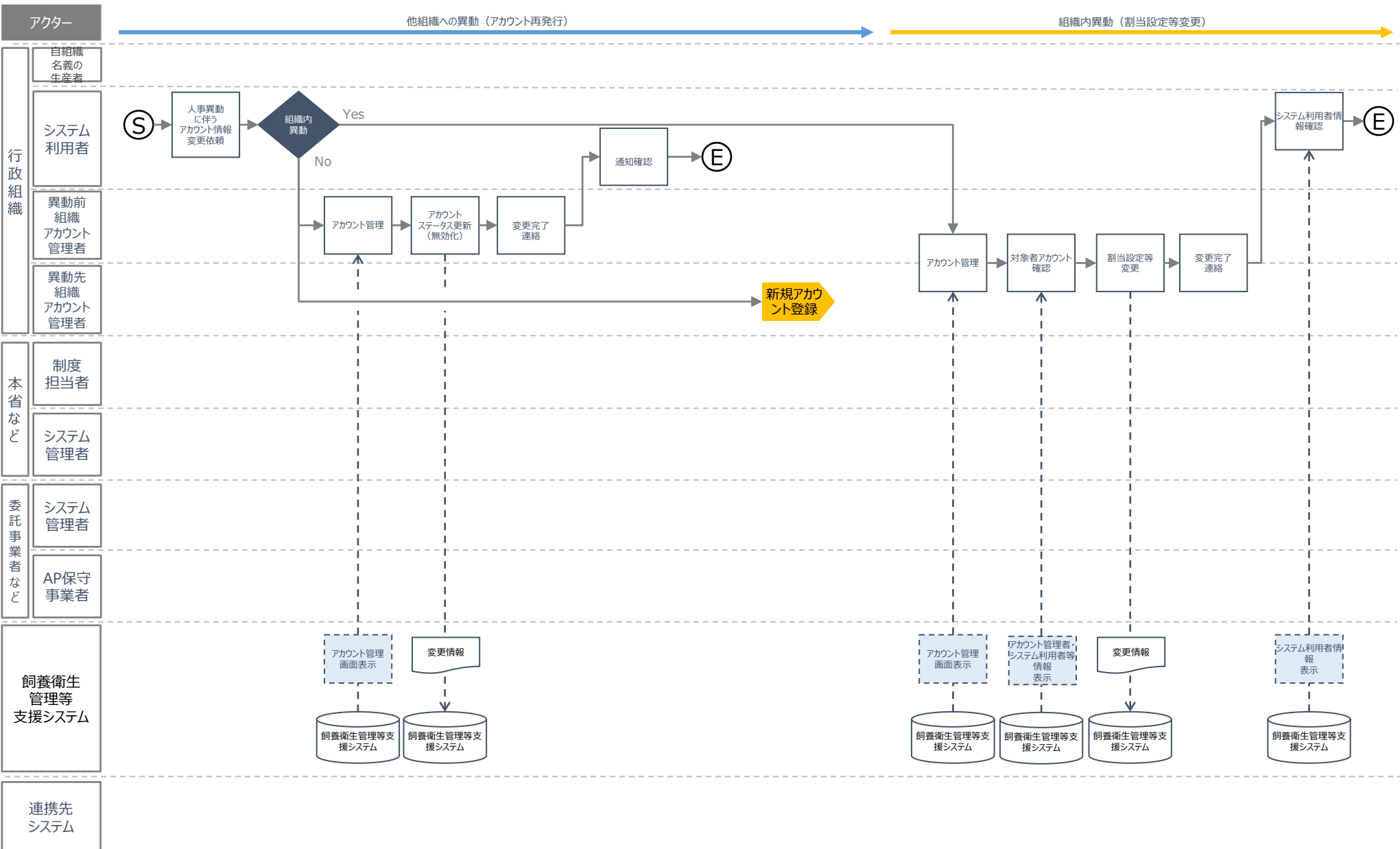
経営体構成員の名簿・定款アップロード

経営体構成員の名簿・定款ダウンロード

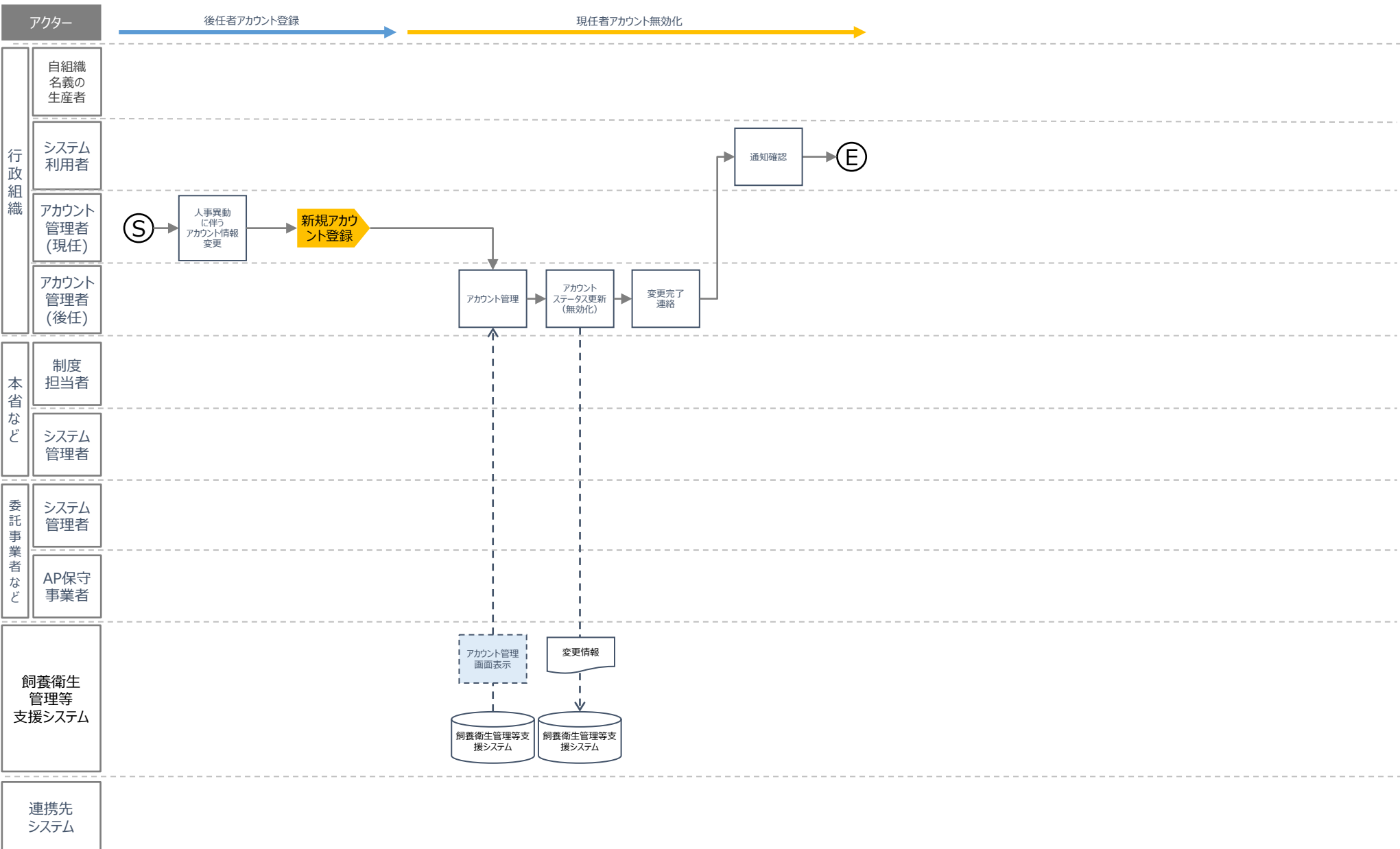


連携先システム

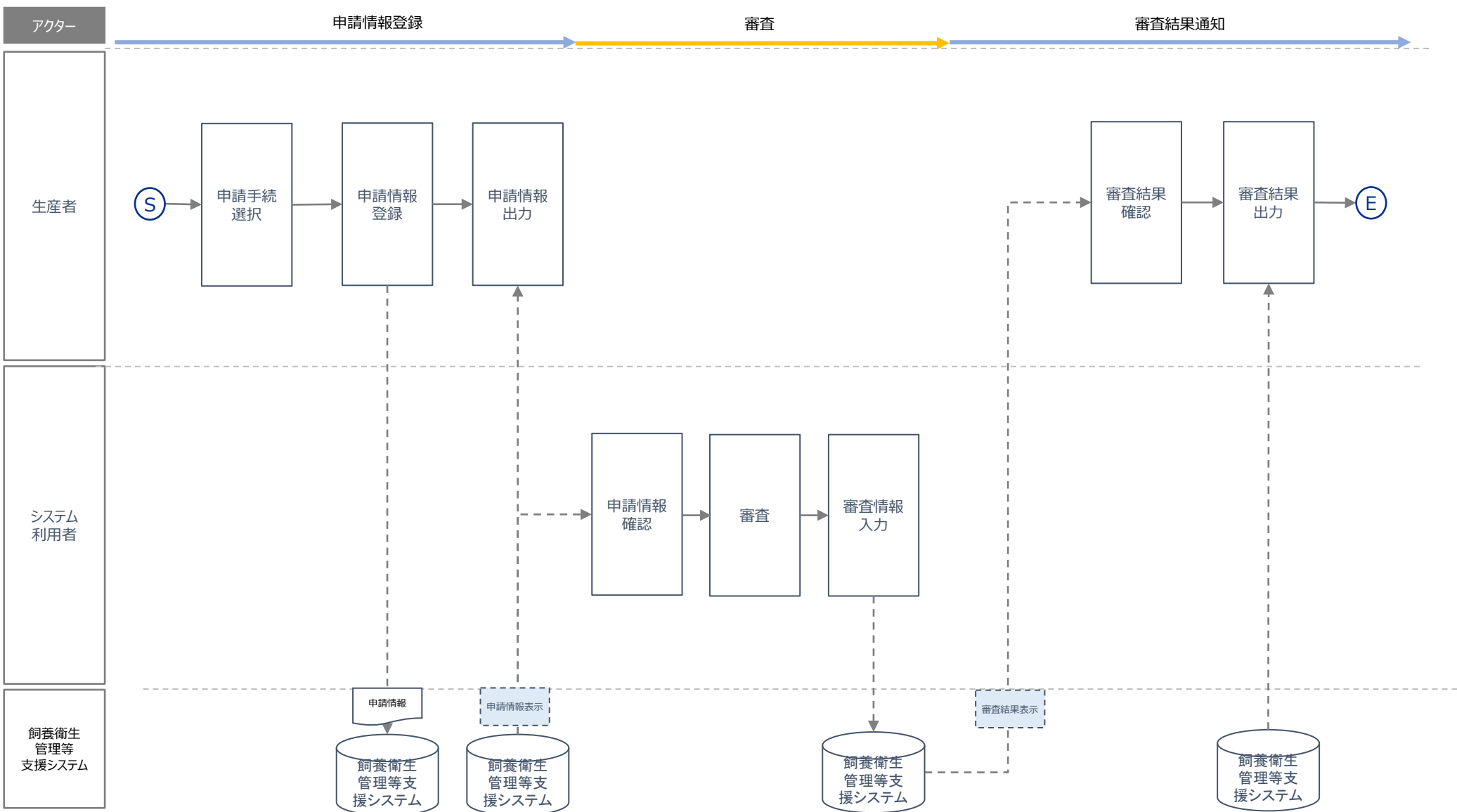
【1-1.アカウント管理】人事異動（システム利用者）



【1-1.アカウント管理】人事異動（アカウント管理者）



【1-2.申請・審査・通知】本人申請

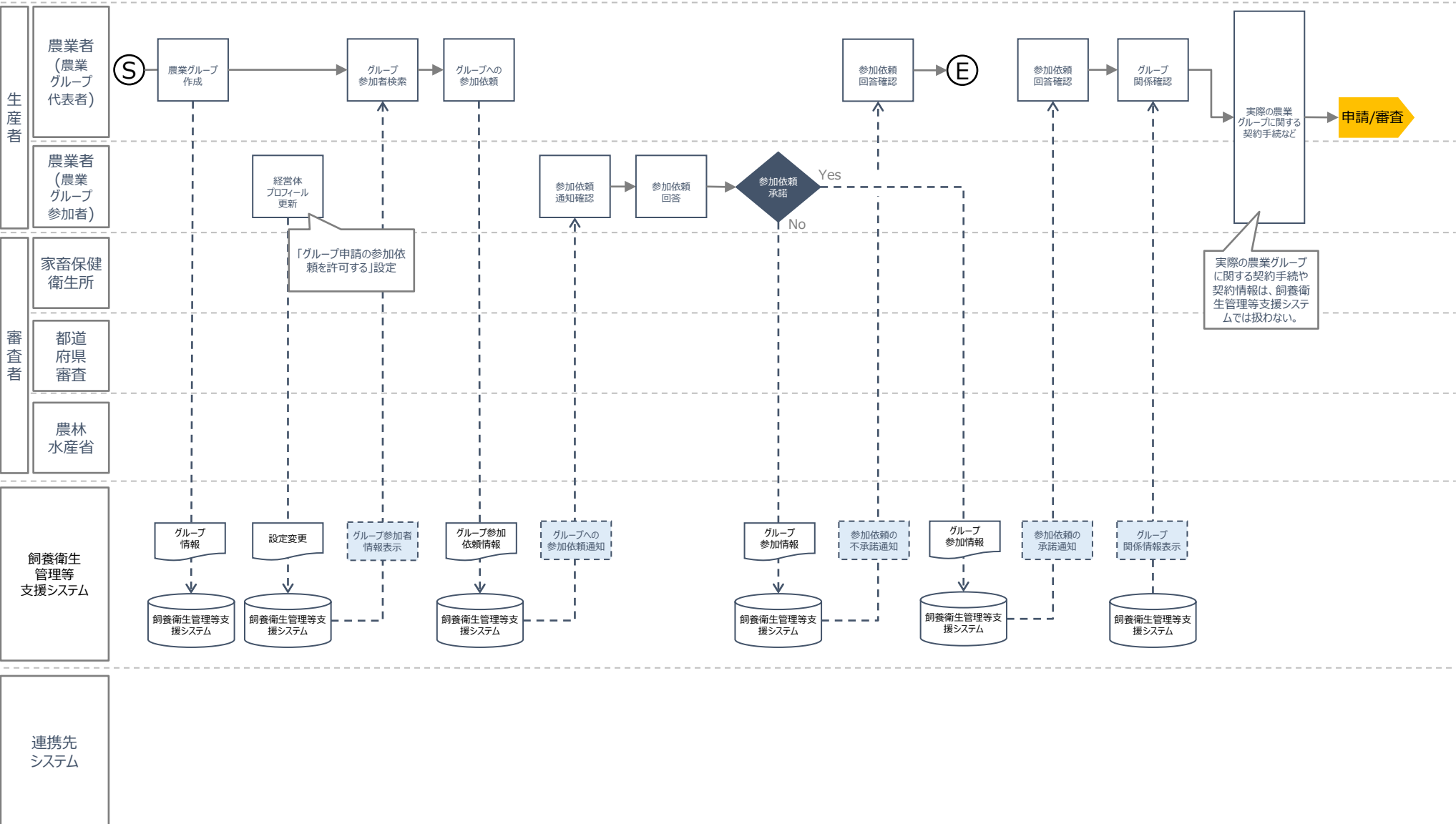


【1-2.申請・審査・通知】グループ関係の構築

アクター

グループ関係の構築

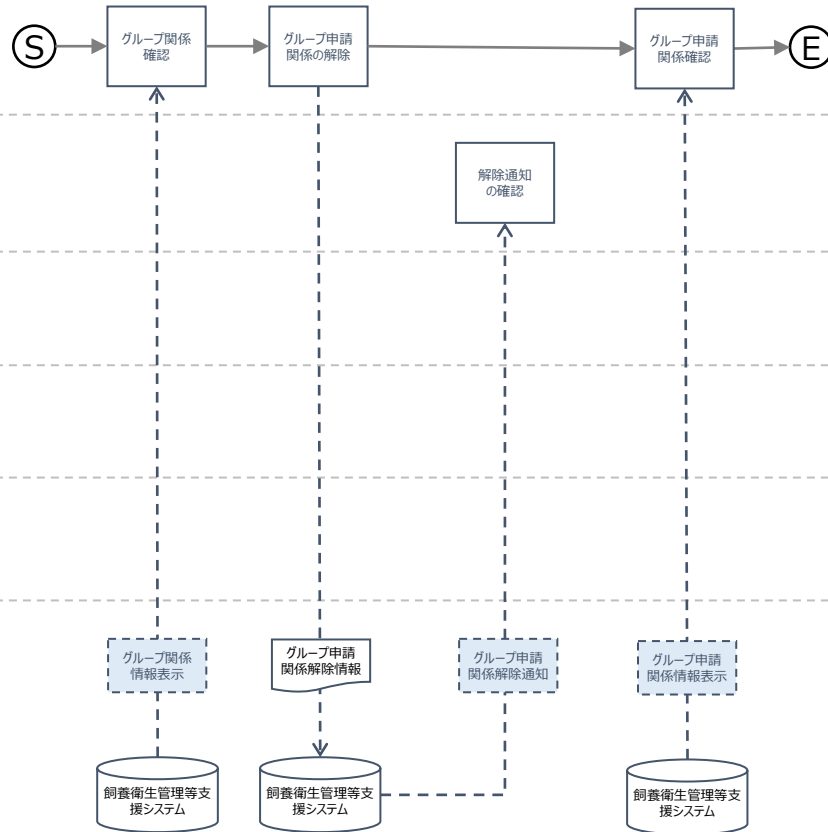
申請作成・申請提出



【1-2.申請・審査・通知】グループ関係の解除

アクター

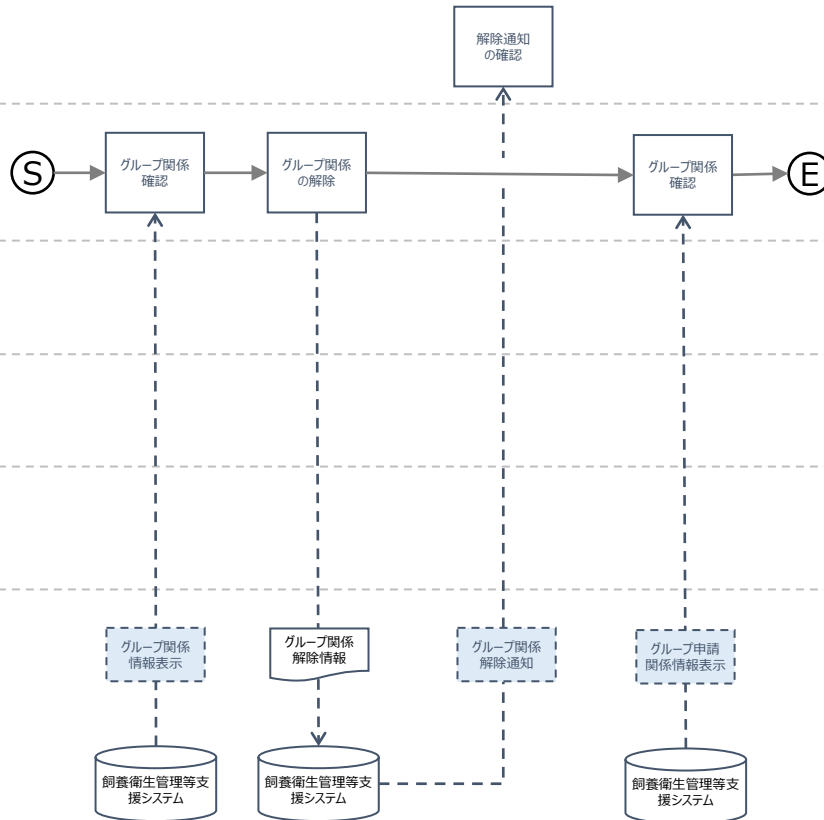
グループ関係の解除（グループ代表者からの解除）



【1-2.申請・審査・通知】グループからの脱退

アクター

グループからの脱退（グループ参加者からの解除）



■ 付属書③_画面一覧

画面要件			
No.	分類	画面名	画面概要
1	アカウント	認証画面 (アカウント管理者ユーザ)	・各組織のアカウント管理者へのアカウント払出画面を実装する
2		認証画面 (生産者ユーザ)	・デジタル庁の法人共通認証基盤を介してアクセスする生産者の内、身元確認がなされているアカウントについては、シングルサインオンにより認証する
3			・生産者の場合、飼養衛生管理等支援システム側の身元確認が完了している生産者について、ID、パスワード、及びメールやSMSによるワンタイムパスワード等を利用した二要素認証により認証する
4			・生産者ユーザと同じく、二要素認証を行う
5		アカウント発行・管理画面 (生産者ユーザ)	・法人共通認証基盤を介して新規にアクセスされた生産者について、飼養衛生管理等支援システムとしてのアカウントIDを自動で生成する

画面要件			
No.	分類	画面名	画面概要
6			・ 生産者のアカウントについて、下記いずれかの方法で身元確認する： ✓ 身元証明書等をアップロードし、別途生産者に本人限定受取郵便等で郵送されたパスワードをシステムに入力することにより身元確認を行う ✓ 身元確認登録権限のある行政機関利用者（自治体等）に対して、対面で身分証明書等を提示することで身元確認を行う ※ なお、身元確認の際は、提示された身分証明書等の情報とシステムで保有するデータとの名寄せが必要となる

画面要件			
No.	分類	画面名	画面概要
7			・生産者におけるアカウントIDでは生産者の属性情報（氏名、住所、連絡先など）や飼養衛生管理等支援システムで申請された手続の履歴に加え、身元確認がなされたアカウントについては、生産者のアカウントと、過去データとして移行された情報等を紐づけることとする
8			・生産者の死亡や承継等の際には、アカウントを無効化する。また、一時的な利用停止や、有効期間（開始日、終了日）の設定を行う
9			・アカウントが凍結されていることを表示する
10		アカウント発行・管理画面 （行政機関利用ユーザ）	・行政職員等の行政機関利用に対するアカウントID・初期パスワードの発行する ・行政機関外の組織機関（診療所、販売店）に対しても、農林水産省システム管理者が必要に応じて、行政機関利用権限アカウントの払い出し、権限設定を行う ・アカウントの無効化や一時的な利用停止、有効期間（開始日、終了日）の設定を行う
11			・行政職員の属性情報を管理する
12		代理申請権限付与画面	・異なる別のアカウントに対して、代理申請が可能となる権限設定を行う ・代理申請を行うアカウントへの過去の申請情報の参照範囲、利用可能な機能範囲の設定を行う
13		グループ登録画面	・複数の生産者のアカウントを束ね、グループとしてのアカウントを登録する ・グループとして申請した情報や結果はグループ内の生産者アカウントから閲覧する ・グループとしての申請を行う
14		ユーザ権限管理画面	・利用可能な機能や参照範囲等に関する権限設定をアカウントの種別毎に行う
15		閲覧権限設定画面	・非正規職員に常に見せない申請定義の項目を設定する ・ユーザレベルの制御を活用することで、非正規職員であっても許可された非正規職員には開示する申請定義の項目を設定する

画面要件			
No.	分類	画面名	画面概要
16		構成員区分管理画面	・大規模な経営体（集落営農組織等）を統廃合する場合に、経営体の構成員区分を変更する
17		経営体プロフィール管理画面	・職権修正が行われた場合、経営体プロフィールに所属する本人（管理者・副管理者）に通知する また、職権修正をおこなった組織名や担当者、および変更内容を確認する ・農家プロフィールの公開向けと非公開を分けて管理する
18	共通	生産者情報管理・表示画面 （生産者ユーザ）	・ 独自で管理する生産者情報（農家のプロフィール等）について、登録・編集する・ 生産者の属性情報を表示する・ 生産者の申請履歴やアップロードした添付資料を確認する
19		生産者情報管理・表示画面 （行政機関利用ユーザ）	・ 農水省独自で管理する生産者情報（農家のプロフィール等）について、登録・編集する ・ 生産者の属性情報を表示する ・ 生産者の属性情報を一覧として表示する ・ 生産者の申請履歴やアップロードした添付資料の確認を行う
20		ログ管理画面	・ 権限のあるユーザが、全ユーザのログイン履歴（日時、ブラウザ、IPアドレス、ユーザ情報等）を閲覧する ・ 権限のあるユーザが、全ユーザの操作履歴（日時、機能、ユーザ情報等）を取得し、閲覧する
21	アカウント	経営体ID発行管理画面	・飼養衛生管理等支援システムを利用する、本人確認が完了した農業者に経営体IDを発行する ・飼養衛生管理等支援システムを使用しない農業者についても、CSVファイル等を用いて経営体IDを一括登録する。 ・原則として、1つの農家には1つの経営体IDを発行する。

■ 付属書④_帳票・ファイル一覧

帳票・ファイル要件				
No.	帳票名	概要	入出力形式	頻度
1	申請者マスタファイル	・ 申請者情報が記載されたファイル	CSV形式	随時
2	アカウント情報ファイル（初期通知用）	・ アカウントの登録及びパスワード初期化の際にユーザに結果を通知するためのファイルで、異動区分(登録/パスワード初期化のいずれか)、ユーザ情報（ユーザID等）、パスワードで構成される	CSV形式	随時
3	アカウント情報ファイル（一括登録用）	・ アカウント情報を一括で登録/変更/削除を行う際に使用するファイル	CSV形式	随時
4	アクセスログ情報	・ ログ情報検索一覧画面の表示内容を出力したファイル	CSV形式	随時

情報セキュリティの確保に関する共通基本仕様

I 情報セキュリティポリシーの遵守

- 1 受託者は、担当部署から農林水産省における情報セキュリティの確保に関する規則（平成27年農林水産省訓令第4号。以下「規則」という。）等の説明を受けるとともに、本業務に係る情報セキュリティ要件を遵守すること。

なお、規則は、政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群（以下「統一基準群」という。）に準拠することとされていることから、受託者は、統一基準群の改定を踏まえて規則が改正された場合には、本業務に関する影響分析を行うこと。

- 2 受託者は、規則と同等の情報セキュリティ管理体制を整備していること。
- 3 受託者は、本業務の従事者に対して、規則と同等の情報セキュリティ対策の教育を実施していること。

II 応札者に関する情報の提供

- 1 応札者は、応札者の資本関係・役員等の情報、本業務の実施場所、本業務の従事者（契約社員、派遣社員等の雇用形態は問わず、本業務に従事する全ての要員）の所属・専門性（保有資格、研修受講実績等）・実績（業務実績、経験年数等）及び国籍に関する情報を記載した資料を提出すること。

なお、本業務に従事する全ての要員に関する情報を記載することが困難な場合は、本業務に従事する主要な要員に関する情報を記載するとともに、本業務に従事する部門等における従事者に関する情報（〇〇国籍の者が△名（又は□％）等）を記載すること。また、この場合であっても、担当部署からの要求に応じて、可能な限り要員に関する情報を提供すること。

- 2 応札者は、本業務を実施する部署、体制等の情報セキュリティ水準を証明する以下のいずれかの証明書等の写しを提出すること。（提出時点で有効期限が切れていないこと。）

（1）ISO/IEC27001等の国際規格とそれに基づく認証の証明書等

（2）プライバシーマーク又はそれと同等の認証の証明書等

（3）独立行政法人情報処理推進機構（IPA）が公開する「情報セキュリティ対策ベンチマーク」を利用した自己評価を行い、その評価結果において、全項目に係る平均値が4に達し、かつ各評価項目の成熟度が2以上であることが確認できる確認書

III 業務の実施における情報セキュリティの確保

- 1 受託者は、本業務の実施に当たって、以下の措置を講ずること。なお、応札者は、以下の措置を講ずることを証明する資料を提出すること。

（1）本業務上知り得た情報（公知の情報を除く。）については、契約期間中はもとより契約終了後においても、第三者に開示し、又は本業務以外の目的で利用しないこと。

- (2) 本業務に従事した要員が異動、退職等をした後においても有効な守秘義務契約を締結すること。
- (3) 本業務に係る情報を適切に取り扱うことが可能となるよう、情報セキュリティ対策の実施内容及び管理体制を整備すること。なお、本業務実施中及び実施後において検証が可能となるよう、必要なログの取得や作業履歴の記録等を行う実施内容及び管理体制とすること。
- (4) 本業務において、個人情報又は農林水産省における要機密情報を取り扱う場合は、当該情報(複製を含む。以下同じ。)を国内において取り扱うものとし、当該情報の国外への送信・保存や当該情報への国外からのアクセスを行わないこと。
- (5) 農林水産省が情報セキュリティ監査の実施を必要と判断した場合は、農林水産省又は農林水産省が選定した事業者による立入調査等の情報セキュリティ監査(サイバーセキュリティ基本法(平成 26 年法律第 104 号)第 26 条第1項第2号に基づく監査等を含む。以下同じ。)を受け入れること。また、担当部署からの要求があった場合は、受託者が自ら実施した内部監査及び外部監査の結果を報告すること。
- (6) 本業務において、要安定情報を取り扱うなど、担当部署が可用性を確保する必要があると認めた場合は、サービスレベルの保証を行うこと。
- (7) 本業務において、第三者に情報が漏えいするなどの情報セキュリティインシデントが発生した場合は、担当部署に対し、速やかに電話、口頭等で報告するとともに、報告書を提出すること。また、農林水産省の指示に従い、事態の收拾、被害の拡大防止、復旧、再発防止等に全力を挙げること。なお、これらに要する費用の全ては受託者が負担すること。

2 受託者は、委託期間を通じて以下の措置を講ずること。

- (1) 情報の適正な取扱いのため、取り扱う情報の格付等に応じ、以下に掲げる措置を全て含む情報セキュリティ対策を実施すること。また、実施が不十分の場合、農林水産省と協議の上、必要な改善策を立案し、速やかに実施するなど、適切に対処すること。

- ア 情報セキュリティインシデント等への対処能力の確立・維持
- イ 情報へアクセスする主体の識別とアクセスの制御
- ウ ログの取得・監視
- エ 情報を取り扱う機器等の物理的保護
- オ 情報を取り扱う要員への周知と統制
- カ セキュリティ脅威に対処するための資産管理・リスク評価
- キ 取り扱う情報及び当該情報を取り扱うシステムの完全性の保護
- ク セキュリティ対策の検証・評価・見直し

- (2) 本業務における情報セキュリティ対策の履行状況を定期的に報告すること。
- (3) 本業務において情報セキュリティインシデントの発生、情報の目的外使用等を認知した場合、直ちに委託事業の一時中断等、必要な措置を含む対処を実施すること。
- (4) 私物(本業務の従事者個人の所有物等、受託者管理外のものをいう。)の機器等を本業務に用いないこと。

(5) 本業務において取り扱う情報が本業務上不要となった場合、担当部署の指示に従い返却又は復元できないよう抹消し、その結果を担当部署に書面で報告すること。

3 受託者は、委託期間の終了に際して以下の措置を講ずること。

(1) 本業務の実施期間を通じてセキュリティ対策が適切に実施されたことを書面等により報告すること。

(2) 成果物等を電磁的記録媒体により納品する場合には、不正プログラム対策ソフトウェアによる確認を行うなどして、成果物に不正プログラムが混入することのないよう、適切に対処するとともに、確認結果(確認日時、不正プログラム対策ソフトウェアの製品名、定義ファイルのバージョン等)を成果物等に記載又は添付すること。

(3) 本業務において取り扱われた情報を、担当部署の指示に従い返却又は復元できないよう抹消し、その結果を担当部署に書面で報告すること。

4 受託者は、情報セキュリティの観点から調達仕様書で求める要件以外に必要となる措置がある場合には、担当部署に報告し、協議の上、対策を講ずること。

IV 情報システムにおける情報セキュリティの確保

1 受託者は、本業務において情報システムに関する業務を行う場合には、以下の措置を講ずること。なお、応札者は、以下の措置を講ずることを証明する資料を提出すること。

(1) 本業務の各工程において、農林水産省の意図しない情報システムに関する変更や機密情報の窃取等が行われないことを保証する管理が、一貫した品質保証体制の下でなされていること(例えば、品質保証体制の責任者や各担当者がアクセス可能な範囲等を示した管理体制図、第三者機関による品質保証体制を証明する書類等を提出すること。)

(2) 本業務において、農林水産省の意図しない変更が行われるなどの不正が見つかったときに、追跡調査や立入調査等、農林水産省と連携して原因を調査し、排除するための手順及び体制(例えば、システムの操作ログや作業履歴等を記録し、担当部署から要求された場合には提出するなど)を整備していること。

2 受託者は、本業務において情報システムの運用管理機能又は設計・開発に係る企画・要件定義を行う場合には、以下の措置を実施すること。

(1) 情報システム運用時のセキュリティ監視等の運用管理機能を明確化し、情報システム運用時に情報セキュリティ確保のために必要となる管理機能や監視のために必要な機能を本業務の成果物へ適切に反映するために、以下を含む措置を実施すること。

ア 情報システム運用時に情報セキュリティ確保のために必要となる管理機能を本業務の成果物に明記すること。

イ 情報セキュリティインシデントの発生を監視する必要がある場合、監視のために必要な機能について、以下を例とする機能を本業務の成果物に明記すること。

(ア) 農林水産省外と通信回線で接続している箇所における外部からの不正アクセスやサ

- ービス不能攻撃を監視する機能
- (イ)不正プログラム感染や踏み台に利用されること等による農林水産省外への不正な通信を監視する機能
- (ウ)端末等の農林水産省内ネットワークの末端に位置する機器及びサーバ装置において不正プログラムの挙動を監視する機能
- (エ)農林水産省内通信回線への端末の接続を監視する機能
- (オ)端末への外部電磁的記録媒体の挿入を監視する機能
- (カ)サーバ装置等の機器の動作を監視する機能
- (キ)ネットワークセグメント間の通信を監視する機能
- (2)開発する情報システムに関連する脆弱(ぜい)弱性への対策が実施されるよう、以下を含む対策を本業務の成果物に明記すること。
 - ア 既知の脆弱(ぜい)弱性が存在するソフトウェアや機能モジュールを情報システムの構成要素としないこと。
 - イ 開発時に情報システムに脆弱(ぜい)弱性が混入されることを防ぐためのセキュリティ実装方針を定めること。
 - ウ セキュリティ侵害につながる脆弱(ぜい)弱性が情報システムに存在することが発覚した場合に修正が施されること。
 - エ ソフトウェアのサポート期間又はサポート打ち切り計画に関する情報を提供すること。
- (3)開発する情報システムに意図しない不正なプログラム等が組み込まれないよう、以下を全て含む対策を本業務の成果物に明記すること。
 - ア 情報システムで利用する機器等を調達する場合は、意図しない不正なプログラム等が組み込まれていないことを確認すること。
 - イ アプリケーション・コンテンツの開発時に意図しない不正なプログラム等が混入されることを防ぐための対策を講ずること。
 - ウ 情報システムの構築を委託する場合は、委託先において農林水産省が意図しない変更が加えられないための管理体制を求めること。
- (4)要安定情報を取り扱う情報システムを構築する場合は、許容される停止時間を踏まえて、情報システムを構成する要素ごとに、以下を全て含むセキュリティ要件を定め、本業務の成果物に明記すること。
 - ア 端末、サーバ装置及び通信回線装置等の冗長化に関する要件
 - イ 端末、サーバ装置及び通信回線装置並びに取り扱われる情報に関するバックアップの要件
 - ウ 情報システムを中断することのできる時間を含めた復旧に関する要件
- (5)開発する情報システムのネットワーク構成について、以下を全て含む要件を定め、本業務の成果物に明記すること。
 - ア インターネットやインターネットに接点を有する情報システム(クラウドサービスを含

む。)から分離することの要否の判断及びインターネットから分離とした場合に、分離を確実にするための要件

イ 端末、サーバ装置及び通信回線装置上で利用するソフトウェアを実行するために必要な通信要件

ウ インターネット上のクラウドサービス等のサービスを利用する場合の通信経路全般のネットワーク構成に関する要件

エ 農林水産省外通信回線を経由して機器等に対してリモートメンテナンスすることの要否の判断とリモートメンテナンスすることとした場合の要件

3 受託者は、本業務において情報システムの構築を行う場合には、以下の事項を含む措置を適切に実施すること。

(1) 情報システムのセキュリティ要件の適切な実装

ア 主体認証機能

イ アクセス制御機能

ウ 権限管理機能

エ 識別コード・主体認証情報の付与管理

オ ログの取得・管理

カ 暗号化機能・電子署名機能

キ 暗号化・電子署名に係る管理

ク 監視機能

ケ ソフトウェアに関する脆弱(ぜい)弱性等対策

コ 不正プログラム対策

サ サービス不能攻撃対策

シ 標的型攻撃対策

ス 動的なアクセス制御

セ アプリケーション・コンテンツのセキュリティ

ソ 政府ドメイン名(go.jp)の使用

タ 不正なウェブサイトへの誘導防止

チ 農林水産省外のアプリケーション・コンテンツの告知

(2) 監視機能及び監視のための復号・再暗号化

監視のために必要な機能について、2(1)イの各項目を例として必要な機能を設けること。

また、必要に応じ、監視のために暗号化された通信データの復号化や、復号されたデータの再暗号化のための機能を設けること。

(3) 情報セキュリティの観点に基づくソフトウェアの選定

情報システムを構成するソフトウェアについては、運用中にサポートが終了しないよう可能な限り最新版を選定し、利用するソフトウェアの種類、バージョン及びサポート期限に係る情報を農林水産省に提供すること。

ただし、サポート期限が公表されていないソフトウェアについては、情報システムのライフサイクルを踏まえ、ソフトウェアの発売等からの経過年数や後継となるソフトウェアの有無等を考慮して選定すること。

(4) 情報セキュリティの観点に基づく試験の実施

- ア ソフトウェアの開発及び試験を行う場合は、運用中の情報システムとの分離
- イ 試験項目及び試験方法の決定並びにこれに基づいた試験の実施
- ウ 試験の実施記録の作成・保存

(5) 情報システムの開発環境及び開発工程における情報セキュリティ対策

- ア 変更管理、アクセス制御、バックアップの取得等、ソースコードの不正な変更・消去を防止するための管理
- イ 調達仕様書等に規定されたセキュリティ実装方針の適切な実施
- ウ セキュリティ機能の適切な実装、セキュリティ実装方針に従った実装が行われていることを確認するための設計レビュー及びソースコードレビューの範囲及び方法の決定並びにこれに基づいたレビューの実施
- エ オフショア開発を実施する場合の試験データに実データを使用することの禁止

(6) 政府共通利用型システムの利用における情報セキュリティ対策

ガバメントソリューションサービス(GSS)等、政府共通利用型システムが提供するセキュリティ機能を利用する情報システムを構築する場合は、政府共通利用型システム管理機関が定める運用管理規程等に基づき、政府共通利用型システムの情報セキュリティ水準を低下させることがないように、適切なセキュリティ要件を実装すること。

4 受託者は、本業務において情報システムの運用・保守を行う場合には、以下の事項を含む措置を適切に実施すること。

(1) 情報システムに実装されたセキュリティ機能が適切に運用されるよう、以下の事項を適切に実施すること。

- ア 情報システムの運用環境に課せられるべき条件の整備
- イ 情報システムのセキュリティ監視を行う場合の監視手順や連絡方法
- ウ 情報システムの保守における情報セキュリティ対策
- エ 運用中の情報システムに脆弱(ぜい)弱性が存在することが判明した場合の情報セキュリティ対策
- オ 利用するソフトウェアのサポート期限等の定期的な情報収集及び報告
- カ 「デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン」(デジタル社会推進会議幹事会決定。最終改定:2025年5月27日)の「別紙3 調達仕様書に盛り込むべき情報資産管理標準シートの提出等に関する作業内容」に基づく情報資産管理を行うために必要な事項を記載した情報資産管理標準シートの提出
- キ アプリケーション・コンテンツの利用者に使用を求めるソフトウェアのバージョンのサポート終了時における、サポートを継続しているバージョンでの動作検証及び当該バージョン

ョンで正常に動作させるためのアプリケーション・コンテンツ等の修正

(2) 情報システムの運用保守段階へ移行する前に、移行手順及び移行環境に関して、以下を含む情報セキュリティ対策を行うこと。

ア 情報セキュリティに関わる運用保守体制の整備

イ 運用保守要員へのセキュリティ機能の利用方法等に関わる教育の実施

ウ 情報セキュリティインシデント(可能性がある事象を含む。以下同じ。)を認知した際の対処方法の確立

(3) 情報システムのセキュリティ監視を行う場合には、以下の内容を全て含む監視手順を定め、適切に監視運用すること。

ア 監視するイベントの種類や重要度

イ 監視体制

ウ 監視状況の報告手順や重要度に応じた報告手段

エ 情報セキュリティインシデントの可能性がある事象を認知した場合の報告手順

オ 監視運用における情報の取扱い(機密性の確保)

(4) 情報システムで不要となった識別コードや過剰なアクセス権限等の付与がないか定期的に見直しを行うこと。

(5) 情報システムにおいて定期的に脆弱(ぜい)弱性対策の状況を確認すること。

(6) 情報システムに脆弱(ぜい)弱性が存在することを発見した場合には、速やかに担当部署に報告し、本業務における運用・保守要件に従って脆弱(ぜい)弱性の対策を行うこと。

(7) 要安定情報を取り扱う情報システムについて、以下の内容を全て含む運用を行うこと。

ア 情報システムの各構成要素及び取り扱われる情報に関する適切なバックアップの取得及びバックアップ要件の確認による見直し

イ 情報システムの構成や設定の変更等が行われた際及び少なくとも年1回の頻度で定期的に、情報システムが停止した際の復旧手順の確認による見直し

(8) ガバメントソリューションサービス(GSS)等、本業務の調達範囲外の政府共通利用型システムが提供するセキュリティ機能を利用する情報システムを運用する場合は、政府共通利用型システム管理機関との責任分界に応じた運用管理体制の下、政府共通利用型システム管理機関が定める運用管理規程等に従い、政府共通利用型システムの情報セキュリティ水準を低下させることのないよう、適切に情報システムを運用すること。

(9) 不正な行為及び意図しない情報システムへのアクセス等の事象が発生した際に追跡できるように、運用・保守に係る作業についての記録を管理し、運用・保守によって機器の構成や設定情報等に変更があった場合は、情報セキュリティ対策が適切であるか確認し、必要に応じて見直すこと。

5 受託者は、本業務において情報システムの更改又は廃棄を行う場合には、当該情報システムに保存されている情報について、以下の措置を適切に講ずること。

(1) 情報システム更改時の情報の移行作業における情報セキュリティ対策

(2) 情報システム廃棄時の不要な情報の抹消

V 情報システムの一部の機能を提供するサービスに関する情報セキュリティの確保

応札者は、要機密情報を取り扱う情報システムの一部の機能を提供するサービス(クラウドサービスを除くものとし、以下「業務委託サービス」という。)に関する業務を実施する場合は、業務委託サービス毎に以下の措置を講ずること。

- 1 業務委託サービスの中断時や終了時に円滑に業務を移行できるよう、取り扱う情報の可用性に応じ、以下を例としたセキュリティ対策を実施すること。

(1) 業務委託サービス中断時の復旧要件

(2) 業務委託サービス終了または変更の際の事前告知の方法・期限及びデータ移行方法

- 2 業務委託サービスを提供する情報処理設備が収容されているデータセンターが設置されている独立した地域(リージョン)が国内であること。
- 3 業務委託サービスの契約に定める準拠法が国内法のみであること。
- 4 ペネトレーションテストや脆弱(ぜい)弱性診断等の第三者による検査の実施状況と受入に関する情報が開示されていること。
- 5 業務委託サービスの利用を通じて農林水産省が取り扱う情報について、目的外利用を禁止すること。
- 6 業務委託サービスの提供に当たり、業務委託サービスの提供者若しくはその従業員、再委託先又はその他の者によって、農林水産省の意図しない変更や機密情報の窃取等が行われないことを保証する管理が、一貫した品質保証体制の下でなされていること(例えば、品質保証体制の責任者や各担当者がアクセス可能な範囲等を示した管理体制図、第三者機関による品質保証体制を証明する書類等を提出すること)。
- 7 業務委託サービスの提供者の資本関係、役員等の情報、業務委託サービスの提供が行われる施設等の場所、業務委託サービス提供に従事する者(契約社員、派遣社員等の雇用形態は問わず、本業務に従事する全ての要員)の所属、専門性(情報セキュリティに係る資格、研修実績等)、実績及び国籍に関する情報を記載した資料を提出すること。
- 8 業務委託サービスの提供者の情報セキュリティ水準を証明する、Ⅱの2で掲げる証明書等または同等以上の国際規格等の証明書の写しを提出すること。
- 9 情報セキュリティインシデントへの対処方法を確立していること。
- 10 情報セキュリティ対策その他の契約の履行状況を確認できること。
- 11 情報セキュリティ対策の履行が不十分な場合の対処方法を確立していること。
- 12 業務委託サービスの提供者との情報の受渡し方法や委託業務終了時の情報の廃棄方法等を含む情報の取扱手順について業務委託サービスの提供者と合意し、定められた手順により情報を取り扱うこと。

VI クラウドサービスに関する情報セキュリティの確保

応札者は、本業務において、クラウドサービス上で要機密情報を取り扱う場合は、当該クラウドサービスごとに以下の措置を講ずること。また、当該クラウドサービスの活用が本業務の再委託に該当する場合は、当該クラウドサービスに対して、Xの措置を講ずること。

1 サービス条件

- (1) クラウドサービスを提供する情報処理設備が収容されているデータセンターについて、設置されている独立した地域(リージョン)が国内であること。
- (2) クラウドサービスの契約に定める準拠法が国内法のみであること。
- (3) クラウドサービス終了時に情報を確実に抹消することが可能であること。
- (4) 本業務において要求されるサービス品質を満たすクラウドサービスであること。
- (5) クラウドサービス提供者の資本関係、役員等の情報、クラウドサービス提供に従事する者(契約社員、派遣社員等の雇用形態は問わず、本業務に従事する全ての要員)のうち農林水産省の情報又は農林水産省が利用するクラウドサービスの環境に影響を及ぼす可能性のある者の所属、専門性(情報セキュリティに係る資格、研修実績等)、実績及び国籍に関する情報を記載した資料を提出すること。
- (6) ペネトレーションテストや脆弱(ぜい)弱性診断等の第三者による検査の実施状況と受入に関する情報が開示されていること。
- (7) 原則として、ISMAP クラウドサービスリスト又は ISMAP-LIU クラウドサービスリスト(以下「ISMAP クラウドサービスリスト等」という。)に登録されているクラウドサービスであること。
- (8) ISMAP クラウドサービスリスト等に登録されていないクラウドサービスの場合は、ISMAP の管理基準に従い、ガバナンス基準及びマネジメント基準における全ての基準、管理策基準における統制目標(3桁の番号で表現される項目)及び末尾にBが付された詳細管理策(4桁の番号で表現される項目)を原則として全て満たしていることを証明する資料を提出し、農林水産省の承認を得ること。

2 クラウドサービスのセキュリティ要件

- (1) クラウドサービスについて、以下の要件を満たしていること。
 - ア クラウドサービス提供者が提供する主体認証情報の管理機能が農林水産省の要求事項を満たすこと。
 - イ クラウドサービス上に保存する情報やクラウドサービスの機能に対してアクセス制御できること。
 - ウ クラウドサービス利用者によるクラウドサービスに多大な影響を与える操作が特定されていること。
 - エ クラウドサービス内及び通信経路全般における暗号化が行われていること。
 - オ クラウドサービス上に他ベンダが提供するソフトウェア等を導入する場合、ソフトウェアのクラウドサービス上におけるライセンス規定に違反していないこと。
 - カ クラウドサービスのリソース設定を変更するユーティリティプログラムを使用する場合、その機能を確認していること。

- キ 暗号鍵管理機能をクラウドサービス提供者が提供する場合、鍵管理手順、鍵の種類
の情報及び鍵の生成から廃棄に至るまでのライフサイクルにおける情報をクラウドサー
ビス提供者から入手し、またリスク評価を実施していること。
 - ク 利用するクラウドサービスのネットワーク基盤が他のネットワークと分離されていること。
 - ケ クラウドサービス提供者が提供するバックアップ機能を利用する場合、農林水産省の
要求事項を満たすこと。
- (2)クラウドサービスで利用するアカウント管理に関して、以下のセキュリティ機能要件を満た
していること。
- ア クラウドサービス提供者が付与し、又はクラウドサービス利用者が登録する識別コー
ドの作成から廃棄に至るまでのライフサイクルにおける管理
 - イ クラウドサービスを利用する情報システムの管理者権限を保有するクラウドサービス
利用者に対する、強固な認証技術による認証
 - ウ クラウドサービス提供者が提供する主体認証情報の管理機能について、農林水産省
の要求事項を満たすための措置の実施
- (3)クラウドサービスで利用するアクセス制御に関して、以下のセキュリティ機能要件を満たし
ていること。
- ア クラウドサービス上に保存する情報やクラウドサービスの機能に対する適切なアクセ
ス制御
 - イ インターネット等の農林水産省外通信回線から農林水産省内通信回線を経由せずに
クラウドサービス上に構築した情報システムにログインすることを認める場合の適切な
セキュリティ対策
- (4)クラウドサービスで利用する権限管理に関して、以下のセキュリティ機能要件を満たしてい
ること。
- ア クラウドサービス利用者によるクラウドサービスに多大な影響を与える誤操作の抑制
 - イ クラウドサービスのリソース設定を変更するユーティリティプログラムを使用する場合
の利用者の制限
- (5)クラウドサービスで利用するログの管理に関して、以下のセキュリティ機能要件を満たして
いること。
- ア クラウドサービスが正しく利用されていることの検証及び不正侵入、不正操作等がな
されていないことの検証を行うために必要なログの管理
- (6)クラウドサービスで利用する暗号化に関して、以下のセキュリティ機能要件を満たしてい
ること。
- ア クラウドサービス内及び通信経路全般における暗号化の適切な実施
 - イ 情報システムで利用する暗号化方式の遵守度合いに係る法令や農林水産省訓令等
の関連する規則の確認
 - ウ 暗号化に用いる鍵の保管場所等の管理に関する要件

- エ クラウドサービスで利用する暗号鍵に関する生成から廃棄に至るまでのライフサイクルにおける適切な管理
- (7) クラウドサービスを利用する際の設計・設定時の誤り防止に関して、以下のセキュリティ要件を満たしていること。
 - ア クラウドサービス上で構成される仮想マシンに対する適切なセキュリティ対策
 - イ クラウドサービス提供者へのセキュリティを保つための開発手順等の情報の要求とその活用
 - ウ クラウドサービス提供者への設計、設定、構築等における知見等の情報の要求とその活用
 - エ クラウドサービスの設定の誤りを見いだすための対策
- (8) クラウドサービス運用時の監視等に関して、以下の運用管理機能要件を満たしていること。
 - ア クラウドサービス上に構成された情報システムのネットワーク設計におけるセキュリティ要件の異なるネットワーク間の通信の監視
 - イ 利用するクラウドサービス上の情報システムが利用するデータ容量や稼働性能についての監視と将来の予測
 - ウ クラウドサービス内における時刻同期の方法
 - エ 利用するクラウドサービスの不正利用の監視
- (9) クラウドサービス上で要安定情報を取り扱う場合は、その可用性を考慮した設計となっていること。
- (10) クラウドサービスにおいて、不測の事態に対してサービスの復旧を行うために必要なバックアップの確実な実施を含む、情報セキュリティインシデントが発生した際の復旧に関する対策要件が策定されていること。
- 3 クラウドサービスを利用した情報システム

クラウドサービスを利用した情報システムについて、以下の措置を講ずること。

 - (1) 導入・構築時の対策
 - ア クラウドサービスで利用するサービスごとの情報セキュリティ水準の維持に関する手順について、以下の内容を全て含む実施手順を整備すること。
 - (ア) クラウドサービス利用のための責任分界点を意識した利用手順
 - (イ) クラウドサービス利用者が行う可能性がある重要操作の手順
 - イ 情報システムの運用・監視中に発生したクラウドサービスの利用に係る情報セキュリティインシデントを認知した際の対処手順について、以下の内容を全て含む実施手順を整備すること。
 - (ア) クラウドサービス提供者との責任分界点を意識した責任範囲の整理
 - (イ) クラウドサービスのサービスごとの情報セキュリティインシデント対処に関する事項
 - (ウ) クラウドサービスに係る情報セキュリティインシデント発生時の連絡体制
 - ウ クラウドサービスが停止し、又は利用できなくなった際の復旧手順を実施手順として整

備すること。なお、要安定情報を取り扱う場合は十分な可用性を担保した手順とすること。

(2) 運用・保守時の対策

ア クラウドサービスの利用に関して、以下の内容を全て含む情報セキュリティ対策を実施すること。

(ア) クラウドサービス提供者に対する定期的なサービスの提供状態の確認

(イ) クラウドサービス上で利用するIT資産の適切な管理

イ クラウドサービスで利用するアカウントの管理、アクセス制御、管理権限に関して、以下の内容を全て含む情報セキュリティ対策を実施すること。

(ア) 管理者権限をクラウドサービス利用者へ割り当てる場合のアクセス管理と操作の確実な記録

(イ) クラウドサービス利用者に割り当てたアクセス権限に対する定期的な確認による見直し

ウ クラウドサービスで利用する機能に対する脆弱(ぜい)弱性対策を実施すること。

エ クラウドサービスを運用する際の設定変更に関して、以下の内容を全て含む情報セキュリティ対策を実施すること。

(ア) クラウドサービスのリソース設定を変更するユーティリティプログラムを使用する場合の利用者の制限

(イ) クラウドサービスの設定を変更する場合の設定の誤りを防止するための対策

(ウ) クラウドサービス利用者が行う可能性のある重要操作に対する監督者の指導の下での実施

オ クラウドサービスを運用する際の監視に関して、以下の内容を全て含む対策を実施すること。

(ア) クラウドサービスの不正利用の監視

(イ) クラウドサービスで利用しているデータ容量、性能等の監視

カ クラウドサービスを運用する際の可用性に関して、以下の内容を全て含む情報セキュリティ対策を実施すること。

(ア) 不測の事態に際してサービスの復旧を行うために必要なバックアップの確実な実施

(イ) 要安定情報をクラウドサービスで取り扱う場合の十分な可用性の担保、復旧に係る定期的な訓練の実施

(ウ) クラウドサービス提供者からの仕様内容の変更通知に関する内容確認と復旧手順の確認

キ クラウドサービスで利用する暗号鍵に関して、暗号鍵の生成から廃棄に至るまでのライフサイクルにおける適切な管理の実施を含む情報セキュリティ対策の実施

(3) 更改・廃棄時の対策

ア クラウドサービスの利用終了に際して、以下の内容を全て含む情報セキュリティ対策

を実施すること。

- (ア)クラウドサービスで取り扱った情報の廃棄
- (イ)暗号化消去が行えない場合の基盤となる物理機器の廃棄
- (ウ)作成されたクラウドサービス利用者アカウントの削除
- (エ)利用したクラウドサービスにおける管理者アカウントの削除又は返却
- (オ)クラウドサービス利用者アカウント以外の特殊なアカウントの削除と関連情報の廃棄

VII Web システム／Web アプリケーションに関する情報セキュリティの確保

受託者は、本業務において、Web システム／Web アプリケーションを開発、利用または運用等を行う場合、別紙「Web システム／Web アプリケーションセキュリティ要件書 Ver.4.0」の各項目について、対応可、対応不可あるいは対象外等の対応方針を記載した資料を提出すること。

VIII 機器等に関する情報セキュリティの確保

受託者は、本業務において、農林水産省にサーバ装置、端末、通信回線装置、複合機、特定用途機器、外部電磁的記録媒体、ソフトウェア等（以下「機器等」という。）を納品、賃貸借等をする場合には、以下の措置を講ずること。

- 1 納入する機器等の製造工程において、農林水産省が意図しない変更が加えられないよう適切な措置がとられており、当該措置を継続的に実施していること。また、当該措置の実施状況を証明する資料を提出すること。
- 2 機器等に対して不正な変更があった場合に識別できる構成管理体制を確立していること。また、不正な変更が発見された場合に、農林水産省と受託者が連携して原因を調査・排除できる体制を整備していること。
- 3 機器等の設置時や保守時に、情報セキュリティの確保に必要なサポートを行うこと。
- 4 利用マニュアル・ガイダンスが適切に整備された機器等を採用すること。
- 5 脆（ぜい）弱性検査等のテストが実施されている機器等を採用し、そのテストの結果が確認できること。
- 6 ISO/IEC 15408 に基づく認証を取得している機器等を採用することが望ましい。なお、当該認証を取得している場合は、証明書等の写しを提出すること。（提出時点で有効期限が切れていないこと。）
- 7 情報システムを構成するソフトウェアについては、運用中にサポートが終了しないよう、サポート期間が十分に確保されたものを選定し、可能な限り最新版を採用するとともに、ソフトウェアの種類、バージョン及びサポート期限について報告すること。なお、サポート期限が事前に公表されていない場合は、情報システムのライフサイクルを踏まえ、販売からの経過年数や後継ソフトウェアの有無等を考慮して選定すること。
- 8 機器等の納品時に、以下の事項を書面で報告すること。
 - (1)調達仕様書に指定されているセキュリティ要件の実装状況（セキュリティ要件に係る試験

の実施手順及び結果)

- (2) 機器等に不正プログラムが混入していないこと(最新の定義ファイル等を適用した不正プログラム対策ソフトウェア等によるスキャン結果、内部監査等により不正な変更が加えられていないことを確認した結果等)

IX 管轄裁判所及び準拠法

- 1 本業務に係る全ての契約(クラウドサービスを含む。以下同じ。)に関して訴訟の必要が生じた場合の専属的な合意管轄裁判所は、国内の裁判所とすること。
- 2 本業務に係る全ての契約の成立、効力、履行及び解釈に関する準拠法は、日本法とすること。

X 業務の再委託における情報セキュリティの確保

- 1 受託者は、本業務の一部を再委託(再委託先の事業者が受託した事業の一部を別の事業者へ委託する再々委託等、多段階の委託を含む。以下同じ。)する場合には、受託者が上記Ⅱの1、Ⅱの2、Ⅲの1及びⅣの1において提出することとしている資料等と同等の再委託先に関する資料等並びに再委託対象とする業務の範囲及び再委託の必要性を記載した申請書を提出し、農林水産省の許可を得ること。
- 2 受託者は、本業務に係る再委託先の行為について全責任を負うものとする。また、再委託先に対して、受託者と同等の義務を負わせるものとし、再委託先との契約においてその旨を定めること。なお、情報セキュリティ監査については、受託者による再委託先への監査のほか、農林水産省又は農林水産省が選定した事業者による再委託先への立入調査等の監査を受け入れるものとする。
- 3 受託者は、担当部署からの要求があった場合は、再委託先における情報セキュリティ対策の履行状況を報告すること。

XI 資料等の提出

上記Ⅱの1、Ⅱの2、Ⅲの1、Ⅳの1、Ⅴの6、Ⅴの7、Ⅴの8、Ⅵの1(5)、Ⅵの1(6)、Ⅵの1(8)、Ⅶの1及びⅦの6において提出することとしている資料等については、最低価格落札方式にあっては入札公告及び入札説明書に定める証明書等の提出場所及び提出期限に従って提出し、総合評価落札方式及び企画競争方式にあっては提案書等の評価のための書類に添付して提出すること。

XII 変更手続

受託者は、上記Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ、Ⅴ、Ⅵ、Ⅶ、Ⅷ及びⅩに関して、農林水産省に提示した内容を変更しようとする場合には、変更する事項、理由等を記載した申請書を提出し、農林水産省の許可を得ること。

令和×年×月×日

農林水産省
消費・安全局動物衛生課 殿

住所 ○○○○○○○○○○
株式会社○○○○○○○○○
情報セキュリティ管理責任者 ○○○○

情報セキュリティ対応状況・確認書

下記調達に関して情報セキュリティの確保に関する共通基本仕様に基づき、当社の情報セキュリティ対応状況について以下のとおり回答させていただきます。

調達件名：飼養衛生管理等支援システム第4期開発及び運用・支援保守等業務

1. 受託者及び業務実施体制に関する情報の提供について

No	情報提供依頼事項	情報の提供に 応じる		備考
1	受託者は、受託者の資本関係・役員等の情報、本業務の実施場所、本業務の従事者（契約社員、派遣社員等の雇用形態は問わず、本業務に従事する全ての要員）の所属・専門性（保有資格、研修受講実績等）・実績（業務実績、経験年数等）及び国籍に関する情報を記載した資料を提出すること。 なお、本業務に従事する全ての要員に関する情報を記載することが困難な場合は、本業務に従事する主要な要員に関する情報を記載するとともに、本業務に従事する部門等における従事者に関する情報（○○国籍の者が△名（又は□%）等）を記載すること。また、この場合であっても、担当部署からの要求に応じて、可能な限り要員に関する情報を提供すること。	はい □	いいえ □	提出資料有
2	受託者は、本業務を実施する部署、体制等の情報セキュリティ水準を証明する以下のいずれかの証明書等の写しを提出すること。 （1）ISO/IEC27001等の国際規格とそれに基づく認証の証明書等 （2）プライバシーマーク又はそれと同等の認証の証明書等 （3）IPAが公開する情報セキュリティ対策ベンチマークを利用した自己評価を行い、その評価結果において、全項目に係る平均値が4に達し、かつ各評価項目の成熟度が2以上であることが確認できる確認書 （4）MS認証信頼性向上イニシアティブに参画し、不祥事への対応や透明性確保に係る取組を実施している実績	はい □	いいえ □	提出資料有

2. 情報セキュリティの確保について

No	チェック事項	チェック事項の 措置を講じる		備考
1	本業務上知り得た情報（公知の情報を除く。）については、契約期間中はもとより契約終了後においても第三者に開示及び本業務以外の目的で利用しないこと。	はい ☐	いいえ ☐	
2	本業務に従事した要員が異動、退職等をした後においても有効な守秘義務契約を締結すること。	はい ☐	いいえ ☐	
3	本業務の各工程において、農林水産省の意図しない変更や機密情報の窃取等が行われないことを保証する管理が、一貫した品質保証体制の下でなされていること（例えば、品質保証体制の責任者や各担当者がアクセス可能な範囲等を示した管理体制図、第三者機関による品質保証体制を証明する書類等を提出すること。）。	はい ☐	いいえ ☐	提出資料有
4	本業務において、農林水産省の意図しない変更が行われるなどの不正が見つかったときに、追跡調査や立入調査等、農林水産省と連携して原因を調査し、排除するための手順及び体制（例えば、システムの操作ログや作業履歴等を記録し、担当部署から要求された場合には提出するなど）を整備していること。	はい ☐	いいえ ☐	
5	本業務において、個人情報又は農林水産省における要機密情報を取り扱う場合は、当該情報（複製を含む。以下同じ。）を国内において取り扱うものとし、当該情報の国外への送信・保存や当該情報への国外からのアクセスを行わないこと。	はい ☐	いいえ ☐	
6	本業務における情報セキュリティ対策の履行状況を定期的に報告すること。	はい ☐	いいえ ☐	
7	農林水産省が情報セキュリティ監査の実施を必要と判断した場合は、農林水産省又は農林水産省が選定した事業者による立入調査等の情報セキュリティ監査（サイバーセキュリティ基本法（平成 26 年法律第 104 号）第 25 条第 1 項第 2 号に基づく監査等を含む。以下同じ。）を受け入れること。また、担当部署からの要求があった場合は、受託者が自ら実施した内部監査及び外部監査の結果を報告すること。	はい ☐	いいえ ☐	
8	本業務において、要安定情報を取り扱うなど、担当部署が可用性を確保する必要があると認めた場合は、サービスレベルの保証を行うこと。	はい ☐	いいえ ☐	
9	本業務において、第三者に情報が漏えいするなどの情報セキュリティインシデントが発生した場合は、担当部署に対し、速やかに電話、口頭等で報告するとともに、報告書を提出すること。また、農林水産省の指示に従い、事態の収拾、被害の拡大防止、復旧、再発防止等に全力を挙げること。なお、これらに要する費用の全ては受託者が負担すること。	はい ☐	いいえ ☐	
10	情報セキュリティ対策の履行が不十分な場合、農林水産省と協議の上、必要な改善策を立案し、速やかに実施するなど、適切に対処すること。	はい ☐	いいえ ☐	

2. 情報セキュリティの確保について（続き）

No	チェック事項	チェック事項の措置を講じる		備考
11	本業務においてクラウドサービスを活用する場合（※）には、ISO/IEC27001 又はそれに基づく認証を取得しているクラウドサービスを採用すること。また、当該認証の証明書等の写しを提出すること。	はい ☐	いいえ ☐	提出資料有
		該当なし ☐		
12	本業務においてクラウドサービスを活用する場合（※）には、クラウドサービスの情報セキュリティ水準を証明する以下のいずれかの証明書等の写しを提出すること。 （１）ISO/IEC 27017 又は ISMS クラウドセキュリティ認証制度に基づく認証 （２）セキュリティに係る内部統制の保証報告書（SOC 報告書（Service Organization Control Report）） （３）情報セキュリティ監査により対策の有効性が適切であることを証明する報告書（クラウド情報セキュリティ監査制度に基づく CS マークが付された CS 証明書等）	はい ☐	いいえ ☐	提出資料有
		該当なし ☐		
13	本業務において、農林水産省にサーバ装置、端末、通信回線装置、複合機、特定用途機器、外部電磁的記録媒体、ソフトウェア等を納品、賃貸借等をする場合には、納入する機器等の製造工程において、農林水産省が意図しない変更が加えられないよう適切な措置がとられており、当該措置を継続的に実施していること。また、当該措置の実施状況を証明する資料を提出すること。	はい ☐	いいえ ☐	提出資料有
		該当なし ☐		
14	本業務において、農林水産省にサーバ装置、端末、通信回線装置、複合機、特定用途機器、外部電磁的記録媒体、ソフトウェア等を納品、賃貸借等をする場合には、ISO/IEC 15408 に基づく認証を取得している機器等を採用することが望ましい。なお、当該認証を取得している場合は、証明書等の写しを提出すること。	はい ☐	いいえ ☐	提出資料有
		該当なし ☐		

※発注業務の要件でクラウドサービス利用を指定している場合のみ該当。（発注業務の要件でクラウドサービス利用を指定していないが、受託者側の選択で利用する場合（受注者の開発環境をクラウド環境で構築するなど）や、発注業務の要件に関係なく、受託者側の都合でメール、ファイル管理等の機能にクラウドサービスを利用している場合等については該当しないものとする。）

3. 個人情報保護について

No	チェック事項	チェック事項の 措置を講じる		備考
1	本業務の各工程において、農林水産省の意図としない個人情報漏えい等が行われないことを保証する管理が一貫した保証管理体制の下でなされていること（例えば、個人情報等の取扱いに関する責任者及び業務従事者の管理及び実施体制、個人情報等の管理状況の検査に関する事項等を証明する書類等を提出すること。）。	はい ☐	いいえ ☐	提出資料有
2	本業務の作業を派遣労働者に行わせる場合は、労働者派遣契約書に秘密保持義務など個人情報の適正な取扱いに関する事項を明記し、担当部署の承認を得た上で実施すること。また、作業実施前に教育を実施し、認識を徹底させること。	はい ☐	いいえ ☐	
		該当なし ☐		
3	個人情報を複製する際には、事前に担当部署の許可を得ること。なお、複製の実施は必要最小限とし、複製が不要となり次第、その内容が絶対に復元できないように破棄・消去すること。	はい ☐	いいえ ☐	
4	受託者は、本業務を履行する上で個人情報の漏えい等安全確保の上で問題となる事案を把握した場合には、直ちに被害の拡大防止等のため必要な措置を講ずるとともに、担当部署に事案が発生した旨、被害状況、復旧等の措置及び本人への対応等について直ちに報告すること。	はい ☐	いいえ ☐	

様式

環境負荷低減のクロスコンプライアンス実施状況報告書

以下のア～ウの取組について、実施状況を報告します。

ア 環境負荷低減に配慮したものを調達するよう努める。

具体的な事項	実施した／努めた	左記非該当
・対象となる物品の輸送に当たり、燃料消費を少なくするよう検討する（もしくはそのような工夫を行っている配送業者と連携する）。	☐	☐
・対象となる物品の輸送に当たり、燃費効率の向上や温室効果ガスの過度な排出を防ぐ観点から、輸送車両の保守点検を適切に実施している。	☐	☐
・農林水産物や加工食品を使用する場合には、農薬等を適正に使用して（農薬の使用基準等を遵守して）作られたものを調達することに努めている。	☐	☐
・事務用品を使用する場合には、詰め替えや再利用可能なものを調達することに努めている。	☐	☐
・その他（ ）		
・上記で「実施した／努めた」に一つもチェックが入らず（全て「左記非該当」）、その他の取組も行っていない場合は、その理由（ ）		

イ エネルギーの削減の観点から、オフィスや車両・機械などの電気、燃料の使用状況の記録・保存や、不必要・非効率なエネルギー消費を行わない取組（照明、空調のこまめな管理や、ウォームビズ・クールビズの励行、燃費効率の良い機械の利用等）の実施に努める。

具体的な事項	実施した／努めた	左記非該当
・事業実施時に消費する電気・ガス・ガソリン等のエネルギーについて、帳簿への記載や伝票の保存等により、使用量・使用料金の記録に努めている。	☐	☐
・事業実施時に使用するオフィスや車両・機械等について、不要な照明の消灯やエンジン停止に努めている。	☐	☐

・事業実施時に使用するオフィスや車両・機械等について、基準となる室温を決めたり、必要以上の冷暖房、保温を行わない等、適切な温度管理に努めている。	☐	☐
・事業実施時に使用する車両・機械等が効果的に機能を発揮できるよう、定期的な点検や破損があった場合は補修等に努めている。	☐	☐
・夏期のクールビズや冬期のウォームビズの実施に努めている。	☐	☐
・その他（ ）		
・上記で「実施した／努めた」に一つもチェックが入らず（全て「左記非該当」）、その他の取組も行っていない場合は、その理由（ ）		

ウ みどりの食料システム戦略の理解に努めるとともに、機械等を扱う場合は、機械の適切な整備及び管理並びに作業安全に努める。

具体的な事項	実施した／努めた	左記非該当
・「環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート解説書 ー民間事業者・自治体等編ー」にある記載内容を了知し、関係する事項について取り組むよう努める。	☐	☐
・事業者として独自の環境方針やビジョンなどの策定している、もしくは、策定を検討する。	☐	☐
・従業員向けの環境や持続性確保に係る研修などを行っている、もしくは、実施を検討する。	☐	☐
・作業現場における、作業安全のためのルールや手順などをマニュアル等に整理する。また、定期的な研修などを実施するように努めている。	☐	☐
・資機材や作業機械・設備が異常な動作などを起こさないよう、定期的な点検や補修などに努めている。	☐	☐
・作業現場における作業空間内の工具や資材の整理などを行い、安全に作業を行えるスペースを確保する。	☐	☐
・労災保険等の補償措置を備えるよう努めている。	☐	☐
・その他（ ）		
・上記で「実施した／努めた」に一つもチェックが入らず（全て「左記非該当」）、その他の取組も行っていない場合は、その理由（ ）		

別紙6

閲覧申請書

申込日： 令和 年 月 日

1 会 社 名：

2 住 所：

3 担当者名：

4 電話番号：

5 E-mail アドレス：

6 閲覧希望日時： 令和 年 月 日 時
令和 年 月 日 時
令和 年 月 日 時

7 閲覧者氏名：
：
：
：

別紙 7

農林水産省

消費・安全局動物衛生課 宛

機密保持誓約書

「飼養衛生管理等支援システム第4期開発及び運用・支援保守等業務」に係る資料閲覧に当たり、下記の事項を厳守することを誓約します。

記

- 1 農林水産省の情報セキュリティに関する規程等を遵守し、農林水産省が開示した情報（公知の情報等を除く。）を本調達目的以外に使用又は第三者に開示若しくは漏えいすることのないよう、必要な措置を講じます。
- 2 閲覧資料については、複製及び撮影を行いません。
- 3 本業務に係る調達の期間中及び終了後にかかわらず、守秘義務を負います。
- 4 上記1～3に反して、情報を本調達目的以外に使用又は第三者に開示若しくは漏えいした場合、法的な責任を負うものであることを確認し、これにより農林水産省が被った一切の損害を賠償します。また、その際には秘密保持に関する農林水産省の監査を受けることとし、誠実に対応します。

令和 年 月 日

住 所

会 社 名

代表者名

品質管理要件

1. 作業実施計画書の作成段階において、以下の事項を記載すること。

○品質管理体制

○品質管理の手法

- ・品質管理として各工程において、どのような活動を行うのか、全体フレームワークを示すこと。なお、内容が不十分と判断した場合には必要な修正を行うこと。
- ・各工程においては社内レビューのみならず、発注者へのレビュー実施事項を含むこと。
- ・品質管理を一元的に管理するためのツール又は標準ドキュメントがあれば、それを示すこと。

なお、様式等は任意とするが、情報項目として不足等があると判断した場合には、追加修正対応すること。

○課題管理表により、検討課題を管理すること。

○問題管理表により、課題事項を管理すること。

○リスク管理表によりプロジェクトリスクを管理すること。なお、作業計画時のリスク想定事項をあらかじめ反映すること。

○その他、品質管理に係わる取組事項があれば明示すること。

2. 品質管理事項として、少なくとも以下に示す取組みを実施すること。

○設計・開発段階

- ・設計書案についてレビュー実施すること。
- ・その際に、レビュー目的、レビューポイントを明確にすること。
- ・実施時期については、スケジュール表に反映すること。
- ・レビュー実施の方法、体制について明示すること。

○テスト段階

- ・各リリース段階において、試験前にテスト計画書を作成し、レビューすること。
- ・テスト計画書に基づき、各テスト実施前にテスト内容の詳細についてレビューを行うこと。
- ・テスト計画書には試験方針を示すこと。また、試験方針として、テストの目的と範囲、テスト方法、テスト体制、テスト期間、テスト環境など明示すること。
- ・テスト実施体制においては、第三者による確認など、客観的な品質管理体制

制とすること。

- ・また、テスト段階に用いる品質管理指標項目と目標値・完了基準を設定し、その説明をすること。
- ・テスト実施においては、機能テストとして、正常系テスト、例外テスト、境界テスト、限界値テスト等を行うものとする。また、必要に応じて性能試験を行うこと。
- ・操作性など、ユーザーの視点に立ったテスト項目を設定すること。
- ・上記試験項目一覧（チェックリスト）等を含むテスト計画書を各テスト実施前に提示すること。
- ・設定した品質管理指標項目と目標値・完了基準に基づき、試験結果を報告すること。
- ・テスト実施においては、管理ドキュメントとして、バグ管理図（信頼度成長曲線）や品質管理表などを作成・管理すること。
- ・実際の運用を想定したテスト内容を設定すること。登録系のテストは登録後、修正、削除、再登録も行うこと。
- ・本番環境の登録データ、マスタ等も調査、考慮の上、テスト内容を設定すること。
- ・改修に関連する機能も含めてテストを行うこと。

○テスト結果報告

- ・テスト結果報告書及び品質管理表による報告を行うこと。
- ・摘出不良目標値；試験密度と不良率などが確認できる資料を提示すること。
- ・機能別／サブシステム別の試験項目数（予定・実績・密度）、不良数（予定／実績・不良率）による目標値や自社の経験に基づく指標値範囲内であるか等の報告を行うこと。
- ・品質状況分析（障害・不良原因分析）に基づく報告を行うこと。
- ・不具合の原因を分類整理し、類似の潜在不具合を潰すための横展開や品質強化のための追加試験実施など、品質強化のための対応策を示し、速やかに実施すること。